第二次山陽小野田市総合計画

令　和　３　年　度　実　施　計　画

活　力　と　笑　顔
あ　ふ　れ　る　ま　ち
～スマイルシティ山陽小野田～

令和３年６月

山陽小野田市
SANYO ONODA CITY

目　次

１　総合計画策定の趣旨 …… 1

２　総合計画の構成と計画期間 …… 2

３　重点プロジェクト …… 3

４　重点施策 …… 4

重点施策１　にぎわい・活力・地域資源活用プロジェクト

(1)　文化・スポーツ振興 …… 5

(2)　山口東京理科大学と連携 …… 6

(3)　地域経済の活力増進 …… 6

重点施策２　子育て世代から選ばれるまち推進プロジェクト

(1)　子育て支援の充実 …… 7

(3)　教育環境の整備 …… １２

重点施策３　まちの魅力発信向上プロジェクト

(1)　シティセールスによる魅力発信 …… １５

(2)　観光の推進 …… １７

５　分野別計画 …… １８

６　令和２年度実施計画事業一覧 …… ２０

第１章 子育て・福祉・医療・健康　～希望をもち健やかに暮らせるまち～

基本施策１　子育て支援の充実 …… ２１

基本施策２　高齢者福祉の充実 …… ２８

基本施策３　障がい者福祉の充実 …… ３４

基本施策４　地域福祉の推進 …… ３７

基本施策５　社会保障の安定 …… ４０

基本施策６　健康づくりの推進 …… ４３

基本施策７　地域医療体制の充実 …… ４７

第２章 市民生活・地域づくり・環境・防災 ～人と自然が調和する安心のまち～

基本施策８　消防・救急体制の充実 …… ４９

基本施策９　防災体制の充実 …… ５０

基本施策 10　防犯・交通安全対策等の推進 …… ５４

基本施策 11　消費者の保護と意識啓発 …… ５６

基本施策 12　地域づくりの推進 …… ５６

基本施策 13　人権尊重のまちづくり …… ５７

基本施策 14　自然環境の保全 …… ５９

基本施策 15　循環型社会の形成 …… ６０

基本施策 16　国際交流・地域間交流の推進 …… ６３

基本施策 17　移住・定住の推進 ……６３
第３章 都市基盤 ～快適で潤いある暮らしができるまち～
基本施策 18　住環境の確保 ……６５
基本施策 19　公園・緑地の整備・保全 ……６７
基本施策 20　水道の安定供給と下水道の充実……６８
基本施策 21　道路・交通網の充実 ……７０
基本施策 22　適正な土地利用の推進 ……７３
基本施策 23　港湾施設の整備 ……７４
第４章 産業・観光 ～地域資源を活かした活力ある産業のまち～
基本施策 24　多様な働く場の確保 ……７５
基本施策 25　中小企業の振興 ……７６
基本施策 26　工業の振興 ……７６
基本施策 27　商業の振興 ……７７
基本施策 28　農業の振興 ……７８
基本施策 29　林業の振興 ……８１
基本施策 30　水産業の振興 ……８２
基本施策 31　観光・交流の振興 ……８３
第５章 教育・文化・スポーツ ～意欲と活力を育む学びのまち～
基本施策 32　学校教育の推進 ……８７
基本施策 33　社会教育の推進 ……９１
基本施策 34　次世代の学校・地域創生の推進……９４
基本施策 35　山口東京理科大学の教育環境の整備・充実……９５
基本施策 36　芸術文化によるまちづくりの推進……９６
基本施策 37　スポーツによるまちづくりの推進……１００
第６章 行財政運営・市民参画・市政情報の発信
基本施策 38　効率的で効果的な行政運営……１０３
基本施策 39　健全な財政運営 ……１０７
基本施策 40　市政への市民参画の推進 ……１１０
基本施策 41　広域連携の推進 ……１１２
施策体系外・繰出金 ……１１３

総合計画策定の趣旨

本市では、平成 20 年度（2008 年度）から 10 年間を計画期間とする第一次山陽小野田市総合計画に基づき、市の将来都市像である「人と出会い 支え合い 自然とふれあう 活力ある 住み良さ創造都市」の実現に向けて市政運営に取り組んできました。

この間に、地方自治法が改正され、市町村における「基本構想」の法的な策定義務がなくなったことにより、総合計画の策定は各市町村の判断に委ねられることとなりました。

本市においても今後の少子高齢化の進行、人口減少社会の到来を背景とし、歳入面では生産年齢人口の減少とそれに伴う経済活動の縮小などにより、税収の減少が予想される一方、歳出面では高齢者の医療・介護に要する費用など社会保障費の増加、市民ニーズの多様化、さらには公共施設の維持・更新などにより、厳しい市政運営が予想されます。このような中、本市では直面する課題について施策の重要性と優先性を検討し、限られた財源を有効に活用する計画的な市政運営を行っていかなければなりません。

こうした状況を踏まえ、「住みよい」まちづくりを進め、持続可能な地域社会を維持するためには、まちづくりの方向性を市民と行政が共有し、一体となって取り組むための指針となる長期的な計画として総合計画の策定が必要となります。また、本市では都市計画や福祉など個別の行政分野における計画が策定されていますが、これらを束ねて全体調整を図るためにも、最上位計画としての総合計画の位置付けは重要なものとなります。

よって、平成 30 年度（2018 年度）以降のまちづくりを総合的・計画的に進めるための指針として、山陽小野田市自治基本条例に沿って、第二次山陽小野田市総合計画を策定することとします。

総合計画の構成と計画期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の３部で構成します。

（１）基本構想

（計画期間：平成 30 年度（2018 年度）～令和１１年度（2029 年度））

本市が目指す将来都市像と、それを実現するためのまちづくりの基本的な方向性を示すもので、基本計画、実施計画の基礎となるものです。計画期間は 12 年間とします。

（２）基本計画

（前期：平成 30 年度（2018 年度）～令和　３年度（2021 年度））
（中期：令和　４年度（2022 年度）～令和　７年度（2025 年度））
（後期：令和　８年度（2026 年度）～令和１１年度（2029 年度））

基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けて、まちづくりを総合的・計画的に推進するため必要となる施策を分野ごとに示すものです。

社会経済情勢の変化や基本計画の実施状況を踏まえ、前期、中期、後期に分けて策定し、計画期間はそれぞれ４年間とします。

（３）実施計画（３年のローリング方式）

実施計画は、基本計画で示した施策を実現するための具体的な事業を示すものです。計画期間は、社会経済情勢の変化に即応するため３年間とし、毎年度見直しを実施するものとします。

■計画の構成

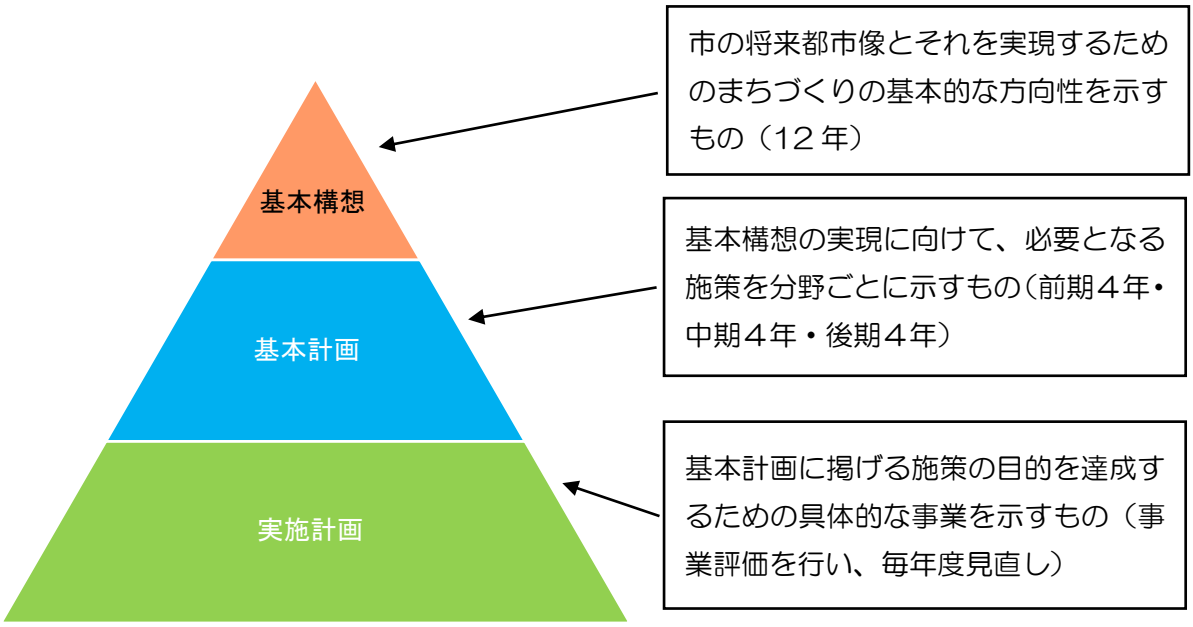

重点プロジェクト

将来都市像の実現に向けて、前期基本計画における施策の中でも、五つの基本目標の分野を越えて、優先的かつ重点的に実施すべき関連する施策を「重点プロジェクト」として位置付けます。

重点プロジェクトの選定に当たっては、市民の意見等を踏まえ、また、人口減少の抑制に向けた地方創生につながる施策を考慮して設定しています。

【将来都市像】

活力と笑顔あふれるまち

重点プロジェクト

- **にぎわい・活力・地域資源活用プロジェクト**
  ～地域の特性を活かしたまちへ～
- **子育て世代から選ばれるまち推進プロジェクト**
  ～もっと住みよいまちへ～
- **まちの魅力発信向上プロジェクト**
  ～住んでみたいまちへ～

市民ニーズ　地方創生

五つの基本目標

- **子育て・福祉・医療・健康**
  ～希望をもち健やかに暮らせるまち～
- **市民生活・地域づくり・環境・防災**
  ～人と自然が調和する安心のまち～
- **都市基盤**
  ～快適で潤いある暮らしができるまち～
- **産業・観光**
  ～地域資源を活かした活力ある産業のまち～
- **教育・文化・スポーツ**
  ～意欲と活力を育む学びのまち～

重点プロジェクト

スマイルUPの3本柱

重点施策

1　にぎわい・活力・地域資源活用プロジェクト
　　～地域の特性を活かしたまちへ～

2　子育て世代から選ばれるまち推進プロジェクト
　　～もっと住みよいまちへ～

3　まちの魅力発信向上プロジェクト
　　～住んでみたいまちへ～

※前期基本計画における施策の中でも、基本目標の分野を越えて、優先的かつ重点的に実施すべき関連する施策を「重点プロジェクト」における重点施策として位置付けます。

　そのため、分野別計画と同一の事業が掲載されています。

※「令和３年度事業費」欄にゼロ予算と記載されているものは、人件費のみで予算計上を伴ず実施している事業です。

重点施策
1

にぎわい・活力・地域資源活用プロジェクト
～地域の特性を活かしたまちへ～

（１）文化・スポーツの振興

事業名	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 （単位：千円）	担当課
東京2020パラリンピック聖火フェスティバル実施事業 １－（１） ３－（１）にも該当	令和2年度に実施する事業であったが、東京2020パラリンピックが延期したことにより、令和3年度に実施することとなった。 本事業は、東京2020パラリンピック開催に伴う山口県聖火フェスティバルにおいて、県内各市町で聖火を採火し、県に集火するものである。本市ではきららガラス未来館にてガラス文化を生かした採火行事を実施する。	R2～ R3	753	障害福祉課
かるた振興委員会設置事業	かるたの普及振興及び活用に関し、市民から意見を募るため、かるた振興委員会を設置する。 委員からの意見を聴取等しながら、効果的にかるた文化の振興を図る。（H30.4設置）	H30以前～ R8以降	48	文化スポーツ推進課
ガラス文化推進事業	市内外の行事等に出張し、ガラス体験教室を開催することで、多くの人が本市ガラス文化に興味を持つきっかけとする。 また、参加者へきららガラス未来館をPRする機会とし来館を促すことで、本市のガラス文化の推進を図る。	R1～ R8以降	358	文化スポーツ推進課
かるたによるまちづくり推進事業	市内公共施設や小学校の授業の一環としてかるた教室を開催することで、市内全域への競技かるたの普及を進める。 また、教室参加者や競技者を対象としたかるた大会を開催することにより、競技者のさらなる増加を図ることで、「かるたのまち山陽小野田」の魅力を発信し、交流人口の拡大を図る等、かるたによるまちづくりを展開する。	H30以前～ R8以降	1,688	文化スポーツ推進課
文化振興ビジョン新規策定事業	第二次山陽小野田市総合計画（H30.3策定）では、将来都市像を「活力と笑顔あふれるまち」と定め、それを実現するための基本施策として「芸術文化によるまちづくりの推進」を掲げている。 この目標を達成するため、市民の芸術文化活動の支援や本市ならではの特色ある文化事業に取り組み、文化に対する意識の向上を図る上での指針として、「山陽小野田市文化振興ビジョン」（仮称）を策定する。	R3～ R3	84	文化スポーツ推進課
レノファ山口とのパートナーシップ事業	スポーツによるまちづくりと市民の一体感醸成のため、山口県唯一のプロスポーツチームであるレノファ山口を活用し、選手による小学生等とのスポーツ交流事業などを実施する。選手やスタッフ等と市民が交流する場を作ることにより、市民の一体感の醸成を促し、地域活性化やスポーツによるまちづくりを推進する。 また、若者会議からの提案に基づき、練習拠点であるおのだサッカー交流公園周辺への幟旗の設置、クラブハウスへのエンブレムの掲示を行う。※消耗品費で対応	H30以前～ R8以降	800	文化スポーツ推進課
キャンプ誘致推進補助事業	スポーツによるまちづくりと市民の一体感醸成のため、山口県唯一のプロスポーツチームであるレノファ山口を活用し、選手による小学生等とのスポーツ交流事業などを実施する。選手やスタッフ等と市民が交流する場を作ることにより、市民の一体感の醸成を促し、地域活性化やスポーツによるまちづくりを推進する。 また、若者会議からの提案に基づき、練習拠点であるおのだサッカー交流公園周辺への幟旗の設置、クラブハウスへのエンブレムの掲示を行う。※消耗品費で対応	H30以前～ R3	1,000	文化スポーツ推進課

パラサイクリング支援の輪拡大事業	パラサイクリングの主要競技の一つであり象徴的な機材であるタンデム自動車の体験会を実施し、パラサイクリングの魅力や本市とナショナルチームとの関わりの紹介を通じて、パラサイクリングを支援する人の輪を拡大する。 また小学校等での出前講座の実施により、パラサイクリングに対する市民への周知を図る。 【体験会】初心者向け　4回、中級者向け　2回	R1～ R8以降	248	文化スポーツ推進課
パラサイクリングのまちPR事業	東京2020パラリンピック開催までに、市民等がパラサイクリングを応援する機運を最大限に高めるため、市内の様々な場所や機会を捉え、集中的にPRを行う。聖火リレー時に講演会を開催するほか、パラリンピック開催前の壮行会及び開催後の報告会を開催し情報発信を行う。また、パラリンピック会場へ職員を派遣し日々タイムリーな情報を提供することで、市のホームページやSNS、地元メディアを通じてより多くの市民に周知し、市民が一丸となって応援できる体制づくりに努める。 ※パラリンピック開催日程 トラック競技　8/25～8/28　伊豆ベロドローム ロード競技　8/31～9/3　富士スピードウェイ	R2～ R3	1,748	文化スポーツ推進課

（２）山口東京理科大学との連携

事業名	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 （単位：千円）	担当課
山口東京理科大学との連携によるフォーラムの開催	山口東京理科大学の薬学部、市・医師会・薬剤師会が連携することにより、市民、市外在住者医療関係の企業・団体向けにフォーラムを開催し、薬学部を中心とした地域の活性化と健康ご長寿社会の実現に向けた機運の醸成を図る。	H30以前～ R8以降	600	健康増進課
山陽小野田市産学官連携推進協議会	山口東京理科大学の公立化を契機とし、平成28年7月25日に市、理科大、小野田商工会議所、山陽商工会議所で構成する山陽小野田市産学官連携推進協議会を立ち上げた。4者が連携することにより、大学の情報シーズと企業ニーズを把握し、マッチングを支援することで、企業の課題解決、新技術・新商品開発につなげる。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	商工労働課
山口東京理科大学生定住促進事業	山口東京理科大学には市内からの進学はもとより市外、県外から多くの学生が入学してくることから、本市の住民基本台帳に登録されている山口東京理科大学の学生に対して、インセンティブとして「住まいる奨励金」を支給し、本市への定住を促進させるとともに商業振興を図る。	H30以前～ R8以降	9,321	商工労働課

（３）地域経済の活力増進

事業名	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 （単位：千円）	担当課
中小企業支援セミナー	人材確保に苦労しがちな中小企業者に対し、企業の魅力を伝えられるような求人票の書き方や、効果的な情報発信方法等についてのセミナーを商工会議所と連携して開催することで、中小企業者を支援する。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	商工労働課
中小企業振興資金等融資事業	中小企業者等を対象とした低利で有利な融資制度の整備を行うとともに、制度の啓発に努める。また、当該融資制度の利用に際し、保証料を市が全額補給するなど中小企業者にとって利用しやすいものとしている。	H30以前～ R8以降	186,000	商工労働課

企業立地フェア参加事業	小野田・楠企業団地の分譲を促進するため、首都圏等で開催される展示会にブース出展し、企業進出の増進を図る。 また、ブースにおいて市の概要、小野田・楠企業団地の紹介のほか、山口東京理科大学や市内企業のコーナーを設置するなど産学官連携の取組も実施する。	R1～ R8以降	166	商工労働課
創業応援金交付事業	「山陽小野田市創業支援事業計画」に基づく特定創業支援事業を受けた事業者に対し、支援のための助成金を交付する。	H30以前～ R8以降	1,100	商工労働課
創業支援事業（個別相談会、支援セミナー等実施事業）	平成28年4月に策定した「山陽小野田市創業支援等事業計画」に基づき、創業を希望する方への個別相談、会計処理相談などの各種相談会、創業セミナー等を実施する。また、創業された方に対しても、フォロー体制を整え、事業経営をブラッシュアップする。	H30以前～ R8以降	2,000	商工労働課
ガラスのブランド化推進事業	市内で活動するガラス作家の作品をブランド化し、統一的なブランドの下で商品力の高いガラス作品を創り出すとともに、市のガラス文化の知名度アップを図る。	R2～ R4	20,248	商工労働課
商品券（スマイルチケット）発行事業	新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、市民生活を支援するとともに、地域における消費を喚起するため、全市民へ市内のお店で利用できる商品券（スマイルチケット）を配付する。	R2～ R3	374,993	商工労働課
新規就農・就業者定着支援事業	新規就農者を雇用又は、構成員として受け入れた法人が、国の雇用事業を2年間活用した後に継続して雇用等を行う場合、単県事業で最長3年間の支援を行なう。	H30以前～ R8以降	3,725	農林水産課
新規就農者支援事業	経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対し、農業用機械又は施設等の整備に要する経費の一部を補助し、経営の安定化及び次世代を担う農業者を確保・育成することを目的とする。	R1～ R8以降	1,531	農林水産課

重点施策 2

子育て世代から選ばれるまち推進プロジェクト ～もっと住みよいまちへ～

（１）子育て支援の充実

事業名	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 （単位：千円）	担当課
小野田地区公立保育所整備事業	市内の公立保育所は、いずれも老朽化や定員に対する入所児童割合の不均衡による運営の非効率等の課題を抱えている。これらを改善するため、公立保育所再編基本計画に基づき、公立保育所の再編整備を行う。 小野田地区の日の出保育園は、現在の定員120名から規模を拡大して、建て替える。	R2～ R8以降	24	子育て支援課
山陽地区公立保育所整備事業	市内の公立保育所は、いずれも老朽化や定員に対する入所児童割合の不均衡による運営の非効率等の課題を抱えている。これらを改善するため、公立保育所再編基本計画に基づき、公立保育所の再編整備を行う。 山陽地区4園の公立保育所については2園に再編整備し、そのうち1園を厚狭駅南部地区に定員１４０人の保育所として新設整備する。	H30以前～ R5	664,908	子育て支援課

公立保育所看護師配置事業	厚生労働省は医療的ケア児の地域支援体制構築を進めている。平成31年度に公立保育所に看護師配置を1名配置して、医療的ケア児の保育所での受け入れ態勢を整えたが、医療的ケア児の保育所入所希望は今後いっそう増加することが予想される。 障がい児や医療的ケア児等、特に配慮が必要な児童の受入れは公立保育所が積極的に行うべきであるため、公立保育所に配置する看護師（任期付き職員）を更に増やす必要がある。また看護師が不在の場合の対策として訪問看護ステーションと派遣契約を結ぶ。	R1～ R8以降	360	子育て支援課
公立保育所ICT化推進事業	保育所における業務のICT化を推進するため、「保育業務支援システム」を導入する。 これにより、保育士の事務負担軽減を図り、保育士が保育業務に専念できる環境を整備し、併せて保育所利用者の利便性向上を実現する。	R3～ R8以降	11,492	子育て支援課
一時預かり事業	私立保育所（6園：焼野・須恵・さくら・真珠・貞源寺第二・あおい）で実施する一時預かり事業に対して補助金を交付する。保護者負担金：1日利用1,800円　半日利用900円。同額を保育所に補助する。 なお、公立保育園（3園：日の出・出合・厚陽）でも直営で実施している。	H30以前～ R8以降	2,916	子育て支援課
一時預かり事業（幼稚園型）	子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園が、園児（1号認定子ども）を通常の就園時間外や長期休業期間中に行う一時預かりに対して補助を行う。	H30以前～ R8以降	3,000	子育て支援課
延長保育事業	各児童が認定された保育時間を超えて保育を実施する延長保育について、私立保育所に対し補助金を交付する。ただし、短時間を超え標準時間までの間の延長保育については、利用料を各園が徴収し、徴収した額は補助金から除く。 ・標準時間延長(1時間延長5園、30分延長6園)　・短時間延長　全園	H30以前～ R8以降	10,670	子育て支援課
障がい児保育事業	障がい児を保育する公立保育所には保育士の加配を行い、私立保育所には、保育士加配に対して補助金を交付する。軽度障害児（1ヶ月：29，370円）　特別児童扶養手当対象児童（1ヶ月：74，140円）	H30以前～ R8以降	11,584	子育て支援課
放課後児童対策事業（放課後児童クラブ）	市内12小学校区において、小学校の空き教室等を利用し、児童クラブ事業を実施している。平日は放課後から午後5時まで開所。土曜日及び長期休暇期間は午前8時30分から午後5時まで開所。なお、午後5時から6時まで1時間の延長保育あり。また、平成30年度から、土曜日及び長期休暇期間は、午前8時から8時30分まで30分の朝の延長保育を開始した。	H30以前～ R8以降	113,620	子育て支援課
児童クラブ施設整備等事業	核家族化や共働き世帯の増加、また平成27年度以降の児童クラブ対象児童の拡大により、児童クラブの需要が増加している。これにより、地区によって生じている待機児童の解消を図るため、児童クラブの拡充整備を行う。また、施設の老朽化による大規模な修繕や周辺整備、また、高学年受入のための備品整備等により、児童を安全に保育できる環境を整える。令和3年度は、部屋の大きさに対して風力が不足している須恵児童クラブにエアコンを設置する。また、赤崎児童クラブ室のエアコンを更新する。	H30以前～ R8以降	2,915	子育て支援課
病児保育事業	集団保育が困難な病児を、委託する民間事業所等で一時的に預かることにより、就労等を行う保護者の子育て環境を整備し子育て支援を行う。	H30以前～ R8以降	26,506	子育て支援課
子育て短期支援事業	児童を養育している保護者が、仕事、疾病その他の事由により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合や、配偶者の暴力から逃れるため、児童の緊急的な一時保護が必要な場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護する。	H30以前～ R8以降	248	子育て支援課

養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業により把握した「特に支援を必要とする家庭」を対象として、保健師が「専門的相談支援」を実施する（訪問は保健師が実施。）	H30以前～R8以降	ゼロ予算	子育て支援課
実費徴収に係る補足給付事業（副食費）	幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、低所得世帯（第1階層～第3階層）及び第3子の副食費を補助する。	R1～R8以降	4,860	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	市内4箇所の保育園（須恵・さくら・姫井・貞源寺第二）で月曜日から金曜日までに5時間開設。 子育て世代の交流の場を提供し、子育て相談の受付や子育て支援に関する講習会を実施。 また、近隣の児童館に出張し、育児相談及び育児講習を実施する。	H30以前～R8以降	33,080	子育て支援課
子育てコンシェルジュ事業	子育て世代が集まる子育て支援拠点施設等に積極的に出向き、子育て世代の実態を拾い上げ、声のかけやすい子育て相談窓口となり、子育て世代のニーズの把握、個々に必要な情報提供や相談、助言等を行い、子育て世代の応援及び自立を支援し、いきいきと楽しく子育てができる地域社会をつくる。	H30以前～R8以降	74	子育て支援課
子育て総合支援センター管理・運営事業	子育て世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する相談助言、情報交換や交流を行い、妊娠期から寄り添った継続的な支援を各事業と連携して行うことで、子どもの健やかな成長を支援するための拠点施設である「子育て総合支援センター（スマイルキッズ）」の管理運営を行う。	H30以前～R8以降	6,728	子育て支援課
地域子育て支援拠点（スマイルキッズ）事業	子育て総合支援センターにおいて、乳幼児と保護者が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育てに関する相談・助言、情報提供、子育てに関する講習開催等の子育て支援を行う。	H30以前～R8以降	925	子育て支援課
キッズファーム事業	子育て支援の拠点である子育て総合支援センタースマイルキッズに小規模の畑を整備し、未就学児をもつ親子が参加し、地域住民の指導のもとに、野菜の苗植え、水やり、収穫等の体験を行う。 収穫した野菜は、地域住民と収穫時に試食したり、キッズキッチンでの食育講座の食材に活用する。	R1～R8以降	30	子育て支援課
ベビースマイル事業	子育て総合支援センタースマイルキッズで、子育て中の市民と一緒に子育て世代の親子が参加できるフェスタの企画運営を行うとともに、子育て世代のサークル活動やイベント企画実施等を支援することにより、子育て世代の交流の促進、趣味・特技が生かせる場を提供する。	H30以前～R8以降	300	子育て支援課
福祉医療（乳幼児・ひとり親家庭）助成事業	乳幼児医療費助成：小学校就学前の乳幼児の医療費（保険適用）自己負担分を助成する。父母の市民税所得割額の合計が136,700円を超える世帯は、単市助成分で助成する。 ひとり親家庭医療費助成：18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父・母及び児童に対して、医療費(保険適用)の自己負担分を助成する。ただし、市民税所得割が非課税の世帯に限る。	H30以前～R8以降	123,845	子育て支援課
福祉医療事業（単市事業分）	県制度の乳幼児医療費助成に上乗せして、所得制限（市民税所得割136,700円超）を超えた方に対して、市単独で医療費助成を行う。	H30以前～R8以降	36,000	子育て支援課
子ども医療費助成事業	子育て世代の経済的負担を軽減するため、小学校1年生から中学校3年生までの児童の保険適用医療費の自己負担分（3割負担）のうち2割を助成し、本人負担を1割負担とする。ただし、所得制限（父母の市民税所得割額の合計が136,700円以下）あり。	H30以前～R8以降	38,000	子育て支援課
養育医療給付事業	身体の発育が未熟な状態で生まれた乳児（未熟児）が、指定医療機関において入院養育を受ける場合に、出産後すみやかな処置を講ずる必要があるため、医療が必要な未熟児に対して、養育に必要な医療費の助成を行う。	H30以前～R8以降	7,020	子育て支援課

子ども医療費助成拡充事業	子育て世代の経済的負担軽減を目的として、平成28年8月から対象年齢を拡充し、小1～中3までの児童の保険適用医療費の自己負担分のうち1割分を助成し、令和2年8月から助成割合を2割に拡充した。令和3年8月より助成割合を3割（全額）に拡充する。ただし、子どもの父母の市町村民税所得割の額が136，700円を超える世帯は対象外。	R3～ R8以降	6,127	子育て支援課
ファミリーサポートセンター事業	子育ての援助を受けたい方と援助ができる方とによる地域の相互援助組織であるファミリーサポートセンターの運営を行う。会員の募集や登録事務、援助に関する調整、講習会、交流会の開催及び広報紙の発行。	H30以前～ R8以降	295	子育て支援課
地域組織活動育成事業	地域における親子及び世代間の交流、文化活動、その他児童福祉の向上を図る活動に専ら取り組む団体に対して補助金を交付することにより、地域での子育て支援体制の充実を図る。 市内7団体（本山・赤崎・小野田・高泊・高千帆・出合・厚陽）	H30以前～ R8以降	1,134	子育て支援課
家庭児童相談事業	核家族化の進行や地域社会の連帯感が弱まるにつれて、家庭や地域社会における子育て機能が低下している状況の中、子育てに関する悩みや児童虐待等の様々な問題に対応するため、家庭児童相談事業を実施。	H30以前～ R8以降	70	子育て支援課
なるみ園運営事業	なるみ園の管理運営を指定管理者に行わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を実施する。	H30以前～ R8以降	8,484	子育て支援課
ことばの教室（幼児部）運営事業	ことばの遅れや発音等が気になる未就学の幼児に対して、小野田小学校及び厚狭小学校に開設していることばの教室幼児部で言語指導を行う。	H30以前～ R8以降	140	子育て支援課
妊婦健康診査事業	母子健康手帳及び妊産婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊娠届出書を提出した者に、妊婦健康診査補助券を交付（14回）し、妊婦健康診査を実施。	H30以前～ R8以降	44,493	健康増進課
産前産後サポート事業（マタニティひろば）	市内に在住する妊産婦とその家族を対象に、妊娠・出産や子育てに関する悩み等について保健師等の専門家による相談支援を行うとともに妊産婦同士の相互交流により家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る。また、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の習得により妊産婦の健康管理の向上を図る。参加者が参加しやすいように、平日だけでなく休日にも開催する。新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインでも開催する。	R2～ R8以降	193	健康増進課
定例健康教育（育児学級・ステップアップ教室）事業	乳幼児の健康保持増進及び子育て支援のため、専門家の講話及び実習を通じて正しい知識の普及に努めるため、育児学級を開催する。また離乳食から幼児食への移行、う歯予防ためのステップアップ教室を開催する。	H30以前～ R8以降	254	健康増進課
発育・発達事業（療育教室）	幼児健診等において、経過観察が必要とされた児及び育児に不安を持つ保護者に対して、親子遊び、育児相談、発達相談等の療育教室を実施する。定期的に利用することで保護者が育児に自信が持てるようになったり、児の発達を中心に障害との付き合い方や児の見方について学ぶことで早期療育につなげるなどの早期の発達支援を行う。	R2～ R8以降	384	健康増進課
定例育児相談（すくすく相談）・随時育児相談事業	乳幼児の健康的な発育・発達及び育児支援を図るために定期的に相談できる場として育児相談を開催する。また不安に感じたときにいつでも対応できるよう、随時で対応する。新型コロナウイルス感染拡大状況に応じて来所できない場合はオンラインでの相談も含めて継続して対応する。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	健康増進課

母子家庭訪問指導事業	ハイリスク妊婦とその出生児、第一子新生児及び母子保健推進員実施の生後4か月までの全戸訪問で乳児に会えなかった場合等に訪問し訪問指導を実施する。各種健康診査未受診者に対する受診勧奨及び安否確認も行う。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	健康増進課
子育て世代包括支援センター（母子保健型）	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する。保健師等がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携して支援プランの策定を行う子育て世代包括支援センターを運営する。	H30以前～ R8以降	3,915	健康増進課
産婦健康診査事業	産後うつの予防や新生児への虐待予防を図るため、産後2週間、産後1か月など出産間もない時期の産婦に対する健康診査を実施する。産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築する。	H30以前～ R8以降	4,023	健康増進課
産後ケア事業	産後に心身の不調、または育児不安のある等、支援が必要と認められる産婦に対して心身のケアや育児サポートのきめ細かい支援及び休養の機会を提供することにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	H30以前～ R8以降	378	健康増進課
不妊治療費助成事業	次世代育成支援の一環として不妊に悩む方々の不妊治療への経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。 市：一般不妊治療助成事業　県：特定不妊治療費助成事業、人工授精治療費助成事業、不育症検査費用助成事業	H30以前～ R8以降	1,780	健康増進課
母子保健推進員育成・活動支援事業	母子保健施策を推進するために、母子保健事業への協力や周知、普及啓発を行い、市民と行政のパイプ役として積極的な子育て支援活動を展開することにより、各地域に母子保健推進員を配置し、地域での活動展開を支援する。	H30以前～ R8以降	744	健康増進課
妊婦歯科健康診査事業	妊娠中の流早産の原因には様々あるが、歯周病はその一つに挙げられる。妊娠中の歯科保健対策として、妊婦歯科健康診査を実施することで歯周病の予防、早期発見を行い、適切な治療に結びつけ妊娠・出産が安心できるように支援する。	R2～ R8以降	705	健康増進課
産科医等確保支援事業	市内の分娩施設及び分娩施設に勤務する産科医等が減少している現状に鑑み分娩施設に補助金を交付することで産科医等の処遇改善や確保を図る。	H30以前～ R8以降	3,400	健康増進課
高千帆小学校校舎整備事業 ２－（1） ２－（3）にも該当	高千帆小学校の校舎は平成１６年に現在の管理棟が完成し、令和元年度は普通教室１９教室と特別支援学級5教室で運営を行っている。高千帆小学校の児童数は令和7年にかけて現在の６１７人から６９８人への増加が見込まれており、このままでは令和5年度からの学級数に対応できず学校運営が出来なくなるため新校舎を建設する。	R1～ R4	302,198	教育総務課
生活改善・学力向上プロジェクト事業 ２－（1） ２－（3）にも該当	児童生徒の家庭での生活習慣の改善や学習意欲・基礎学力の向上を図るため、授業開始前にモジュール学習を実施する。	H30以前～ R8以降	1,100	学校教育課
マタニティ・ブックスタート事業	妊娠中の母親へ絵本を1冊プレゼントし、赤ちゃんがお腹の中にいる時から2歳児になるくらいまで、親が絵本の読み聞かせを行うことで、絵本への興味を喚起し、子どもの心の成長を支える。	H30以前～ R8以降	707	中央・厚狭図書館
子ども読書活動推進計画推進事業	全ての子どもがあらゆる機会及び場所において、自主的に読書活動を行うことができる環境づくりを推進する。令和3年度は、平成30年度に策定した第三次子ども読書活動推進計画に基づき、科学を柱にした「ちっちゃなかがくのおはなし会」や「絵本で子育て出前講座」を実施する。 また、第三次計画も策定後3年を経過するので、実施方法等についても随時見直しを行い、子育て支援課等関係機関との連携をより一層深めていく。	H30以前～ R8以降	536	中央・厚狭図書館

コミュニティ・スクール推進事業 ２－（1） ２－（3）にも該当	学校、保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、意見を学校運営に反映させて協働し、小・中学生の豊かな成長を支えていくため、全ての小・中学校に学校運営協議会を設置する。	H30以前～ R8以降	190	学校教育課
スクールアドバイザー配置事業 ２－（1） ２－（3）にも該当	各学校におけるコミュニティ・スクールの学校地域協働活動を推進、充実させるため、学校運営協議会、地域教育協議会での助言・支援を行うスクールアドバイザーを配置する。	H30以前～ R8以降	2,840	学校教育課
地域学校協働活動推進事業 ２－（1） ２－（3）にも該当	従来、学校支援地域本部事業として行われてきた地域による学校への一方向の「支援」から、地域と学校のパートナシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させて、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進する。	H30以前～ R8以降	5,303	社会教育課
放課後子供教室事業 ２－（1） ２－（3）にも該当	地域住民の参画による放課後や週末等における子供達のスポーツや文化活動、学習等の取組を支援する。各教室にコーディネーターを配置し、企画運営を委託。地域住民は安全管理員としてその活動をサポートする。	H30以前～ R8以降	2,337	社会教育課
家庭教育支援事業 ２－（1） ２－（3）にも該当	家庭教育支援チームを中心に、家庭教育や子育てに関する情報提供、相談対応のコーディネートを行う。主に、就学時健康診断時に保護者を対象として実施する「子育て講座」や「相談対応業務」を実施する。今後、公民館と連携した子育て講座の拡充に取り組む。	H30以前～ R8以降	355	社会教育課
家庭教育支援事業（中学校区分） ２－（1） ２－（3）にも該当	「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、中学校区で学校等と連携しながら、家庭教育支援を行うため、小野田中学校区家庭教育支援チームを立ち上げた。活動を中学校区に広げ、子育てサロンや「親の学び」プログラムin小野田などを開催している。保護者のつながりづくりを行い家庭教育の充実に向け取り組んでいく。	H30以前～ R8以降	110	社会教育課

（３）教育環境の整備

事業名	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 （単位：千円）	担当課
埴生小・中学校整備事業	埴生小学校の校舎の耐震化と小・中学生の社会性の育成を図るため、埴生中学校の敷地を広げ、埴生小学校の校舎を建設し、併せて埴生中学校の校舎を改修する。令和3年度は、使用廃止する埴生小学校校舎の解体工事を行う。	H30以前～ R4	86,426	教育総務課
高千帆小学校校舎整備事業 ２－（1） ２－（3）にも該当	高千帆小学校の校舎は平成16年に現在の管理棟が完成し、令和元年度は普通教室19教室と特別支援学級5教室で運営を行っている。高千帆小学校の児童数は令和7年にかけて現在の617人から698人への増加が見込まれており、このままでは令和5年度からの学級数に対応できず学校運営が出来なくなるため新校舎を建設する。	R1～ R4	302,198	教育総務課
生活改善・学力向上プロジェクト事業 ２－（1） ２－（3）にも該当	児童生徒の家庭での生活習慣の改善や学習意欲・基礎学力の向上を図るため、授業開始前にモジュール学習を実施する。	H30以前～ R8以降	1,100	学校教育課
コミュニティ・スクール推進事業 ２－（1） ２－（3）にも該当	学校、保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、意見を学校運営に反映させて協働し、小・中学生の豊かな成長を支えていくため、全ての小・中学校に学校運営協議会を設置する。	H30以前～ R8以降	190	学校教育課
スクールアドバイザー配置事業 ２－（1） ２－（3）にも該当	各学校におけるコミュニティ・スクールの学校地域協働活動を推進、充実させるため、学校運営協議会、地域教育協議会での助言・支援を行うスクールアドバイザーを配置する。	H30以前～ R8以降	2,840	学校教育課

地域学校協働活動推進事業 ２－（１） ２－（３）にも該当	従来、学校支援地域本部事業として行われてきた地域による学校への一方向の「支援」から、地域と学校のパートナシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させて、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進する。	H30以前～ R8以降	5,303	社会教育課
放課後子供教室事業 ２－（１） ２－（３）にも該当	地域住民の参画による放課後や週末等における子供達のスポーツや文化活動、学習等の取組を支援する。各教室にコーディネーターを配置し、企画運営を委託。地域住民は安全管理員としてその活動をサポートする。	H30以前～ R8以降	2,337	社会教育課
家庭教育支援事業 ２－（１） ２－（３）にも該当	家庭教育支援チームを中心に、家庭教育や子育てに関する情報提供、相談対応のコーディネートを行う。主に、就学時健康診断時に保護者を対象として実施する「子育て講座」や「相談対応業務」を実施する。今後、公民館と連携した子育て講座の拡充に取り組む。	H30以前～ R8以降	355	社会教育課
家庭教育支援事業（中学校区分） ２－（１） ２－（３）にも該当	「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、中学校区で学校等と連携しながら、家庭教育支援を行うため、小野田中学校区家庭教育支援チームを立ち上げた。活動を中学校区に広げ、子育てサロンや「親の学び」プログラムin小野田などを開催している。保護者のつながりづくりを行い家庭教育の充実に向け取り組んでいく。	H30以前～ R8以降	110	社会教育課
通学路安全対策事業	通学路の中には交通量が多く歩道が設置されていない市道や歩道が狭い市道があるため、道路管理者と学校・保護者・警察等が連携して安全対策を行う。 歩道の設置されていない等の危険箇所について、路側帯の整備や歩道の拡幅を行い通学路の安全向上を図る。	H30以前～ R8以降	60,000	土木課
平和教育推進事業	平和教育で学ぶ重要主題として、争いや命について取り上げ、次世代を担う青少年（中学生）を対象とした取組みを進めていく。特に戦争の実像として「被爆ひろしまの語り部の話」を直接聞かせ、平和の尊さについて考える場としていく。	H30以前～ R8以降	95	社会教育課
中学生海外派遣事業	親善大使として中学生を姉妹都市モートンベイ市へ派遣し、両市の友好親善と相互理解を深めるとともに、広い視野と国際感覚を備えた次代を担う人材の育成を図る。	H30以前～ R8以降	3,226	市民活動推進課
幼稚園医設置事業	学校保健安全法に基づき園児の健康管理を行うため、埴生幼稚園に園医と園歯科医を配置する。	H30以前～ R8以降	255	学校教育課
学校図書館蔵書システム維持管理事業	読書活動を推進し学校図書館にある図書を適切に管理するため、全小・中学校の学校図書館の蔵書システムの適切な維持管理を測る。	H30以前～ R8以降	379	学校教育課
中学校タブレット端末整備事業	中学校技術等の学習において、様々な種類の情報機器やウィンドウズOSのソフトの操作に慣れ親しんだりするために、各中学校のコンピュータ室にタブレット端末を整備する。	R1～ R6	10,362	学校教育課
GIGAスクール推進事業	GIGAスクール構想の実現により整備された学校の教室の高速通信環境や児童生徒１人１台ずつ端末を活用した授業を支援するためにGIGAスクールサポーター（ICT支援員）を配置する。また、通信環境のない家庭へモバイルーターの貸与と通信費を負担する。	R2～ R8以降	39,474	学校教育課
外国語教育推進事業	学習指導要領が改訂され、中学校だけでなく小学校３年生から６年生にも外国語教育が導入された。中学校及び小学校３～６年生の外国語（英語）の授業を充実させるためALT（外国語指導助手）を配置する。	H30以前～ R8以降	17,414	学校教育課

学校司書配置事業	読書機会の保証による読書活動の推進や授業での学校図書館の活用促進を行うとともに、学校図書館担当教員等の資質向上を図るため、全ての小・中学校に学校司書を配置する。	H30以前～R8以降	31,167	学校教育課
学校業務支援員配置事業	教員の働き方改革の取組として、学校の事務的業務を補助することにより、教員の時間外在校時間の削減を図るため、学校業務支援員を配置する。	R1～R8以降	5,840	学校教育課
学校医、学校薬剤師配置事業	学校保健安全法に基づき、小中学校に学校医、学校歯科医、学校薬剤師を置き、児童生徒の健康を管理する。	H30以前～R8以降	15,011	学校教育課
通学路安全対策推進事業	「通学路交通安全プログラム」に基づき、登・下校中の児童生徒の交通事故防止や安全確保のため、警察や道路管理者等の関係機関が連携した「通学路安全推進会議」を設置する。	H30以前～R8以降	4	学校教育課
子ども市民教育推進事業	児童生徒に地域への誇りや愛着をもたせるため、本市の特色や公共の仕組み等について、子ども用にアレンジした出前講座を市職員が各学校で実施する。	H30以前～R8以降	50	学校教育課
心ときめき教室開催事業	児童生徒の創造性、主体性、社会性を育てるため、豊富な知識や経験、技術を有する保護者や身近な地域の人々と連携協力し、体験的な授業を実施する。	H30以前～R8以降	581	学校教育課
キャリア教育推進事業	主体的に自らの未来を切り開き、郷土に誇りと愛着をもち、地域に貢献する子供の育成を図るため、本市出身者、または本市で活躍中（文化・スポーツ・起業家等様々な分野）の人材を招いて講演会等を開催する。	R3～R8以降	660	学校教育課
スマイルサイエンス事業	科学に対する興味、関心を喚起し、科学体験に重点を置いた理数教育の充実を図るため、山口東京理科大学との教育連携協定の一つとして、大学キャンパスを会場とし科学体験・科学作品展を開催する。	R3～R8以降	500	学校教育課
いじめ・不登校に対する支援事業	適応指導教室（ふれあい相談室）において、いじめの解消や不登校児童生徒の学習保障や学校復帰に向けた支援を行うため、臨床心理士や学校教員OBなどの専門的な知識や経験を有する者で構成する心の支援室を設置する。	H30以前～R8以降	20,508	学校教育課
不登校児対策事業	いじめ等の理由で不登校の児童・生徒及びその家族からの相談、学習支援等を行うことにより、学校復帰を図るため、専門的な職員のいる社会福祉法人小野田陽光園に業務を委託する。	H30以前～R8以降	2,033	学校教育課
少年安全サポーター配置事業	学校内外の更なる安心・安全な環境を整え、いじめへの対応や生徒指導上の困難な事例に適切に対応していくため、警察OBの少年安全サポーターを配置する。	H30以前～R8以降	3,026	学校教育課

重点施策 3

まちの魅力発信向上プロジェクト ～住んでみたいまちへ～

（１）シティセールスによる魅力発信

事業名	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課

東京2020パラリンピック聖火フェスティバル実施事業 １－（1） ３－（1）にも該当	令和2年度に実施する事業であったが、東京2020パラリンピックが延期したことにより、令和3年度に実施することとなった。本事業は、東京2020パラリンピック開催に伴う山口県聖火フェスティバルにおいて、県内各市町で聖火を採火し、県に集火するものである。本市ではきららガラス未来館にてガラス文化を生かした採火行事を実施する。	R2～ R3	753	障害福祉課
観光プロモーション事業 ３－（1） ３－（2）にも該当	平成30年度に実施した観光プロモーション調査事業を受けて、新たに設けたターゲット層を見据えた動画や観光パンフレットを令和元年度に作成した。そのうち、本市の魅力的な観光資源を収めた動画は、市公式YouTubeで公開するとともに、令和2年度から始めたJR小倉駅のデジタルサイネージにも活用して情報発信している。また、新たに作成した観光パンフレット「スマイル・スポット」は、山口県内及び北九州都市圏に居住する30～40代の女性を中心に配布することで、本市の認知度向上及び交流人口の増加を図っている。なお、令和3年度において、観光パンフレット「スマイル・スポット」（日本語版）が不足するため、2万部を増刷する。	R1～ R8以降	1,100	シティセールス課
シティセールス推進事業	「活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」の実現に向けて策定した、市シティセールス推進指針の諸施策を戦略的・効果的に進めていくため、シティセールス推進本部（庁内）やシティセールス推進協議会（庁外の16団体で構成）を開催している。また、市の認知度の向上を図り、交流人口の増加、移住・定住促進につなげるため、市の魅力を市内外に発信するとともに、ロゴマークとイメージカラー「オレンジ」を積極的に活用する。	H30以前～ R8以降	805	シティセールス課
シティセールスPR強化事業	第二次総合計画において、「スマイルシティ山陽小野田」をキャッチフレーズとして打ち出したことに伴い、新たなCI戦略を進める上で、平成30年度にキャッチフレーズをモチーフにしたロゴマークを制作するとともに、JR厚狭駅新幹線口に市のPRポスターを掲示した。令和2年度からは、JR小倉駅のデジタルサイネージを活用して市の魅力を発信している。	H30以前～ R8以降	983	シティセールス課
若者会議推進事業	「活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」の実現に向けて、シティセールスを推進していく上で、若者の視点による本市の魅力発信に係る意見を聴き、諸施策に反映させるため、若者会議を設置する。初年度（令和元年度）はスポーツをテーマに会議を行った。令和2年度の会議は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により会議を中止したため、令和3年度は、文化をテーマに、ガラスやかるた等をはじめとする本市の文化活動の推進について、意見交換や議論を進める。	R1～ R3	130	シティセールス課
ハロウィンイベント実施事業	市のイメージカラー「オレンジ」との親和性が高く、若者に人気のハロウィンに着目し、10月の1か月間、「スマイル・オレンジフェア」を実施する。参加事業所によるサービス提供やディスプレイコンテストの開催、関連イベント等の連携を図ることで、市の魅力を大々的にPRするとともに、同イベントに関わった人に本市に対する誇りや愛着を持っていただくきっかけとし、市内全域における交流人口の増加を狙う。また、10月17日に、映像等を効果的に活用した作品の上映やステージショー等の参加型イベント「スマイル・ハロウィンパーティー」を開催する。令和3年度においても新型コロナウイルス感染症による影響が継続すると想定した上で、令和元年度に実施した「スマイルハロウィンさんようおのだ」の実施を踏まえ、ハロウィンイベント実行委員会において開催する。	R1～ R3	10,000	シティセールス課
シビックプライドアドバイザー活用事業	シティセールス推進指針に基づく諸施策を戦略的かつ効果的に推進する上で、シビックプライド等に関し、専門的視点から意見や助言を得るため、シビックプライドアドバイザーを設置し、活用を図る。	R1～ R8以降	284	シティセールス課
ロゴマーク普及啓発事業	ロゴマーク入り缶バッジの無料配布（1日10個限り）を行うことで、市の知名度の向上やロゴマークが市民へ浸透することにより愛着の喚起を誘発し、シビックプライドの醸成を図る。また、イベント（ハロウィンイベント、レノファ山口試合会場等）を活用した缶バッジの製作体験・無料配布を行い、市内外に向けてPR促進を図る。	R1～ R8以降	105	シティセールス課

わがまちの魅力発信事業	レノファ山口をはじめとするプロスポーツの試合等の場を活用し、市の魅力のPRを実施することで、市の認知度の向上や交流人口の増加に加え、サポート寄附金の周知を図る。令和3年度は、広島市マツダスタジアムでのわがまち魅力発信隊への参加、レノファ山口ホームタウンデー・サンクスデーでのブース設置を行う。	R2～ R8以降	725	シティセールス課
シティセールスガイドブック作成事業	本市の魅力や住みよさを市内外にPRするため、令和元年度にシティセールスガイドブック「SO smile」を作成した。（4,000部、B5横型28ページ）ガイドブックは、移住フェア等で配布したほか、市役所等の公共施設に設置、ホームページにも掲載するなどして、本市の住みよさをPRした。令和2年度は、商業施設や住宅展示場、不動産会社等にも配布し、移住検討者等を対象に本市の魅力をPRした。また、市民課及び各支所の窓口で、転入者に配布している。令和3年度は、掲載情報を更新した上で3,000部増刷する。	R1～ R3	985	シティセールス課
スポーツ交流施設管理・運営業務	スポーツによるまちづくりを推進するため、レノファ山口の練習拠点を兼ねる施設として整備したスポーツ交流施設を適切に管理運営する。	H30以前～ R8以降	1,240	文化スポーツ推進課
山陽小野田市限定ナンバープレート事業	市限定ナンバープレートを原動機付自転車につけてもらうことで「走る広告塔」として多方面へのアピールを行う。また、希望者に本市の特色あるナンバープレートを交付することで、更なるシビックプライドの醸成を図る。	R1～ R8以降	51	税務課

（２）観光の推進

事業名	事業概要	事業期間	令和３年度 事業費 （単位：千円）	担当課
観光プロモーション事業 ３－（１） ３－（２）にも該当	平成30年度に実施した観光プロモーション調査事業を受けて、新たに設けたターゲット層を見据えた動画や観光パンフレットを令和元年度に作成した。そのうち、本市の魅力的な観光資源を収めた動画は、市公式YouTubeで公開するとともに、令和2年度から始めたJR小倉駅のデジタルサイネージにも活用して情報発信している。また、新たに作成した観光パンフレット「スマイル・スポット」は、山口県内及び北九州都市圏に居住する30～40代の女性を中心に配布することで、本市の認知度向上及び交流人口の増加を図っている。なお、令和３年度において、観光パンフレット「スマイル・スポット」（日本語版）が不足するため、２万部を増刷する。	R1～ R8以降	1,100	シティセールス課
産業観光振興事業	宇部市・美祢市とともに産業観光推進協議会を組織し、本市内で催行する産業観光バスツアーについて、企画・運営することにより、交流人口の増加を図る。また、ツアー中に必ずお土産品店を訪問するなど、産業観光のみならず本市内での観光消費額の増加につながるよう工夫する。	H30以前～ R8以降	600	シティセールス課
山口県央連携都市圏連携事業（山口ゆめ回廊博覧会実行委員会予算分）	山口県央連携都市圏域を構成する7市町（本市、山口市、宇部市、萩市、防府市、美祢市、津和野町）全体を会場に見立てて、令和３年度に周遊型イベント「山口ゆめ回廊博覧会」を開催し、圏域全体の広域観光連携の取組を進める。	H30以前～ R3	1,659	シティセールス課
山口県央連携都市圏連携事業（山口ゆめ回廊博覧会市主体事業）	山口県央連携都市圏域を構成する7市町全体を会場に見立てて、令和3年度に開催する周遊型イベント「山口ゆめ回廊博覧会」の市主体事業として、ガラスアートフェスを開催するとともに、日本のガラス展巡回展の誘致や、ゆめ散歩2021についてはガラス・書道・かるた・まち歩きを中心に体験プログラムを造成するなど、交流人口の増加に向けたプログラムを実施する。	R2～ R3	16,529	シティセールス課
広域連携強化推進事業	JR美祢線利用促進協議会（構成市／長門市、美祢市、山陽小野田市）におけるイベント等の企画・運営に参画するほか、山口県や近隣市のフィルムコミッションとの情報交換や撮影候補地のPR等をすることにより、広域で交流人口の増加を図る。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	シティセールス課
熱気球搭乗体験「そらから魅る超絶景!山陽小野田」	本市が誇る地域資源を、いつもとは違う空からの眺めで楽しむ「そらから魅る超絶景」事業について、一般社団法人山口県観光連盟の補助金を活用し、開催する。実施予定回数は年８回とし、会場は「江汐公園」「小野田運動広場」「山陽オートレース場」「厚狭球場」で実施する。令和３年度に開催される「山口ゆめ回廊博覧会」（開催期間：7月～12月）とともに、「熱気球搭乗体験」を実施することにより、周遊する観光客の本市への誘客効果を相乗的に高める。	R3～ R3	3,000	シティセールス課

分野別計画

■　施策の体系

基本目標に掲げた五つの基本目標と計画の実現に向けた施策を進めるため、次の体系図に示すように具体的な施策とその実施のための事業を展開します。

1　子育て・福祉・医療・健康～希望をもち健やかに暮らせるまち～

- 基本施策１　子育て支援の充実
- 基本施策２　高齢者福祉の充実
- 基本施策３　障がい者福祉の充実
- 基本施策４　地域福祉の推進
- 基本施策５　社会保障の安定
- 基本施策６　健康づくりの推進
- 基本施策７　地域医療体制の充実

2　市民生活・地域づくり・環境・防災～人と自然が調和する安心のまち～

- 基本施策８　消防・救急体制の充実
- 基本施策９　防災体制の充実
- 基本施策 10　防犯・交通安全対策等の推進
- 基本施策 11　消費者の保護と意識啓発
- 基本施策 12　地域づくりの推進
- 基本施策 13　人権尊重のまちづくり
- 基本施策 14　自然環境の保全
- 基本施策 15　循環型社会の形成
- 基本施策 16　国際交流・地域間交流の推進
- 基本施策 17　移住・定住の推進

3 都市基盤～快適で潤いある暮らしができるまち～

基本施策 18　住環境の確保	基本施策 21　道路・交通網の充実
基本施策 19　公園・緑地の整備・保全	基本施策 22　適正な土地利用の推進
基本施策 20　水道の安定供給と下水道の充実	基本施策 23　港湾施設の整備

4 産業・観光～地域資源を活かした活力ある産業のまち～

基本施策 24　多様な働く場の確保	基本施策 28　農業の振興
基本施策 25　中小企業の振興	基本施策 29　林業の振興
基本施策 26　工業の振興	基本施策 30　水産業の振興
基本施策 27　商業の振興	基本施策 31　観光・交流の振興

5 教育・文化・スポーツ～意欲と活力を育む学びのまち～

基本施策 32　学校教育の推進	基本施策 35　山口東京理科大学の教育環境の整備・充実
基本施策 33　社会教育の推進	基本施策 36　芸術文化によるまちづくりの推進
基本施策 34　次世代の学校・地域創生の推進	基本施策 37　スポーツによるまちづくりの推進

6 行財政運営・市民参画・市政情報の発信

基本施策 38　効率的で効果的な行政運営	基本施策 40　市政への市民参画の推進
基本施策 39　健全な財政運営	基本施策 41　広域連携の推進

令和３年度実施計画事業一覧

第１章　子育て・福祉・医療・健康
～希望をもち健やかに暮らせるまち～

第２章　市民生活・地域づくり・環境・防災
～人と自然が調和する安心のまち～

第３章　都市基盤
～快適で潤いある暮らしができるまち～

第４章　産業・観光
～地域資源を活かした活力ある産業のまち～

第５章　教育・文化・スポーツ
～意欲と活力を育む学びのまち～

第６章　行財政運営・市民参画・市政情報の発信

※前期基本計画における施策の中でも、基本目標の分野を越えて、優先的かつ重点的に実施すべき関連する施策を「重点プロジェクト」における重点施策として位置付けます。
　そのため、重点プロジェクトと同一の事業が掲載されています。
※「令和３年度事業費」欄にゼロ予算と記載されているものは、人件費のみで予算計上を伴ず実施している事業です。

1 子育て・福祉・医療・健康 ～希望をもち健やかに暮らせるまち～

基本施策1　子育て支援の充実

（1）働く子育て家庭の支援

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
保育所等施設型給付事業（私立12園及び管外保育所）			保育事業を私立保育所（12保育園）及び管外保育園に委託し、その運営費を補助する。 焼野・須恵・さくら・伸宏・姫井・石井手・西福寺・真珠・貞源寺・貞源寺第二・あおい保育園・桃太郎園及び管外保育園。	H30以前～R8以降	1,209,346	子育て支援課
幼稚園等施設型給付事業			子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園に対し、公定価格（運営費）を施設型給付費として支給する。 平成27年度に小野田小百合幼稚園が、平成28年度に高千帆小百合幼稚園、平成31年度に小野田めぐみ幼稚園が新制度に移行。	H30以前～R8以降	191,295	子育て支援課
地域型保育事業運営支援事業			民間保育サービス事業者等が子ども・子育て支援新制度に基づき、地域型保育事業の一つである小規模保育事業を実施するに当たっての運営費の負担を行う。	H30以前～R8以降	60,404	子育て支援課
私立保育所整備助成事業			市内の私立保育所の整備・大規模改修に対し補助することで、保育所の健全な運営に寄与するとともに、保育環境を整えることで安全な保育を行うことができる。 また、認可保育所に移行するための施設整備について補助することにより、定員を確保し、待機児童の解消を図る。	H30以前～R8以降	113,208	子育て支援課
公立保育所運営事業		知守運動交流食事	公立保育所で保育を実施する。 （ 日の出保育園・出合保育園・下津保育園・厚陽保育園・津布田保育園）	H30以前～R8以降	463,537	子育て支援課
小野田地区公立保育所整備事業	2－（1）		市内の公立保育所は、いずれも老朽化や定員に対する入所児童割合の不均衡による運営の非効率等の課題を抱えている。これらを改善するため、公立保育所再編基本計画に基づき、公立保育所の再編整備を行う。 小野田地区の日の出保育園は、現在の定員120名から規模を拡大して、建て替える。	R2～R8以降	24	子育て支援課
山陽地区公立保育所整備事業	2－（1）		市内の公立保育所は、いずれも老朽化や定員に対する入所児童割合の不均衡による運営の非効率等の課題を抱えている。これらを改善するため、公立保育所再編基本計画に基づき、公立保育所の再編整備を行う。 山陽地区4園の公立保育所については2園に再編整備し、そのうち1園を厚狭駅南部地区に定員140人の保育所を新設整備する。	H30以前～R5	664,908	子育て支援課
公立保育所環境整備事業			公立保育所は老朽化が進み、園児に対して危険が及ぶ可能性がある箇所がある。保護者が安心して児童を通わすことができるためにも、再編整備が完了するまでの間においても、緊急的に修繕が必要な箇所について、所要の修繕等を行う。 また、遊具等の部品も老朽化が進み、修繕または買い替えが必要である。 厚陽保育園には駐車場がなく、やむなく市道に駐車スペースを設けている。市道内での衝突事故防止や車道への出入りの際の安全確保のため、カーブミラーを設置する。また、厨房のエアコンの効きが悪いため更新する。木造の園舎のためシロアリ駆除を行う。	H30以前～R8以降	1,316	子育て支援課
公立保育所看護師配置事業	2－（1）		厚生労働省は医療的ケア児の地域支援体制構築を進めている。平成31年度に公立保育所に看護師配置を1名配置して、医療的ケア児の保育所での受け入れ態勢を整えたが、医療的ケア児の保育所入所希望は今後いっそう増加することが予想される。 障がい児や医療的ケア児等、特に配慮が必要な児童の受入れは公立保育所が積極的に行うべきであるため、公立保育所に配置する看護師（任期付き職員）を更に増やす必要がある。 また看護師が不在の場合の対策として訪問看護ステーションと派遣契約を結ぶ。	R1～R8以降	360	子育て支援課

住民情報系システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならず、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達（やまぐち自治体クラウド）において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。（子ども・子育て支援）	R2～R8以降	381	子育て支援課
公立保育所ICT化推進事業	2－（1）		保育所における業務のICT化を推進するため、「保育業務支援システム」を導入する。 これにより、保育士の事務負担軽減を図り、保育士が保育業務に専念できる環境を整備し、併せて保育所利用者の利便性向上を実現する。	R3～R8以降	11,492	子育て支援課
一時預かり事業	2－（1）		私立保育所（6園：焼野・須恵・さくら・真珠・貞源寺第二・あおい）で実施する一時預かり事業に対して補助金を交付する。保護者負担金：1日利用1,800円　半日利用900円。同額を保育所に補助する。 なお、公立保育園（3園：日の出・出合・厚陽）でも直営で実施している。	H30以前～R8以降	2,916	子育て支援課
一時預かり事業（幼稚園型）	2－（1）		子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園が、園児（1号認定子ども）を通常の就園時間外や長期休業期間中に行う一時預かりに対して補助を行う。	H30以前～R8以降	3,000	子育て支援課
延長保育事業	2－（1）		各児童が認定された保育時間を超えて保育を実施する延長保育について、私立保育所に対し補助金を交付する。ただし、短時間を超え標準時間までの間の延長保育については、利用料を各園が徴収し、徴収した額は補助金から除く。 ・標準時間延長（1時間延長5園、30分延長6園）　・短時間延長　全園	H30以前～R8以降	10,670	子育て支援課
障がい児保育事業	2－（1）		障がい児を保育する公立保育所には保育士の加配を行い、私立保育所には、保育士加配に対して補助金を交付する。軽度障害児（1ヶ月：29，730円）　特別児童扶養手当対象児童（1ヶ月：74，140円）	H30以前～R8以降	11,584	子育て支援課
民間保育サービス施設職員健康診断事業			民間保育サービス施設に従事する職員に対し、健康診断を実施することにより、民間保育サービス施設における衛生・安全対策を図り、もって児童の福祉の向上を図る	H30以前～R8以降	30	子育て支援課
民間保育サービス施設入所児童処遇向上事業			民間保育サービス施設に入所する乳幼児の健康診断として実施する内科検診、目・喉・皮膚・体格等視診、健康相談等の経費及び職員が研修に参加するに当たり代替職員の雇用費を補助することにより入所児童の処遇の向上を図る	H30以前～R8以降	72	子育て支援課
保育所保険料補助事業			入所児童の安全管理のための任意の賠償責任保険の加入契約に伴う保険料を保育所の定員によりその一部を補助する。	H30以前～R8以降	88	子育て支援課
多子世帯応援保育料等軽減事業（保育所）			対象児童が保育所に入所した場合に保育料を減免（半額又は全額）する。 平成27年度から年齢制限をなくし拡充された。 対象児童が民間保育サービス入所した場合は保育料を助成する。（5万円限度） 令和元年度10月以降は、幼児教育・保育の無償化の実施により、保育料については3歳未満のみが対象となり、新たに、3歳以上の児童の副食費について補助の対象となった。	H30以前～R8以降	1,770	子育て支援課
私立幼稚園特別支援事業			私立幼稚園特別支援教育費補助金（単県補助分）交付要綱に定める障がい児が在園する私立幼稚園に対し、財団法人山口県私立幼稚園協会が補助金を交付する場合に、市が協会に対して補助金を交付する。	H30以前～R8以降	393	子育て支援課

放課後児童対策事業（放課後児童クラブ）	2－（1）		市内12小学校区において、小学校の空き教室等を利用し、児童クラブ事業を実施している。平日は放課後から午後5時まで開所。土曜日及び長期休暇期間は午前8時30分から午後5時まで開所。なお、午後5時から6時まで1時間の延長保育あり。また、平成30年度から、土曜日及び長期休暇期間は、午前8時から8時30分まで30分の朝の延長保育を開始した。	H30以前～R8以降	113,620	子育て支援課
児童クラブ施設整備等事業	2－（1）		核家族化や共働き世帯の増加、また平成27年度以降の児童クラブ対象児童の拡大により、児童クラブの需要が増加している。これにより、地区によって生じている待機児童の解消を図るため、児童クラブの拡充整備を行う。また、施設の老朽化による大規模な修繕や周辺整備、また、高学年受入のための備品整備等により、児童を安全に保育できる環境を整える。令和3年度は、部屋の大きさに対して風力が不足している須恵児童クラブにエアコンを設置する。また、赤崎児童クラブ室のエアコンを更新する。	H30以前～R8以降	2,915	子育て支援課
小野田児童クラブ室整備事業			現在小野田児童クラブは、小野田児童館内で低学年までの受け入れで事業を実施しているが、小野田児童館は施設の老朽化が著しいため、小野田小学校内に2単位児童クラブを整備し、保育環境を整えるとともに高学年までの受け入れを行う。	R3～R4	11,105	子育て支援課
住民情報系システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならず、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達（やまぐち自治体クラウド）において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。（児童クラブ）	R2～R8以降	260	子育て支援課
病児保育事業	2－（1）		集団保育が困難な病児を、委託する民間事業所等で一時的に預かることにより、就労等を行う保護者の子育て環境を整備し子育て支援を行う。	H30以前～R8以降	26,506	子育て支援課
子育て短期支援事業	2－（1）		児童を養育している保護者が、仕事、疾病その他の事由により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合や、配偶者の暴力から逃れるため、児童の緊急的な一時保護が必要な場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護する。	H30以前～R8以降	248	子育て支援課
養育支援訪問事業	2－（1）		乳児家庭全戸訪問事業により把握した「特に支援を必要とする家庭」を対象として、保健師が「専門的相談支援」を実施する（訪問は保健師が実施。）	H30以前～R8以降	ゼロ予算	子育て支援課
子育てワンストップ事業			子育て関連の申請手続きについて、マイナンバーを用いてオンラインで一括した手続きを受け付ける。 対象手続　子育て支援課：児童手当、児童扶養手当、保育 健康増進課：母子保健	H30以前～R8以降	ゼロ予算	子育て支援課
実費徴収に係る補足給付事業（副食費）	2－（1）		幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、低所得世帯（第1階層～第3階層）及び第3子の副食費を補助する。	R1～R8以降	4,860	子育て支援課
施設等利用給付事業			令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施により行われる事業。 3歳以上の児童及び非課税世帯の保育料を無償化するもの（上限あり）。 対象施設は、新制度未移行幼稚園、認可外保育施設等。	R1～R8以降	126,897	子育て支援課

（2）子育ての不安と負担の軽減

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課

1 子育て・福祉・医療・健康 ～希望をもち健やかに暮らせるまち～

新生児応援給付事業			新型コロナウイルス感染症対策として国民一人あたり10万円の特別定額給付金が支給されることになったが、令和2年4月27日が基準日のため、翌日以降に生まれる新生児は対象とならない。同じ学年で支給されるかどうかが異なることになり、不公平感を解消する必要がある。また、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、感染対策に気を配りながら出産をした家族を支援する必要もあることから、本市の独自施策として、令和2年4月28日から令和3年4月1日の間に生まれた新生児に対し、1人あたり10万円を給付する。	R2～R3	5,015	企画課
地域子育て支援拠点事業	2－（1）	交流	市内4箇所の保育園（須恵・さくら・姫井・貞源寺第二）で月曜日から金曜日までに5時間開設。 子育て世代の交流の場を提供し、子育て相談の受付や子育て支援に関する講習会を実施。 また、近隣の児童館に出張し、育児相談及び育児講習を実施する。	H30以前～R8以降	33,080	子育て支援課
子ども・子育て支援事業計画推進事業			令和元年度に策定した「第2期山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画」について、教育・保育の量や確保方策などの評価、点検を行う。また、新規の事業を行う場合、必要に応じて協議会に諮り、委員の意見を聞く。 計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間。	H30以前～R8以降	160	子育て支援課
子育て支援情報発信事業			子育て情報の一元化と情報提供の充実を目的に、平成22年度に開設した「さんようおのだっこ」の管理・運営を行う。 子育てに関する行政情報のほか、民間の情報も発信し、多くの子育て世代に利用されている。	H30以前～R8以降	85	子育て支援課
子育てコンシェルジュ事業	2－（1）	交流	子育て世代が集まる子育て支援拠点施設等に積極的に出向き、子育て世代の実態を拾い上げ、声のかけやすい子育て相談窓口となり、子育て世代のニーズの把握、個々に必要な情報提供や相談、助言等を行い、子育て世代の応援及び自立を支援し、いきいきと楽しく子育てができる地域社会をつくる。	H30以前～R8以降	74	子育て支援課
子育て総合支援センター管理・運営事業	2－（1）	交流	子育て世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する相談助言、情報交換や交流を行い、妊娠期から寄り添った継続的な支援を各事業と連携して行うことで、子どもの健やかな成長を支援するための拠点施設である「子育て総合支援センター（スマイルキッズ）」の管理運営を行う。	H30以前～R8以降	6,728	子育て支援課
地域子育て支援拠点（スマイルキッズ）事業	2－（1）	交流	子育て総合支援センターにおいて、乳幼児と保護者が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育てに関する相談・助言、情報提供、子育てに関する講習開催等の子育て支援を行う。	H30以前～R8以降	925	子育て支援課
キッズファーム事業	2－（1）	交流 食事	子育て支援の拠点である子育て総合支援センタースマイルキッズに小規模の畑を整備し、未就学児をもつ親子が参加し、地域住民の指導のもとに、野菜の苗植え、水やり、収穫等の体験を行う。 収穫した野菜は、地域住民と収穫時に試食したり、キッズキッチンでの食育講座の食材に活用する。	R1～R8以降	30	子育て支援課
ベビースマイル事業	2－（1）	交流	子育て総合支援センタースマイルキッズで、子育て中の市民と一緒に子育て世代の親子が参加できるフェスタの企画運営を行うとともに、子育て世代のサークル活動やイベント企画実施等を支援することにより、子育て世代の交流の促進、趣味・特技が生かせる場を提供する。	H30以前～R8以降	300	子育て支援課
児童手当支給事業			中学3年生までの児童を養育している人に対して児童手当を支給する。 ■支給額（月額）：3歳未満15,000円、3歳～小学生（1、2子）10,000円、3歳～小学生（3子以降）15,000円、中学生10,000円、所得制限超5,000円	H30以前～R8以降	935,009	子育て支援課
特別児童扶養手当事業			身体や精神に中程度以上の障がいのある児童を監護している父もしくは母等に特別児童扶養手当を支給するための申請を受けて県に進達する。	H30以前～R8以降	187	子育て支援課

住民情報系システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならず、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達（やまぐち自治体クラウド）において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。（児童手当）	R2～R8以降	786	子育て支援課
福祉医療（乳幼児・ひとり親家庭）助成事業	2－（1）		乳幼児医療費助成：小学校就学前の乳幼児の医療費（保険適用）自己負担分を助成する。父母の市民税所得割額の合計が136,700円を超える世帯は、単市助成分で助成する。 ひとり親家庭医療費助成：18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父・母及び児童に対して、医療費(保険適用)の自己負担分を助成する。ただし、市民税所得割が非課税の世帯に限る。	H30以前～R8以降	123,845	子育て支援課
福祉医療事業（単市事業分）	2－（1）		県制度の乳幼児医療費助成に上乗せして、所得制限（市民税所得割136,700円超）を超えた方に対して、市単独で医療費助成を行う。	H30以前～R8以降	36,000	子育て支援課
子ども医療費助成事業	2－（1）		子育て世代の経済的負担を軽減するため、小学校1年生から中学校3年生までの児童の保険適用医療費の自己負担分（3割負担）のうち2割を助成する。また、令和3年8月より助成割合を3割（全額）に拡充する。ただし、所得制限（父母の市民税所得割額の合計が136,700円以下）あり。	H30以前～R8以降	44,127	子育て支援課
養育医療給付事業	2－（1）		身体の発育が未熟な状態で生まれた乳児（未熟児）が、指定医療機関において入院養育を受ける場合に、出産後すみやかな処置を講ずる必要があるため、医療が必要な未熟児に対して、養育に必要な医療費の助成を行う。	H30以前～R8以降	7,020	子育て支援課
住民情報系システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならず、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達（やまぐち自治体クラウド）において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。（乳幼児医療・ひとり親医療）	R2～R8以降	317	子育て支援課
住民情報系システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならず、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達（やまぐち自治体クラウド）において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。（子ども医療）	R2～R8以降	256	子育て支援課
小学校就学援助事業（生保・就学援助対象者分）			経済的理由により就学困難と認められる児童又は小学校就学予定者の保護者に対し、必要な援助を行うため、就学援助費（学用品費購入費等）を支給する。	H30以前～R8以降	24,321	学校教育課
中学校就学援助事業（生保・就学援助対象者分）			経済的理由により就学困難と認められる生徒又は中学校就学予定者の保護者に対し、必要な援助を行うため、就学援助費（学用品費購入費等）を支給する。	H30以前～R8以降	31,750	学校教育課
学校保健に係る医療費助成事業（就学援助）			就学援助の認定を受けた児童生徒が学校検診で特定の疾病に罹患していることが判った場合、その疾病を治療するための医療費を助成する。	H30以前～R8以降	1,357	学校教育課
学校給食に係る給食費助成事業（就学援助）			就学援助の認定を受けた児童生徒の保護者に対して、給食費を支給する。	H30以前～R8以降	58,554	学校教育課
交通遺児助成金支給事業			交通遺児の就学と就職を奨励するため、交通遺児基金を設置し、助成金を支給する。	H30以前～R8以降	140	学校教育課

（3）地域社会での子育て支援

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課

児童館管理運営事業		交流	市内7校区（本山・赤崎・須恵・小野田・高泊・高千帆・有帆）に児童館を設置し、児童の健全育成及び育児相談・支援を実施する。	H30以前～R8以降	49,967	子育て支援課
児童館環境整備事業			老朽化している児童館について、必要な大規模修繕を年次的に行う。 各児童館エアコン設置から相当年数が経過しており、年次的に更新を行う。令和3年度は赤崎児童館のエアコンを更新する。	H30以前～R8以降	1,048	子育て支援課
ファミリーサポートセンター事業	2－（1）	交流	子育ての援助を受けたい方と援助ができる方とによる地域の相互援助組織であるファミリーサポートセンターの運営を行う。会員の募集や登録事務、援助に関する調整、講習会、交流会の開催及び広報紙の発行。	H30以前～R8以降	295	子育て支援課
地域組織活動育成事業	2－（1）	交流	地域における親子及び世代間の交流、文化活動、その他児童福祉の向上を図る活動に専ら取り組む団体に対して補助金を交付することにより、地域での子育て支援体制の充実を図る。 市内7団体（本山・赤崎・小野田・高泊・高千帆・出合・厚陽）	H30以前～R8以降	1,134	子育て支援課
児童遊園施設整備事業		運動	子どもが戸外で土や緑に触れ合う機会を創出し、安全で健やかな遊び場づくりを進めるため、市が管理している児童遊園の整備や維持管理を行う。 また、自治会が管理している公園の施設整備に対して補助金の支給を行う。	H30以前～R8以降	501	子育て支援課

（4）配慮が必要な子どもと家庭の支援

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
家庭児童相談事業	2－（1）		核家族化の進行や地域社会の連帯感が弱まるにつれて、家庭や地域社会における子育て機能が低下している状況の中、子育てに関する悩みや児童虐待等の様々な問題に対応するため、家庭児童相談事業を実施。	H30以前～R8以降	70	子育て支援課
児童扶養手当支給事業			18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父、母又は養育者に対して児童扶養手当を支給する。ただし、所得による一部停止、全部停止あり。 ※支給額（R2.4月現在）：全部支給　43,160円（1人）、2人目は10,190円加算、3人目以降は6,110円加算（金額は全部支給の場合）	H30以前～R8以降	306,093	子育て支援課
ひとり親家庭自立支援給付事業			ひとり親家庭の就職に有利であり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給し、ひとり親家庭の自立を支援する。	H30以前～R8以降	13,473	子育て支援課
ひとり親福祉事業			母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第1項の規定に基づき、母子・父子自立支援員を設置し、母子、父子及び寡婦の自立に必要な情報提供、指導及び貸付事務等を行う。	H30以前～R8以降	83	子育て支援課
母子生活支援事業			児童福祉法第23条の規定基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護するもの	R1～R8以降	10,660	子育て支援課
住民情報系システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならず、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達（やまぐち自治体クラウド）において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。（児童扶養手当）	R2～R8以降	134	子育て支援課
なるみ園運営事業	2－（1）		児童発達支援事業所なるみ園の管理運営を指定管理者に行わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を実施する。	H30以前～R8以降	8,484	子育て支援課

ことばの教室（幼児部）運営事業	2－（1）		ことばの遅れや発音等が気になる未就学の幼児に対して、小野田小学校及び厚狭小学校に開設していることばの教室幼児部で言語指導を行う。	H30以前～R8以降	140	子育て支援課
ことばの教室（幼児部）エアコン設置事業			ことばの遅れや発音等が気になる未就学の幼児に対して、小野田小学校及び厚狭小学校に開設していることばの教室幼児部で言語指導を行う。厚狭小学校について、教室にエアコンが設置されておらず、夏休み前の7月中旬と夏休み明けの9月は教室が暑く、快適な環境で指導を受けることができないため、エアコンを設置する。	R3～R3	1,062	子育て支援課

（5）母子保健サービスの充実

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
乳児健康診査事業		知守	出生届出時に交付された乳児一般健康診査受診票により委託契約締結医療機関で公費にて受診する。継続的な健康の保持増進を図るために個票により情報を管理する。健康診査と併せて安否確認も行う。	H30以前～R8以降	7,319	健康増進課
幼児健康診査事業		知守 食事	母子保健法第13条、発達障害者支援法第5条により1歳6か月児健康診査及び3歳児集団健康診査として実施する。運動機能、視聴覚等の障害、発達障害を持った子どもを早期発見し、適切な指導を行う、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣等の指導を行い健康の保持増進を図る。	H30以前～R8以降	2,412	健康増進課
発育・発達事業		知守	母子保健法第12条、発達障害者支援法第5条及び6条、乳幼児発達相談指導事業に基づき、幼児健康診査の心理相談、年中児の心理相談会を実施	H30以前～R8以降	201	健康増進課
妊婦健康診査事業	2－（1）	知守	母子健康手帳及び妊産婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊娠届出書を提出した者に、妊婦健康診査補助券を交付（14回）し、妊婦健康診査を実施。	H30以前～R8以降	44,493	健康増進課
妊娠の届出と母子健康手帳の交付		知守	母子健康手帳及び妊婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊娠届書を提出した者に、母子健康手帳を交付する。	H30以前～R8以降	71	健康増進課
産前産後サポート事業（マタニティひろば）	2－（1）	知守 交流	市内に在住する妊産婦とその家族を対象に、妊娠・出産や子育てに関する悩み等について保健師等の専門家による相談支援を行うとともに妊産婦同士の相互交流により家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る。また、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の習得により妊産婦の健康管理の向上を図る。参加者が参加しやすいように、平日だけでなく休日にも開催する。新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインでも開催する。	R2～R8以降	193	健康増進課
定例健康教育（育児学級・ステップアップ教室）事業	2－（1）	知守	乳幼児の健康保持増進及び子育て支援のため、専門家の講話及び実習を通じて正しい知識の普及に努めるため、育児学級を開催する。また離乳食から幼児食への移行、う歯予防ためのステップアップ教室を開催する。	H30以前～R8以降	254	健康増進課
発育・発達事業（療育教室）	2－（1）		幼児健診等において、経過観察が必要とされた児及び育児に不安を持つ保護者に対して、親子遊び、育児相談、発達相談等の療育教室を実施する。定期的に利用することで保護者が育児に自信が持てるようになったり、児の発達を中心に障害との付き合い方や児の見方について学ぶことで早期療育につなげるなどの早期の発達支援を行う。	R2～R8以降	384	健康増進課
定例育児相談（すくすく相談）・随時育児相談事業	2－（1）	知守	乳幼児の健康的な発育・発達及び育児支援を図るために定期的に相談できる場として育児相談を開催する。また不安に感じたときにいつでも対応できるよう、随時で対応する。新型コロナウイルス感染拡大状況に応じて来所できない場合はオンラインでの相談も含めて継続して対応する。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	健康増進課
母子家庭訪問指導事業	2－（1）	知守	ハイリスク妊婦とその出生児、第一子新生児及び母子保健推進員実施の生後4か月までの全戸訪問で乳児に会えなかった場合等に訪問し訪問指導を実施する。各種健康診査未受診者に対する受診勧奨及び安否確認も行う。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	健康増進課

子育て世代包括支援センター（母子保健型）	2－（1）	知守	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する。保健師等がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携して支援プランの策定を行う子育て世代包括支援センターを運営する。	H30以前～R8以降	3,915	健康増進課
産婦健康診査事業	2－（1）	知守	産後うつの予防や新生児への虐待予防を図るため、産後2週間、産後1か月など出産間もない時期の産婦に対する健康診査を実施する。産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築する。	H30以前～R8以降	4,023	健康増進課
産後ケア事業	2－（1）	知守	産後に心身の不調、または育児不安のある等、支援が必要と認められる産婦に対して心身のケアや育児サポートのきめ細かい支援及び休養の機会を提供することにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	H30以前～R8以降	378	健康増進課
不妊治療費助成事業	2－（1）		次世代育成支援の一環として不妊に悩む方々の不妊治療への経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。 市：一般不妊治療助成事業　県：特定不妊治療費助成事業、人工授精治療費助成事業、不育症検査費用助成事業	H30以前～R8以降	1,780	健康増進課
母子保健推進員育成・活動支援事業	2－（1）	交流	母子保健施策を推進するために、母子保健事業への協力や周知、普及啓発を行い、市民と行政のパイプ役として積極的な子育て支援活動を展開することにより、各地域に母子保健推進員を配置し、地域での活動展開を支援する。	H30以前～R8以降	744	健康増進課
妊婦歯科健康診査事業	2－（1）	食事	妊娠中の流早産の原因には様々あるが、歯周病はその一つに挙げられる。妊娠中の歯科保健対策として、妊婦歯科健康診査を実施することで歯周病の予防、早期発見を行い、適切な治療に結びつけ妊娠・出産が安心できるように支援する。	R2～R8以降	705	健康増進課

基本施策2　高齢者福祉の充実

（1）生涯現役社会づくりの推進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
介護支援ボランティア活動事業		交流	第一号被保険者（（65歳以上）が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また、市が養成する介護予防応援隊が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。	H30以前～R8以降	2,828	高齢福祉課
介護保険第2号被保険者における介護支援ボランティア活動事業		交流	第二号被保険者（（40歳以上65歳未満）が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また,市が養成する介護予防応援隊が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。	H30以前～R8以降	304	高齢福祉課
敬老会運営補助事業			毎年9月の敬老月間にあわせて地区社協主催により敬老会を開催。地区最高齢者、米寿者へ記念品の贈呈やアトラクションを行い、長寿を祝う。市内11地区で開催される敬老会の運営に対する補助。	H30以前～R8以降	4,971	高齢福祉課
敬老月間啓発事業			市長の表敬訪問（100歳、県内最高齢者）。85歳、95歳及び100歳以上の高齢者に対する市長と保育園児又は幼稚園児合作の敬老祝カードの贈呈。市内事業所による敬老お祝いセールの実施。小中学生の敬老意識醸成事業として、敬老ポスターや作文の募集。	H30以前～R8以降	484	高齢福祉課
高齢者団体の活性化（老人クラブ等）		交流	単位老人クラブ、老人クラブ連合会に対する補助を行う。いずれも国の間接補助事業。老人クラブは、高齢者の地域活動の一環として、地域交流活動や清掃奉仕活動等を実施している。	H30以前～R8以降	1,682	高齢福祉課

老人福祉作業所と利用促進			老人福祉作業所（4箇所）を運営する上で必要な経費(光熱水費、通信運搬費（電話料）、手数料（汲取り）、保険料（建物損害）、設備保守（消防）等） 等の費用の負担	H30以前～R8以降	237	高齢福祉課
全国健康福祉祭参加祝い金支給事業（ねんりんピック出場者祝い金）			ねんりんピック出場者壮行会を開催し、出場者に祝い金を贈呈する。	H30以前～R8以降	50	高齢福祉課
生きがいと健康づくり推進事業		交流	市内在住の高齢者が、家庭、地域等社会の各分野で、経験と知識及び技能を生かし、健康で生きがいをもち生活できるよう地域の協力のもと、老人クラブ連合会に対し、スポーツ大会等を委託。その他、高齢者の生きがいと健康づくりに資する事業を展開。	H30以前～R8以降	1,800	高齢福祉課

（2）高齢になっても住みよい地域づくり

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
総合相談・支援事業（地域包括支援センターの充実）			高齢者が地域で安心して生活を継続できるよう、高齢者に関する様々な相談を受け、適切なサービス等につなぎ、継続的且つ専門的に支援を行う地域包括支援センターの機能を強化させる。また、サブセンターの継続設置により、総合相談機能の強化を図る。	H30以前～R8以降	32,569	高齢福祉課
包括的・継続的ケアマネジメント業務			高齢者が地域で暮らし続けていくことができるように、個々のケアマネジャーのサポートを行う。高齢者を支援するケアマネジャーに対し、自立支援に資するケアマネジメントの実践が可能となる環境整備をを行うとともに、ケアマネジメントの質の向上を図る。	H30以前～R8以降	49	高齢福祉課
地域包括支援センター委託先業務システムの導入			指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務について、市内及び近隣の居宅介護支援事業所へ一部委託をしている。平成31年度に制度改正に対応した委託先業務システムを購入。今後も委託先の事業所が支障なく業務を行うため、システムを継続利用するもの。	R1～R8以降	88	高齢福祉課
地域ケア会議推進事業			ケアマネジメントを通じて、介護等が必要な高齢者が住みなれた地域での生活を地域全体で支援していくことを目的に、多職種で構成される地域ケア会議を開催するとともに、個別ケースにおいて抽出された地域課題を地域づくりや政策形成へ結び付けていく。	H30以前～R8以降	133	高齢福祉課
在宅医療・介護連携推進事業			医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目ない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するため、地域の実情を把握・分析し、地域住民や医療・介護関係者と課題を共有し、医療と介護の関係者との協働・連携を推進することを目的とするもの。	H30以前～R8以降	482	高齢福祉課
生活支援サービスの体制整備事業		交流	単身や高齢者世帯、認知症高齢者が増加する中、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、地域におけるニーズを把握し、地域の実情に応じた生活支援体制を構築するとともに、高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的に「第二層協議体」を小学校区（埴生・津布田は1か所）毎に設置する。山陽小野田市社会福祉協議会へ事業を委託。	H30以前～R8以降	9,244	高齢福祉課
権利擁護事業			判断能力が不十分な認知症高齢者等の権利を護るため、成年後見制度の活用促進や老人福祉施設への措置、虐待の対応、消費者被害の防止などを行う。また高齢者虐待の防止および対応を強化させるため、関係機関との連携を強化する。	H30以前～R8以降	84	高齢福祉課
成年後見利用支援事業			市長申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬助成を行う。	H30以前～R8以降	3,123	高齢福祉課
成年後見制度利用促進体制整備推進事業			成年後見制度利用促進基本計画をふまえ、成年後見制度の利用が必要なものが制度を利用できる地域体制を構築するため、中核機関の整備や市の基本計画について検討する。	R2～R8以降	70	高齢福祉課

1 子育て・福祉・医療・健康 ～希望をもち健やかに暮らせるまち～

高齢者の実態の把握			高齢者の生活実態や保健福祉サービスに対するニーズ等を調査・分析し高齢者福祉推進の基礎資料とするために、毎年5月1日を基準日とし民生委員が訪問により調査を実施。 実施主体が平成28年度より山口県から本市に変更になった。	H30以前～R8以降	34	高齢福祉課
高齢者保健福祉推進会議開催及び14市町福祉事務所長会議出席事業			高齢者福祉計画の進捗管理のために高齢者保健福祉会議を開催する。また、地域福祉に関する14市町福祉事務所長会議へ出席し、高齢者福祉計画の策定にも生かす。	H30以前～R8以降	168	高齢福祉課
ケアセンターさんよう運営事業			ケアセンターさんよう（ケアハウス、デイサービスセンター、地域交流センター）の管理運営を平成１８年度から平成３６年度までの間、「医療法人社団光栄会」を指定管理者とし委託する。 毎月、モニタリングを実施し施設の状況の把握に努める。	H30以前～R8以降	3,574	高齢福祉課
建築基準法第12条に基づく定期報告（建築物・ケアセンターさんよう）			建築基準法の一部を改正する法律の建築基準法第12条に基づく定期報告制度に係る部分が、平成28年6月1日に施行されたことに伴いケアセンターさんようも定期報告制度が必要になったため。（1回目。平成30年度）	H30以前～R8以降	588	高齢福祉課
建築基準法12条に基づく定期報告（小荷物専用昇降機及び防火設備の定期検査報告・ケアセンターさんよう）			建築基準法の一部を改正する法律の建築基準法第12条に基づく定期報告制度に係る部分が、平成28年6月1日に施行されたことに伴いケアセンターさんようも定期報告制度が必要になったため。	H30以前～R8以降	444	高齢福祉課
老人保護措置事業			経済的あるいは環境的事由等により、在宅生活を継続または、今後在宅生活を始めることが困難であるおおむね65歳以上の高齢者等に対して、必要な手続きや調査を実施した後、養護老人ホームに入所させ、扶助費を支払う。 また虐待等で緊急分離が必要な場合は、ショートを含めた入所等を行う。	H30以前～R8以降	199,884	高齢福祉課
介護保険利用者負担軽減助成金支給事業			市内に住所を有する要介護認定等を受けた高齢者に対し、居宅サービスを受けるために要した費用について一定の割合で助成する。 助成対象居宅サービスは、ホームヘルプのみで申請に基づき交付する。	H30以前～R8以降	108	高齢福祉課
寝具乾燥消毒サービス事業			市内在住の65歳以上で高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯またはこれらに準ずる世帯に属する者並びに心身障害者であって何らかの事情により、自らが使用する寝具類の衛生管理が困難な高齢者等に対して寝具乾燥消毒サービスを実施する。年に2回実施し寝具は、回収、配達する。	H30以前～R8以降	440	高齢福祉課
入浴サービス事業			身体上等の障害があるために在宅での入浴が困難な者に対して、対象者を自宅まで送迎し施設での入浴サービスを提供する。	H30以前～R8以降	449	高齢福祉課
訪問理美容サービス事業			身体上または精神上の障害があるため理髪店等に出向くことが困難な高齢者等に対し、居宅に訪問して理美容サービスを受けることができるようにする。理美容者の訪問費用の補助を行い、利用者は理美容サービス料のみ支払う。	H30以前～R8以降	30	高齢福祉課
福祉電話利用助成事業			低所得のひとり暮らし高齢者等の孤独感を和らげるとともに、その安否確認や緊急連絡の手段の確保を図る等、各種のサービス提供を行うために電話を無料で貸与する。 助成内容は、毎月の電話料金基本料金。通話料については、各自利用者負担。	H30以前～R8以降	696	高齢福祉課
高齢者相談事業			市が高齢者の介護予防生活支援の促進及び地域福祉の向上を図るために実施する。 市内5か所、決められた曜日に民生委員等が会場に出向き来場者の相談を受ける。	H30以前～R8以降	392	高齢福祉課

緊急時短期入所事業			対象者を通常介護しているものが疾病等の理由により当該対象者の介護が困難になった場合で緊急に施設に入所させる必要が生じた時に介護老人福祉施設へ短期入所をさせる。市内在住の要介護者で介護保険による保険給付内での同様サービスの利用ができないものに限る。	H30以前～R8以降	63	高齢福祉課
無年金者特別給付金支給事業			国民年金制度その他の公的年金制度において、自らの責によらず年金たる給付を受けることができない市内の高齢者等に対して、福祉の向上を目的とした給付金の支給を行う。	H30以前～R8以降	360	高齢福祉課
生活管理短期入所事業			市内に住む市民税非課税世帯に属する高齢者で（介護保険制度による要介護者及び要支援者を除く）日常生活を営むのに支障があると認められる者が、一時的に養護が必要となった場合に原則7日間を限度とし、養護老人ホームに短期入所させる。	H30以前～R8以降	233	高齢福祉課
高齢者緊急時見守り事業（地域支援事業：任意事業）		交流	高齢者等が地域で安心して暮らせるように、地域で支えあう体制づくりを推進する。その一つとして、相談並びに急病等の緊急時に適切な対応を行うために業務を委託する。委託業務内容は、緊急通報・健康相談受付業務、緊急通報装置端末の管理業務等とする。	H30以前～R8以降	5,572	高齢福祉課
住宅改修支援事業（地域支援事業：任意事業）			居宅介護支援の提供を受けていない高齢者が住宅改修するにあたって、住宅改修費等支給申請に係る理由書を作成するケアマネージャーに費用の助成（1件当たり2000円）を行う。	H30以前～R8以降	10	高齢福祉課
寝たきり高齢者介護見舞金支給事業（地域支援事業：任意事業）			在宅の寝たきり高齢者等（要介護が4又は5で非課税世帯で基準日以前1年間に介護保険のサービスを利用しなかったもの）を介護する家族に対して、その労苦を慰謝激励することを目的に介護見舞金（1人100,000円）を支給する。（基準日は6月1日）	H30以前～R8以降	200	高齢福祉課
家族介護支援事業			市内の在宅高齢者を介護している家族に対し、介護者の交流事業を実施するなどし、家族の精神的、身体的な負担の軽減を図る。 家族介護者交流事業は、年に2回実施。	H30以前～R8以降	628	高齢福祉課
紙おむつ等支給事業			紙おむつ等を常時必要とする在宅の寝たきり高齢者等（市民税非課税世帯）を介護する家族に対して、紙おむつ等の介護用品を申請により支給する。対象者に助成券を交付し、対象者は、この券を指定の店舗にて提示することで紙おむつ等の支給を受ける（月6000円を上限）。今後、地域支援事業の任意事業の対象外になる可能性がある。	H30以前～R8以降	6,071	高齢福祉課
「高齢者福祉サービス」システム維持管理（地域支援事業：任意事業）			高齢者福祉サービスシステム（COKAS-RAD2内にある）の維持管理を行う。	H30以前～R8以降	195	高齢福祉課

（3）介護予防の推進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
介護予防普及啓発事業			第1号被保険者（65歳以上の高齢者）に対して、介護予防教室や講座等を実施し、心身の健康保持・増進に関する啓発や教育を行う。また、パンフレットや介護予防手帳（自身の介護予防実施等の記録管理するための媒体）の作成、配布を行い、介護予防の普及啓発を行う。	H30以前～R8以降	299	高齢福祉課
地域介護予防活動支援事業		交流	生活機能の低下した高齢者に対して、リハビリテーションの理念を踏まえて「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチするために、体操等介護予防に充実した内容を行う住民運営通いの場の立ち上げ支援を行う。併せて介護予防に効果的なプログラムを提供する。また、介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスに係る介護従事者の基礎研修を実施する。	H30以前～R8以降	674	高齢福祉課
介護予防応援隊養成事業		交流	介護予防の知識を習得し、自らの介護予防に取り組むとともに地域で介護予防の必要性を広め、市の介護予防事業のサポートをするなどのボランティア活動を行う介護予防応援隊の登録を行っている。また、介護予防応援隊が地域で介護予防活動を行う上で必要な知識・技術の向上のためにレベルアップ研修を開催する。	H30以前～R8以降	149	高齢福祉課

地域リハビリテーション活動支援事業			リハビリテーション専門職を活用し、住民運営通いの場に対する技術的援助のほか、介護予防のための地域ケア個別会議において、リハビリテーション専門職の視点でのケアプランへの助言を行うなど、より効果的な介護予防や自立支援に資する取り組みを推進している。また通所事業所の職員に対し、介護予防・自立支援に資するケアマネジメントやサービス提供を目的とした講習会を行う。	H30以前～R8以降	53	高齢福祉課
介護予防把握事業			訪問や関係機関との連携を通して閉じこもり等何かの支援を要する高齢者の把握を行い、介護予防活動等へつなげる。	H30以前～R8以降	7	高齢福祉課
認知症予防事業			高齢者が認知症予防に積極的に取り組めるよう、認知機能低下のリスクを早期に把握するために、あたまの健康チェックを行い、物忘れの疑いがある人に対して認知症予防教室（あたまの若返り教室（あたまの健康チェック事後フォロー教室））を実施する。	H30以前～R8以降	529	高齢福祉課
訪問型サービス（第一号訪問事業）			要支援認定者及び総合事業対象者に対して、介護予防給付で提供されていた、介護予防訪問介護に相当するものや基準を緩和した多様なサービスを提供する。	H30以前～R8以降	25,150	高齢福祉課
通所型サービス（第一号通所事業）			要支援認定者及び総合事業対象者に対して、介護予防給付で提供されていた介護予防通所介護に相当するものや基準を緩和した多様なサービスを提供する。	H30以前～R8以降	124,138	高齢福祉課
介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）			高齢者が要支援状態になることをできるだけ防ぎ、たとえ要支援状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにすることを目的に、介護予防に資するケアマネジメント（アセスメント及び計画作成等）を行う。（一部居宅介護支援事業所へ委託）	H30以前～R8以降	5,283	高齢福祉課
総合事業給付管理事業			事務の円滑化・適正化を目的に国民健康保険連合会に総合事業サービス費の審査・管理業務を委託する。	H30以前～R8以降	603	高齢福祉課
高額介護予防・高額医療合算介護予防サービス費相当事業			総合事業によるサービス利用に係る利用者負担額が高額となる場合、限度額を超える部分を高額介護予防サービス費として申請者へ支給する。	H30以前～R8以降	300	高齢福祉課
訪問型サービスC（第一号訪問事業）			リハビリテーション専門職が利用者の居宅等へ訪問し、利用者に応じた助言や指導を短期間に集中的に行うことにより、日常生活上の課題を解決するとともに、利用者自身が介護予防の取組を継続するために地域の介護予防活動へ参加するなど、自立した生活を送れるようになることを目的として実施するもの。	R3～R8以降	631	高齢福祉課
総合事業サービス事業所の指定及び指導監督事業			平成29年4月から開始した総合事業サービス事業所の指定及び各種届出の審査受理を行う。また、計画的に実地指導等を行い、総合事業の適正な運営の確保を図る。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	福祉指導監査室

（4）認知症施策の推進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
認知症に関する普及啓発事業			今後増加する認知症高齢者を地域で支えるために、認知症に関する普及啓発のためのイベントや認知症サポーター養成講座等の実施に力を入れていくとともに、認知症を自分の問題として捉え、市民全体で認知症を支えていく意識の醸成を図る。	H30以前～R8以降	332	高齢福祉課
徘徊高齢者等見守りネットワーク構築事業			今後増加していく認知症高齢者を地域で支えるために、認知症の理解を深め、認知症高齢者が行方不明になった時早期発見できる仕組みづくりを行うとともに、市民全体で認知症を支えていく意識の醸成を高める	H30以前～R8以降	65	高齢福祉課
認知症地域支援推進事業			認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の容態に応じた効果的な支援が行われる体制整備や地域づくりの役割を担う認知症地域支援推進員を配置する。 認知症を支援する関係機関のネットワークの構築や地域の情報共有や地域課題、市における対策を検討していく。認知症を介護する介護者が安心して介護でいる環境づくりを行う。その一つのツールとして認知症ケアパスを作成・運用する。	H30以前～R8以降	319	高齢福祉課

認知症カフェ事業			認知症の人と家族、地域住民、専門職等誰もが参加でき、認知症の人とその家族の支援を行うとともに、地域住民へ対して認知症理解へ向けた啓発活動を行う場として「認知症カフェ」の設置を進める。	H30以前～R8以降	703	高齢福祉課
認知症初期集中支援推進事業			認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。	H30以前～R8以降	310	高齢福祉課

（5）介護（予防）サービスの充実

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
介護サービス提供事業			要介護の認定を受けた被保険者が安心して暮らせるように介護状態に応じて、デイサービスやホームヘルプ等の在宅サービスや特別養護老人ホームや老人保健施設等の施設サービスを提供を行う。	H30以前～R8以降	5,660,059	高齢福祉課
介護予防サービス提供事業			要支援認定を受けた被保険者が、できる限り自立した生活を送れるよう、状態の維持や改善を重視したデイサービスやホームヘルプ等の介護予防サービス（予防給付）の提供を行う。	H30以前～R8以降	135,147	高齢福祉課
介護保険施設サービス利用者負担軽減事業			低所得者に対して介護4施設の居住費・食費が過重な負担とならないよう補足給付をおこなう	H30以前～R8以降	152,901	高齢福祉課
高額介護・高額医療合算介護サービス費支給事業			介護サービスの利用料（同一世帯の居宅サービス・施設サービスの合計額）の1か月の自己負担が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分について「高額介護サービス費」として支給する。また、介護保険と医療保険における自己負担の合算額が一定の上限額を超えた場合は、「高額医療合算介護サービス費」を支給する。	H30以前～R8以降	162,403	高齢福祉課
指定介護予防支援業務			介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況及び環境等を勘案したケアプランを作成するとともに、サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行う	H30以前～R8以降	7,884	高齢福祉課
地域密着型サービス指導監督事業			グループホームなどの地域密着型サービス事業所に実地指導、運営委員会を通して、事業運営や介護報酬の取扱い、利用者の方への対応などについて指導・監査を行う。	H30以前～R8以降	26	高齢福祉課
地域密着型サービス事業所の指定及び指導監督事業			介護保険法に基づき、地域密着型サービス事業所の指定及び各種届出の審査受理を行う。また、計画的に実地指導等を行い、地域密着型サービスの健全かつ適正な運営の確保を図る。	H30以前～R8以降	30	福祉指導監査室
居宅介護支援事業所の指定及び指導監督事業			山口県からの権限移譲により、平成30年4月から介護保険法に基づき、居宅介護支援事業所の指定及び各種届出の審査受理を行う。また、計画的に実地指導等を行い、居宅介護支援事業所の健全かつ適正な運営の確保を図る。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	福祉指導監査室

（6）介護保険の円滑な運営

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
介護給付管理事業			事務の円滑化・適正化を目的に国民健康保険連合会に介護給付サービス費（介護報酬）審査・管理業務を委託する。	H30以前～R8以降	7,449	高齢福祉課
介護サービス給付費適正化事業			自立支援に資する適正なケアマネジメント及びサービス提供について、介護給付適正化委員会において協議し、助言をいただき、利用者により良いサービス提供ができるようにする。また年1回、介護サービス利用者へ介護給付費通知を行う。	H30以前～R8以降	314	高齢福祉課

介護保険低所得者利用者負担対策事業			介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が利用者負担額を減免する場合に、自らが負担した額が利用者負担金の総収入のうち一定割合を超えた社会福祉法人に対し、市がその超えた部分の一部を助成する（国、県の3/4の補助　国1/2、県1/4）	H30以前～R8以降	35	高齢福祉課
介護保険管理事業			基金・償還事業を含めた介護保険制度全般における適切な運営管理を行い、介護サービスが安心して利用できる体制づくりを行います。	H30以前～R8以降	7	高齢福祉課
介護認定審査事業			介護サービスを提供する場合は介護認定を行う必要がある為、対象者の調査・審査等の業務を行います。	H30以前～R8以降	32,118	高齢福祉課
介護保険資格管理事業			介護保険サービスの提供及び介護保険料賦課を行う為、65歳以上の市民及び住所地特例者の第1号被保険者及び要介護認定者の第2号被保険者の介護保険資格の管理を行います。	H30以前～R8以降	5,395	高齢福祉課
介護保険賦課徴収事業			介護保険料は、介護サービス給付費の財源として全体の23%を負担することとされている為、第1号被保険者の前年所得・世帯状況等勘案した保険料の賦課・徴収を行います。	H30以前～R8以降	3,514	高齢福祉課
介護保険制度改正（新介護保険事業計画施行）に伴うシステム改修事業			介護保険制度を持続可能な制度としていくために3年に一度、介護保険事業計画の策定が行われ、多くの制度改正が行われるが、本市介護保険基幹システムにおいても新制度、改正内容に即した適切な介護保険業務を円滑に遂行する改修事業を行う。	H30以前～R8以降	2,778	高齢福祉課
医療連携情報ネットワーク設置事業			医療連携情報ネットワーク（さんさんネット）を活用し、主治医意見書の提出を本ネットワークで行います。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	高齢福祉課
住民情報系システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならず、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバースターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達（やまぐち自治体クラウド）において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	H30以前～R8以降	3,966	高齢福祉課

基本施策3　障がい者福祉の充実

（1）障がい福祉サービスの充実

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
各種障がい者手帳受付・証明事業			①障がいを有する人からの申請書を受理②県が発行した手帳の交付③手帳の種類や障がい内容、等級に応じた市や県の障がい福祉サービスについて説明④サービス利用の手続きを行う。山口県障害福祉関係事務費交付金要綱における身体障害者福祉法施行細則第15条に基づく経由事務。	H30以前～R8以降	100	障害福祉課
障がい者計画等策定及び推進事業			山陽小野田市障がい者計画（障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした中長期的な計画）及び山陽小野田市障がい福祉計画、山陽小野田市障がい児福祉計画（障がい福祉サービス等の見込量、確保の方策を定める3年を1期とする計画）を策定する。また、サービス毎の利用量や利用者数の状況、サービスの質に対する利用者の満足度等について分析、評価を行う。	H30以前～R8以降	72	障害福祉課
心身障害者扶養共済掛金助成事業			心身障害者扶養共済制度は、障がいのある方を扶養している保護者が、毎月一定額の掛金を納入することにより、保護者が死亡または重度障がいになったとき、障がいのある方に終身一定額の年金が支給される山口県の事業である。本助成事業は、その掛金を完納した場合、掛金の1/2を助成する。	H30以前～R8以降	210	障害福祉課
特別障害者手当等給付事業			日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障がい者（児）で、障がいの程度が国の基準を満たす者に対し、年4回（5月、8月、11月、2月）に分けて手当を支給する。	H30以前～R8以降	29,981	障害福祉課

在宅酸素濃縮器電気料助成事業			呼吸器機能障がい3級以上で、在宅において24時間酸素濃縮器を利用する方に電気料を助成する。（非課税世帯に限る）	H30以前～R8以降	180	障害福祉課
自立支援給付事業（介護給付）			計画相談支援の内容を基に、障がい福祉サービスの提供を行う。介護給付（「障害支援区分」の認定を受け、居宅介護や生活介護等を提供）利用者負担は原則1割（世帯の収入により負担上限あり）。	H30以前～R8以降	581,221	障害福祉課
自立支援給付事業（訓練等給付）			計画相談支援の内容を基に、障がい福祉サービスの提供を行う。訓練等給付（主に就労に係るサービスの提供）利用者負担は原則1割（世帯の収入により負担上限あり）。	H30以前～R8以降	415,144	障害福祉課
自立支援給付事業（補装具給付）			失われた部位や部分を補って必要な身体機能を得るために補装具費を支給する。利用者負担は原則1割（世帯の収入により負担上限あり）。	H30以前～R8以降	12,000	障害福祉課
障害児通所給付事業			障がい児相談支援の内容を基に、「障害児通所支援」（児童発達支援・放課後等デイサービス等）の提供を行う。利用者負担は原則1割（世帯の収入により負担上限あり）。	H30以前～R8以降	269,919	障害福祉課
審査システム導入事業			市は国保連合会から送信される請求データを審査し支払いを行っている。請求内容の誤りを防ぐため、請求内容を審査するためのツールとして専用ソフトを導入し業務の効率化を図る。	R3～R8以降	792	障害福祉課
障害者虐待防止対策支援事業			障がい者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等の為、関係機関との連携を強化することを目的に山陽小野田市高齢者及び障がい者虐待防止協議会を開催する。	R3～R8以降	6	障害福祉課
住民情報系システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならず、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバースターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達（やまぐち自治体クラウド）において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2～R8以降	30	障害福祉課
重度心身障がい者医療費助成事業			対象：①「身体障害者手帳」1,2,3級②療育手帳A③「精神障害者保健福祉手帳」1級④「障害基礎年金」1級⑤特別児童扶養手当1級⑥④⑤と同程度の障がいを有する者のうち、所得要件を満たす障がい者 内容：受給者証を交付し、保険適用医療費の内自己負担分を助成する。	H30以前～R8以降	309,184	障害福祉課
小児慢性特定疾患児支援事業			小児慢性特定疾患児に、疾患があることの受給者証を確認し、日常生活用具の給付をする（所得要件等に応じた負担あり）。	H30以前～R8以降	100	障害福祉課
難聴児補聴器購入費等助成事業			補装具費支給制度の補完的措置として、「身体障害者手帳」の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、言語能力の健全な発達や学力の向上を支援するため、補聴器購入等に要する経費の一部を助成する。	H30以前～R8以降	174	障害福祉課
更生医療給付事業（自立支援医療①）			「身体障害者手帳」の交付を受けたもので、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる医療に対し、医療費を給付する。利用者負担は原則1割（世帯の収入により負担上限あり）。	H30以前～R8以降	98,000	障害福祉課
育成医療給付事業（自立支援医療②）			18歳未満の身体に障がいがある児童又は医療を行わないと将来障がいを残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる医療に対し、医療費を給付する。利用者負担は原則1割（世帯の収入により負担上限あり）。	H30以前～R8以降	1,800	障害福祉課
精神通院医療給付事業（自立支援医療③）			精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する医療に対し、医療費の自己負担額を軽減する。市は申請書を受理し、県に進達する。県が決定後、受給者証を交付する。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	障害福祉課

障がい者施設運営事業			指定管理者制度により、障がい者施設（みつば園、まつば園、のぞみ園）を運営する。	H30以前～R4	6,310	障害福祉課
まつば園車両更新事業			まつば園の配備車両を、新しい車両に整備する。	R2～R4	279	障害福祉課
のぞみ園車両更新事業			のぞみ園の配備車両を、新しい車両に整備する。	R2～R4	169	障害福祉課
社会福祉法人指導監査事務事業			障がい者施設を運営する社会福祉法人の指導監査に関する事務を実施する。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	障害福祉課
社会福祉法人地域協議会事業			所管する社会福祉法人が地域公益事業を含む社会福祉充実計画を策定する際に、地域協議会を開催し意見を聴取する。	H30以前～R8以降	36	障害福祉課
指定特定相談支援事業者等指導監査事業			市が指定している特定相談支援事業者、障がい児相談支援事業者が行うサービス等の取扱及び自立支援給付の適正化を図ることを目的として実施する。	R1～R8以降	ゼロ予算	障害福祉課
障がい者地域生活支援事業（サービス）			支援の種類：①日常生活用具等給付②移動支援③日中一時支援④自動車運転免許取得費助成⑤自動車改造費助成⑥成年後見制度利用支援事業⑦点訳・音訳事業⑧訪問入浴サービス事業	H30以前～R8以降	32,926	障害福祉課
保健・医療・福祉等連携事業			執行機関の附属機関である山陽小野田市自立支援協議会において、地域の障がい者の保健・医療・福祉・教育・就労等各種のサービスにおいて総合的な調整・連携のもと、障がい者が安心して地域で生活できるよう支援する。また地域の関係者が情報共有や協議を行う定例会や円滑な運営及び施策の推進のための運営委員会を開催する。課題によっては専門部会を置き解決に取組む。	H30以前～R8以降	160	障害福祉課
権利擁護推進事業			障がい者の権利擁護や虐待防止を推進するため、関係機関との連携を図り、ネットワークづくりを行うとともに、研修会を開催し、権利擁護や虐待防止についての普及啓発を行う。また、障がい者虐待予防について広くPRするとともに、虐待防止センターで虐待相談を受けた時には、早期にコア会議を開催し、情報収集に努め、対応を行う。	H30以前～R8以降	20	障害福祉課
障がい者相談業務委託料			委託先：障がい者相談員 本人または保護者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、関係機関の行う業務に対する協力活動及び援護思想の普及啓発活動を行う。	H30以前～R8以降	294	障害福祉課
障がい者福祉施設維持整備事業			障がい者福祉施設は、指定管理者制度を導入し運営しているが、指定管理者とのリスク分担により経年劣化や天災等の不可抗力による破損修復の内、市が負担すべき修繕を適宜行い施設を維持整備する。	R2～R8以降	450	障害福祉課

（2）障がい者が安心して暮らせる地域づくり

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
障がい者団体支援事業			障がい者団体（山陽小野田市障害者協議会、肢体不自由児（者）父母の会、山陽小野田市手をつなぐ育成会）から、収支決算・予算書、事業計画・報告書等と併せて補助金申請を受け、審査の上決定を行い、補助金を交付する。	H30以前～R8以降	340	障害福祉課
福祉タクシー費助成事業			対象者：①「身体障害者手帳」1,2,3級②「身体障害者手帳」4級の下肢障がい、心臓機能障がい、呼吸機能障がい③療育手帳A、B④「精神障害者保健福祉手帳」1級のいずれかを所持する者 内容：タクシー乗車の際に要した初乗運賃を助成する。	H30以前～R8以降	23,986	障害福祉課

東京2020パラリンピック聖火フェスティバル実施事業	1－（1） 3－（1）		令和2年度に実施する事業であったが、東京2020パラリンピックが延期したことにより、令和3年度に実施することとなった。本事業は、東京2020パラリンピック開催に伴う山口県聖火フェスティバルにおいて、県内各市町で聖火を採火し、県に集火するものである。本市ではきららガラス未来館にてガラス文化を生かした採火行事を実施する。	R2～ R3	753	障害福祉課
「障害者差別解消法」推進事業			「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行されたことにより、市は障がいを理由とする差別を解消するための法的義務が生じた。心のバリアフリーの推進を図るために地域住民の理解を図るための講座を開催すると共に、地域の実情に応じた差別の解消のための取組みを主体的に行うネットワークとして障がい者差別解消地域支援協議会を開催する。また、合理的配慮に関する啓発を行う。	H30以前～ R8以降	144	障害福祉課
手話通訳者等配置事業			市が主催する講演会等や市が視覚的に情報発信を行う際に、聴覚障がい者への意思疎通に関する合理的配慮の提供として、手話通訳者等を配置する。	H30以前～ R8以降	600	障害福祉課
ヘルプカード配布事業			障がい者が、緊急時や災害時、困った際に、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするためのカードを作成し、対象となる方へ配布する。	R1～ R8以降	ゼロ予算	障害福祉課
障がい者地域生活支援事業（地域づくり）		交流	支援の種類：①意思疎通支援事業②地域活動支援センター事業③手話奉仕員等養成研修事業④障がい者スポーツ大会開催事業⑤自発的活動支援事業	H30以前～ R8以降	6,475	障害福祉課
地域生活支援拠点整備事業			障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。	R1～ R8以降	19,884	障害福祉課
理解促進研修・啓発事業			障がいへの理解を深め、障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、主に精神障がいの理解についての普及啓発を目的とする研修・啓発（精神保健福祉講座）を行う。	H30以前～ R8以降	20	障害福祉課
理解促進研修・啓発事業【追加】			小学生等の児童期を中心に障がいに対する理解の促進を図るため、手話等の体験内容を含めた出前講座を行う。	R3～ R8以降	ゼロ予算	障害福祉課
手話奉仕員等スキルアップ講座事業			聴覚障がい者の社会参加を支援する手話奉仕員等を対象に、手話通訳のスキルアップ研修を行うことにより、手話通訳のレベルアップを図り、聴覚障がい者の意思疎通支援の円滑な実施を図る。	R1～ R8以降	191	障害福祉課
手話通訳者設置事業（遠隔手話）			手話言語条例に規定する施策を推進するための方針より、ろう者（聴覚障がい者のうち手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者）が、周囲の状況を把握できず不安を感じたり、適切なサービスが受けられないことがないよう、コミュニケーション手段として手話を使用できる環境の整備として、遠隔手話サービスが窓口等で受けられる体制を整備する。	R3～ R8以降	234	障害福祉課

基本施策4　地域福祉の推進

（1）地域福祉推進体制の整備・充実

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
石丸総合館管理運営事業		知守運動 交流	地域福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。市が運営し、地域住民の理解と信頼を得つつ、地域社会に密着し、地域住民の生活課題に応じた事業を行う。人権問題に取り組む体制を整備する。	H30以前～ R8以降	2,528	市民活動推進課
石丸総合館維持整備事業			施設の適切な維持管理、長寿命化のため必要な改築、修繕等を実施。	H30以前～ R8以降	352	市民活動推進課

社会福祉法人指導監査事業			地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、平成25年4月から社会福祉法に基づき、主たる事務所及び実施する事業が山陽小野田市の区域を超えない高齢福祉に係る社会福祉法人の指導監査に関する事務を行うもの（会計処理に関するものについては、福祉指導監査室にて実施。）。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	高齢福祉課
地域協議会の体制整備事業			平成29年4月の社会福祉法（昭和26年法律第45号）一部改正に伴い、社会福祉充実残高を保有する社会福祉法人が地域公益事業を行う「社会福祉充実計画」を策定する際に、地域の意見を聴取する地域協議会を市が開催することとなる。地域協議会は、既存の会議体である高齢者保健福祉推進会議の委員を活用する。	H30以前～R8以降	44	高齢福祉課
社会福祉協議会支援事業			地域福祉事業は行政と社会福祉協議会が共に推進していく必要があるため、社会福祉協議会が組織運営するうえで不足する費用を市が補助する。	H30以前～R8以降	58,495	社会福祉課
福祉センター管理運営事業			市内7箇所（本山・赤崎・須恵・中央・高泊・高千帆・有帆）の福祉会館の円滑な運営を図る	H30以前～R8以降	28,128	社会福祉課
中央福祉センター定期報告事業			一定の建築物の所有者・管理者は建築物及び建築設備等の利用者の安全を確保し、災害・事故を防止するため、専門技術を有する資格者による調査・検査結果を特定行政庁に報告する。	H30以前～R8以降	297	社会福祉課
高千帆福祉会館定期報告事業			一定の建築物の所有者・管理者は建築物及び建築設備等の利用者の安全を確保し、災害・事故を防止するため、専門技術を有する資格者による調査・検査結果を特定行政庁に報告する。	H30以前～R8以降	275	社会福祉課
有帆福祉会館改修事業			必要性の高いものから計画的に建物の改修を行う。 共通する課題として、建物の内装及び外装の改修、浴室の改修、空調の改修などがある。 今年度は、有帆福祉会館の屋上防水改修工事を行う。	H30以前～R8以降	4,260	社会福祉課
日赤活動資金募集			市長が地区長を務める日本赤十字社の事業として、活動資金募集や献血推進事業を行う。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	社会福祉課
献血推進事業			山口県赤十字血液センターと共に、市内の企業に献血の協力を求めるほか、献血キャンペーンなどのイベントを実施する。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	社会福祉課
福祉関係団体支援事業			市の福祉行政の一環として、山口県更生保護協会、保護司会、原爆被爆者協会、社明運動実施委員会の各地域福祉団体に対して、活動を支援するために補助金等を交付する。 負担金…山口県更生保護協会 補助金…保護司会、原爆被爆者協会、社明運動実施委員会、更生保護女性会	H30以前～R8以降	399	社会福祉課
遺家族援護事業			市の福祉行政の一環として、山陽小野田市連合遺族会や、沖縄戦没者慰霊祭及び 県戦没者慰霊祭への参列に対して、活動を支援するために、補助金を交付する。 1　山陽小野田市連合遺族会補助金 2　沖縄戦没者慰霊祭参列補助金 3　県戦没者慰霊祭参列補助金	H30以前～R8以降	257	社会福祉課
戦没者遺族等特別弔慰金事業			戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき記名国債を支給する。また、戦没者等の妻及び戦傷病者の妻に対し特別給付金を支給する。	H30以前～R8以降	23	社会福祉課
戦没者追悼式開催事業			戦没者の御冥福を祈ると共に、戦争の記憶を風化させないために、追悼式を開催する。	H30以前～R8以降	299	社会福祉課

1 子育て・福祉・医療・健康 ～希望をもち健やかに暮らせるまち～

社会を明るくする運動推進事業			すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くために、街頭啓発や講演会を実施し、メディアを通じた広報活動を行う。 1街頭啓発（駅・中学校・高等学校・サンパーク・丸喜厚狭店） 2社明講演会 3市広報、ラジオ、新聞広告での周知	H30以前～R8以降	ゼロ予算	社会福祉課
地域福祉計画推進事業			社会福祉法第107条に基づき策定した山陽小野田市地域福祉計画の進捗状況を調査、審議し、PDCAサイクルのもと、計画の進捗状況の点検・評価を行い、総合的かつ計画的に地域福祉計画を推進するため、山陽小野田市地域福祉計画推進委員会を設置する。	R1～R8以降	765	社会福祉課
再犯防止計画推進事業			再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき、山陽小野田市における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（「地方再犯防止推進計画」）を策定するため、山陽小野田市再犯防止推進計画策定委員会を設置する。 計画策定後は、「（仮称）山陽小野田市再犯防止推進計画推進委員会」を設置し、計画の進捗状況を定期的に点検・評価し、必要に応じて見直しを行う等、計画の推進と進行管理を行う。	R1～R8以降	90	社会福祉課
指導監査事務事業			山口県からの権限移譲により、平成25年4月から社会福祉法に基づき、山陽小野田市内のみで事業を行っている社会福祉法人の指導監査に関する事務を福祉部関係4課で各々実施している。そのうち、山陽小野田市社会福祉協議会の法人運営状況を確認し、適切な指導監査を行う。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	社会福祉課
災害見舞金支給事業			市内において災害が発生した場合、その被災者に対し、被害状況に応じて災害見舞金を支給する。 1　住家（全焼、全壊、半焼、半壊及び床上浸水　1世帯30,000円・部分焼　1世帯5,000円） 2　事業所（全壊、半焼、半壊及び床上浸水　1事業所30,000円） 3　人命（死亡者1人50,000円・負傷者1人10,000円）	H30以前～R8以降	250	社会福祉課
災害援護資金貸付事業			災害救助法の適用を受けた自然災害で被災した世帯に対し、条件を満たした貸付対象者に災害援護資金の貸付を行う。	H30以前～R8以降	10	社会福祉課
災害援護資金貸付金債権回収事業			災害援護資金の償還金について、納付状況の管理・把握を行い、回収に努める。 H11台風災害…市から県へはすでに償還済みの災害援護資金であるが、借受人のうち償還期限を過ぎても未だ市に対する償還を行っていない者がいるため、その債権回収にあたる H22大雨災害…H25年度から償還が始まり、債権回収にあたる	H30以前～R8以降	465	社会福祉課
被災者関連業務支援システム事業			南海トラフ地震等の大規模災害時において、県下市町が被害認定調査、罹災証明交付、各支援制度管理等の被災者再建支援業務を迅速かつ円滑に実施できることを目的とし、大規模災害時における被災者の迅速な生活再建を実現するため、市町連携し、統一的支援システムを導入し、早期復旧・復興を促進する。	R1～R8以降	301	社会福祉課
社会福祉法人等指導監査事務			社会福祉法人（保育所9園及び小野田陽光園）に対して法人指導監査を行う。 私立保育所（12園）に対して保育所指導監査を行う。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	子育て支援課
地域型保育事業所指導監査事務			地域型保育事業所の指導監査を行う。 平成29年度～対象は2園（プティット小野田保育園、こぐま保育園）。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	子育て支援課
地域協議会開催事業			社会福祉充実残額が生じた社会福祉法人が社会福祉充実計画を作成する場合、地域公益事業を内容に含む場合は、地域協議会の開催を経る必要がある。 地域協議会は既存の協議会を活用することが基本とされているため、子ども・子育て協議会を地域協議会と位置付けて開催事務を行う。	H30以前～R8以降	40	子育て支援課

社会福祉法人指導監査事業			山口県からの権限移譲により、平成25年4月から社会福祉法に基づき、山陽小野田市内のみで事業を行っている社会福祉法人（16法人）の指導監査に関する事務を福祉部関係課で実施している。市所管の全社会福祉法人の会計処理に係る指導監査及び財務諸表等電子開示システムに係る事務等を行う。	H30以前～R8以降	12	福祉指導監査室
地域型保育事業所等の認可及び指導監査事業			地域型保育事業所の認可及び指導監督を行う。 特定教育・保育施設の指導監督を行う。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	福祉指導監査室
指定特定相談支援事業者等指導監査事業			市が指定している特定相談支援事業者、障がい児相談支援事業者が行うサービス等の取扱及び自立支援給付の適正化を図ることを目的として、会計処理に係る指導監査を行う。	R1～R8以降	ゼロ予算	福祉指導監査室

（2）地域福祉に関する相談・支援体制づくりの推進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
民生委員・児童委員活動支援事業		交流	民生委員・児童委員が、地域の方々のよき相談相手として、また行政や関係機関のパイプ役として十分に活動できるよう、民生委員児童委員協議会の運営を支援する。	H30以前～R8以降	16,285	社会福祉課
民生委員推薦事業			民生委員推薦会の委員の委嘱及び推薦会の運営を行う。	H30以前～R8以降	120	社会福祉課
山陽地区民生委員・児童委員活動支援事業		交流	年々増大・多様化する福祉ニーズに的確に対応するため、民生委員・児童委員に地域福祉の担い手として、また、行政や各関係機関のパイプ役として十分に活動していただくための支援を行う。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	市民窓口課

基本施策5　社会保障の安定

（1）低所得者福祉の充実

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
行旅困窮者一時保護事業			行旅困窮者の一時保護として、行き先に応じ、隣接市までの切符を支給する。	H30以前～R8以降	192	社会福祉課
行旅病人死亡人取扱業務			行旅病人及行旅死亡人取扱法に規定する行旅者や行旅死亡人について、救護又遺体の火葬を行う。	H30以前～R8以降	928	社会福祉課
無縁墓地の管理			無縁物故者の遺骨の管理及び無縁墓地の清掃管理を行う。	H30以前～R8以降	3	社会福祉課
生活困窮者自立相談支援事業			市が委託する実施事業者（自立相談支援機関）が、生活困窮者からの相談を受け、申込みを行った者に対して自立に向けた各種支援を行う。実施事業者は自治体関係課及び外部関係機関で構成される支援調整会議において、支援方法等調整したうえで支援を行う。	H30以前～R8以降	9,287	社会福祉課
生活困窮者就労準備支援事業			生活習慣が身についていない等の理由により就労が困難な者に生活習慣を身につけさせ、あるいは他人とのコミュニケーションのとり方などの支援を計画的に実施する。	H30以前～R8以降	5,180	社会福祉課
住居確保給付金支給事業			離職・廃業から2年以内、または休業等により収入が減収し、離職等と同程度の状況にある者、生活困窮のため住宅を失ったまたは失うおそれのある者で、住居を喪失または喪失するおそれのある者に対して、生活保護法の基準による家賃を上限として、原則3ヶ月（最長9ヶ月）間、家賃相当額を支給する。 自立相談支援機関による就労支援等を実施し、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行うことを目的とする。	H30以前～R8以降	1,530	社会福祉課

生活保護費支給事業			生活困窮者に生活保護費を支給することで、最低限度の健康で文化的な生活を保障する。生活困窮者から保護受給の相談を受けた後、申請意思のある者から申請書を受理し、審査後可否を決定する。保護決定後は、生活指導と共に、就労支援等を行い、自立を助長する。	H30以前～R8以降	1,155,311	社会福祉課
生活保護一般管理業務（単独）			生活保護受給者のうち施設入所者については、その施設管理者と連携し適切な指導について打ち合わせを行い、医療扶助受給者については、受療状況等について嘱託医の助言を受ける。また社会福祉主事の資格を有しない職員に資格取得のため、通信講座を受講させ、法令等関係書籍の購入により、CWの知識や能力の向上を図る。	H30以前～R8以降	3,439	社会福祉課
生活保護適正化事業（医療扶助適正化分）			生活保護受給者の医療扶助適正化のため、レセプト点検を実施する。	H30以前～R8以降	490	社会福祉課
生活保護適正化事業（収入資産把握事業分）			適正な保護の実施のため、生活保護申請者の収入・資産等の状況を調査する。	H30以前～R8以降	250	社会福祉課
生活保護適正化事業（体制強化事業分）			警察官OBを面接支援員として採用し、ケースワーカーや査察指導員等の職員が、問題のある生保相談者及び受給者と面接相談を行う際に、同席してもらい、指導、助言を受ける。	H30以前～R8以降	3,558	社会福祉課
被保護者就労支援事業			生活保護利用者の健康管理を支援し、データに基づいた生活習慣病の予防・重症化予防の推進と適正受診指導による医療扶助費の適正化を進める。	H30以前～R8以降	3,196	社会福祉課
被保護者健康管理支援事業		知守	生活保護利用者の健康管理を支援し、データに基づいた生活習慣病の予防・重症化予防の推進と適正受診指導による医療扶助費の適正化を進める。なお、本事業は2021年1月から必須事業となることから、令和2年度については、昨年度において実施した本市の現状及び課題分析調査の結果を踏まえた事業計画を策定する。	R1～R8以降	1,534	社会福祉課
査察指導機能強化			査察指導員については、社会福祉法第15条において設置が義務付けられており、ケースワーカーの指導監督を業務としている。また、生活保護が抱える多くの課題を解決するには、組織としての査察指導体制が充分に機能することが不可欠であることから、生活保護査察指導員の職務能力の向上を図り、もって生活保護制度の適正な実施に努める。	R3～R8以降	68	社会福祉課

（2）国民健康保険の充実

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
国民健康保険給付事業			国民健康保険に加入する被保険者へ療養給付、高額療養費等を給付する。国保連合会を経由し、保険者負担分を医療機関に支払うほか、被保険者が既に負担した給付部分の補填等を行う。県から普通交付金として負担される。	H30以前～R8以降	5,529,823	国保年金課
国民健康保険その他保険給付事業			国民健康保険被保険者のその他給付として、出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金を支給する。出産育児一時金は2/3が一般会計繰入金、その他は保険料、葬祭費については、保険料、傷病手当金は特別交付金で負担される。	H30以前～R8以降	20,808	国保年金課
国民健康保険医療費適正化事業			医療費適正化対策として、国保連合会へレセプトの二次点検を委託する。また、海外療養費についても不正請求対策として、国保連合会にて審査点検業務を委託する。	H30以前～R8以降	2,116	国保年金課

国民健康保険特定健診事業		知守	被保険者を対象とした健康診査を実施し、結果に応じて保健指導に導くことで、疾病の早期発見と生活習慣の改善を図り、もって医療費の適正化に資する。 なお、特定健診受診者の自己負担金については、令和元年度から特別交付金（県繰入金分）により措置されるため無料とし、特定保健指導に係る利用負担金（積極的支援1，000円、動機付け支援500円）については、利用促進のため令和2年度から無料とした。 また、特定健診の未受診について、国保連と民間事業者との3者契約によって行う「AIを活用した行動分析等による受診勧奨」を、実施する。	H30以前～R8以降	52,906	国保年金課
国民健康保険疾病予防対策事業		知守 運動	国民健康保険被保険者の健康増進及び疾病予防を図るための事業を行う。 ・国民健康保険医療費通知事業　・国民健康保険ジェネリック医薬品推進事業　・国民健康保険がん検診事業　・こくほシェイプアップ事業　・国民健康保険はり・きゅう施術費補助事業　・国保データベース（KDB）システム運用経費負担事業　・医療費適正化啓発パンフレット作成事業	H30以前～R8以降	18,404	国保年金課
国民健康保険健康づくり補助事業		知守	国民健康保険被保険者の健康の維持増進を図るため、市補助金交付規則別表の公共的団体助成金として校区ふるさとづくり推進協議会が実施する国民健康保険健康づくり事業の経費の一部について補助金を交付する。（1団体当たりの補助金額の上限は、27，000円）	H30以前～R8以降	324	国保年金課
国民健康保険脳ドック事業		知守	脳疾患の早期発見、特に脳血管疾患の防止のため、30歳以上の国保被保険者が実施医療機関で脳ドックを受診する費用のうち、およそ85%を助成し、受診者の自己負担額を4，000円とすることで受診を促進し医療費の適正化を図る。定員は90名とし、その年度分の申込みを一斉受付し抽選により受診者を決定する。	R1～R8以降	2,145	国保年金課
国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業		知守	糖尿病性腎症は他の疾患と比較し特異に医療費が嵩む疾患であり、その予防は医療費適正化を推進する上で喫緊の課題である。国、県が策定した糖尿病性腎症重症化予防プログラムに準じて市で作成した実施手順に基づき、本市の糖尿病性腎症の高リスク被保険者（対象者）を抽出し、重症化予防のための保健指導を行う。また、受診が必要な対象者に、適切な治療を継続されるよう勧奨を行う。	R1～R8以降	1,289	国保年金課
国民健康保険歯周病検診事業		食事	歯周病は、痛みがなく静かに進行し、歯の喪失をもたらす主要な原因疾患であり、また糖尿病などの生活習慣病と関連していると言われている。歯周病の予防は、歯・口腔だけでなく全身の健康の面からも重要であるため、歯周病の検診を行う。対象者は、30歳以上の国保被保険者とし、検診に係る自己負担額を無料とすることで、受診を促進し医療費の適正化を図る。	R2～R8以降	1,650	国保年金課
国民健康保険保険料徴収事業			滞納がある場合、督促、催告を行うとともに、臨戸や電話等による接触の機会の確保に努める。滞納が長期化する場合、短期被保険者証、資格証明書の活用や差押えによる財産処分を行う。	H30以前～R8以降	6,869	国保年金課
国民健康保険一般管理事業			保険給付、各種支援金、納付金以外の国民健康保険の運営に必要な一般管理事業（システム管理、国保運営協議会等）を行う。また、国民健康保険事業において活用している「COKAS-R/ADⅡ」、「THINK　TAX」、「高額療養費システム」、「滞納管理システム」、「国保総合システム」の各システムについて、法改正等に対応したものとなるよう、必要に応じてシステム改修を行う。	H30以前～R8以降	22,149	国保年金課
国民健康保険事業住民情報系システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならず、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバースターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達（やまぐち自治体クラウド）において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2～R8以降	4,094	国保年金課
税制改正に伴う国民健康保険システム改修事業			平成30年度税制改正に伴い給与所得控除・公的年金等控除の10万円引下げ、基礎控除の10万円引上げが行われたことにより、所得情報を利用する国民健康保険制度の改正に対応するため、住民情報系システム（国民健康保険システム）の改修を行う。	R3～R3	1,482	国保年金課

国民健康保険事業費納付事業			平成30年度からの国保制度の広域化に伴い県が財政運営の責任主体となった。運営財源として市町ごとに国保事業費納付金を算定され、納付する。	H30以前～R8以降	1,599,756	国保年金課
（3）後期高齢者医療の充実						
後期高齢者医療事業（一般分）			法で定められた療養給付費負担金及び事業運営経費の負担分等を拠出する。	H30以前～R8以降	919,505	国保年金課
後期高齢者医療事業（特別会計分）			保険証や納付書等の発送をする。保険料の収納業務を行い、徴収した保険料を広域連合へ納付する。滞納者には督促を行い、過誤納金等は還付処理を行う。	H30以前～R8以降	1,119,365	国保年金課
後期高齢者医療はり・きゅう施術費補助事業			被保険者の健康増進のため、はり・きゅう施術費の利用の補助（初検料 200円、1術 700円、2術 800円）を行い、医療費の適正化につなげる。	H30以前～R8以降	2,200	国保年金課
後期高齢者医療事業住民情報系システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならず、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバースターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。 県内5市2町による住民情報系システムの共同調達（やまぐち自治体クラウド）において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2～R8以降	450	国保年金課
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業		知守	高齢者は、健康な状態と要介護状態の間に位置し身体的機能や認知機能の低下が見られる状態、いわゆるフレイル状態になりやすい傾向にあるため、高齢者の保健事業と介護予防の実施に当たっては、効果的かつ効率的で、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応を行うことが必要である。 こうした状況を踏まえ、市町村が中心となって高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するための体制の整備等に関する規定を盛り込んだ法律が令和2年4月1日から施行された。 また、この事業は、令和6年度までに、すべての市区町村において実施することとなっている。 具体的には、KDBシステムを活用して課題を抽出し、通いの場等で、運動、口腔、栄養、社会参加などその地域に合った内容で、フレイル予防などの健康教育や健康相談等の事業を実施する。	R3～R8以降	516	国保年金課
（4）国民年金の充実						
国民年金事業			国民年金に係る窓口業務を国に代行して行い、受け付けた書類を日本年金機構事務センターへ送付する。保険料の収納業務は行わない。	H30以前～R8以降	85	国保年金課

基本施策6　健康づくりの推進

（1）地域ぐるみの健康づくりの充実

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
総合的な人材育成事業（高齢福祉課分）			山口県市町保健師研究協議会に加入し、同協議会が主催する研修会の受講及び情報提供を受けることを通じて保健師の資質向上を図る。	H30以前～R8以降	15	高齢福祉課
健康増進計画推進事業（健康フェスタ）		知守 食事 運動 交流	令和元年度から山陽小野田市第2次健康増進計画の推進開始。 市民を対象に、健康づくりの啓発の場として、また、健康増進計画推進委員会、健康・情報ステーション、健康づくり推進協議会の活動と協働し、計画に基づき健康づくりに関する事業を展開した1年の集大成として健康フェスタを開催している。	H30以前～R8以降	100	健康増進課
健康増進計画推進事業（健康増進計画推進委員会支援事業）		知守 食事 運動 交流	令和元年度から山陽小野田市第2次健康増進計画の推進開始。計画に基づき、行政と協働しながら市民の生涯にわたる健康づくりを継続的に推進していくために健康増進計画推進委員会が、健康・情報ステーション等と協働し、市民が主体的に健康づくりに取り組むことができるような地域づくりを目指した活動の支援を行う。	H30以前～R8以降	112	健康増進課

1 子育て・福祉・医療・健康 ～希望をもち健やかに暮らせるまち～

食育推進計画の推進		食事	平成23年に第1次山陽小野田市食育推進計画を策定。平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画を策定し、令和元年度から推進。 市民のさまざまな食課題を解決するため、家庭・学校や園・地域が一体となって地域の特性を生かした食育事業を展開する。また、主体的な活動ができるよう支援し、食に関するネットワークの強化を行う。	H30以前～R8以降	233	健康増進課
食育推進会議		食事	平成23年に第1次山陽小野田市食育推進計画を策定。平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画を策定し、平成31年度から推進。 第2次食育推進計画の進捗状況の確認および評価等を行う。	R1～R8以降	130	健康増進課
他課技術支援事業			市民が健康的な生活を実践できるよう、専門的な立場でライフステージや分野に応じた指導・助言する。専門職不在の課、または、マンパワー等が不足する高齢福祉課、国保年金課業務、子育て支援課等の他課主管事業において、連携を図り、技術支援や協働で事業を行う。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	健康増進課
山口東京理科大学との連携によるフォーラムの開催	1－(2)	知守	山口東京理科大学の薬学部、市・医師会・薬剤師会が連携することにより、市民、市外在住者医療関係の企業・団体向けにフォーラムを開催し、薬学部を中心とした地域の活性化と健康ご長寿社会の実現に向けた機運の醸成を図る。	H30以前～R3	600	健康増進課
スマイルエイジング健康講座シリーズ（随時健康教育）		知守 運動 食事 交流	市民や企業等に対し、健康情報を得る機会として出前講座を積極的に利用してもらうために庁内の出前講座の中の健康に関するものを「スマイルエイジング健康講座シリーズ」としてまとめ周知する。並行してそのシリーズの題目を増やすことで、スマイルエイジングの推進につなげる。	R1～R8以降	81	健康増進課
スマイルエイジング健康講座外部講師シリーズ		知守 運動 食事 交流	市民や企業などに対し、健康情報を得る機会として実施する健康講座（出前講座）の実施にあたり①講師に「地域貢献等で自分の知識を活かしたい」と考えている市役所以外の医療・保健等専門職を登録し、シリーズ化する。②より専門的な知識を出前講座で市民や企業に提供する。市は、その外部講師の登録と健康講座外部講師シリーズの周知、依頼団体と外部講師の調整を行う。（市内専門職との協創によりスマイルエイジングを進めていく）	R1～R8以降	16	健康増進課
スマイルエイジング職員研修事業		知守 食事 運動 交流	健康なまちづくり政策の先進地を視察することで、本市のスマイルエイジングの推進を図る。 また、市職員に対してスマイルエイジングの浸透を全庁的に図るために、健康を中心としたまちづくりついての研修会を実施する。 （視察候補地） ・兵庫県豊岡市	R2～R8以降	257	健康増進課
スマイルエイジング推進事業		知守 食事 運動 交流	①本市の将来都市像である「活力と笑顔あふれるまち」スマイルシティ山陽小野田の実現に向けて、市民の健康寿命の延伸を目指し、笑顔で年を重ねていくことを目指すスマイルエイジングを全庁体制で推進する。 ②スマイルエイジングチャレンジプログラムを市民に対して周知し、楽しみながら健康づくりに取り組んでもらうことを目的に、ホームページやチラシ等で積極的に普及啓発を行う。	R1～R8以降	141	健康増進課
スマイルエイジングウォーキング推進事業		運動	スマイルエイジングの4つの柱の一つである「運動」のなかでも歩くことに特化して以下の事業を行い、市民の健康寿命の延伸を図る。 ①ウォーキングに関するホームページの充実及びちらしの作成・配付（動機づけの強化） ②ウォーキング講座の開催 ③ウォーキングマップの作成（集約）と見せる化 ④ウォーキング教室やイベントの開催及び情報の集約と見せる化	R2～R8以降	296	健康増進課
スマイルエイジング強化月間事業		知守 食事 運動 交流	スマイルエイジングを推進していくにあたり、11月を「スマイルエイジング強化月間」として、様々な取組を展開し、健康への意識の醸成を図る。また、すべての市民が自分や家族の健康に関心を持つことで、健康管理に気をつけるようになり、健康寿命の延伸につなぐ。	R2～R8以降	428	健康増進課

食生活改善推進員の養成・育成・支援		食事	昭和53年に婦人の健康づくり推進事業で食生活改善推進の教育事業が始まり、平成9年から地域保健法の施行により、市が食生活改善推進員を養成。 また、地区組織である食生活改善推進員の活動を支援することで、地域に根ざした食育推進事業の向上を図る。	H30以前～R8以降	887	健康増進課
自殺対策事業		知守	自殺対策基本法の改正（H28.4）や国の自殺対策大綱の見直し（H29.7）、県の自殺総合対策計画（第3次）をふまえ、市の自殺対策計画を第2次健康増進計画に組み入れて策定した。市では自殺に対する正しい知識の普及、人材の養成、関係機関との連携強化等を行っていく。また、特にコロナ禍の今だからこそ、こころの支援体制を強化する。	H30以前～R8以降	92	健康増進課
ひきこもり支援事業		知守	ひきこもり状態にある者（半年以上、学校や会社に行かず、家族以外との接点がもてない状態で、その主な原因が精神疾患とは考えにくい者）やその家族が、地域の中で相談できる体制を整備する。	H30以前～R8以降	2,007	健康増進課
総合的な人材育成事業			山口県市町栄養士研究協議会及び山口県市町保健師研究協議会に加入し、両協議会主催の研修会への参加や情報の供与を受けることにより、栄養士・保健師の資質の向上を図る。また日本公衆衛生学会や中四国ブロック研修については市町保健師研究協議議会からの派遣事業があり、参加費及び旅費等の助成があるため活用することとする。	H30以前～R8以降	54	健康増進課

（2）地域保健サービスの充実

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
健康手帳の活用		知守	自分の健診データや保健事業への参加状況及び受療状況等を5年間分記録し、自己の健康管理に資する健康手帳のダウンロードの周知を行い、活用を促す。また、インターネット環境にない方のために、市で印刷した手帳を交付できるようにする。	H30以前～R8以降	3	健康増進課
成人保健健康教育		知守	市が主催で行う健康教育を実施する。	H30以前～R8以降	325	健康増進課
成人健康相談事業		知守	心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的として実施。 相談依頼者からの電話・来所相談や健康教育事業に併せての随時健康相談を行う。	H30以前～R8以降	207	健康増進課
成人訪問指導事業		知守	がん検診における精密検査受診勧奨者・各種健診事後フォロー者・市国保の特定健康診査受診者の内で非肥満者及びクレアチニン検査値・低アルブミン値で訪問基準に該当する者・他機関からの連絡による者を対象に、小学校区別に担当する保健師による訪問指導を実施。	H30以前～R8以降	71	健康増進課
生保等の健康診査		知守	健康増進法第19条の2に基づき以下の健診を実施する。 ①健康診査 ②訪問健康診査 ケースワーカーと連携し、周知を行う	H30以前～R8以降	276	健康増進課
成人健康診査事業（がん検診）		知守	健康増進法第19条の2に基づきがん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺）を実施する。 特にH31年度からは第2次健康増進計画の課題より、がん予防対策を推進するために受診率の向上を目指す。	H30以前～R8以降	71,412	健康増進課
結核検診		知守	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律53条の2の規定に基づき、胸部レントゲン検査を実施する。	H30以前～R8以降	1,625	健康増進課
新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業		知守	①個別の受診勧奨・再勧奨（大腸がんにターゲットを当てて実施） ②子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券等配布 ③精密検査未受診者に対する受診勧奨（精密検査が必要と診断されたが、受診されない者に対して保健師による訪問及び電話）	H30以前～R8以降	2,016	健康増進課

健康マイレージ事業		知守	本市の健康課題より運動習慣の無い人が多い、健診受診率が低いことから、市民の健康づくりを応援する取組として県が実施している「やまぐち健康マイレージ事業」及び「健幸アプリ事業」を市も一緒に行う。参加者はチャレンジシートを入手し、健康づくりを実践し、取り組みポイントを貯める、もしくは健幸アプリ登録を行い、検診受診（必須）及び歩くことでポイントを貯めて、規定されたポイントがたまったら特典カード（協力店での割引サービス）や抽選で景品があたるという仕組み。現在のコロナ禍の中でスマイルエイジングをすすめていくために、この仕組みを活用して健康づくりに取り組んでいただけるよう推進していく。	H30以前～R8以降	143	健康増進課
協会けんぽ被扶養者のがん検診事業		知守	協会けんぽと包括連携協定を締結したことにより、健診の周知を行い、受診しやすい体制を作り、受診率の向上を図る。（協定締結に伴う委託料等の増加分のみこの事務事業で計上）	R1～R8以降	1,392	健康増進課
健康推進員の養成・育成・支援		知守 交流	平成6年度、国保安定化対策協議会を設置。平成8年、先進地視察を行い、平成9年度から基礎となる講座を開催。基礎講座修了者を対象に平成15年度から養成講座を開催。 現在は、基礎講座も含めた養成講座の内容として、推進員を養成し、地区活動も含めた育成及び支援を行っている。本市の健康課題より運動習慣のない人が多いため、運動の継続を活動支援として強化し、市民への波及効果をねらう	H30以前～R8以降	264	健康増進課
女性のがん検診普及啓発事業		知守	女性のがん（子宮・乳）検診普及啓発をがん征圧月間、ピンクリボン月間に合わせて9，10月に行い、正しい知識を広め、早期受診を勧める①ショッピングモール等で啓発キャンペーンの実施②38歳女性を対象にお試し乳がん検診実施③女性限定託児付の集団がん検診実施	R1～R8以降	1,162	健康増進課
地域・職域連携推進事業		知守	本市が重点的に取り組むべきと考える「高血圧」「糖尿病」等の生活習慣病に至らないようにするためには、若い頃からの健康づくりへの取組が必要となる。それには職域との連携が不可欠で、地域保健と職域保健の連携により、一緒に効果的な取組を実践することが必要である。市内事業所の就労者が健康づくりに取り組めるような健康情報の提供を行い、事業所は就労者の健康を守る取組を実践し、職域の健康課題を市の健康づくりへの取組に反映できるような仕組みづくりを行う。	R1～R8以降	ゼロ予算	健康増進課
公用車更新事業			現在、健康増進課が管理している公用車のうち、1台が令和3年7月末でリース契約が満了し再リースが出来ない旨の連絡があった。個別訪問や、健康事業実施のための移動、本庁への移動等でかなり公用車の利用は高いため、契約が満了する1台について、新規にリース契約を行う。	R3～R3	141	健康増進課
定期予防接種事業		知守	予防接種法第5条に基づき、定期予防接種事業を実施。 A類：ヒブ、小児用肺炎球菌、BCG、MR（麻しん・風しん）、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん、B型肝炎、ロタ（R2.10月～） B類：インフルエンザ、成人用肺炎球菌	H30以前～R8以降	199,638	健康増進課
ポリオ2次感染対策事業		知守	予防接種法、ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施要綱により、健康被害に対する給付事業を実施する。	H30以前～R8以降	2,704	健康増進課
風しん対策事業		知守	国においては、昨今の風しんの流行状況に鑑み、抗体保有率の低い昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象とした抗体検査及びその検査結果が陰性の人への予防接種を全国的に緊急に行う、感染拡大防止対策を講じることとした。風しんは妊娠中の女性が感染すると、子どもに「先天性風しん症候群」を生じる恐れがあることから、安心して子育てができる環境づくりの一端として実施する。	R1～R3	2,361	健康増進課
成人用肺炎球菌予防接種勧奨事業		知守	成人用肺炎球菌予防接種は、平成26年度10月より定期予防接種とされ、当初は時限措置であったが、平成35年度まで延長されることとなった。スマイルエイジング（知守）を進めていくうえで、予防接種は重要な要素であり、本市の死因第3位である肺炎の罹患率を低下させるためにも勧奨等を強化し、3年計画で県内一位の接種率を目指す。	R1～R5	193	健康増進課

ロタワクチン接種事業の情報連携システム改修事業			ロタウイルスワクチンが令和2年10月から定期接種化されたことに伴い、令和3年6月にマイナンバー情報連携に係るデータ標準レイアウトが改正され、ロタウイルスワクチンに係る予防接種情報のマイナンバー連携が可能となる。そのため、市が保有する接種記録を市民がマイナポータル等で閲覧できるように、市の健康管理システム等の改修を行う。	R3～ R3	1,518	健康増進課

基本施策7　地域医療体制の充実

（1）地域医療体制の充実

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
急患診療所事業		知守	利用者サービス及び医師の負担軽減のため一次救急は大切であり急患診療所を設置し、平日夜間に内科（中学生以上）の、休日日中に小児科の軽症患者に対して適切な一次救急診療を行う。	H30以前～ R8以降	37,384	健康増進課
休日救急医療対策事業		知守	山陽小野田医師会の中で当番を決めて、休日の9時から17時までの一次救急医療を担ってもらっている。近年、外科系医師及び小児科医の高齢化等に伴い、当番制の維持が困難になってきている。そのため、休日救急医療については、広域化を含めて宇部市と協議を行っている。	H30以前～ R8以降	7,216	健康増進課
＃7119（救急安心センター事業）		知守	住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがよいのか迷うことがある。そういうときに＃7119の電話相談窓口があると、専門家からアドバイスを受けることができ、住民の安心にもつながり、また不急の救急車の出動を抑制することができる。山口県が令和元年7月1日から運用を開始している。	R1～ R8以降	1,075	健康増進課
AED管理・更新事業		知守	平成21年度にAEDを市民の安心安全を図り不測の事態に備えるため、公共施設に設置した。現在のAED契約については、令和3年10月末で契約が終了となる。 契約更新の際に、他の施設で取りまとめれる箇所を含めて71箇所の契約更新を行う。	H30以前～ R8以降	2,559	健康増進課
二次救急医療体制支援事業		知守	宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある9つの救急医療機関において、365日体制で二次救急医療に対応する。 必要経費は3市がそれぞれ人口に応じた負担をする。	H30以前～ R8以降	8,733	健康増進課
二次救急医療体制支援事業（サポート病院分）		知守	宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある9つの救急医療機関においては、輪番制で救急患者を受け入れているが、輪番病院が受けられない場合に患者を受け入れるサポート病院についても費用が発生しているので、前年度実績に応じて補助金を支出する。	R1～ R8以降	1,319	健康増進課
地域医療連携情報ネットワーク運営負担事業		知守	全国的に医師不足であり、診療体制の縮小が余儀なくされる中、地域の限られた医療資源を効果的・効率的に活用するためには、「医療機関完結型」ではなく「地域医療連携による地域完結型医療」の推進が重要となっている。そのため、医療圏に点在する患者情報を集約、共有し、医療資源の最適化を図るとともに、地域における質の高い一貫した地域医療体制の整備を図る。	H30以前～ R8以降	310	健康増進課
公的病院支援事業			公的病院による地域医療対策を安定的に行うため、助成金を交付し財政的支援を行う。今後、新型コロナウイルス感染症による影響があることが予想されるため、それらを考慮して財政支援を行う必要がある。	H30以前～ R8以降	7,500	健康増進課
産科医等確保支援事業	2－（1）		市内の分娩施設及び分娩施設に勤務する産科医等が減少している現状に鑑み分娩施設に補助金を交付することで産科医等の処遇改善や確保を図る。	H30以前～ R8以降	3,400	健康増進課
広域災害救急医療情報システム事業		知守	広域災害時や救急時に必要な医療機関の情報を提供するとともに、、適切な医療機関の選定や関係機関と連携し医療法に基づく県内医療機関の医療機能情報の公表を行う	H30以前～ R8以降	151	健康増進課

あん摩マッサージ指圧等の施術所管理事業			あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法により、施術所届出受理、新規届出施術所へ立ち入り検査が必要である。平成23年度から県特例条例による移譲事務により市が実施している。	H30以前～R8以降	8	健康増進課
地域外来・検査センター設置事業			発熱症状などのある方で、新型コロナウイルス感染症の検査が必要な方が、迅速に検査を受けることが出来るように、山口県からの委託により地域外来・検査センターを設置し運営するものである。 地域外来・検査センターでは、市登録医療機関からの検査予約受付、検体の回収、検査機関への検体搬送、検査結果の関係機関への報告等を行う。	R2～R3	86,178	健康増進課
（2）市民病院の機能強化と健全経営						
院内保育所運営事業			医師、看護師等の医療従事者の確保対策として、院内保育所を運営する。 また、市内の医療機関の連携を目的に、市内医療機関に従事する職員の子供の保育を行う。	H30以前～R8以降	13,200	病院局
民間的経営手法導入事業			これまで、クラーク業務、医事業務等の委託化を推進してきたが、今後も外注化が経営に有利となる業務に関しては外注化を進める。また、契約方法についても、長期継続契約の導入や業務内容の見直しを行い、費用の削減と業務の効率化に努める。 さらに、加算による診療報酬の増加により医業収益を改善する。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	病院局
定員適正化事業			病院経営、施設基準、診療体制や看護体制、医師・看護師の確保等、さまざまな観点から人員体制について検討する。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	病院局
給与適正化事業			国家公務員の給与を基本として、給与の適正化を図る。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	病院局
他会計借入金償還事業			工業用水道事業会計及び一般会計からの借入金を償還表に従い償還する。	H30以前～R3	66,264	病院局
医師確保事業			医師確保のため、他院の医師による当直回数を可能な限り増やし、医師の負担を軽減する。また、医師クラークの確保により医師の負担を軽減する。	H30以前～R8以降	17,255	病院局
一般会計繰入金事業			地方公営企業繰出金の通知に定める基準により、一般会計からの繰入を行う。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	病院局
医療機器更新事業（通常分）			医療機器を整備し、診療内容の充実を図り、来院患者数、診療単価を増加させ医業収益の増収を図る。	H30以前～R8以降	70,000	病院局

2 市民生活・地域づくり・環境・防災 ～人と自然が調和する安心のまち～

基本施策8 消防・救急体制の充実

（1）消防力の充実・強化

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
宇部・山陽小野田消防組合分担金支払事業			山陽小野田市と宇部市で組合費を負担し、一部事務組合を運営して消防広域化により常備消防業務を進めていくための負担金支払事業である。	H30以前～R8以降	879,391	消防課
消防資機材整備事業費特別分担金支払事業			老朽化の著しい消防資機材の更新及び新たに必要となる消防資機材の購入を行うために負担金を支払い、市民の安心、安全を確保する。具体的には、消防用ホース、防火衣、空気ボンベ等の更新を行う。	H30以前～R8以降	2,863	消防課
消防庁舎等整備事業費特別分担金支払事業			消防組合庁舎を維持・管理する事業である。老朽化等で不具合のある庁舎を改善し、防災拠点を整備する。令和3年度より消防局及び宇部中央消防署庁舎改修工事を行っていく。	H30以前～R8以降	3,320	消防課
公債費元利償還事業費特別分担金支払事業			公債費の元利償還金を支払う事業である。返済金額を基準財政需要額割又は両市協議による負担割で定め、特別分担金に計上する。	H30以前～R8以降	35,274	消防課
消防指令センター充実強化事業費特別分担金支払事業			消防組合が運営・管理する「消防指令センター」の機能停止への対策は、市民の安心・安全を確保するため、定期的な機器更新が必要不可欠である。その対策として、各機器の耐用年数等に応じ、整備から5～6年で、サーバ、パソコン、蓄電池等の情報関係機器の部分更新、10年目を目途に総合的な指令センター・デジタル無線設備の全体更新を行い、市民の安心・安全を確保するとともに、通信指令業務の充実強化を図る。	R1～R6	4,358	消防課
消防ネットワーク再構築事業費特別分担金支払事業			消防組合のネットワークは、平成24年4月の消防広域化後、消防組合を構成する山陽小野田市・宇部市の各イントラ網の一部を借用し構築をしており、その内容は、市民サービスに直結する指令システム、無線システムに使用されている他、消防組合全体のシステム稼働をする上で必要不可欠なインフラである。 この度、令和3年度内に宇部市のイントラ網が全更新されることになり、消防組合単独のネットワークを構築する必要が生じたため、これを機にBCP対策を主とした災害に強い消防ネットワークを構築するもの。	R3～R7	4,241	消防課
消防水利施設設置事業（消火栓）			市内には水利不便地域が多く、消火活動に支障をきたしている。消火栓の措置がない地区や自然水利のみの地区、消火栓の水量不足地区等、水利不便地域が多く火災時の消火活動に支障を来たしている。よって、消火栓を有効かつ計画的に設置していく。	H30以前～R8以降	1,558	消防課
消防水利施設整備事業（水道管路更新に係る消火栓改良）			市内には水利不便地域が多く、消火活動に支障をきたしている。また、水道局の管路更新に伴い、消火栓の改良が必須である。水道管路の更新に併せて消火栓の改良工事も行っていく。令和3年度は18基の消火栓改良工事を予定している。	H30以前～R8以降	16,282	消防課
埴生出張所整備事業			現埴生出張所は老朽化が著しく、また狭隘であり雨漏りが酷く、防災施設としての適正を欠いている。よって、新たに埴生出張所を建設するものである。令和3年度より基本設計、造成設計を行い、令和4年度に実施設計、造成工事、家屋調査（事前）、地質調査を行う。建設は令和5・6年度の2ヵ年で行い、令和7年度に既存の庁舎の解体工事、家屋調査(事後)を行う。	R3～R8以降	17,077	消防課
埴生出張所建設基金積立事業			埴生出張所の建替えに伴う建設財源の確保を目的として基金を設置する事業である。令和5、6年度に新庁舎を建設するため、令和3、4年度の2ヵ年で基金の積み立てを行う。なお、基金は石油貯蔵施設立地対策等交付金の全部または一部を石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則第10条第3項に規定する施設整備基金として積み立てるもの。	R3～R4	74,155	消防課

（2）消防団活動の推進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課

消防団活動の活性化事業			消防団は、その施設及び人員を活用して市民の生命、身体、財産を火災から保護し、諸災害を防除及び災害による被害を軽減し、市民の安心安全を確保する。よりよい活動を行うため、出動手当等を支給し、デジタル無線保守を行い、防火衣等の更新を行っていく。	H30以前～R8以降	63,664	消防課
埴生分団庫整備事業			埴生分団庫は老朽化により、新たに埴生分団庫を建設するものである。現在の埴生分団庫は埴生支所に併設されており、令和2年度に解体されるため、現在の場所に新分団庫を建設するものである。令和3年度に建設工事を行い、令和4年度に擁壁工事を行う。（擁壁工事については教育委員会で行う。）	R2～R4	32,106	消防課
消防団装備改善事業			平成25年度に消防団員服制基準が改正された。これに伴い現在使用している消防団の活動服の生産が中止となることから、活動服を新基準のものに更新していく。現在の活動服は平成17年に作成しており14年が経過している。本市以外の県内の市はほとんど新基準の活動服を使用しており、5年計画で新基準のものに更新していく。令和3年度はコミュニティ助成金を利用し、消防団員のアポロキャップも整備する。	R2～R8以降	1,708	消防課

基本施策9　防災体制の充実

（1）防災対策等の充実

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
総合的防災体制整備事業			市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守ることは市の責務である。 災害に対し、迅速かつ的確に対応するためには、地域防災計画に基づき、市全体 として組織立った活動が必要不可欠である。	H30以前～R8以降	5,641	総務課
国民保護対策事業			山陽小野田市国民保護計画に基づき、武力攻撃等などから市民を保護するため の措置を実施できるよう組織体制の整備や計画内容の市民への周知を図る。また、 地方自治法第2条及び自衛隊法第97条の規定により、市の「第1号法定受託事務」 として自衛官の募集に関する事務の一部を行うこととなっている。	H30以前～R8以降	40	総務課
総合防災訓練事業			災害対策基本法第48条の規定により、総合防災訓練の実施が義務付けられており、災害発生時に迅速かつ的確な行動をとるためには、市、防災関係機関、市民それぞれがとるべき行動を想定した実践的訓練が必要となる。	H30以前～R8以降	274	総務課
防災情報システム整備事業			災害時に、迅速な市民への防災情報の伝達は、被害を最小限に止めるため、必要 不可欠である。また、気象情報、河川情報なども市の防災対策に必要不可欠であり、 これらをより早く情報収集するためにも、整備が必要である。	H30以前～R8以降	5,441	総務課
防災メール配信事業			災害時に、迅速な市民への防災情報の伝達は、被害を最小限に止めるため、必要不可欠である。防災メールは緊急時の有効な情報伝達手段の1つであり、その利用促進をより一層図る必要がある。また、大規模災害発生時に、より多くの職員の参集を可能とするため、全職員がメールを登録するよう促進する。	H30以前～R8以降	1,080	総務課
防災ラジオ助成事業			FM山陽小野田と連携し、防災ラジオを災害時要援護者施設や自主防災組織、一般世帯などに有償で配布することにより、災害時の情報収集を迅速にできるようにし、自発的な自助・共助の推進を図る。	H30以前～R8以降	1,804	総務課

2 市民生活・地域づくり・環境・防災 ～人と自然が調和する安心のまち～

FM波によるJ-ALERT（全国瞬時警報システム）情報伝達事業			防災ラジオは、避難情報等の発令をした場合に、必要に応じ、ラジオを自動で立ち上げ緊急放送を行っているが、J-ALERT（全国瞬時警報システム：緊急地震速報、弾道ミサイル情報など）とは連動していない。特に緊急地震速報を放送すべきとの意見が多いため、J-ALERTと連動させるとともに、無線LANによる多重化を進め、緊急時には本庁舎からも緊急放送を行うことのできるシステムを構築する。更に、既存の小・中学校等の放送設備とも連動させ、緊急放送を一秒でも早く、児童、生徒、防災ラジオ購入者に伝える。	R1～ R8以降	210	総務課
災害対策専門職員育成事業			昨今頻発している大規模災害に対して、市には迅速かつ的確な対応が強く求められており、災害対応の最前線に立つ市役所職員には、より一層の危機管理・防災に対する専門的知識が必要となっている。災害対策に関する研修を総務課の職員を中心に、毎年一人づつ受講させることにより、市役所全体に専門知識を有する職員が徐々に育成され、より災害に強い行政組織運営が可能となる。また、災害対策本部運営の中枢を担う危機管理監に「指揮統制」、「対策立案」に特化した専門研修を受講させることにより、自治体で災害対応を行うにあたり不可欠となる知識・技能を効率的に身につけさせる。	H30以前～ R8以降	299	総務課
J-ALERT(全国瞬時警報システム）受信機等更新事業			J-ALERTは、緊急地震速報、弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕のない情報を国から送信し、J-ALERT受信機で受信し、自治体の防災行政無線機を自動起動し、市民に緊急情報を瞬時に伝達するシステムである。現在設置のJ-ALERT受信機は、平成30年度に起動時間短縮などのメリットもあるため、新型受信機に更新したが、周辺機器等も経年劣化により交換等の整備が必要となる。	H30以前～ R8以降	990	総務課
防災気象情報システム導入・運用事業			近年の大雨による災害は大規模・激甚化しており多数の尊い命が失われている。大雨がもたらす河川の氾濫は甚大な被害となり、本市が抱える河川もその危険を持っている。本市における過去の災害を見ても、大雨により河川が氾濫し甚大な被害もたらしていることから、気象状況を把握することは市民の生命と財産を守るために大変重要な情報となる。 このようなことから新たな防災気象情報システムを取入れることにより、より正確で速い情報を市民へ伝達することが可能となり事前避難の行動に繋がるとともに、市ホームページで河川の状況を確認することで、視覚的に危険を察知でき、自助・共助の避難行動にも繋がる。また、気象状況の確認のため危険を冒して職員を派遣する必要がなくなるとともに、気象状況の詳細情報をPC上で収集できることから危険を冒すことなく災害対策本部内での情報共有ができ、災害対策を行う上で大変重要な情報が収集可能となる。	R3～ R5	24,694	総務課
通信回線移設事業			R3年度に情報システム室構築後、イントラネット光ケーブルなどの移設を行う。 なお、業務継続を意識し、既存設備と平行稼動しながら本事業を行う。	R1～ R3	8,347	情報管理課
別館新築に伴うネットワーク整備事業			現サーバ室から敷設している庁舎内LAN配線を新たに整備する情報システム室から敷設替えを行う。併せてR3年度に新築される別館内のLAN敷設を行う。 なお、業務継続を意識し、既存設備と平行稼動しながら本事業を行う。	R3～ R3	5,828	情報管理課
情報システム等移設事業			R3年度に情報システム室構築後、情報システム等の移設を行う。 なお、業務継続を意識し、既存設備と平行稼動しながら本事業を行う。	R3～ R3	8,780	情報管理課
避難所の運営事業			災害のため被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護する。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	社会福祉課
避難所備蓄品整備事業			災害発生時に避難所を開設し運営するにあたり、必要な備蓄品について、これまでも食料や生活必需品を中心に日本赤十字社山陽小野田市地区による備蓄が行われているが、市としても自助・共助を基本とし、コロナウイルスに代表される感染症対策も踏まえ、発災直後に必要となる避難所運営に必要な資器材を備蓄する。	H30以前～ R8以降	528	社会福祉課

埴生小・中学校整備事業	2－（3）		埴生小学校の校舎の耐震化と小・中学生の社会性の育成を図るため、埴生中学校の敷地を広げ、埴生小学校の校舎を建設し、併せて埴生中学校の校舎を改修する。令和3年度は、使用廃止する埴生小学校校舎の解体工事を行う。	H30以前～R4	86,426	教育総務課
埴生小学校グラウンド法面整備事業			埴生小学校グラウンドの南側法面は市有地で、高さ約7～8m、斜面勾配30＋α度の斜面が100m以上連続しており、平成29年5月にその一部が土砂災害警戒区域・特別警戒区域に指定された。豪雨等により斜面が崩れると、法尻人家に危害を及ぼす恐れがあり、地元住民からも対策の強い要望がなされているため、令和2～3年度の2年間で法面保護工事を行い、暮らしの安全を確保する。	R1～R3	56,011	教育総務課
高泊小学校入口擁壁補修事業			高泊小学校進入口の擁壁は、平成12年頃設置され数年後にグラウンド側からの土圧や水圧により傾きが見られたためアンカーを擁壁に設置し、安全対策を行っている。この度学校による点検で擁壁上部のコンクリートが多数ひび割れや破損が見つかったためこれ以上雨水が入らないような対策を行う。	R3～R3	550	教育総務課

（2）地域防災力の向上

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
防災知識普及啓発事業			市民が災害時に迅速かつ適切な行動をとるためには、災害に対するより正確な知識を持つことが必要である。出前講座や防災講演会などの機会を活用し、防災意識の普及啓発を図っていく。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	総務課
自主防災組織等育成事業			自主防災組織の活動を活発かつ継続的なものにするため、防災資機材や訓練に要した経費の補助を行う。	H30以前～R8以降	1,140	総務課
地域防災訓練事業			市民の防災意識の向上及び地区防災組織活動の充実等を図るため、地区防災組織が実施する防災訓練に対し経費を補助する	H30以前～R8以降	1,100	総務課
ハザードマップ普及事業			災害が発生した場合、被害を最小限に止めるためには、その地域がどのような災害のおそれがあるかを事前に熟知し、それに対する対策を講じておく必要があるため、ハザードマップの市民への周知が必要である。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	総務課
防災士育成事業			自主防災組織の活動を充実させ、更に衰退させないためには、地域のリーダー的存在が不可欠である。そのため、地域の防災リーダーを育成するため、各地区の防災士育成を支援する。	H30以前～R8以降	130	総務課
ハザードマップ整備事業			平成27年5月の水防法改正により、国、県又は市町村は想定し得る最大規模の降雨・潮位に対応した浸水想定を実施し、市町村はこれに応じた避難方法等を住民等に適切に周知するためにハザードマップを作成することが必要になった。このことから、県は洪水・高潮浸水想定区域の見直しを行っており、市は、この結果を踏まえて、被害予測、浸水範囲及び避難方法等に係る情報を住民に提供し、被害を最小限にとどめることを目的として、洪水（有帆川、厚狭川）・高潮ハザードマップの全面更新を行う。	R2～R4	8,000	土木課

（3）市域保全の充実

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
基幹水利施設ｽﾄｯｸﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ事業（沖開作・古開作・後潟排水機場）			県営事業で整備した排水機場で、すでに機能診断や保全計画を策定している施設において、年次的にストックマネジメント事業で整備する。	R1～R8以降	2,500	農林水産課
刈屋漁港海岸保全施設整備事業			刈屋漁港海岸の施設である西の浜排水機場は内水排除のため平成元年度に設置され梅雨前線豪雨、台風襲来時などに3台のポンプが稼動しているが築造から30年以上が経過し老朽化が激しい。このため平成29年度に策定した老朽化対策計画に基づき施設の整備更新を行うものである。	R2～R8以降	50,000	農林水産課

雨水排水ポンプ場維持管理事業			雨水排水ポンプ場の適切な維持管理により、低地の保全及び内水排除等に努める。	H30以前～R8以降	5,271	農林水産課
県営海岸保全施設整備事業（松屋埴生）			堤防は天端高が不十分であり、陸閘や水門・樋門等の施設の老朽化が進んでいる。そのため、高潮が発生した場合等にその機能が十分に果たせない恐れがあり、早急な改修が必要。事業実施期間は平成18～31年度。（～令和7年度に事業計画変更）整備延長は2,503m	H30以前～R7	7,500	農林水産課
県営海岸保全施設整備事業（黒崎開作）			堤防は天端高が不十分であり、陸閘や水門・樋門等の施設の老朽化が進んでいる。そのため、高潮が発生した場合等にその機能が十分に果たせない恐れがあり、早急な改修が必要。事業実施期間は平成17～33年度。（～令和6年度に事業計画変更）整備延長2,350m	H30以前～R6	7,500	農林水産課
海岸防災事業負担金			山口県が定めた「山口南沿岸海岸保全基本計画」に基づき、高潮、波浪及び津波による被害から海岸背後の地域住民の生命や財産を防護するため、護岸、岸壁、排水機場などの県が管理する港湾施設を順次改修し、事業負担金を支出する。 本港地区、大浜地区	H30以前～R8以降	41,400	土木課
自然災害防止事業負担金（海岸）			国交省河川局所管海岸のうちH11年にCCZ事業で整備した焼野海岸は今後も利用者が安全・快適に利用できるようヘドロ除去や施設更新を行う必要がある。また郡・津布田海岸は度重なる波浪により河川の河口が閉塞状態になっているため流下断面を確保する対策が必要である。	H30以前～R8以降	3,900	土木課
土砂災害危険個所整備事業（維持管理）			急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けて対策工事を実施した箇所において、民家や施設に影響を及ぼすおそれのある雑木を伐採することで、災害を防止する。	H30以前～R8以降	300	土木課
急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業（県事業）			国の補助を受けて施工した既設の急傾斜地崩壊防止施設について、緊急改築を行うことで既存の施設を有効活用することにより、地域における安全の向上を図ることを目的に、山口県が社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）を活用し事業を行う。市は、事業費の10%を負担金として支出する。	H30以前～R5	10,500	土木課
急傾斜地崩壊対策事業（県事業）			危険な急傾斜地において急傾斜地崩壊危険区域を定めて崩壊等に対する対策工事を行う。山口県が国庫補助金で事業実施する。	H30以前～R5	4,000	土木課
雨水排水機場維持管理事業			山陽小野田市は、干拓地や埋立地などの低平地が多く過去に幾度も浸水被害を受けたため、その対策として雨水排水機場を整備してきた。その排水機場の適切な維持管理を行うことで、浸水被害を最小限に抑える。	H30以前～R8以降	23,038	土木課
六の割ポンプ場発電機更新事業			六の割ポンプ場は、市道小野田六ノ割線アンダーパス部（JR小野田線との鉄道立体交差を下方にくぐり抜ける車道）に溜まった水をポンプで自動的に汲み上げて強制排出し、道路冠水および通行車両水没を防止するための雨水排水施設である。このうち、停電時にポンプを稼働させるための非常用発電機が機能不良となったため、更新を必要とする。	R3～R3	12,262	土木課
河川事務事業			市が管理する準用河川を適正に維持管理するため、構造物の維持修繕をはじめ、河川パトロールや河川占用事務を行う。	H30以前～R8以降	500	土木課
河川寄州除去事業			準用、普通河川の河積を阻害する土砂を撤去することにより、河道を健全に保ち防災に努める。	H30以前～R8以降	641	土木課
河川浚渫事業			市が管理する準用河川及び普通河川の中には、長い年月により土砂が堆積した箇所があり河積阻害率（河道障害）が高まっている。近年はゲリラ豪雨が頻繁しており、流下能力の低下による河川の氾濫が危惧されるため、堆積土を計画的に浚渫する。	H30以前～R6	16,000	土木課

北竜王遊水地環境整備事業			北竜王遊水池は、排水機場の調整池であるが、長年の流入土砂の堆積により調整池としての能力を低下させるとともに、ガマなどの雑草が育成して周辺の住環境にも悪影響を及ぼしている。 このため、毎年、遊水池内の草刈を実施する。 なお、将来的には、遊水池の浚渫を行い調整池の能力を確保する必要がある。	H30以前～R8以降	1,800	土木課
雨水排水施設維持管理事業			雨水による浸水被害を防止するため、各施設の維持管理を行う。 ・雨水渠の排水能力を維持するため、スクリーンの清掃及び維持管理を行う。 ・雨水調整池の役割を持つ叶松ため池の維持管理を、古開作水利組合に委託して行う。 ・若沖雨水ポンプ場の機能を保全するため、若沖遊水地の維持管理を行う。	H30以前～R8以降	1,222	下水道課
雨水排水ポンプ場維持管理事業			市内（公園通り第2排水区　245ha）における降雨時の雨水排除のため設置した若沖雨水排水ポンプ場の維持管理を行う。	H30以前～R8以降	3,554	下水道課
耐水化計画策定事業			近年、全国各地で豪雨等による水害が頻発し、甚大な被害が発生していることから、国より下水道施設の浸水対策を推進するよう求められている。 河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による社会的影響を最小限とするため、被災時のリスクが高い下水道施設について、対策浸水深や対策箇所の優先順位等を明らかにした耐水化計画を令和3年度までに策定する。	R3～R3	4,840	下水道課
西の浜遊水池維持管理事業			西の浜遊水池はポンプ施設の調整池として位置づけられているが、通常は流量が少ないため、汚泥が堆積し易く悪臭の一因となっている。周囲には民家や保育園が隣接しており、定期的に浚渫する必要がある。	H30以前～R8以降	1,000	下水道課

基本施策10　防犯・交通安全対策の推進

（1）交通安全思想の普及

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
交通安全事務			交通安全思想の普及徹底を図るため、各季の交通安全運動をはじめ、啓発活動、交通安全教育を推進するとともに、交通事故の未然防止を図るため、交通安全対策協議会を中心に警察署及び交通安全協会等関係機関と緊密に連携し、交通事故防止活動を推進する。	H30以前～R8以降	4,417	生活安全課

（2）交通安全環境の整備

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
高速道路等を跨ぐ橋梁点検事業			橋梁等の道路構造物が老朽化していくことを踏まえ、各道路管理者の責任による【点検→診断→措置→記録】のメンテナンスサイクルを確立するため、平成26年度に「道路法施行規則」が改正された。5年に1回の頻度で橋梁等の点検等を行うことが義務付けられたため、宇部下関自動車道を跨ぐ橋梁のうち、山陽小野田市の管理である3橋について年次的に点検を行なう。	H30以前～R8以降	1,500	農林水産課
交通安全施設整備事業			市道の交通安全環境向上及び「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急合同点検」における対策必要箇所について、区画線、道路反射鏡、防護柵などの安全施設を整備する。	H30以前～R8以降	6,896	土木課
道路照明整備事業			市道の交差点や横断歩道に道路照明を設置して、道路の安全を図る。	H30以前～R8以降	1,050	土木課
街路灯整備促進事業（連続照明）			市街地の安全や防犯対策として、スポンサー付街路灯（連続照明）が設置してあるが、施設は老朽化しており、また、スポンサーが撤退するなど、街路灯管理団体による維持管理の運営が困難となっている。 そのため、駅前広場や、市役所関連施設の周囲、交差点等の街路灯は、市がスポンサーとなり管理団体による維持管理を支援する。	H30以前～R8以降	1,110	土木課

山陽小野田市街路灯委員会修繕補助事業（LED化）			市街地の安全や防犯対策として、スポンサー付街路灯が設置してあるが、施設が老朽化しており、その対策が必要である。また、スポンサーの減少や電気代の高騰により街路灯管理団体の維持管理の運営が厳しい状況にあるため、灯具のLED化を実施して、老朽化対策と維持管理費の削減を図り、運営を健全化する。	R3～R8以降	800	土木課
通学路安全対策事業	2－（3）		通学路の中には交通量が多く歩道が設置されていない市道や歩道が狭い市道があるため、道路管理者と学校・保護者・警察等が連携して安全対策を行う。 歩道が設置されていない等の危険箇所について、路側帯の整備や歩道の拡幅を行い通学路の安全向上を図る。	H30以前～R8以降	60,000	土木課

（3）地域防犯対策の推進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
地域防犯対策推進事業			防犯活動を地域から展開するため、関係機関・団体が結集する防犯対策協議会の運営費の助成等を行う。	H30以前～R8以降	1,927	生活安全課
防犯外灯助成事業			防犯外灯の新設経費及び修理経費の一部を補助することで自治会等の防犯活動を支援し、地域の安全の確保を図る。また、自治会等の負担軽減、電力消費が抑えられ地球温暖化対策にも貢献できるため、防犯外灯のLED灯化を平成25年度から10年間を目途に促進する。	H30以前～R8以降	4,994	生活安全課
防犯カメラ設置補助事業			犯罪のない安全・安心なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援するため、防犯カメラの新設経費の一部を補助する。これにより、地域における不法投棄等や人目のつかない空き家、通学路等への不審者の出現等の犯罪の発生を抑止し、万が一犯罪が発生した場合においても防犯カメラの映像が早期解決の糸口となり、犯罪の発生の防止に寄与する。	R3～R8以降	2,000	生活安全課

（4）空家等対策の推進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
管理不全な空家等対策の強化事業			適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、空家等に関する施策となる山陽小野田市空家等対策計画を作成。空家等の実態調査を行い市内の空家等の現況を把握し、効果的な空家等対策を進めるための方針を空家等対策計画に盛り込み、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。また、担当職員に必要な専門研修を受講させる。	H30以前～R8以降	271	生活安全課
空家等放置問題対策としてのサポート事業			超高齢化社会を迎え、行政対応だけでは今後も増加する空家等問題への対応が追いつかないことが想定される。空家等の所有者が自らの意思で財産を守り、その価値を維持していくという強い意識を持つことが大切である。住民、消防等の協力を得ながら管理不全な空家等の把握に努め、当該所有者等に対する行政指導を粘り強く継続し、周辺の生活環境に与える危険や不安の解消を図る。	H30以前～R8以降	90	生活安全課
空家等の適正管理の啓発事業			超高齢化社会を迎え、行政対応だけでは今後も増加する空家等問題への対応が追いつかないことが想定される。空家等の所有者が自らの意思で財産を守り、その価値を維持していくという強い意識を持つことが大切である。広報紙やホームページなど、様々な媒体を活用して周知に努め、セミナーの開催、空家等の適正管理に関する意識啓発を行い、管理不全な状態にある空家等の是正に努める。	H30以前～R8以降	45	生活安全課
特定空家等除却事業			地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、著しく周辺に悪影響を及ぼしている管理不全の空家等を特定空家等に認定し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」）に基づく助言・指導、勧告、命令をしてもなお措置が履行されない場合は、空家法に基づき行政代執行により当該特定空家等を除却する。	H30以前～R8以降	5,600	生活安全課

空家等の利活用事業			親の死亡後など、空家等になったにもかかわらず、買い手や借り手を募集せず、そのまま置かれている状態の空家等は、放置期間が長引くと倒壊したり、不審者侵入や放火、不法投棄の危険性が増したりするなど周囲に悪影響を及ぼすため、まだ使える空家等については利活用を促していく。	R2～R8以降	ゼロ予算	生活安全課
空家等の適正管理の補助事業			超高齢化社会を迎え、行政対応だけでは今後も増加する空家等問題への対応が追いつかないことが想定される。空家等の所有者等が自らの意思で財産を守り、その価値を維持していくという強い意識を持つことが大切である。そのために所有者等の負担軽減を図るため、空家等の適正管理に関する各種補助金の交付を行い空家等対策を進める。	R1～R8以降	4,000	生活安全課

基本施策11　消費者の保護と意識啓発

（1）消費者安全の確保と消費者教育の推進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
消費者保護事業			高齢者等を中心に消費者被害が深刻化しているため、悪質商法による消費者被害の防止に努める。また、商品の適正な表示の監視や消費生活サポーターとして消費者団体の育成に取り組む。	H30以前～R8以降	266	生活安全課

（2）消費生活相談体制の充実

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
地方消費者行政活性化事業			国民生活センター主催の研修会への参加や法律専門家に法律助言業務を委託すること等により、消費者安全法に規定されている消費生活センターの機能強化及び相談員等の資質向上を目指す。また、高齢者等の消費者被害を防止するために民生委員等見守りを実施する団体との連携を強化する。交付金等を活用して整備した体制を今後も維持・推進する。	H30以前～R8以降	4,270	生活安全課

基本施策12　地域づくりの推進

（1）市民活動の推進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
ふるさとづくり推進事業		交流	市ふるさとづくり協議会、校区ふるさとづくり協議会の運営又は実施事業に対して、補助金を交付することで、地域の特色ある活動を支援する。市ふるさとづくり協議会の運営については、庶務、会計ともにほぼ自立して行っており、今後は事務局としてのサポートは行いつつも、完全自立に向けて、さらに指導・助言していく。	H30以前～R8以降	3,047	市民活動推進課
ほたる飼育管理助成事業			ふるさと創生事業により整備したほたる飼育施設の維持管理及び飼育に必要な経費の一部を助成することで、その活動を支援する。	H30以前～R8以降	150	市民活動推進課
コミュニティ活動助成事業（臨時）			地域社会の活性化のため、コミュニティ助成事業や地域イベント助成事業を活用し、地域コミュニティ団体の活動を支援する。	H30以前～R8以降	1,000	市民活動推進課
自治会組織活性化事業		交流	地域コミュニティの維持発展のため、単位自治会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援する。また、単位自治会へは月2回広報紙等の文書配布を行う。また地域コミュニティの維持発展のため、自治会連合会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援することで、市内全域での活動の活性化を図り、自治会加入世帯の維持・確保を進める。	H30以前～R8以降	66,308	市民活動推進課
自治会館建設補助事業			補助金交付規則・要綱に基づき、地域コミュニティの活動拠点である自治会館の建設、用地取得、増改築等に係る経費を補助する。	H30以前～R8以降	2,000	市民活動推進課
地域振興諸行事支援事業		交流	地域振興と交流促進を目的にイベントに係る経費の一部を補助する。 市補助金交付規則・要綱に基づく補助	H30以前～R8以降	2,440	市民活動推進課

（2）市民協働のまちづくりの推進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課

市民活動支援事業		交流	市民活動に関する情報の提供、人材の育成、交流機会の提供等により、市民活動団体・スマイルプランナーの自主的・主体的な活動を促進する。	H30以前～R8以降	377	市民活動推進課
市民活動人材育成事業			市民活動に関する情報の提供、人材の育成のための講座等の開催を行うことで、市民の自主的・主体的な社会活動を促進する。また、職員の資質向上を行うことで市民活動支援センターの体制強化を図る。	H30以前～R8以降	31	市民活動推進課
地域づくり推進事業			今後の地域コミュニティのあり方を検討するとともに、各地域課題の解決や地域の新たな担い手となる人材育成等に向けた取組として、地域運営組織（RMO）の設立を推進します。	R3～R8以降	986	市民活動推進課

（3）中山間地域の活性化

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
中山間地域づくり推進事業			中山間地域においては、農林業従事者の減少、高齢化の進行により、荒廃した森林や耕作放棄地が増大している。また、担い手の減少．高齢化により集落機能の維持が困難となる地域もある。このため、地域資源を活用した農林水産業の振興や生活環境の整備、地域住民の担い手となる人材の育成・確保など、地域の課題解決のための施策を推進し、地域住民を主体とした持続可能な中山間地域の活性化を図る。今年度においては、地域おこし協力隊の設置や、やまぐち元気生活圏づくり推進事業を実施する。	R1～R8以降	8,116	地域活性化室
地域おこし協力隊募集事業			地域おこし協力隊は、それぞれの人生における大きな決断をして移住し、慣れない生活の中、地域協力活動に従事することになる。実際に目にしたことのない地域にいきなり定住等を検討することは難しいと思われる。そこで、三者（地域おこし協力隊に興味がある方、受入地域、受入自治体）のミスマッチ防止のために、おためし地域おこし協力隊を実施する。地域おこし協力隊に興味がある方が山陽小野田市に応募してもらえるよう勧誘やPRに努める。	R2～R8以降	1,317	地域活性化室
中山間地域振興特別対策事業			中山間地域が抱える様々な課題を解決していくためには、地域住民による自主的・主体的な活動を展開することが必要である。住民相互の話し合いやワークショップ等を通じて、住民が自主的・主体的に地域の将来像や具体的な目標、行動計画を定めると共に、地域課題の解決に向けた取組を支援する。	R2～R8以降	ゼロ予算	地域活性化室

基本施策13　人権尊重のまちづくり

（1）人権教育・啓発の推進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
人権の花運動			人権啓発活動地方委託事業である「人権の花」運動を、平成20年度から宇部人権啓発活動地域ネットワーク協議会で実施することとなり、協議会構成員である市が人権擁護委員と連携をとりながら、毎年市内の小学校2校において実施する。	H30以前～R8以降	53	市民活動推進課
地域人権啓発活動活性化事業（ヒューマンフェスタさんようおのだ）			人権啓発活動地方委託事業の一環として「ヒューマンフェスタさんようおのだ～人権を考えるつどい～」を開催し人権に係る諸課題の解決に向け必要なテーマの講演会を行うほか、同時に市内小中高校から募集した人権啓発作品（ポスター、標語）の掲示・表彰、啓発物品の配布を通し、人権啓発を図る。	H30以前～R8以降	252	市民活動推進課
地域人権啓発活動活性化事業（人権講座）			人権啓発活動地方委託事業の一環として、著名人、学識経験者、当該問題の関係者等を招き、様々な人権問題を取り上げて、人権啓発に関わる講座（年4回）を開催する。	H30以前～R8以降	62	市民活動推進課
人権啓発担当者研修事業			日々新たな人権課題が発生する中、職員の資質向上において外部研修は必須であるため、人権啓発担当者を、県主催人権ふれあいフェスティバル及び人権関係団体主催研修会に派遣し、職員の資質向上を図り、人権啓発活動のレベルアップを図る。また、人権関係団体への他市町の対応動向について情報収集を行い、適切な対応に万全を期する。	H30以前～R8以降	138	市民活動推進課

人権相談推進事業			社会の多様化とともに多くなっている、人権に関するさまざまな相談に的確に対応するため、庁内関係課及び、人権擁護委員や法務局ほか関係機関との連携を深める。特に、配偶者等からの暴力に関する相談については「市配偶者等暴力相談支援連絡協議会」を開催し、情報の共有を図る。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	市民活動推進課
DV相談体制の充実事業			複雑・多様化する配偶者等からの暴力被害について、相談受付、危機介入、応急避難、所要の諸手続き援助、自立支援等適切な対応が求められており、相談員の育成と業務の質の向上を図るため、専門機関が実施する専門的・実践的な研修に職員を派遣する。また、被害者拡大防止のためのDVの予防・啓発活動にも取り組む。	H30以前～R8以降	75	市民活動推進課
人権教育推進事業			人権意識の高揚をめざし、市民の豊かな人権感覚をさらに培うとともに、これまでの実践の過程や成果、課題を踏まえ、企業・職場を含めた地域社会における人権教育を組織的・計画的に推進する。①地域・企業における人権教育の推進　②人権啓発作品の募集　③企業人権教育情報交換会の開催 ④人権尊重のための学習機会の充実など。	H30以前～R8以降	345	社会教育課
平和教育推進事業	2－(3)		平和教育で学ぶ重要主題として、争いや命について取り上げ、次世代を担う青少年（中学生）を対象とした取組みを進めていく。特に戦争の実像として「被爆ひろしまの語り部の話」を直接聞かせ、平和の尊さについて考える場としていく。	H30以前～R8以降	95	社会教育課
人権教育推進協議会事業			社会教育関係団体、学校、企業、自治会の代表及び学識経験者で構成する人権教育推進協議会において、市民の人権意識の高揚を目的とした人権教育の推進に必要な事項について協議を行う。 主な事業として、人権教育推進計画の作成や、人権教育推進講座、ヒューマンフェスタさんようおのだ、人権課題等について協議を行う。	H30以前～R8以降	228	社会教育課

（2）人権擁護活動の推進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
福祉援護資金貸付金償還事業			同和福祉援護資金貸付金を収納、徴収し、前年度の収納実績に応じて算出された償還額で県費補助金へ償還する。新規貸付は平成13年度をもって終了している。	H30以前～R8以降	909	市民活動推進課
人権擁護活動推進事業			基本的人権を尊重し、人権侵害被害者を迅速に救済するため、人権擁護委員法により委嘱された人権擁護委員の活動を支援する。人権擁護委員制度を市民へ周知するとともに、人権擁護委員による「特設人権相談所」を開設し、定期的な相談の場を提供する。また本市の委員が所属する宇部人権擁護委員協議会へ財政的支援を行う。	H30以前～R8以降	220	市民活動推進課
DV相談員設置事業			複雑・多様化する配偶者等からの暴力被害について、相談受付、危機介入、応急避難、所要の諸手続き援助、自立支援等適切な対応が求められていることからDV相談員を設置し、相談員の育成と業務の質の向上を図るため、専門機関が実施する専門的・実践的な研修を受講させる。また、被害者拡大防止のためのDVの予防・啓発活動にも取り組む。	R3～R8以降	2,815	市民活動推進課

（3）男女共同参画社会の推進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
男女共同参画プラン推進事業			国の重要課題である男女共同参画社会づくりのため、法律に基づき条例も策定し、宣言都市にもなった。市・市民・事業者・各種団体・各種機関など地域社会が一体となり、プランに基づく施策を推進するため、審議会で意見を取り入れ、関係各課へ情報提供し取組を進める。	H30以前～R8以降	96	市民活動推進課
男女共同参画プラン(第4次改定）策定事業			平成30年3月策定の第2次総合計画との整合性を図りながら、平成30年度に男女共同参画プラン（第3次改訂版）を策定した。その後も4年ごとに国内外の動向や社会情勢の変化を考慮して計画を改定するため、市民へアンケート調査を実施する。	H30以前～R8以降	210	市民活動推進課

女（ひと）と男（ひと）の一行詩事業			平成11年度から啓発事業として募集を実施。市広報・ホームページ、公募雑誌等に募集記事を掲載し、全国の男女共同参画担当課、県内市町、市内各学校等へ募集ポスターを発送する。審査・選定をして入賞作品を掲載した啓発物品を市民等に配布する。	H30以前～R8以降	406	市民活動推進課
男女共同参画の日事業			平成22年度から本市独自に10月1日を「女性の日」と定めて男女共同参画社会づくりを推進しているが、令和元年度より名称を「男女共同参画の日」に変更し、効果的な啓発事業を実施していく。	H30以前～R8以降	113	市民活動推進課
女性団体連絡協議会等支援事業		交流	女性団体連絡協議会（女性リーダー）と行政の協働を通じ、女性のネットワーク連携を維持し、男女共同参画社会作りに向けて必要不可欠な、女性の連携体制の維持、拡張に努め、共に社会的課題とその問題解決に向けて効果的事業を実施。	H30以前～R8以降	176	市民活動推進課

基本施策14　自然環境の保全

（1）環境保全意識の醸成

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
水辺の教室開催事業			昭和60年から実施しており、親と子が一緒になって、郷土の身近な水辺に親しみ、河川に生息している水生生物を観察して水質を調査することによって、環境保全意識の啓発及び高揚に寄与する。市のホームページやチラシ、市広報等で、小学生親子の参加者を募集し、厚狭川で水生生物を指標とした水質評価や考察を行う。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	環境課
環境展開催事業			おのだサンパークを会場として、6月上旬に環境展を開催し、市内の環境、生活環境、リサイクル関係のパネル展示や環境に関するクイズラリーを行っている	H30以前～R8以降	151	環境課

（2）森林・里山環境の保全

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
生活環境保全林整備事業			菩提寺山市民の森の維持管理を行う。給水施設保守管理、清掃、下刈り、受光伐・防火帯整備等を行なう。	H30以前～R8以降	3,268	農林水産課
地域が育む豊かな森林づくり推進事業			繁茂竹林の伐採や広葉樹の植栽、野生鳥獣の隠れ家となる藪の整備など、地域づくり活動等に意欲のある集落周辺の里山林の一体的整備を行なう。 令和3年度については、前年度に引き続き川上集落にて農地等に隣接する繁茂竹林の伐採等を行う。	H30以前～R8以降	2,000	農林水産課

（3）農地環境の保全

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
環境保全型農業推進事業			地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して、当該営農活動の実施に伴う追加的なコストを支援することにより、農業分野の有する環境保全機能を一層発揮させるため、10aあたり12千円の補助金を交付する。	H30以前～R8以降	161	農林水産課
多面的機能推進事業			担い手に集中している水路農道等の維持管理、補修を地域全体で実施することにより、担い手の負担を軽減し、耕作放棄地の発生を防止する。また、農業用施設の更新を行うことで作業環境を改善する。平成28年度に3組織が一つに広域合併し、平成29年度に1組織が活動を終了した。活動農用地面積を維持していくことが目標となる。	H30以前～R8以降	45,596	農林水産課
中山間地域等直接支払交付事業			中山間地域等直接支払制度は、条件不利地の農業生産活動や農村生活の維持、耕作放棄地の防止などを目的としている。現在5地区が市と協定を結び、協定農用地の管理、水路・農道等の維持・管理活動を実践している。5期対策期間（令和 2年度～ 6年度・5カ年）	H30以前～R8以降	3,212	農林水産課

市民農園管理運営事業			一般市民が農業体験を通して、収穫の喜びを味わうことができるよう市民農園を開設し、適正に管理運営できるように努め、都市住民が農業とふれあう場を確保する。※烏帽子岩：44区画（1区画：25㎡）・高栄：45区画（同：30㎡）・沓山田：26区画（同：26㎡）。使用料：3,000円/区画・年	H30以前～R8以降	325	農林水産課
（4）海・河川環境の保全						
河川海岸保全事業			山陽地区において、昭和38年から毎年7月頃に、「河川海岸清掃大会」と称して全体参加者約5千人の、大規模な清掃活動を実施しており、地域の環境保全を推進する。	H30以前～R8以降	570	環境課

基本施策15　循環型社会の形成

（1）循環型社会の形成の推進

リサイクル活動支援事業			エコ・ライフの普及啓発に取り組み、リサイクル活動をはじめとする循環型社会の形成を促進するため、資源ごみの再利用化を推進した団体に対して奨励金を交付する。	H30以前～R8以降	1,100	環境課
生ごみ処理容器購入補助事業			一般家庭から排出される生ごみの減量化を促進し、併せてごみの堆肥化による資源の有効利用を図るため、生ごみ処理容器の購入にかかる補助金を交付する。補助金の額は、生ごみ処理容器の購入費の2分の1で、その限度額は非電動式生ごみ処理容器1基につき1，500円、ダンボールコンポスト500円、電動式生ごみ処理機2万円である。	H30以前～R8以降	200	環境課

（2）廃棄物処理体制の充実

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
ごみ処理施設維持整備事業			ごみ処理施設引渡し後、プラントメーカーによる瑕疵担保期間（H27～H29の3年間）が終了したことで、4年目以降に市の責務として行う新たな維持整備事業（点検整備、補修全般、部品管理等）。	H30以前～R3	47,696	環境課
一般廃棄物（ごみ）処理事業			一般廃棄物（ごみ）処理事業	H30以前～R7	222,871	環境課
焼却灰セメント原料化事業			県内市町が参画する山口エコタウン基本構想事業で、ごみ焼却灰（主灰及び飛灰）のセメント原料化を行う。	H30以前～R8以降	82,207	環境課
一般廃棄物（ごみ）処理事業（運転管理業務委託）			一般廃棄物（ごみ）処理事業のうち2.5年間の焼却施設運転管理業務が令和2年度を持って終了する。令和3年度以降の運転管理業務受託業者を選定する必要がある。	H30以前～R3	166,914	環境課
環境衛生センター運転管理長期契約発注支援事業			環境衛生センター（ごみ焼却施設）について、今後、令和3年度からは長期契約での運転業務委託実施を目標としている。そのための準備として発注支援業務をコンサルタントに委託する。	R1～R3	5,904	環境課
環境衛生センター長期包括運転管理事業			環境衛生センター（ごみ焼却施設）の安定的な運営及び施設・設備の長寿命化を図るため、施設の運転管理・用役調達管理・維持補修等の施設運営業務を一括して委託する長期包括方式を導入する。契約期間は8年間を想定。	R3～R8以降	12	環境課
環境衛生センター法定検査実施事業			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（第5条）に基づき、専門業者により設備の安全と機能の保全を図るための検査を実施する。	R3～R3	4,510	環境課
小野田浄化センター維持整備事業			小野田浄化センターは、山陽小野田市内で収集した、し尿と浄化槽汚泥を処理する施設である。設備機器が故障した場合は、速やかに修繕し、処理に支障が生じないように対処する。	H30以前～R8以降	3,000	環境課

小野田浄化センター定期整備事業			し尿及び浄化槽汚泥の処理を適切に行うため、設備の定期的な更新・整備・修繕を実施する。 小野田浄化センターは稼働開始から32年が経過し、経年劣化の進行が深刻な状態になっている。現在、新施設整備の作業も並行して行っているが、現施設が稼働している限り、し尿及び浄化槽汚泥は最後まで処理を行わなければならないため、必要な設備の更新、分解整備や修繕、水槽の清掃等を適切に行い、施設の安定稼働を図ることを目的とする。	H30以前～R8以降	31,218	環境課
小野田浄化センター法定検査実施事業			「クレーン等安全規則」、「フロン排出抑制法」に基づき、専門業者に設備の安全と機能の保全を図るための検査を実施する。	H30以前～R8以降	994	環境課
小野田浄化センター脱水汚泥搬送業務事業			小野田浄化センターの処理工程で発生する脱水汚泥及び脱水し渣を、環境衛生センターで中間処理を行うため、車両搬送業務を委託する。	H30以前～R8以降	2,992	環境課
一般廃棄物（し尿等）処理事業			許可業者が収集したし尿及び浄化槽汚泥を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正に処理・処分を行い、「水質汚濁防止法」及び関係法令が定める規制基準値を遵守した処理水を排出できるよう、施設の機能が十分発揮するための設備の定期整備や修繕等の維持管理等を行う。	H30以前～R8以降	52,802	環境課
小野田浄化センター運転管理業務委託事業			山陽小野田市で収集されたし尿と浄化槽汚泥を衛生的に処理し、且つ施設の運転や維持管理を行うため、運転管理業務を専門業者に委託する。	H30以前～R8以降	58,740	環境課
山陽地区一般廃棄物（し尿等）処理事業			山陽地区で発生するし尿及び浄化槽汚泥を許可業者が収集・運搬し山陽中継所より小野田浄化センターへ搬送する。	H30以前～R8以降	27,176	環境課
小野田浄化センター施設整備事業			経年劣化が進行した小野田浄化センターの最善の整備方針を得て、以下のとおり新規施設の整備を行う。 1）精密機能検査業務及び小野田浄化センター施設整備検討業務（令和3年度） 2）循環型社会形成推進地域計画（令和4年度を想定） 3）事業計画策定業務（令和5年度を想定） 4）測量・地質調査業務（令和5年度を想定） 5）生活環境影響調査業務（令和5年～6年度を想定） 6）基本設計・詳細設計・発注支援業務（令和6年～7年度を想定） 7）建設工事、建設付帯工事、設計監理・施工監理業務（令和8年～10年度を想定）	R3～R8以降	10,222	環境課
塵芥収集車等車両更新事業			老朽化した塵芥収集車等車両を機能・用途等を勘案しながら計画的に更新する。	H30以前～R8以降	23,406	環境課

（3）衛生・美化の向上

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
廃薬品等処理事業			現在、分析に使用した毒劇物や一般試薬の廃薬品類は、毒物及び劇物取締法に基づき、薬品庫等で厳重に保管しているが、万一、地震や津波、高潮、内水氾濫等の災害が発生した場合、環境調査センターから廃薬品類が近隣民家や河川、海域などの公共用水域に漏洩する危険性があるため、危機管理上、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、定期的に廃薬品類を処理する。 また、環境調査センター内の廃薬品類以外の金属類や廃ガラス器具、廃プラスチックなどの産業廃棄物も、労働環境の改善あるいは保管スペースの問題から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理する。	H30以前～R8以降	75	環境課
ごみ収納箱設置支援事業			本市はステーション方式でごみを収集しており、ごみステーションには自治会がごみ収納箱を設置し、管理している。そのごみステーションにごみ収納箱を設置又は修繕した自治会に補助金を交付する。補助率は経費の50%（上限20,000円）。	H30以前～R8以降	1,000	環境課
狂犬病予防、犬・猫保護等関連事業			狂犬病は人間にも感染し、死亡率が非常に高い病気で、蔓延を予防するために狂犬病予防法が制定され、犬には年1回の予防接種が義務付けられているので、市内各所で予防注射を実施している。	H30以前～R8以降	132	環境課

環境美化向上事業			市民に対して、ごみ問題に関する意識の向上を図るため、環境衛生推進団体とも共働して環境美化に対する啓発を行う。また、環境衛生に関する苦情処理を積極的に行う。	H30以前～R8以降	468	環境課
アダプトプログラム事業			本事業は、自分たちの街は自分たちできれいにしようという理念の下、市民と市が協働で行う美化・緑化活動である。活動は個人でも団体でも参加でき、市はその活動に対してごみ袋や清掃用具を支給し、集められたごみの回収・処理を行う。また、参加者の保険加入も行っている。	H30以前～R8以降	217	環境課
放置自動車処理事業			放置自動車により生ずる障害を除去することにより、公共の場所の美観及び機能を保持し、もって市民の快適な生活環境を確保する。	H30以前～R8以降	20	環境課
生活衛生向上事業			公衆衛生の向上を図るため、山陽地区の天満町と渡場の2箇所に設置されている公衆便所を管理している。また、公共施設で発生したそ族昆虫（主にハチ）の駆除を実施している。	H30以前～R8以降	249	環境課
埋火葬関連事業			火葬業務は市の固有の事務であり、恒久的に安定的な処理が求められている。新火葬場は、令和元年7月1日から供用開始し指定管理者による運営等が行われている。	H30以前～R8以降	28,630	環境課
霊園管理整備事業（経常）			小野田霊園について、69,591㎡と広大である。市営墓地の経営者として、年間を通して草刈や立木の伐採などを中心に維持管理を行っていく。	H30以前～R8以降	1,893	環境課

（4）環境保全対策の推進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
山陽小野田市率先実行計画推進事業			「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市及び市職員が市の事務事業に関し、環境保全に向けた取組を率先して実行するための行動指針として定めた山陽小野田市率先実行計画に従い、日常業務の中での省資源・省エネルギーやごみの減量・リサイクルなど、環境への負荷を低減するための取り組みを推進する	H30以前～R8以降	ゼロ予算	環境課
山陽小野田市省エネルギー推進事業			山陽小野田市役所の省エネルギー活動を効果的に推進することを目的として「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく「エネルギー管理標準」を設定し、エネルギー消費効率の向上及び効果的な使用に努め、エネルギー消費改善を図る	H30以前～R8以降	31	環境課
山陽小野田市地球温暖化対策地域協議会事業			地球温暖化防止を目的とした地球温暖化対策地域協議会の事務局として協議会活動を支援するとともに財政的支援も併せて行う	H30以前～R8以降	150	環境課

（5）環境監視体制の充実

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
環境・公害監視事業			国の環境基準や水質汚濁防止法、企業との環境保全協定の協定値等の超過を監視し、企業の進出時の事前評価の基礎資料等とする。また、公害を発生させないよう企業に対する指導や環境展等での啓発に寄与することにより、公害のない、市民の健康で文化的な生活を確保する上において快適で良好な生活環境の保全、確保に努める。	H30以前～R8以降	4,765	環境課
分析機器等の相互利用			市と公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が保有する設備及び機器の効率的かつ効果的な相互利用等により、市と大学、官学との連携・協力をより一層充実させ、両者の実績とノウハウを基盤として、地域課題及び行政課題等に取り組むとともに、地域社会や大学研究、人材育成に寄与する。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	環境課
大気汚染物質測定用櫓維持整備事業			大気汚染の状況を把握するために市内19箇所に設置しているデポジットゲージや大気汚染物質測定用の櫓について、塗装やゲージの取替えなどの定期的な修繕を行う。	H30以前～R8以降	584	環境課

環境・公害監視事業（環境保全）			市内協定締結企業を中心に工場からの大気・水質・騒音及び振動について調査している。また、市内の大気や水質等の状況についても環境基準の適合状況を調査している。	H30以前～R8以降	2,147	環境課
環境審議会事業			工場の新増設等、重大な案件は環境審議会に諮問し、答申を得たうえで市が承認する。	H30以前～R8以降	372	環境課
環境保全協定及び事前協議に関する事業			企業と環境保全協定を締結し、工場の新増設の際は、協定に基づく事前協議により環境への負荷をチェックする。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	環境課
相談・苦情処理事業			公害に関する苦情処理件数は、年間60件程度に及ぶ。内訳は、野焼きを含む大気汚染が30件程度で最も多く、死魚事件など水質汚濁がそれに次ぐ。騒音や悪臭の苦情もあり、苦情があれば、現地を確認し、迅速な対応を行う。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	環境課

基本施策16　国際交流・地域間交流の推進

（1）国際交流・地域間交流の推進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
国際交流推進事業（経常）			市国際交流協会等へ補助金を交付することにより、市民レベルの国際交流を促進し、国際的な理解と国際感覚豊かな人材の育成を図る。	H30以前～R8以降	358	市民活動推進課
中学生海外派遣事業	2－（3）		親善大使として中学生を姉妹都市モートンベイ市へ派遣し、両市の友好親善と相互理解を深めるとともに、広い視野と国際感覚を備えた次代を担う人材の育成を図る。	H30以前～R8以降	3,226	市民活動推進課
地域間交流推進事業			埼玉県秩父市と姉妹都市であることを広く市民に周知し、両市の情報交換、情報発信を行う。現在は、市ホームページでの情報発信のみに留まっていることから、各部署における情報交換等が可能となるよう、まずは担当部署との協議を行う。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	市民活動推進課

基本施策17　移住・定住の推進

（1）転入者の定住促進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
転入奨励金交付事業			平成23年10月に施行した「山陽小野田市転入促進条例」に基づき、転入して新たに住宅を取得した方に対して、転入奨励金を5年間交付してきた。奨励金額は、家屋部分の固定資産税相当額とする（都市計画税部分を除く。）。	H30以前～R8以降	27,772	シティセールス課
UJIターン推進・支援事業			UJIターン希望者に対する相談・支援体制を整え、山陽小野田市へのUJIターンによる転入者を増やす。そのため、一般社団法人移住・交流推進機構が運営するポータルサイト「JOIN」などを活用した情報発信のほか、「山口県央連携都市圏域」や「ぶちええ山口県民会議」と合同で開催する移住交流フェアに出展し、移住希望者に関心を持ってもらえるよう働きかけていく。	H30以前～R8以降	486	シティセールス課
移住就業・創業支援事業			国において、東京一極集中の是正を図り、UJIターンを促進するとともに、人手不足に直面する地域の企業の人材確保を図るため、移住支援制度を創設することにしており、本市においても県と連携しながら当事業を実施することにより東京圏からの移住及び就業・創業を支援する。	R1～R3	3,000	シティセールス課

2 市民生活・地域づくり・環境・防災 ～人と自然が調和する安心のまち～

移住定住プロモーション事業			新型コロナウイルスの感染拡大に伴う都市部のリスク顕在化やテレワーク普及により、地方移住への関心が高まっている。こうしたことも踏まえ、従前の対面での移住相談に変えて、オンライン（ポータルサイト）を活用した移住定住の情報発信を充実させる。また、移住検討者に配布する「移住に特化したパンフレット」がなく、移住フェア等の出展の効果を高めるとともに、通常業務において相談対応をするためのツールとしても急ぎ作成する必要がある。移住検討者に対して、本市を移住先・滞在先として選んでもらえるよう、パンフレット（マップ）やポータルサイトを整備して市の魅力（生活スタイル）を伝え、本市への移住定住を促進する。本市の「住みよさ」という魅力を、外への発信により力を入れ、移住促進の下地作りを進める。	R3～ R8以降	8,000	シティセールス課

3 都市基盤 ～快適で潤いある暮らしができるまち～

基本施策18 住環境の確保

（1）住宅整備の支援

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
山口県複合単価表データ使用料			山口県が作成した建築工事複合単価表が有償となったため、使用料が必要となった。市から単価調査を行う2財団法人にデータ使用料を払い承諾を受けて、山口県から年4回、建築工事複合単価表の提供を受ける。	H30以前～R8以降	121	建築住宅課
建築営繕積算システム利用料			公共建築工事の発注にあたっては、積算業務に膨大な労力と時間を要し、しかも業務が時期的に集中する課題がある。建築営繕積算システムは、山口県が作成する建築工事複合単価表を電子データでの対応できる唯一の積算ソフトであり、これを用いることで、検算作業の省力化、複数年度に跨る事業の単価更新作業の効率化を図ることができる。	H30以前～R8以降	567	建築住宅課
住宅リフォーム資金助成制度			リフォームを行う民間住宅の所有者に対し、山陽小野田市住宅リフォーム資金助成金交付要綱に基づき助成金を支給する。助成金の額は工事費の10%、限度額7万円で、市内業者の施工によるものに限る。	H30以前～R8以降	10,000	建築住宅課
住宅・建築物耐震化促進事業			住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強い、まちづくりを推進する。昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断及び耐震改修を実施する者に対して補助金を交付する事業。	H30以前～R8以降	2,480	建築住宅課

（2）公営住宅の適正管理

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
市営住宅経常修繕			市営住宅は老朽化した建物が多く、入居者からの修繕要望が多い。それに対し、内容を確認の上、必要に応じて業者に修繕を依頼し、小規模な修繕は直営で実施する。市営住宅の適切な管理と入居者の居住環境の改善を図る。	H30以前～R8以降	23,739	建築住宅課
市営住宅消防設備点検（経常）			市内の市営住宅に設置している消防設備について、消防法第17条の3の3に規定する法定点検を行う。	H30以前～R8以降	2,046	建築住宅課
市営住宅給水設備保守管理			市営住宅の入居者に安全な水を供給するために、各給水設備の定期的な保守管理（点検、水質検査、清掃など）を行う。	H30以前～R8以降	7,200	建築住宅課
市営住宅エレベーター保守管理			市住（萩原団地1号棟、神帆団地D棟、古開作第二団地H-1棟、同H-2棟）にある昇降機の安全性を維持するため、定期点検を業者委託（年間契約）において行う。	H30以前～R8以降	4,062	建築住宅課
市営住宅空き家家具撤去			身寄りのない単身の入居者が死亡した場合や無断退去等により家財が放置された住宅は住環境の悪化に繋がるため専門業者に委託し家財撤去を行う。また、公募を行った住宅において、新たな入居者が入居できるようハウスクリーニングを行う。	H30以前～R8以降	1,474	建築住宅課
市営住宅用地借り上げ			市内23団地のうち住宅用地が借地であるものが1団地、駐車場用地が借地であるものが1団地ある。借地料を予算措置する。早期の返還を目指す。（平成30年度中に住宅用地の一部返還あり）	H30以前～R8以降	346	建築住宅課
市営住宅浄化槽の空家補償			市内の市営住宅23団地のうち、浄化槽を使用している団地は6団地あるが、うち5つの団地において、空き家の戸数に応じて浄化槽維持費の補填を行っている。これは、団地内に空き家が増えて浄化槽維持管理費の支払い世帯が少なくなった場合に、入居世帯に負担のしわ寄せが来るのを避けるためである。（H29年度に神帆が浄化槽廃止。H31年度に大河内に空き家補償開始）	H30以前～R8以降	2,438	建築住宅課
市営住宅使用料滞納整理事業			催告書・警告書の発送による文書指導、訪問・電話等による面談指導、高齢者能力活用団体(シルバー人材センター)の徴収専門員の活用や、悪質な滞納者に対しては訴訟により市営住宅使用料等の納付を促し、公平性を確保する。	H30以前～R8以降	4,652	建築住宅課

3 都市基盤 ～快適で潤いある暮らしができるまち～

市営住宅草刈			市営住宅の空家敷地、団地法面等に繁茂する雑草の適正管理は、市住入居者又は地元自治会からの要望が強いが、対応できる職員数が限られる中、箇所数が多く面積も広いため後手後手になっている。また、場所によっては危険であったり機械を必要とするなど、地元や職員で対応できないところが多い。傾斜地での作業や予防的除草剤散布の技術を持つ専門業者への業務委託を増やし、職員が本来の事務作業に集中できる環境を整える必要がある。	H30以前～R8以降	275	建築住宅課
市営住宅樹木伐採・剪定			市営住宅敷地内の伐採や剪定は市住入居者又は地元自治会からの要望が強いが、危険であったり機械を必要とするなど、地元や職員で対応できないところが多い。高木の伐採等を緊急度の高い所から実施する。	H30以前～R8以降	286	建築住宅課
市営住宅消防設備点検（臨時）			消防設備点検（経常）によって不具合が発見された場合に、消火器の取替え等を行う。また、古開作第二団地の連結送水管の耐圧試験を3年に一度実施する。	H30以前～R8以降	2,032	建築住宅課
市営住宅内の住宅用火災警報器の取替え			平成18年の改正消防法の施行により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、山口県内では、既存住宅の設置義務は、平成23年6月1日から適用となった。平成20年度から3年間かけて、市内の各市営住宅に順次取り付けていったが、設置から10年を経過するものは、電池切れや機器の異常が生じやすくなり、消防局も住宅用火災警報器の交換を指導しているため、市営住宅にある警報器の取替えを行う。	R1～R8以降	330	建築住宅課
市営住宅分電盤開閉器点検			平成25年度に分電盤開閉器の故障により、電気製品の破損事故が発生し、発生した棟の全戸の点検を実施したところ事故発生以外でも故障が見つかった。経年劣化などによる緊急度の高い住宅から、業者に委託し順次点検を実施する。漏電に伴う火災発生および家電製品の破損事故発生の未然防止を図る。	H30以前～R8以降	72	建築住宅課
市営住宅検定満期水道メーター等の取替工事			計量法で定められた水道メーターの定期的な取替えを実施し、市営住宅の住環境を向上させると共に、毎年度実施する維持管理の適正化を図る。	H30以前～R8以降	4,091	建築住宅課
帳票類アウトソーシング事業			通知書の印刷・封入作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならず、時間外の作業も発生している。また現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバースターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達（やまぐち自治体クラウド）において、帳票作業・封入封緘サービスの委託を行う。	R2～R8以降	197	建築住宅課
市営住宅給水設備改修工事			事務事業名「市営住宅給水設備保守管理」において、毎月、市営住宅に設置している受水槽及び高架水槽の点検を行っている。市営住宅の入居者に安全な水を供給できるよう点検において不適とされた箇所のうち、緊急に修理すべき箇所の改修を行う。	R3～R3	1,001	建築住宅課
市営住宅屋上防水改修工事			本事業は市営住宅屋上の防水改修を行うもので、建築物は耐用年数を経過しており、屋根防水の劣化が著しくクラック発生の恐れがあり、このまま放置した場合、風による飛散や雨漏りの可能性がある。	H30以前～R8以降	6,520	建築住宅課
市営住宅外壁改修工事			本事業は経年劣化により外壁の落下の危険がある市営住宅の外壁改修工事である。現在、剥離やひび割れなどが発生しており、外壁落下の危険を伴うため、工事により危険を排除し、建物自体の長寿命化を図る。	R2～R8以降	39,370	建築住宅課
市営住宅等長寿命化計画策定業務			市営住宅長寿命化計画（現計画期間：H24～R3）は、市営住宅の整備等と維持管理について定めた基本的計画であり、これに掲載されていない事業は社会資本整備総合交付金の交付対象とならない重要な計画である、。現長寿命化計画は、専門的知見を有する業者への委託により策定されており、今回の見直しにあたっても同様に業者委託（2か年）することが必要である。	R2～R3	2,061	建築住宅課

漁民アパート入居者移転促進			本団地は農林水産課で契約している借地上に立地しており、同地内には地主の建設同意を得ていない民家も建っている。H30年度中の更地返還を地主に約束していたため、本課が精力的に交渉を進めた結果、現住は22戸中8戸となったが、残る入居者は離れた場所で生活を再設計することは困難とし移転に応じる考えのない人がほとんどである。今後は農林水産課と歩調を合わせながら、穏やかに入居者の移転を求めていく。	H30以前～R8以降	589	建築住宅課

基本施策19　公園・緑地の整備・保全

（1）都市公園の整備と管理

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
公園管理運営事業			江汐公園をはじめとした大小67箇所の都市公園等について、指定管理者制度の導入や管理委託契約を締結し、清掃、草刈、剪定、消毒、修繕等の維持管理及び施設の受付等運営業務を行う。	H30以前～R8以降	132,977	都市計画課
公園施設維持補修事業			江汐公園をはじめとした大小67箇所の都市公園等において老朽化した施設について、利用者の安全確保のため、適宜、修繕等を行う。	H30以前～R8以降	8,350	都市計画課
江汐公園橋梁点検事業			江汐公園内にある3つの橋梁は、市に移管される前の平成23年度に橋梁点検を行っている。健全な維持管理をするため、おおむね5年に1回の定期的な点検を行う。	R1～R8以降	1,800	都市計画課
大規模公園環境美化事業			竜王山公園、若山公園、江汐公園、物見山公園のソメイヨシノは、近年、テング巣病に感染した桜が目立つようになっている。よって、テング巣病感染部の枝を切除するとともに、テング巣病が重症化したソメイヨシノについては、伐採し、テング巣病に強い品種の桜（エドヒガン等）に更新する。	H30以前～R8以降	4,419	都市計画課
遊具定期点検事業			平成30年4月1日より、都市公園の管理は政令で定める「都市公園の維持および修繕に関する技術的基準」に適合するよう行うことが義務付けられたため、専門技術者による点検を行う。	R1～R8以降	1,702	都市計画課
電気設備改修事業			公園内に設置されている電気設備は、既に耐用年数を経過しており、老朽化が著しい。劣化による施設内の停電や、周辺地への波及停電も予測されることから設備の更新を順次行う。	R1～R4	17,600	都市計画課
スマイルエイジングパーク事業		運動交流	健康寿命の延伸を目指す、スマイルエイジング事業の一環として、市内4か所の都市公園等で、ウォーキングコースの園路改修や健康遊具の設置をすすめ、市民の運動習慣のきっかけづくりのための環境整備を行う。 令和2年度は須恵健康公園の整備を行った。令和3年度は江汐公園、厚狭川河畔寝太郎公園ゆめ広場、令和4年度は糸根公園での整備を予定している。	R2～R4	16,800	都市計画課

（2）緑化の推進と保全

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
支障樹木剪定伐採事業			都市公園他市有地内にある樹木が生長し、隣接地（民家）にとって支障となることを防ぐため、適宜剪定や伐採を行う。 若山公園の樹木は高圧線に接している状態であるため緊急性がある。また、物見山公園、笹尾公園及び古開作苗圃の樹木の伐採については、近隣住民より要望がでている。	H30以前～R8以降	2,471	都市計画課
枯損木処理事業			枯損木は倒壊などの危険性もあるため、公園の安全を確保することを目的に、適宜、伐採を行う。	H30以前～R8以降	400	都市計画課
糸根公園松くい虫防除事業			市指定文化財となっている糸根公園の松について、適切なサイクルで薬剤の樹幹注入を行い、松枯れを防止する。	H30以前～R8以降	360	都市計画課

街路樹剪定事業（毎年実施路線）			道路の通行及び沿線住民の生活に支障のないよう、枝葉の伸びが早い街路樹（高木、低木、交通障害）を毎年剪定する。 県道4路線（妻崎開作小野田線、小野田美東線、小野田停車場線、小野田港線） 市道7路線（日の出町船越線、旭町後潟線、栄町六十番線、中川六十番通り線、新沖線、大学通り線、住吉若沖線）	H30以前～R8以降	10,381	都市計画課
街路樹剪定事業（数年毎実施路線）			道路の通行及び沿線住民の生活に支障のないよう、おおむね3年～4年に一度、街路樹（高木）の剪定をする。 市道12路線（中川亀の甲線、公園通り丸河内線、港長沢線、港若山線、セメント町西線、海岸通り線、小野田須恵線、六十番堤塘線、西の浜雀田線、本町古開作線、竜王山線、下村西下津線）	H30以前～R8以降	1,979	都市計画課
街路樹剪定事業（低木・交通障害）			街路樹のうち、低木または交通障害となっているものについて剪定を行う。	H30以前～R8以降	1,828	都市計画課
緑地帯維持事業			桜川通線などをはじめとした市内緑地帯について、環境整備を委託する。	H30以前～R8以降	387	都市計画課
街路樹管理事業			生長が著しい樹木は、根なども大きく、植樹帯を隆起させるなどして、交通の障害となっている。剪定時期に合わせ樹木の生長を抑制する薬剤を注入するとともに、破損している植樹帯（年間10箇所程度）の補修を行う。	R1～R8以降	1,544	都市計画課
都市緑化推進事業			山陽小野田市緑化推進協議会の活動である都市緑化祭や希望の森植樹祭などの開催支援を行う。	H30以前～R8以降	340	都市計画課

基本施策20　水道の安定供給と下水道の充実

（1）安全で安心な水の供給

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
飲用井戸等設置補助事業			水道事業及び簡易水道事業による給水区域以外のいわゆる未給水区域の市民においては、飲用水等確保のために各戸の負担によって井戸施設整備を余儀なくされている状況である。こうした状況下にある市民が、飲用水等のより安定的な確保を図るために飲用井戸等の整備に要した経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものである。	R1～R8以降	400	環境課
高天原浄水場施設整備事業			高天原浄水場の老朽施設を更新、整備する。	H30以前～R8以降	12,320	水道局
鴨庄浄水場施設整備事業			鴨庄浄水場の老朽施設を更新、整備する。	H30以前～R5	4,015	水道局

（2）災害に強い強靭な水道の構築

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
配水施設整備事業			老朽化した配水施設の更新	H30以前～R8以降	527,537	水道局
送水施設整備事業			老朽化した送水施設の更新	H30以前～R8以降	5,500	水道局

（3）水道事業運営の持続

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
市民サービス向上事業			災害時の備蓄用及び水道使用者に水道の役割についてより一層の理解を得るため、水道展等で森響水を活用する。	H30以前～R8以降	1,200	水道局
水資源環境保全事業			水源水質の保全を目的に取得している水源涵養林の整備・活用を図る。	H30以前～R8以降	230	水道局

（4）下水道の整備と管理

3 都市基盤 ～快適で潤いある暮らしができるまち～

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
下水道管渠整備事業			平成25年度に国土交通省により、今後10年程度を目途に汚水処理の概成を目指した各種汚水処理施設の整備計画の策定と実施が提案された。本市においても計画的に汚水管渠整備を推進し、普及率の向上に努める。 令和4年度に山口県汚水処理施設整備構想を見直すため、令和3年度までに本市の汚水処理施設整備構想及び全体計画について見直しをする必要がある。	H30以前～R8以降	357,213	下水道課
下水道管渠維持管理事業			管渠の詰まりを解消するための清掃や汚泥引抜き、管渠の老朽化等による破損の補修、路面陥没の復旧、管渠の点検を行う。	H30以前～R8以降	8,058	下水道課
下水道管渠長寿命化事業			ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した管路施設（管渠、マンホールポンプ、マンホール、マンホール蓋等）の計画的な改築、更新を行う。	H30以前～R8以降	3,860	下水道課
小野田西地区農集公共下水道接続事業			小野田西地区農業集落排水施設の廃止に伴い、使用しなくなる処理槽について、汚泥引抜きや清掃消毒作業を実施する。	H30以前～R5	11,944	下水道課
不明水対策事業			平成30年の豪雨により、山陽地区の一部の地域において汚水量が急激に増加し、市民の生活環境を確保することが一時的に困難となった。汚水以外の不明水流入を防止する対策を実施するにあたり、山陽地区の流量調査を実施し山陽水処理センターの安定的な運転及び市民生活環境の改善を目指す。	R1～R5	4,994	下水道課
汚水処理施設整備構想及び全体計画変更事業			令和4年度に山口県汚水処理施設整備構想を見直すため、令和3年度までに本市の汚水処理施設整備構想及び全体計画について見直しをする必要がある。 見直しにあたっては、国の指導により令和8年度末までに下水道整備進捗率95%を目指す必要があり、大幅な区域縮小が予想されることから、学識経験者を含んだ下水道事業検討委員会を設置し、今後の下水道整備区域のあり方について検討を行う。	R2～R3	9,731	下水道課
下水道事業管理運営事業			令和元年度から公営企業会計へ移行したことから、企業会計のメリットを生かした安定的かつ持続可能な下水道経営を目指していく。 また、人口減少等に伴う使用料の減少や資産老朽化による更新費用の増大等の課題に対応するため、水道局と連携した使用料収納率の維持・向上や水洗化率向上に向けた取組等を行い、収入の維持・確保に努める。	H30以前～R8以降	24,038	下水道課
上下水道使用料徴収システム機器更新事業			現水道料金システムの年次計画に基づきシステムサーバの更新を行う。 R3年度は庁舎移設及び国道共同溝設置の水道局光ケーブル移設・撤去に伴う負担金を支出する。	H30以前～R8以降	404	下水道課
マンホールカード制作配布事業			マンホールカードとは、下水道広報プラットホーム(GKP)が企画・監修するマンホール蓋のコレクションアイテムである。各地方公共団体がマンホール蓋のデザイン画像や掲載内容を申請し、GKPと共同で制作後、指定した配布場所で配布する。このマンホールカードを配布することで下水道のイメージアップを図る。また、市内に設置されているデザインマンホール蓋を探してもらい、楽しみながら下水道を身近に感じてもらう。 本市のマンホールカードは、第12弾として採用され、令和2年6月から配布を開始している。	R1～R8以降	44	下水道課
住民情報系システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならず、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバースターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。 県内5市2町による住民情報系システムの共同調達（やまぐち自治体クラウド）において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2～R8以降	30	下水道課

処理場維持管理事業			市内の生活排水等について、適切な汚水処理を継続して実施するため、下水道施設（小野田・山陽水処理センター）の維持管理を行う。近年は、施設の老朽化が著しく、機能が損なわれたものについて、適宜、修繕を行い施設としての機能を維持し流下下水の停滞を防ぐとともに、公共用水域の汚濁防止のため適正な汚水処理を行う。	H30以前～R8以降	299,604	下水道課
汚水中継ポンプ場維持管理事業			市内の生活排水等について、適切な汚水処理を継続して実施するため、下水道施設（高千帆汚水中継ポンプ場、竜王汚水中継ポンプ場、厚狭汚水中継ポンプ場）の維持管理を行う。近年は、施設の老朽化が著しく、機能が損なわれたものについて、適宜、修繕を行い施設としての機能を維持し流下下水の停滞を防ぐとともに、公共用水域の汚濁防止のため適正な汚水処理を行う。	H30以前～R8以降	18,024	下水道課
処理場・ポンプ場長寿命化事業			小野田水処理センターは、昭和56年供用開始、山陽水処理センターは、平成元年供用開始、下水道ポンプ場（小野田処理区）は平成8年供用開始、下水道ポンプ場（厚狭処理区）は平成6年供用開始、どの施設も経年劣化による機能低下が顕著になっている。これらの機能を回復させるため施設の長寿命化・改築・更新・及び未整備施設の整備を行う。	H30以前～R8以降	281,960	下水道課
農業集落排水施設維持管理事業			農業集落排水の処理場は浄化槽法の基準を遵守し、放流水も水質基準を満たす必要がある。また、施設の機能を維持するために定期的な機器の保守点検が必要である。	H30以前～R8以降	4,831	下水道課
農業集落排水施設機能強化事業			福田地区及び仁保の上地区農業集落排水処理施設は、建設から17年以上（仁保の上16年）を経過し、設備が老朽化しているため、施設の長寿命化及び維持管理の低減を目的にストックマネジメントの手法を用いた農業集落排水施設の維持管理・更新を実施する。	R2～R6	3,000	下水道課
農業集落排水管理運営事業			令和元年度から公営企業会計へ移行したことから、企業会計のメリットを生かした安定的かつ持続可能な下水道（農業集落排水）経営を目指す。 また、人口減少等に伴う使用料の減少等の課題に対応するため、水道局と連携した使用料収納率の維持・向上に向けた取組等を行い、収入の維持・確保に努める。	H30以前～R8以降	176	下水道課

（5）浄化槽の整備

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
浄化槽整備推進事業			公共下水道認可区域外及び農業集落排水整備区域外にある住宅に浄化槽を設置する人に対して補助金を交付する。 汚水処理を早期に実現するには、浄化槽の設置は有効な手段であり、助成制度は今後も継続する必要がある。浄化槽の設置基数についても、地域計画に基づく基数の確保が必要である。	H30以前～R8以降	31,686	下水道課

基本施策21　道路・交通網の充実

（1）道路網の整備

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
市道新生町1号線道路改良事業			当路線は、幅員2m程度の生活道路で車の離合ができないなど日常生活に支障をきたしているため、公共下水道工事に併せて道路を拡幅する。 延長L=567m　幅員W=6.0m	H30以前～R5	20,000	土木課
市道浜崎1号線他道路改良事業			当路線は、国道190号と埴生市街地を結ぶ重要な路線であり、前場川の拡幅に併せて道路を拡幅し歩道を設置する。 延長L=170m　幅員W=10.0m　片側歩道 関連路線：市道浜崎1号線、市道前場川左岸線、市道栗坪下市線	H30以前～R5	13,504	土木課

3 都市基盤 ～快適で潤いある暮らしができるまち～

橋梁長寿命化点検事業			橋梁の点検は、道路の維持修繕に関する省令及び告示（平成26年7月1日施行）に基づき、5年に1回の頻度を基本に点検し、その健全性を診断する必要がある。平成25年に「山陽小野田市橋梁長寿命化修繕計画」を策定しており、これに基づき定期点検を実施している。 平成30年度で1巡目の点検を完了しており、令和元年度に計画の見直しを実施した。	H30以前～R8以降	10,000	土木課
橋梁補修事業			山陽小野田市橋梁長寿命化計画により、重要インフラである市道橋を適切に補修することで、それらの延命を実施する。このことにより、橋梁のイニシャルコストやランニングコストの軽減を図る。	H30以前～R8以降	60,000	土木課
市道管理事務事業			国道や県道などの幹線道路を補完する市道を適正に維持管理することにより、市民生活の利便性や安全性を向上させる。道路パトロールや道路占用事務、境界確認を行なう。	H30以前～R8以降	11,905	土木課
道路台帳整備事業（経常）			道路法で作成が義務つけられている道路台帳について、毎年適切に更新する。	H30以前～R8以降	2,969	土木課
道路台帳整備事業（臨時）			道路法で作成が義務つけられている道路台帳について、毎年適切に更新する。	H30以前～R8以降	4,964	土木課
道路環境整備事業（経常）			市道を適正に維持管理することにより、市民生活の利便性、交通の安全性を向上させるため除草等を行う。	H30以前～R8以降	16,762	土木課
道路環境整備事業（臨時）			市道を適正に維持管理することにより、市民生活の利便性、交通の安全性を向上させるため除草等を行う。	H30以前～R8以降	2,000	土木課
公用車賃貸借契約事業			道路パトロールを行い、市道を適正に維持管理することにより、市民生活の利便性や安全性を向上させる。令和3年度に普通貨物1台、令和4年度に軽トラックを1台更新予定。	R1～R4	337	土木課
道路橋りょう維持補修事業（修繕料）			市道の舗装や側溝を補修して、道路の安全を図る。	H30以前～R8以降	37,590	土木課
道路橋りょう維持補修事業（工事費・経常）			老朽化した舗装改修や側溝改修を緊急性の高い箇所から計画的に整備する。	H30以前～R8以降	6,767	土木課
道路橋りょう維持補修事業（工事費・臨時）			道路の維持管理で必要な側溝等の道路構造物の新設や改良を行う。 経常的経費だけでは山積する住民の要望に応えられないため、臨時的経費において対応する。	R2～R8以降	5,000	土木課
小規模土木事業（経常）			生活に密接する公共性の高い道路等を整備する自治会に助成金を交付する。 事業費限度額：200万円 補助率：70%	H30以前～R8以降	21,395	土木課
小規模土木事業（臨時）			生活に密接する公共性の高い道路、水路等を整備する自治会に助成金を交付する。 事業費限度額：200万円 補助率：70%	H30以前～R8以降	8,438	土木課

（2）持続可能な地域公共交通網の形成

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
JR美祢線利用促進事業			JR美祢線の利用促進を図るため、本市と長門市、美祢市で協同してJR美祢線利用促進協議会を設置し、企画列車の運行や旅行商品の創設、利用助成事業などを行う。 令和3年度は、コロナ禍で落ち込んだ観光客誘致による利用促進に注力するとともに、利用助成制度の周知を図るなどし、JR美祢線の利用促進に努めていく。	H30以前～R8以降	1,300	商工労働課

3 都市基盤 ～快適で潤いある暮らしができるまち～

JR小野田線利用促進事業			JR小野田線の利用促進を図るため、本市の市民団体や学校関係者からなるJR小野田線利用促進協議会を設置し、利用者目線で利用促進に向けた協議を行うほか、利用補助制度や啓発活動等を実施する。 また、地域住民等によるJR駅舎の装飾や、小野田線沿線にある施設や事業所、飲食店等において小野田線利用者に対しての特典を付与など、マイレール意識の醸成を図る事業の実施を検討する。	H30以前～ R8以降	300	商工労働課
駅舎バリアフリー化整備事業			国のバリアフリー法に基づきJR西日本が実施するJR厚狭駅のバリアフリー化整備事業（エレベーター設置等）に対して、国と協調して補助金を交付し、バリアフリー化の推進を行う。	R2～ R4	74,084	商工労働課
地方バス路線維持対策事業			バス事業者3社に対して補助金を交付し、市民の日常生活に必要なバス路線を維持する。	H30以前～ R8以降	167,038	商工労働課
地域公共交通会議開催事業			地域公共交通会議を開催し、「地域公共交通網形成計画」に基づく本市の公共交通ネットワークの再構築に取り組む。R3年度は、主にバス路線再編計画の実現に向けた協議を行う。	H30以前～ R8以降	102	商工労働課
共通時刻表作成事業			市内公共交通の利便性向上を図るため、市内を走る路線バスの運行主体である宇部市交通局、船木鉄道、サンデン交通と連携し、宇部市・山陽小野田市共通バス時刻表を作成する。	H30以前～ R8以降	250	商工労働課
バス停更新事業			路線バスの利用促進を図ることを目的とし、老朽化したバス停を更新する。市が主体となって運行するコミュニティ路線のバス停を対象とする。	R1～ R8以降	200	商工労働課
厚狭北部デマンド型交通運営事業			厚狭北部地域の37自治会の住民を対象に、平成27年1月からデマンド型交通（乗合予約車両）を導入し、地域の生活交通手段の確保に努めている。	H30以前～ R8以降	7,000	商工労働課
交通マップ作成事業			市全体の公共交通を明示した地図が存在しないため、本市の公共交通体系が分かりにくい状況にある。公共交通（バス停、駅）の運行経路マップを作成し、周知に努めることにより利用促進を図る。	R1～ R8以降	ゼロ予算	商工労働課
交通系ICカード導入事業			交通系ICカードの導入は、利用者の運賃支払が便利になるだけではなく、乗継割引や高齢者及び学生割引など、独自の割引メニューの設定を可能にする。また、交通事業者においても、不正乗車の防止や乗降調査が安易になるなどメリットが多いが、一方では、高額な開発費や維持費の負担等が導入の際の支障となっている。現在は、県の主導により、全県的な取組として導入を進めており、令和2年度はサンデン交通株式会社が導入を行った。令和3年度は宇部市交通局がICカードの導入を行う。	R2～ R8以降	220	商工労働課
モビリティ・マネジメント事業			モビリティ・マネジメント（MM）とは、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に（＝かしこく）利用する状態」へと移行する一連の取組である。近年、鉄道、バスの利用者が減少する中、今後も公共交通を維持するためには、普段、自家用車を利用する人に公共交通を使ってもらう必要があるため、市民の他、市内の小・中・高校や事業所などを対象に啓発活動を行う。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	商工労働課
コミュニティバス更新事業			現在運行しているコミュニティバス（ねたろう号、いとね号、高泊高畑線）については、運行開始から十数年経つものがあり、車両の更新が必要となる。車両の更新については、コミュニティバスを運行している船木鉄道㈱に依頼することを想定しているが、コミュニティ路線の計画主体は市であるため、購入費用は毎年の補助金に包括して支出することとし、市全体のバス路線の再編を考える中で更新するバスを検討していく。	R1～ R8以降	1,000	商工労働課
JR小野田線活性化事業			「JR小野田線利用促進協議会」における、利用者目線でのJR小野田線の活用に加え、より利用し易くする仕組みづくりや、小野田線の運行区間である宇部市との連携事業の実施など、行政と交通事業者という立場から取り組める施策を通じ、JR小野田線の活性化を図る。	R1～ R8以降	300	商工労働課

高泊地区新規公共交通導入事業			平成30年度に策定したバス路線再編計画において、高泊地区を運行するコミュニティバス路線については、より有効な交通手段への転換を検討するよう位置付けている。令和3年度は、現在のバス利用者を含め地域や交通事業者との意見交換等を行い、交通コンサルを活用しながらバス路線に代わる交通手段の導入調査を行う。	R3～R4	3,124	商工労働課

（3）駐車場・駐輪場の整備

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
厚狭駅南口駐車場管理運営事業			平成11年の新幹線厚狭駅の開業に併せて開設した厚狭駅南口駐車場について、適切な維持管理を行う。	H30以前～R8以降	9,189	都市計画課
駅前広場管理運営事業			JR小野田駅、JR厚狭駅の駅前広場について、草刈、花壇管理、施設補修などを行い、適切な維持管理を行う。	H30以前～R8以降	1,716	都市計画課

（4）広域交通網の整備

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
県道改良事業負担金			市内にある県道の整備はまだ十分ではなく、交通渋滞の解消や歩行者の安全確保、運転環境の向上等、安全に対する課題がある。	H30以前～R8以降	15,000	土木課

（5）都市計画道路網の整備

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
都市計画道路整備県事業負担金			都市計画道路新開作二軒屋線について、事業費にかかる市負担金を山口県に支払う。	H30以前～R8以降	15,000	都市計画課

基本施策22　適正な土地利用の推進

（1）適正な土地利用の推進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
用地対策事業			土地収用法に規定する用地補償事務であり、計画的な用地取得により公共事業の円滑な推進を図る。	H30以前～R8以降	3	土木課
土地利用規制等対策事業			適正な土地利用を図ることを目的とした国土利用計画に基づく届出を受理し、山口県に進達する。また、遊休地の現況実地調査も行う。	H30以前～R8以降	100	都市計画課
都市計画審議会運営事業			都市計画の決定や変更等の審議案件があった場合、都市計画法の規定に基づき、市都市計画審議会を開催する。	H30以前～R8以降	168	都市計画課
地理情報システム管理事業			平成30年度に更新した地理情報システム（GIS）について、システム保守等を行い、住宅地図については、2年毎に更新する。	H30以前～R8以降	2,951	都市計画課
ドローン活用事業			ドローンを使用し、公共施設、都市公園、文化財や祭りなどのイベント状況などを撮影し、ホームページや観光パンフレット等に掲載して市のPRを行う。	H30以前～R8以降	150	都市計画課
地図情報システム構築事業			市民や事業者へのサービス向上のため、来庁せずにパソコンやスマートフォンなどのWEB上で、本市の都市計画、防災、観光などの様々な情報を確認できるように情報公開システムを構築する。また、平成18年以降更新していない都市計画基本図の更新も併せて行う。	R3～R8以降	41,000	都市計画課
都市計画道路見直し事業			計画決定から30年以上経過した都市計画道路について、山口県から示された「都市計画道路の見直し基本方針」に基づき、各路線の必要性等を検討し、変更や廃止などの見直しを行う。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	都市計画課

建築指導事業			限定特定行政庁として取り扱う建築物を建築しようとする場合、その計画が建築基準法や関係法令に適合しているか審査事務を行う。また、完了した建築物について、現場検査業務を行う。	H30以前～R8以降	664	都市計画課
開発指導事業			都市計画法の規定に基づく開発行為許可申請、市条例の規定に基づく土地開発届について、開発基準等に適合しているか審査し、許可や承認を行う。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	都市計画課
厚狭駅南部地区土地区画整理事業利子補給事業			厚狭駅南部地区土地区画整理事業の保留地を旧山陽町土地開発公社へ売却したため、土地開発公社へ利子補給を行う。	H30以前～R8以降	826	都市計画課
大規模盛土造成地の変動予測調査事業			大地震時等における滑動崩落による宅地の被害を軽減するため、変動予測調査を行い住民への情報提供等を図る。	R3～R8以降	5,000	都市計画課

（2）市街地の整備

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
小野田駅前地区都市再生整備計画事業			平成27年度に策定した小野田駅前地区都市再生整備計画に基づいて、平成28年度から令和2年度までの5年間で、市道、公園、駅前広場等の整備を行う。 令和3年度は、事業完了に伴う整備効果を検証する必要があるため、都市再生整備計画評価委員会を立ち上げ、評価を行う。	H30以前～R3	12	都市計画課
公的賃貸住宅用地取得事業			コンパクトなまちづくりモデル事業のモデル地区内において、山口県が公的賃貸住宅を建設する土地を取得し、山口県と土地使用賃借契約を締結する。	R3～R3	49,529	都市計画課
山陽小野田市厚狭駅南部地区定住奨励金事業			厚狭駅南部地区まちづくり基本計画に基づき、モデル地区において定住する意思をもって住宅を取得し居住した人に対し奨励金を交付する。	R3～R7	1,000	都市計画課

（3）住居表示区域の拡大

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
住居表示維持管理事業			住居表示台帳の修正や街区表示板の適切な維持管理を行う。	H30以前～R8以降	575	都市計画課

基本施策23　港湾施設の整備

（1）港湾施設の整備

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
小野田港港湾整備事業償還金等			小野田港埠頭用地造成事業に係る県債償還費の一部を負担する。県は、収入に見合う事業を継続して実施予定。 港の利用に係る各協会に加入し連携を図る。	H30以前～R8以降	15,730	土木課
港湾整備事業負担金			小野田港は重要港湾に指定されており、港の利用促進を図るため、老朽化した施設の改修を実施し、地域経済の発展に寄与する。	H30以前～R8以降	22,500	土木課

4 産業・観光 ～地域資源を活かした活力ある産業のまち～

基本施策24　多様な働く場の確保

（1）産学官連携の推進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
産学官連携推進事業			山口東京理科大学は、公立化及び薬学部の設置によって、学生、教職員などの大学関係者による人口増加のほか、産学官連携の強化による地域産業の活性化等が見込まれることから、本市発展の核となることが期待されている。このため、大学と市内企業の交流を促進することで、新商品の開発、人材育成など幅広く連携する環境を整備する。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	商工労働課
山陽小野田市産学官連携推進協議会	1－（2）		山口東京理科大学の公立化を契機とし、平成28年7月25日に市、理科大、小野田商工会議所、山陽商工会議所で構成する山陽小野田市産学官連携推進協議会を立ち上げた。4者が連携することにより、大学の情報シーズと企業ニーズを把握し、マッチングを支援することで、企業の課題解決、新技術・新商品開発につなげる。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	商工労働課

（2）雇用確保の促進

雇用確保推進事業			有効求人倍率の上昇による人手不足や求人確保に対する企業側の意識の変化などに対応するため、公共職業安定所、商工会議所と連携した企業訪問を実施し、人材マッチング支援やイベントなどの情報発信に努めることで、地域経済の活性化と若者の地元就職・地元定着を図る。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	商工労働課

（3）職業能力の開発向上

雇用能力開発支援センター施設維持管理事業			平成20年3月末をもって雇用・能力開発機構小野田駐在が事業を終了し、その後、市へと移管された施設。 地域に開かれた職業教育・職業訓練の場として、利用者・利用団体のニーズに対応する施設としての体制整備及び環境整備を行う。	H30以前～R8以降	7,376	商工労働課

（4）就業対策の充実

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
就業対策促進事業			国、県と連携を図りながら、若者、女性、高齢者、障がい者の就業を促進する。 就職セミナー開催などの情報について、広報紙・ホームページなどで周知を行う。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	商工労働課
高年齢者就業機会確保事業			高年齢者が増加する中、働く意欲を持つ高年齢者の就業推進は、生活の安定、生きがいの向上、健康増進のために重要なものであるため、その活動を支援しているシルバー人材センターに対し、補助金を交付し、高齢者の更なる活躍の場の創出を支援する。	H30以前～R8以降	8,639	商工労働課
地域職業相談室管理事業			公共職業安定所の再編に係る代替措置として国（ハローワーク宇部）と市が共同して平成21年4月6日から地域職業相談室を設置している。雇用能力開発支援センター内に設置し、求人情報提供、職業相談、職業紹介等就職支援を行っている。	H30以前～R8以降	240	商工労働課
「さんようおのだ就職フェア」・「山陽小野田市合同就職面接会」開催事業			市、ハローワーク及び商工会議所が連携して、本市独自の「就職フェア」及び「就職面接会」を開催する。地元に特化した就職説明会とすることで、地元企業の雇用確保を支援し、また、若者の地元定着を目指す。	H30以前～R8以降	91	商工労働課
中小企業支援セミナー	1－（3）		人材確保に苦労しがちな中小企業者に対し、企業の魅力を伝えられるような求人票の書き方や、効果的な情報発信方法等についてのセミナーを商工会議所と連携して開催することで、中小企業者を支援する。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	商工労働課

（5）勤労者福祉の推進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
労働会館管理運営事業			勤労者および市民の福祉の増進に資する施設として利用促進を図る。 指定管理者制度を活用し、施設の運営・管理を行う。	H30以前～R8以降	7,372	商工労働課

優良勤労者表彰事業			優良永年勤続者（同一事業所に25年以上勤務した者、顕著な技術開発等により事業所の発展に寄与した者）、優良永年農林水産業従事者（農林水産業に専業として25年以上従事した者）、優良勤労生徒（勤労生徒等、成績優秀な者）の表彰を毎年11月23日の勤労感謝の日に実施する。	H30以前～R8以降	275	商工労働課
勤労福祉推進事業（中小企業退職金共済掛金事業主負担補助金）			中小企業勤労者の福祉の増進を図ることで、雇用の安定と中小企業の発展を推進する。 中小企業退職金共済掛金事業主負担分の一部補助や活動支援、制度の普及活動を行う。	H30以前～R8以降	800	商工労働課
労働者団体支援事業			勤労者の労働福祉の向上を図るため、労働福祉を目的とする労働者団体の支援を行い、勤労者の福利厚生を充実させる。	H30以前～R8以降	1,251	商工労働課
労働福祉金融制度事業（勤労者緊急小口資金貸付）			貸付制度の充実を図ることで、中小企業勤労者の生活安定と福祉の向上を図る。 県の貸付制度と協調し、金融機関が貸付を行う。また、制度の啓発を行うとともに、原資を金融機関に預託する。 （山口県・市町中小企業勤労者小口資金貸付制度）	H30以前～R8以降	1,281	商工労働課
労働福祉金融制度事業（離職者緊急対策資金貸付）			離職者等の生活安定と福祉の向上を図るため、県の貸付制度と協調し、金融機関が貸付を行う。また、制度の啓発を行うとともに、原資を金融機関に預託する。 （山口県・市町離職者緊急対策資金貸付制度）	H30以前～R8以降	1,080	商工労働課
山陽勤労青少年ホーム解体事業			令和3年3月末をもって廃止となった山陽勤労青少年ホームの解体までの間、外壁剥離落下の危険性があるため、敷地をネットフェンスで囲い、立ち入り禁止とする。	R3～R3	968	商工労働課

基本施策25　中小企業の振興

（1）中小企業の支援

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
中小企業相談所補助事業			既存企業の経営体質強化のため、国・県や商工会議所と連携して、中小企業相談所（両商工会議所内に設置）による講習会の開催、経営診断、巡回指導等を実施する。	H30以前～R8以降	2,646	商工労働課
経済団体支援事業			経済団体を支援することで、本市産業・経済を活性化させるとともに、中小企業者の健全な発展と育成を支援する。	H30以前～R8以降	54	商工労働課
新型コロナウイルス感染症に関する中小企業等支援事業			新型コロナウイルス感染症に対応した中小企業、小規模事業者支援について、新型コロナウイルスに係る経営相談、国の補助金などに関する相談窓口やセミナー等を実施する。また、テイクアウト・デリバリーを行う市内のお店を紹介するサイトを引き続き維持し、飲食店支援も行う。	R2～R3	1,410	商工労働課
中小企業振興資金等融資事業	1－（3）		中小企業者等を対象とした低利で有利な融資制度の整備を行うとともに、制度の啓発に努める。また、当該融資制度の利用に際し、保証料を市が全額補給するなど中小企業者にとって利用しやすいものとしている。	H30以前～R8以降	186,000	商工労働課

基本施策26　工業の振興

（1）企業誘致の推進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
企業誘致推進事業			小野田・楠企業団地への新規誘致や内発促進（市内の既存企業による設備投資）に努め、市内事業所の増加を図り、市勢の発展へ寄与する。	H30以前～R8以降	1,046	商工労働課
山口県企業誘致推進連絡協議会負担金事業			小野田・楠企業団地への新規誘致や内発促進（市内の既存企業による設備投資）をより一層推進するため、山口県企業誘致推進連絡協議会と連携して誘致活動等を共に展開する。	H30以前～R8以降	480	商工労働課

工場設置奨励条例（新規企業誘致、内発促進）			厳しい都市間競争の中で企業誘致を進めるため、工場設置奨励条例による優遇措置（工場設置奨励金、雇用奨励金、用地取得奨励金、従業員住宅新設奨励金）を特典とし、企業誘致活動を展開する。	H30以前～R8以降	88,519	商工労働課
企業立地フェア参加事業	1－（3）		小野田・楠企業団地の分譲を促進するため、首都圏等で開催される展示会にブース出展し、企業進出の増進を図る。 また、ブースにおいて市の概要、小野田・楠企業団地の紹介のほか、山口東京理科大学や市内企業のコーナーを設置するなど産学官連携の取組も実施する。	R1～R8以降	166	商工労働課

（2）立地基盤の整備

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
企業団地維持管理事業			企業団地内の行政財産（公園、道路、水路等）を適正に管理することにより、既存企業のアフターケアに繋げていく。	H30以前～R8以降	1,373	商工労働課
土地開発公社利子補給事業			小野田・楠企業団地造成事業の4割を山陽小野田市土地開発公社が金融機関からの借入により負担しており、市は協定に基づき毎年発生する借入利息を補給する。	H30以前～R8以降	860	商工労働課
企業団地維持管理事業（重点整備）			通常の工業団地の管理に加え、小野田・楠企業団地について、企業の現地視察、調査等に対応するために除草作業等を実施する。	R1～R8以降	300	商工労働課
小野田・楠企業団地インフラ等整備事業			企業が工業団地等に進出する際には産業基盤整備のニーズが強いため、そのニーズに応えるため、インフラ整備を行う。	H30以前～R8以降	9,349	商工労働課
工業用水道施設整備事業			老朽化した工業用水道施設の更新	H30以前～R8以降	4,080	水道局

（3）既存企業の内発促進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
工場設置資金融資事業			市内に工場建設等の設備投資を計画する企業が、投資を行い易いように融資制度を設定することにより、資金の調達の選択肢を広げる。	H30以前～R8以降	10,000	商工労働課

基本施策27　商業の振興

（1）商業振興支援の充実

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
商店街共同施設設置補助事業			商店街の活性化を図るため、共同施設（街路灯、アーケード等）の整備等に対して補助金の交付を行う。	H30以前～R8以降	240	商工労働課
空き店舗等利活用支援事業			市内の指定地区において、空き店舗を活用して事業をする者（既存事業者、新規起業者等）に対して、当該店舗において事業を開始するための「リニューアルの費用」の一部を補助する。	R2～R8以降	1,000	商工労働課
中小企業相談所補助事業【再掲】			既存企業の経営体質強化のため、国・県や商工会議所と連携して、中小企業相談所（両商工会議所内に設置）による講習会の開催、経営診断、巡回指導等を実施する。	H30以前～R8以降	2,646	商工労働課
商工会議所運営事業（小野田商工会議所・山陽商工会議所）			市内の商工業の振興と地域経済の活性化を図るため、商工会議所の運営経費等の一部を補助する。	H30以前～R8以降	7,623	商工労働課
商工センター管理運営事業			商工業の振興及び商工業者相互の連携向上に資する施設として管理運営を行う。 （指定管理者制度導入施設）	H30以前～R8以降	11,127	商工労働課
商業振興諸行事支援事業		交流	商業振興のために商店街等が実施するイベントに対する補助を行う。	H30以前～R8以降	3,570	商工労働課

4 産業・観光 ～地域資源を活かした活力ある産業のまち～

創業応援金交付事業	1－(3)		「山陽小野田市創業支援事業計画」に基づく特定創業支援事業を受けた事業者に対し、支援のための助成金を交付する。	H30以前～R8以降	1,100	商工労働課
創業支援事業(個別相談会、支援セミナー等実施事業)	1－(3)		平成28年4月に策定した「山陽小野田市創業支援等事業計画」に基づき、創業を希望する方への個別相談、会計処理相談などの各種相談会、創業セミナー等を実施する。また、創業された方に対しても、フォロー体制を整え、事業経営をブラッシュアップする。	H30以前～R8以降	2,000	商工労働課
山口東京理科大学生定住促進事業	1－(2)		山口東京理科大学には市内からの進学はもとより市外、県外から多くの学生が入学してくることから、本市の住民基本台帳に登録されている山口東京理科大学の学生に対して、インセンティブとして「住まいる奨励金」を支給し、本市への定住を促進させるとともに商業振興を図る。	H30以前～R8以降	9,321	商工労働課
ガラスのブランド化推進事業	1－(3)		市内で活動するガラス作家の作品をブランド化し、統一的なブランドの下で商品力の高いガラス作品を創り出すとともに、市のガラス文化の知名度アップを図る。	R2～R4	20,248	商工労働課
商品券(スマイルチケット)発行事業	1－(3)		新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、市民生活を支援するとともに、地域における消費を喚起するため、全市民へ市内のお店で利用できる商品券(スマイルチケット)を配付する。	R2～R3	374,993	商工労働課

基本施策28 農業の振興

(1)農業経営体の育成・強化

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費(単位:千円)	担当課
経営所得安定対策事業			経営所得安定対策事業の実施に必要となる現場における推進活動や要件確認等の事務に対する補助金。	H30以前～R8以降	1,170	農林水産課
農業改良普及等事業			宇部地区農業改良普及協議会への負担金。宇部地区農業改良普及協議会は山陽小野田市、宇部市、JA山口県が参加し、農業改良普及事業を行う他、農村青年、農業研究団体、生活改善グループ等の育成等を行う。	H30以前～R8以降	264	農林水産課
やまぐち農林振興公社支援事業			やまぐち農林振興公社に対する賛助会費。 当公社は就農・就業の相談窓口であり、様々な支援策等を紹介し、相談から定着までの一貫した支援を市やJA等関係団体と連携して行っており、本市の青年等就農計画認定審査委員会の委員であり、青年等就農計画の認定を行う。また農地中管理機構として農地の集積等の業務も行う。	H30以前～R8以降	131	農林水産課
農業管理センター運営支援事業			農業管理センター運営に要する人件費への補助金。農業管理センターは、山陽、小野田地区の2箇所に設置されており、直接農業者の窓口となるだけでなく、市、農業委員会、県、国、JA等の関係機関が定期的に担い手の育成・確保、農業生産組織の育成等について協議している。	H30以前～R8以降	992	農林水産課
農地中間管理機構事業			農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な農業の実現のため、農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積と集約化を図る。「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」において令和5年度末を目標に担い手への集積率を概ね40%とすることとしているため、集積目標は40%とする。既存の農事組合法人による大規模な集積は完了しており、今後は担い手による個別の集積を推進する必要がある。	H30以前～R8以降	450	農林水産課
担い手支援事業			担い手の育成・確保を図るため経営発展を目指す認定農業者等の担い手の農業用機械・施設の導入経費の一部を支援する。 〇補助対象　農産物の生産、農業経営の開始または改善に必要な機械(10万円以上)・施設の取得 〇補助金額　認定農業者:事業費の1/2　上限機械50万円・施設100万円 (5年間の認定期間中に1回限り)	R2～R8以降	5,000	農林水産課

6次産業化・農商工連携応援事業			農林水産業おける担い手や労働力の確保が益々困難になると予想される中、農林水産業が発展していくためには、「売れる商品づくり」が必要であり、現代のニーズに合った商品開発や適切な販路開拓が課題となっている。しかし、農林水産業者は家族経営や小規模な企業が多く、消費者ニーズを踏まえた取組を単独で実施することは難しい。そこで、市内農林水産物を使用した、真に売れる新商品開発など、販路拡大までの総合的な支援を行うことで、成功事例を創出し、農林水産業全体の発展に寄与する。	R3～ R8以降	3,500	農林水産課
農業次世代人材投資事業			次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始型（5年以内））を交付する。	H30以前～ R8以降	6,000	農林水産課
新規就農・就業者定着支援事業	1－（3）		新規就農者を雇用又は、構成員として受け入れた法人が、国の雇用事業を2年間活用した後に継続して雇用等を行う場合、単県事業で最長2年間の支援を行なう。	H30以前～ R8以降	3,725	農林水産課
新規就農者支援事業	1－（3）		経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対し、農業用機械又は施設等の整備に要する経費の一部を補助し、経営の安定化及び次世代を担う農業者を確保・育成することを目的とする。	R1～ R8以降	1,531	農林水産課
農業委員会事務			農地法等に基づく許認可事務のほか、農地等の利用の最適化の推進（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）に積極的に取り組む。後継者の育成、農業者年金の普及等も積極的に推進する。年に一度の農業委員会だよりの発行などの情報提供活動を行い、農業情勢に対する農業者の意識の高揚を図る。農業委員研修を行い、識見の向上に努める。	H30以前～ R8以降	12,759	農業委員会事務局
農地利用最適化推進事業			農地利用最適化推進委員が農業委員と連携し、農地等の利用の最適化の推進（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）に積極的に取り組む。	R1～ R8以降	15,606	農業委員会事務局

（2）農業の生産基盤の整備

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
県営農業競争力強化基盤整備事業（王喜東地区）			農地の大区画化及び農業水利施設の整備を実施し、農地集積・集約化を図ることを目的として、山陽小野田市埴生地区11haを含む140haの農用地について、下関王喜地区として区画整理を実施する。（負担金総額25,994千円）	H30以前～ R8以降	4,889	農林水産課
県営経営体育成基盤整備事業（郡・川東地区）			郡・川東地区では、ほ場整備されていないことで、作業効率や生産性が低い状況にある。そこで、水田の区画整理や水路、農道などの農業生産基盤整備を行い、効率かつ安定的な農業経営の確立を目指す。併せて、ほ場整備により、地域農業の中心的役割を担う経営体（担い手）に農地の利用集積を進め、担い手が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を図る。（整備予定面積：約26ha）	R1～ R8以降	3,250	農林水産課
土地改良区等推進補助事業			土地改良区等が維持管理している排水機場等の土地改良施設の適正な運転を行うための維持管理費の助成、事業償還金補助を行う。高千帆土地改良区・後潟土地改良区・南高泊干拓農協・古開作土地改良区・山陽土地改良区・厚狭寝太郎堰土地改良区が対象。	H30以前～ R8以降	20,319	農林水産課
小規模土地改良助成事業			地元から要望等のあった農業用施設の改修等について、単県事業等の要件に合わないものについて市の単独事業として実施する。また、要望件数が多い場合には、全ての事業実施が困難であるため緊急性等を考慮して実施箇所を選定して行う。	H30以前～ R8以降	8,500	農林水産課
単市土地改良整備事業			簡易な補修整備等、国や県の補助事業の要件を満たさない事業を実施することで農業施設等の整備を行う。	H30以前～ R8以降	5,780	農林水産課
土地改良事業団体連合会支援事業			県内の土地改良事業を推進するために土地改良法第111条の3により、昭和33年に公法人として「山口県土地改良事業団体連合会」が設立された。県内のすべての市町が会員となって、国・県の補助を受けて土地改良施設維持管理適正化事業等を行う。	H30以前～ R8以降	808	農林水産課

石井手頭首工改修事業（県営防災減災事業・河川応急）			石井手頭首工は、昭和42年に農業用水の取水堰として築造されて以後40年が経過しており、扉体の劣化・漏水に加え、ゲート操作が不完全な状態にある。洪水時にはすぐに倒伏しなければ通水断面が不足し、周辺地域に湛水被害が及ぶと想定される。また、再び起立しない状態となれば、営農への影響が懸念される。（国55%、県37%、市4.8%、地元3.2%）総事業費482,000千円	R1～R5	6,240	農林水産課
危険ため池改修事業			市内には、危険ため池に指定されたため池が3箇所あるが、これらのため池については、堤体からの漏水等が確認されており、充分な安全性が確保されていない状態にある。危険ため池については、営農の確保並びに災害の未然防止を図るため、順次、改修していく。	H30以前～R4	5,880	農林水産課
農業水利施設の長寿命化対策事業			土地改良区等が所有する農業生産活動の基盤となる農業水利施設について、将来にわたってその機能の安定的に発揮させるために必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を実施する。また、機能保全計画を策定し、老朽化した農業水利施設の長寿命化を図るために必要な補修や更新を行う。	R1～R3	2,088	農林水産課
ハザードマップため池の保全・避難対策事業			令和元年7月1日に「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が施行され、市町村は特定農業ため池の決壊に関する情報の伝達方法、避難施設、避難場所等を記載したハザードマップを作成・配布し、住人に周知させることが必要になり作成を行う。	R1～R3	3,498	農林水産課
機構集積支援事業（農地利用状況調査等）			農地法の規定に基づき、年1回、市内全域の農地利用状況調査を実施する。調査の結果、遊休農地と判定された農地には、利用意向調査を行い、農地中間管理機構等への集積支援など、遊休農地の減少に向けた対策を講じる。	H30以前～R8以降	1,513	農業委員会事務局
機構集積支援事業（農地台帳整備）			農地利用状況調査の結果を農地台帳システムに入力する。入力内容は調査日・利用状況・農地種別・栽培作物・農機具進入位置など多岐にわたる。当該システムは、事務局及び分局で閲覧、情報の入力・修正などができ、農政部局との農地情報の共有化を図る。また、県等に報告する荒廃農地に関する調査も農地台帳を基に作成される。さらにフェーズ2を介して全国農地ナビに農地情報を提供し、公表する。	H30以前～R8以降	2,862	農業委員会事務局

（3）地産地消の推進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
地産地消推進補助事業			旬菜惑星推進協議会は、生産者、流通、加工関係者、消費者等が連携した地産地消の推進や、流通販売の活性化を通じた地域農産物の生産・需要拡大を図るために設置された組織。JA、県、市場、企業がこれを推進している。	H30以前～R8以降	300	農林水産課
農林水産まつり補助事業			農業・林業・漁業の第一次産業が全て参加するイベント。安全・安心な農産物が求められる中、地元農林水産物を知ってもらい、地産地消を推進するための絶好の機会である。	H30以前～R8以降	150	農林水産課
食品加工指導推進補助事業			平成18年に旧市町の生活改善実行グループ連絡協議会が合併し、山陽小野田市生活改善実行グループとなる。現在、会員は21名。農業の担い手との交流や地産地消の推進、地場産農産物を利用した特産品の開発等による地域農業の活性化を図る。	H30以前～R8以降	18	農林水産課
野菜価格安定化事業			指定野菜の価格が著しく低落した場合に、生産者補給金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給を図る。	H30以前～R8以降	50	農林水産課

（4）畜産業の振興

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
家畜診療体制運営支援事業			主に家畜診療業務を行い、定期的な予防注射の接種を実施するなど適切な診療に努めている。また、飼養管理指導や家畜導入時の検査等も実施している。	H30以前～R8以降	1,694	農林水産課

中部地区家畜保健衛生推進協議会支援事業			協議会をとおして、家畜法定伝染病及び伝染性疾病の発生予防とまん延防止に対する協力。家畜の改良増殖、受胎率の向上を図るための協力。環境保全対策や担い手支援対策。耕作放棄地の保全対策として山口型放牧の推進。	H30以前～R8以降	44	農林水産課
酪農振興補助事業			乳牛の資質の向上と酪農経営の安定を図る。	H30以前～R8以降	112	農林水産課

（5）地方卸売市場事業の振興

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
市場施設管理・整備事業			民営市場としての再開を目指し、必要な施設管理・整備を行う。	H30以前～R8以降	5,264	農林水産課

基本施策29　林業の振興

（1）森林の適正管理

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
造林支援事業			国土の保全及び水源かん養に資するため、森林所有者が民有林野において行う造林事業に対して補助する。 森林所有者の事業費負担の軽減を図ることで、将来の木材収入に還元でき、その結果、森林整備、荒廃の抑制にもつながる。財源は森林環境整備基金からの繰入金とする。	H30以前～R8以降	500	農林水産課
市有林整備事業			多面的機能を有する森林を、無秩序な伐採や開発、荒廃から守り、長期的な視点にたった計画的かつ適切な森林の取扱いを推進する。間伐については本数率にして30%以上、樹冠祖密度が間伐後5年で8/10以上となるように実施。間伐回数2～5回。 【補助率　標準補助単価*4/10*査定係数】	H30以前～R8以降	3,000	農林水産課
森林経営管理事業			森林経営管理法に基づき、私有人工林における森林経営の意向調査を行い、森林所有者自らが経営管理を実行できない森林を市が経営管理の委託を受け、森林経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営体に経営管理の再委託を行う。市が経営管理の委託を受けた森林の内、自然的条件に照らして林業経営に適さない森林や再委託に至るまでの森林は市が間伐等の経営管理を実施する。 また森林環境整備基金からの繰入金を財源に、民有林の整備環境促進、荒廃抑制を目的に林道及び作業道の路網整備を実施する。	R1～R8以降	7,400	農林水産課
森林環境譲与税事業			パリ協定の枠組みの下において、温室効果ガス排出削減目標の達成、災害防止を図るための国からの譲与税を森林整備や森林整備の促進に関する財源を基金により積み立てする。	R1～R8以降	8,500	農林水産課
山口県林業協会支援事業			森林整備事業の推進のため、山口県林業協会へ会員登録する。（県内全市町が登録）	H30以前～R8以降	68	農林水産課
山口流域林業活性化センター支援事業			山口・美祢農林事務所管内の区域における地域林業の活性化のため、木材生産、流通、加工体制の整備、林業労働力の育成確保及び高性能林業機械の導入並びに森林の多様な利用について総合的かつ一体的に推進するため、センターに負担金を支払う。	H30以前～R8以降	82	農林水産課
林業研究グループ支援事業			林業従事者等で結成する林業研究グループの活動を支援する。林業技術・経営の研究改善により林業経営の向上を目的とし、自主活動を実施。また、都市部の市民との交流事業や小学生対象の森林学習体験などを展開している。	H30以前～R8以降	72	農林水産課

（2）林業の生産基盤の整備

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
市有林・林道管理事業			林業作業の公道として適切な維持管理を行い、災害防止や土砂流出防止等の役割を果たす。また、市有林地の巡視、危険木伐倒除去を行い市有林の整備を行う。	H30以前～R8以降	1,259	農林水産課

森林災害対策事業			市有林造林地等における台風被害や山火事等による損害に対応するための保険に加入する。	H30以前～R8以降	520	農林水産課
林道施設長寿命化事業			森林の適正な維持管理や林業経営を効果的かつ効率的に実施するための林道施設の長寿命化を図り、林業従事者の林業経営推進、地域住民の安全確保のために定期的な点検・補修を実施する。 〇対象　林道井出ケ迫線　コンクリート床版橋　定期点検　令和5年度 林道稗畑線　コンクリート床版橋　定期点検　令和3年度	H30以前～R8以降	ゼロ予算	農林水産課
有害鳥獣捕獲事業			農作物に被害を与える有害鳥獣の捕獲を促進するための委託及び奨励補助。近年、特にイノシシによる被害が多発しており、その対応を山口県小野田地区猟友会、山陽地区猟友会に委託する。	H30以前～R8以降	917	農林水産課
有害鳥獣捕獲奨励事業			増え続ける有害鳥獣による農作物被害に対し、平成25年度から駆除した者に対して、駆除した有害鳥獣1頭につき予算の範囲内で定額補助する。	H30以前～R8以降	1,315	農林水産課
有害鳥獣防護柵等設置事業			山林の荒廃がすすむ中、有害鳥獣による農作物被害が増加し、それを防止・減少させるための補助事業。特に、イノシシの被害が多発しており、また民家等にまで出没していることから早急な対応が必要であるため、集落等に対して予算の範囲内で補助する。	H30以前～R8以降	1,500	農林水産課
有害鳥獣対策協議会支援事業			鳥獣による農林水産物等への被害の軽減に資するため、山陽小野田市有害鳥獣対策協議会の運営費の一部又は全部について、予算の範囲内で補助する。	H30以前～R8以降	27	農林水産課

基本施策30　水産業の振興

（1）水産業の経営基盤の強化

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
繁殖保護事業			水産物の安定供給の充実、漁獲高の向上を図るために種苗等の放流を実施する組織に対し、補助を行う。	H30以前～R8以降	280	農林水産課
種苗放流等支援事業			宇部・小野田・山陽地域栽培漁業推進協議会が実施するクルマエビ・ガザミの種苗を放流する中間育成事業等の負担金であり、水産資源の回復及び水産物の安定供給の確保、さらに漁家経営の安定を図る。	H30以前～R8以降	1,800	農林水産課
内水面繁殖保護事業			鮎・ウナギ・モクズガニ等の種苗購入費の一部を予算内で補助し、定期的な稚魚の放流を行うことで厚狭川の水産資源の回復を図る。	H30以前～R8以降	220	農林水産課

（2）水産業の生産基盤の整備

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
埴生漁港整備事業			漁船の大型化に伴う休憩、陸揚げ施設の不足、用地不足及び干潮時の水深不足による出漁制限等の作業環境の向上のため、漁港の外郭施設、係留施設、水域施設及び用地を整備する。	H30以前～R8以降	50,535	農林水産課
漁港施設管理事業			市内の漁港について、維持管理を行う。	H30以前～R8以降	600	農林水産課
護岸等補修事業			市内4漁港は築造後年数が経過し、老朽化が激しい。定期的・計画的に補修工事を行うことで、施設の長寿命化及び改修に係るコストダウンを図る。	H30以前～R8以降	1,000	農林水産課

（3）魚食普及の推進

魚食普及推進協議会支援事業			地区の魚食普及推進協議会の上部組織山口県水産物消費拡大運動推進協議会への負担金の一部を市が負担する。これにより、市内小中学校の給食材料（水産物）の一部を県協議会が負担する。	H30以前～R8以降	23	農林水産課

基本施策31　観光・交流の振興

（1）観光・交流資源の整備・充実

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
観光資源整備事業			市内最高峰（標高324m）の松嶽山は、展望台から厚狭市街・竜王山・瀬戸内海までの雄大な眺望が得られるとともに、近くには県指定文化財の「銅鐘」を擁している。これら観光資源への良好なアクセスを維持し、私有地（正法寺所有）を展望台用地として開放することで、魅力ある観光地づくりの推進に努め、観光客の増加を図る。	H30以前～R8以降	425	シティセールス課
産業観光振興事業	3－（2）		宇部市・美祢市とともに産業観光推進協議会を組織し、本市内で催行する産業観光バスツアーについて、企画・運営することにより、交流人口の増加を図る。また、ツアー中に必ずお土産品店を訪問するなど、産業観光のみならず本市内での観光消費額の増加につながるよう工夫する。	H30以前～R8以降	600	シティセールス課
山口県央連携都市圏連携事業（山口ゆめ回廊博覧会実行委員会予算分）	3－（2）		山口県央連携都市圏域を構成する7市町（本市、山口市、宇部市、萩市、防府市、美祢市、津和野町）全体を会場に見立てて、令和3年度に周遊型イベント「山口ゆめ回廊博覧会」を開催し、圏域全体の広域観光連携の取組を進める。	H30以前～R3	1,659	シティセールス課
山口県央連携都市圏連携事業（山口ゆめ回廊博覧会市主体事業）	3－（2）		山口県央連携都市圏域を構成する7市町全体を会場に見立てて、令和3年度に開催する周遊型イベント「山口ゆめ回廊博覧会」の市主体事業として、ガラスアートフェスを開催するとともに、日本のガラス展巡回展の誘致や、ゆめ散歩2021についてはガラス・書道・かるた・まち歩きを中心に体験プログラムを造成するなど、交流人口の増加に向けたプログラムを実施する。	R2～R3	16,529	シティセールス課
山口県央連携レノファ山口応援事業			レノファ山口ホームゲームの時に、観光PR等を実施する。また、レノファ山口の試合会場や、7市町（本市、山口市、宇部市、萩市、防府市、美祢市、津和野町）の観光施設等でスタンプラリーを実施し、抽選で当たる本市の特産品を提供することにより、地元特産品のPRとともに、市内観光施設への誘客を図る。	H30以前～R8以降	15	シティセールス課
広域連携強化推進事業	3－（2）		JR美祢線利用促進協議会（構成市／長門市、美祢市、山陽小野田市）におけるイベント等の企画・運営に参画するほか、山口県や近隣市のフィルムコミッションとの情報交換や撮影候補地のPR等をすることにより、広域で交流人口の増加を図る。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	シティセールス課
きららビーチ焼野管理事業			きららビーチ焼野の維持管理については山口県より市に管理委託されている。現在は市から指定管理者に管理委託している。この施設が安全かつ適正に管理されることで、安心かつ快適に利用できる。	H30以前～R8以降	215	土木課

（2）情報発信・誘客体制の強化・充実

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
国際観光推進事業			山口県国際観光推進協議会（構成／国、県、市町、県観光連盟等63団体・企業）と連携することにより、国外に向けて戦略的な情報発信を行い、外国人観光客の誘致を図る。 令和3年度は、新型コロナウイルス感染収束後に増加が見込まれる訪日旅行客を本県に確実に取り込むため、「山口県の認知度向上」、「本県宿泊旅行商品の造成促進」の2つを重点項目として、東アジア地域からの誘客の更なる拡大を図るとともに、東南アジアや欧米など新たな市場からの誘客にも取り組んでいく。	H30以前～R8以降	200	シティセールス課

4 産業・観光 ～地域資源を活かした活力ある産業のまち～

観光宣伝タイアップ事業			山口県観光連盟（構成／市町、観光協会、商工会議所、事業者等198会員数）と連携することにより、県内及び全国に向けて効果的な広報活動を行い、本市への観光振興を図る。 なお、山口県観光連盟の令和3年度事業計画は、新型コロナウイルス感染症により大きく落ち込んだ観光需要の回復に取り組むとともに、地域の主体的な取組を誘導し、幅広い分野の関係者を巻き込みながら、魅力ある地域づくりに取り組みます。主な取組として、観光需要の回復に向けた取組やウイズコロナの時代の新たな観光の振興や、やまぐちDMOの着実な推進等による観光力の強化を目指します。	H30以前～ R8以降	797	シティセールス課
観光プロモーション事業	3－（1） 3－（2）		平成30年度に実施した観光プロモーション調査事業を受けて、新たに設けたターゲット層を見据えた動画や観光パンフレットを令和元年度に作成した。そのうち、本市の魅力的な観光資源を収めた動画は、市公式YouTubeで公開するとともに、令和2年度から始めたJR小倉駅のデジタルサイネージにも活用して情報発信している。また、新たに作成した観光パンフレット「スマイル・スポット」は、山口県内及び北九州都市圏に居住する30～40代の女性を中心に配布することで、本市の認知度向上及び交流人口の増加を図っている。なお、令和3年度において、観光パンフレット「スマイル・スポット」（日本語版）が不足するため、2万部を増刷する。	R1～ R8以降	1,100	シティセールス課
観光物産宣伝事業			山口県物産協会（構成／市町、商工会議所、民間企業等301会員）と連携することにより、県内及び全国に向けて効果的な広報活動を行い、新たな販路拡大と市のPRを推進する。 なお、山口県物産協会の令和3年度事業計画は、①各種物産展等での本県物産展示即売による、認知度の向上②市場ニーズを把握した県産品の掘り起こしや、情報発信③県産品の魅力・認知度向上に向け、「おいでませ山口館」を核とした、首都圏での情報発信や需要拡大の推進を図ります。	H30以前～ R8以降	12	シティセールス課
熱気球搭乗体験「そらから魅る超絶景!山陽小野田」	3－（2）		本市が誇る地域資源を、いつもとは違う空からの眺めで楽しむ「そらから魅る超絶景」事業について、一般社団法人山口県観光連盟の補助金を活用し、開催する。実施予定回数は年8回を想定しており、会場は「江汐公園」「小野田運動広場」「山陽オートレース場」「厚狭球場」を候補地として検討する。 近年上り調子であった本市の観光客数も、コロナ禍により令和2年度は大幅に減少したため、令和3年度に開催される「山口ゆめ回廊博覧会」（開催期間：7月～12月）は、減少した観光客数のV字回復に向けた絶好の機会と捉えており、今までにない観光資源として「熱気球搭乗体験」を実施することにより、周遊する観光客の本市への誘客効果を相乗的に高める。	R3～ R3	3,000	シティセールス課
観光協会運営支援事業			観光に関わる様々な人材が所属する山陽小野田観光協会（構成／133会員／個人会員40、団体会員93）の運営を経費的・人的に支援することを通し、交流人口の増加を促し、観光振興を図る。 なお、山陽小野田観光協会の令和3年度基本方針は、未だ終息の目途が立たず、観光PRの自粛やイベント開催の見送りなど厳しい状況が続くことが予想されることから、「発信」に重点を置き、アフターコロナに向けて本市の魅力を広く効果的に情報発信できるよう協会のホームページをリニューアルします。利用者が本市に興味関心を持ち、見やすく使いやすいものとすることに加え、ホームページにおける閲覧数の増加は、協会会員の集客強化、ひいては会員資格の意義を高めるものとなり、協会の組織強化にもつながるものと考えます。	H30以前～ R8以降	2,332	シティセールス課
観光交流促進事業			山陽小野田観光協会の情報発信経費（保守及び通信運搬費）と県外PR活動について補助金を交付し、観光協会ホームページやSNS（フェイスブック、インスタグラム）での観光情報の発信や、県外イベントや旅行会社への売り込みに参加することで、本市の観光資源の認知度向上を図り、交流人口を増加させる。	H30以前～ R8以降	357	シティセールス課
観光パンフレット等作成事業			山陽小野田観光協会の観光マップ「ええねえ山陽小野田市」の改訂・増刷（毎年1万部）及び手さげ袋やノベルティグッズの作成について補助金を交付し、市内外に設置することで観光誘客を図るとともに、イベント参加者に対しノベルティグッズを配布することで、本市の観光資源の認知度向上を図り、交流人口を増加させる。	H30以前～ R8以降	1,000	シティセールス課
観光ボランティアガイド活動支援事業		交流	山陽小野田観光協会が観光客等へのホスピタリティ向上を目的として、観光ガイド団体が実施する事業（ガイド派遣事業・ガイド育成事業等）に対し、助成金を交付し活動を支援する。	H30以前～ R8以降	100	シティセールス課

おもてなしサポーター育成事業		交流	ホスピタリティの向上を目的に、市内観光関係団体を対象に本市の観光資源の知識、観光案内のノウハウを教授し、事業所を訪れた方に観光案内や情報を提供する。また、新たな観光パンフレットの作成や観光情報を入手した場合には、おもてなしサポーターにこまめに連絡するなど、連携を密にすることで、観光客の満足度を高めていく。	H30以前～R8以降	100	シティセールス課

（3）地域ブランドの推進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
山陽小野田名産品活用促進事業			山陽小野田観光協会に補助金を交付し、同協会内に設置している山陽小野田名産品推進協議会を通じ、名産品フェアの開催や関西同郷会での広報宣伝活動、また新たな名産品の発掘や認定に取り組むことで、名産品の認知度向上及び販路拡大を目指している。	H30以前～R8以降	151	シティセールス課
有機農業活動推進事業			消費者の食の安全志向が高まる中、市内の有機農業に取り組む生産者の活動を支援することで、環境への負荷の低減を進めるとともに、有機農産物を求める消費者とを結びつけることにより、農業の発展及び農産物のブランド化の推進に向けた計画を策定する。	R3～R8以降	ゼロ予算	農林水産課
圏域内道の駅等連携農林水産物販路拡大プロジェクト			令和3年に新山口駅において、山口市産業交流拠点施設がオープンすることから、広域交通の結節点である新山口駅の立地特性を生かし、圏域の多彩な食のPRや圏域内事業者の販路拡大につながるよう、農林水産物や特産品などを販売する物産フェアを開催する。	H30以前～R8以降	50	農林水産課

（4）シティセールスの推進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
シティセールス推進事業	3－（1）	交流	「活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」の実現に向けて策定した、市シティセールス推進指針の諸施策を戦略的・効果的に進めていくため、シティセールス推進本部（庁内）やシティセールス推進協議会（庁外の16団体で構成）を開催している。また、市の認知度の向上を図り、交流人口の増加、移住・定住促進につなげるため、市の魅力を市内外に発信するとともに、ロゴマークとイメージカラー「オレンジ」を積極的に活用する。	H30以前～R8以降	805	シティセールス課
シティセールスPR強化事業	3－（1）		第二次総合計画において、「スマイルシティ山陽小野田」をキャッチフレーズとして打ち出したことに伴い、新たなCI戦略を進める上で、平成30年度にキャッチフレーズをモチーフにしたロゴマークを制作するとともに、JR厚狭駅新幹線口に市のPRポスターを掲示した。令和2年度からは、JR小倉駅のデジタルサイネージを活用して市の魅力を発信している。	H30以前～R8以降	983	シティセールス課
若者会議推進事業	3－（1）		「活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」の実現に向けて、シティセールスを推進していく上で、若者の視点による本市の魅力発信に係る意見を聴き、諸施策に反映させるため、若者会議を設置する。初年度（令和元年度）はスポーツをテーマに会議を行った。令和2年度の会議は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により会議を中止したため、令和3年度は、文化をテーマに、ガラスやかるた等をはじめとする本市の文化活動の推進について、意見交換や議論を進める。	R1～R3	130	シティセールス課
ハロウィンイベント実施事業	3－（1）	交流	市のイメージカラー「オレンジ」との親和性が高く、若者に人気のハロウィンに着目し、10月の1か月間、「スマイル・オレンジフェア」を実施する。参加事業所によるサービス提供やディスプレイコンテストの開催、関連イベント等の連携を図ることで、市の魅力を大々的にPRするとともに、同イベントに関わった人に本市に対する誇りや愛着を持っていただくきっかけとし、市内全域における交流人口の増加を狙う。また、10月17日に、映像等を効果的に活用した作品の上映やステージショー等の参加型イベント「スマイル・ハロウィンパーティー」を開催する。令和3年度においても新型コロナウイルス感染症による影響が継続すると想定した上で、令和元年度に実施した「スマイルハロウィンさんようおのだ」の実施を踏まえ、ハロウィンイベント実行委員会において開催する。	R1～R3	10,000	シティセールス課

4 産業・観光 ～地域資源を活かした活力ある産業のまち～

シビックプライドアドバイザー活用事業	3－（1）		シティセールス推進指針に基づく諸施策を戦略的かつ効果的に推進する上で、シビックプライド等に関し、専門的視点から意見や助言を得るため、シビックプライドアドバイザーを設置し、活用を図る。	R1～R8以降	284	シティセールス課
ロゴマーク普及啓発事業	3－（1）		ロゴマーク入り缶バッジの無料配布（1日10個限り）を行うことで、市の知名度の向上やロゴマークが市民へ浸透することにより愛着の喚起を誘発し、シビックプライドの醸成を図る。また、イベント（ハロウィンイベント、レノファ山口試合会場等）を活用した缶バッジの製作体験・無料配布を行い、市内外に向けてPR促進を図る。	R1～R8以降	105	シティセールス課
わがまちの魅力発信事業	3－（1）		レノファ山口をはじめとするプロスポーツの試合等の場を活用し、市の魅力のPRを実施することで、市の認知度の向上や交流人口の増加に加え、サポート寄附金の周知を図る。令和3年度は、広島市マツダスタジアムでのわがまち魅力発信隊への参加、レノファ山口ホームタウンデー・サンクスデーでのブース設置を行う。	R2～R8以降	725	シティセールス課
シティセールスガイドブック作成事業	3－（1）		本市の魅力や住みよさを市内外にPRするため、令和元年度にシティセールスガイドブック「SO smile」を作成した。（4,000部、B5横型28ページ）ガイドブックは、移住フェア等で配布したほか、市役所等の公共施設に設置、ホームページにも掲載するなどして、本市の住みよさをPRした。令和2年度は、商業施設や住宅展示場、不動産会社等にも配布し、移住検討者等を対象に本市の魅力をPRした。また、市民課及び各支所の窓口で、転入者に配布している。令和3年度は、掲載情報を更新した上で3,000部増刷する。	R1～R3	985	シティセールス課

5 教育・文化・スポーツ ～意欲と活力を育む学びのまち～

基本施策32 学校教育の推進

（1）幼児教育の推進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
私立幼稚園振興事業			私立幼稚園が幼児教育の推進に重要な役割を果たしていることに照らし、私立学校振興助成法に基づき、私立幼稚園の教育条件の維持向上を図るため、市私立幼稚園連盟を通じて私立幼稚園を運営する学校法人に教員の研修参加に必要な経費を助成する。	H30以前～R8以降	648	教育総務課
埴生幼稚園施設管理事業			比較的広域でありながら私立幼稚園がない埴生地区において幼児が身近に幼児教育を受けられるよう、また、公立ならではのサービスを希望する他の地区に在住する幼児も等しく同じ教育を受けられるよう、埴生幼稚園施設の適切な運営と維持・修繕を行う。	H30以前～R8以降	2,756	教育総務課
幼保・小連携事業			小学校区ごとに幼保・小の交流組織を作り、教職員の相互訪問、情報交換や幼児・児童の交流活動を行うことの必要性・方法などについて講演等行い、今後の取り組みについて協議を行うため、市内すべての幼稚園・保育園・小学校の代表者を集めた幼児育成協議会を開催する。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	学校教育課
幼稚園医設置事業	2－（3）		学校保健安全法に基づき園児の健康管理を行うため、埴生幼稚園に園医と園歯科医を配置する。	H30以前～R8以降	255	学校教育課

（2）義務教育環境の向上

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
総合教育会議			市長と教育委員会が一致して教育行政にあたることができるよう、総合教育会議を開催し、教育行政の大綱の策定のほか、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策や、児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置について協議、調整を行うことにより、地方公共団体としての教育政策に関する方向性を明確化し、共有する。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	企画課
理科教育設備整備事業			小・中学校における理科教育の充実を図るため、国の補助制度を活用し、理科の授業で使用する実験器具等を整備する。	H30以前～R8以降	2,310	教育総務課
学校施設管理事業			小・中学生が安全で良好な環境の中で学び、成長できるようにするため、小・中学校の施設を適切に管理する。	H30以前～R8以降	210,626	教育総務課
学校施設小規模改修事業			学校施設に不具合が生じた時、元通りに修繕するより、造り直した方が利便性の向上や維持費の低減を実現できる場合、修繕せずに改修する。	H30以前～R8以降	11,490	教育総務課
学校放送設備更新事業			学校の放送設備は、安定した学校運営をするために欠かせない設備である。製造から15年以上経過し、部品の生産が中止され、修理できない放送設備があるため、これを更新する。	H30以前～R8以降	2,259	教育総務課
学校電話設備更新事業			学校の電話設備は、安定した学校運営をするために欠かせない設備である。製造から15年以上経過し、部品の生産が中止され、修理できない電話設備があるので、これを更新する。	H30以前～R8以降	847	教育総務課
小学校遊具補修・更新事業			各小学校に共通して設置する必要がある遊具のうち、経年劣化により腐食している遊具を補修・更新し、子どもたちの安全を確保します。令和元年度は高泊小学校に雲梯を設置します。また、小学校による日常点検に加え専門業者により年1回定期点検を実施し腐食等の異常を事前に察知し事故防止を図る。	H30以前～R8以降	2,107	教育総務課
普通教室等空調設備設置事業			令和元年度に授業中の暑さを解消させるため、小・中学校の全普通教室に空調設備を設置した。今後は現在設置されている保健室等のエアコンが更新時期を迎えているため計画的に更新を行う。（令和元年度は保健室、職員室で3台故障）	R1～R8以降	1,200	教育総務課

5 教育・文化・スポーツ ～意欲と活力を育む学びのまち～

厚狭中学校教室棟トイレ改修工事			令和元年8月に厚狭中学校教室棟2階女子トイレの天井からコンクリート片が落下した。調査したところ1階女子トイレ、2階男女トイレの天井にコンクリートの剥離が見られた。緊急工事を行い復旧したが、トイレ床からの漏水もあり鉄筋やコンクリートの劣化も進んでいくため改修工事を行い、改善を行うとともに洋式化工事も行う。	R2～ R3	4,675	教育総務課
高千帆小学校校舎整備事業	2－(1) 2－(3)		高千帆小学校の校舎は平成16年に現在の管理棟が完成し、令和元年度は普通教室19教室と特別支援学級5教室で運営を行っている。高千帆小学校の児童数は令和7年にかけて現在の617人から698人への増加が見込まれており、このままでは令和5年度からの学級数に対応できず学校運営が出来なくなるため新校舎を建設する。	R1～ R4	302,198	教育総務課
学校配膳室保冷庫更新事業			市内の小中学校の配膳室に設置している牛乳保冷庫及び冷凍冷蔵庫の中には、購入後、長年経過しているものも多く、故障した場合、メーカーが部品を製造中止しているものがあり修繕ができないものがある。各小中学校の配膳室の牛乳保冷庫及び冷凍冷蔵庫は、納入業者から直接学校に納入される牛乳やデザート等の冷凍冷蔵保存に必要不可欠であり、学校給食を安全で安定的に提供するため、計画的に更新していく必要がある。	R3～ R8以降	1,334	教育総務課
学校給食費公会計導入事業			教員の働き方改革の一環として、学校による学校給食費の徴収業務を教育委員会の業務として位置づけ、教員の負担軽減を図るとともに、学校給食費会計の透明性の向上を図るため、文部化科学省のガイドラインに基づき、令和3年度から公会計に移行し、学校給食費の徴収などを行う。埴生幼稚園においても学校と同様に公会計を導入する。	R3～ R8以降	1,858	教育総務課
学校給食実施事業		食事	学校給食法に基づき、学校給食を実施し、その充実と食育の推進を図る。設備管理、献立作成、食材発注、調理、配送、回収業務を行い、安全で安定した学校給食の提供を行う。また、栄養教諭・学校栄養職員巡回指導や調理実習室を利用した料理教室など食育事業を実施する。	H30以前～ R8以降	84,155	学校給食センター
学校給食費管理事業			令和2年度に学校給食管理システム構築等の導入作業を行い、令和3年度から学校給食費を公会計し、市が管理・徴収業務などを行う。	R2～ R8以降	278,435	学校給食センター
学校給食配送業務委託事業			学校給食センターで調理した主食、主菜、副菜の配送及び使用した食器、食缶の回収については、センター稼働時（平成30年9月）から、民間業者と業務委託契約を締結し、実施している。 この業務については、令和3年7月をもって契約期間が満了となり、令和3年8月までに新たに委託業者を決定、契約締結をし、2学期からの給食提供に支障がないように配送業務を継続させる必要がある。	R3～ R8以降	36,002	学校給食センター
教科書改訂に伴う教師用教科書・指導書整備事業			4年ごとに教科書が改訂されることに伴い、改訂される教科、道徳、外国語活動の教師用教科書と指導書等を整備する	H30以前～ R8以降	7,025	学校教育課
小学校教育振興事業（単独）			教育の振興を図るため、教育基本法、学校教育法、学習指導要領に基づき、小学校に通う児童が授業を受けるために必要な教材や図書等を整備する。	H30以前～ R8以降	17,015	学校教育課
中学校教育振興事業（単独）			教育の振興を図るため、教育基本法、学校教育法、学習指導要領に基づき、中学校に通う児童が授業を受けるために必要な教材や図書等を整備する。	H30以前～ R8以降	11,856	学校教育課
教育系ネットワーク保守管理事業			本市の教育系ネットワーク内のパソコン等の機器を管理システムを使用して集中管理し、安定した運用を行えるようにするため、適切な保守管理を行う。	H30以前～ R8以降	2,076	学校教育課
パソコン利用に係るフィルタリング及びウイルス対策事業			学校に設置している教職員用のパソコンと児童生徒用のパソコンは、業務や授業でインターネットに接続する機会が多い。使用用途に応じたフィルタリングとウイルス対策を行い、有害情報への接触やパソコンのウイルス感染を防ぐ。	H30以前～ R8以降	2,654	学校教育課

5 教育・文化・スポーツ ～意欲と活力を育む学びのまち～

フィルタリングサーバ更新事業			セキュリティを確保し児童生徒がインターネット上の有害情報から守るため、フィルタリングサーバを更新する。	H30～R8以降	1,010	学校教育課
クライアント運用管理サーバ更新事業			教育系ネットワークの管理運用のため、クライアント運用管理サーバーを更新する。	H30～R8以降	695	学校教育課
小・中学校教員用パソコン更新事業			小・中学校の教員が使用するパソコンを整備してから約10年が経過した。老朽化に伴い、年々故障や動作不良のパソコンが増加したため、平成30年度にリース方式ですべて更新した。	H30～R8以降	10,212	学校教育課
学校図書館蔵書システム維持管理事業	2－(3)		読書活動を推進し学校図書館にある図書を適切に管理するため、全小・中学校の学校図書館の蔵書システムの適切な維持管理を測る。	H30以前～R8以降	379	学校教育課
中学校タブレット端末整備事業	2－(3)		中学校技術等の学習において、様々な種類の情報機器やウィンドウズOSのソフトの操作に慣れ親しんだりするために、各中学校のコンピュータ室にタブレット端末を整備する。	R1～R6	10,362	学校教育課
GIGAスクール推進事業	2－(3)		GIGAスクール構想の実現により整備された学校の教室の高速通信環境や児童生徒1人1台ずつ端末を活用した授業を支援するためにGIGAスクールサポーター(ICT支援員)を配置する。また、通信環境のない家庭へモバイルーターの貸与と通信費を負担する。	R2～R8以降	39,474	学校教育課
ウイルスバスターアップデート事業			教育系システム(校務系、学習系、学校図書館)サーバ及び端末のセキュリティ管理や安定稼働を図るため、ウイルス対策ソフトを更新する。	R3～R3	4,070	学校教育課
授業目的公衆送信補償金制度実施事業			著作権にかかる資料を授業に活用できるようにするため、一般社団法人授業目的公衆送信補償金当管理協会(SARTRAS)への補償金を負担する。	R3～R8以降	660	学校教育課
特別支援教育支援員配置事業			特別な支援が必要な小・中学生に、学習や生活におけるきめ細かな支援を行うため特別支援教育支援員を配置する。	H30以前～R8以降	8,756	学校教育課
特別支援補助教員配置事業			特別な支援が必要な児童・生徒が在学する松原分校に、学習や生活の指導の充実を図るため、特別支援補助教員を配置する。	H30以前～R8以降	1,211	学校教育課
教職員の資質向上関連経費			教員研修は、その資質を向上させる観点から大変重要なため、教員を全国の先進地に研修派遣する。	H30以前～R8以降	539	学校教育課
指導主事配置事業			地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市内小中学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務を行うため、教育委員会事務局に指導主事を配置する。	H30以前～R8以降	36,000	学校教育課
外国語教育推進事業	2－(3)		学習指導要領が改訂され、中学校だけでなく小学校3年生から6年生にも外国語教育が導入された。中学校及び小学校3～6年生の外国語(英語)の授業を充実させるためALT(外国語指導助手)を配置する。	H30以前～R8以降	17,414	学校教育課
学校司書配置事業	2－(3)		読書機会の保証による読書活動の推進や授業での学校図書館の活用促進を行うとともに、学校図書館担当教員等の資質向上を図るため、全ての小・中学校に学校司書を配置する。	H30以前～R8以降	31,167	学校教育課
学校業務支援員配置事業	2－(3)		教員の働き方改革の取組として、学校の事務的業務を補助することにより、教員の時間外在校時間の削減を図るため、学校業務支援員を配置する。	R1～R8以降	5,840	学校教育課
学校医、学校薬剤師配置事業	2－(3)		学校保健安全法に基づき、小中学校に学校医、学校歯科医、学校薬剤師を置き、児童生徒の健康を管理する。	H30以前～R8以降	15,011	学校教育課
児童生徒及び教職員健康診断事業		知守	学校保健安全法に基づき、児童生徒及び教職員の健康診断を行う。	H30以前～R8以降	13,893	学校教育課

5 教育・文化・スポーツ ～意欲と活力を育む学びのまち～

小・中学校体育振興事業		運動	学校体育の振興を図るため、小学校の陸上競技大会、中学校の県体予選等を開催する市小学校体育連盟と中学校体育連盟に補助金を交付して運営を支援する。	H30以前～R8以降	1,329	学校教育課
健康診断器材の滅菌消毒業務委託			児童生徒の健康診断や就学時健康診断において感染症予防を徹底するため、使用する器具の滅菌消毒業務を専門業者に委託する。	R3～R8以降	1,186	学校教育課
通学路安全対策推進事業	2－(3)		「通学路交通安全プログラム」に基づき、登・下校中の児童生徒の交通事故防止や安全確保のため、警察や道路管理者等の関係機関が連携した「通学路安全推進会議」を設置する。	H30以前～R8以降	4	学校教育課

(3)指導内容・方法の工夫

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費(単位:千円)	担当課
生活改善・学力向上プロジェクト事業	2－(1) 2－(3)	知守	児童生徒の家庭での生活習慣の改善や学習意欲・基礎学力の向上を図るため、授業開始前にモジュール学習を実施する。	H30以前～R8以降	1,100	学校教育課
津布田小・埴生小授業交流事業			令和4年度統合に向け協議をすすめている津布田小と埴生小の児童が相互の理解を深めるとともに環境に慣れて、円滑な学校生活をおくれるようにするため定期的な授業交流を実施する。	R3～R8以降	690	学校教育課
子ども市民教育推進事業	2－(3)	知守	児童生徒に地域への誇りや愛着をもたせるため、本市の特色や公共の仕組み等について、子ども用にアレンジした出前講座を市職員が各学校で実施する。	H30以前～R8以降	50	学校教育課
心ときめき教室開催事業	2－(3)	知守	児童生徒の創造性、主体性、社会性を育てるため、豊富な知識や経験、技術を有する保護者や身近な地域の人々と連携協力し、体験的な授業を実施する。	H30以前～R8以降	581	学校教育課
小学校社会科副読本印刷事業			小学校3・4年生の社会科で地域を題材とした学習を充実するために、本市で作成した副読本「はっけん！山陽小野田」を作成し市内全小学3年生に配付する。	H30以前～R8以降	2,865	学校教育課
キャリア教育推進事業	2－(3)		主体的に自らの未来を切り開き、郷土に誇りと愛着をもち、地域に貢献する子供の育成を図るため、本市出身者、または本市で活躍中(文化・スポーツ・起業家等様々な分野)の人材を招いて講演会等を開催する。	R3～R8以降	660	学校教育課
スマイルサイエンス事業	2－(3)		科学に対する興味、関心を喚起し、科学体験に重点を置いた理数教育の充実を図るため、山口東京理科大学との教育連携協定の一つとして、大学キャンパスを会場とし科学体験・科学作品展を開催する。	R3～R8以降	500	学校教育課
青少年劇場・巡回芸術劇場公演事業			市内の小学校において児童が芸術文化に触れる機会を充実させるため、山口県と市の共同主催で毎年2校ずつ、音楽、伝統芸能、演劇などの鑑賞会を実施する。	H30以前～R8以降	353	学校教育課

5 教育・文化・スポーツ ～意欲と活力を育む学びのまち～

（4）心に寄り添う学校づくりの推進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
いじめ防止対策推進事業			平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを受けて、教育委員会において「いじめ防止基本方針」が策定された。その基本方針では、いじめ対策を推進していく機関として、学校に「いじめ対策委員会」、教育委員会に「いじめ問題対策協議会」・「いじめ対策本部」、市長部局に再調査を行う機関として「いじめ調査検証委員会」を設置することとなっており、この基本方針に基づき、重大事案が発生した際に迅速に対応するため、「いじめ調査検証委員会」を附属機関として設置する。	H30以前～R8以降	100	総務課
スクールソーシャルワーカー等緊急派遣事業			小・中学校におけるいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等生徒指導上の諸課題に対応するため、社会福祉関係等の専門知識・技能を有するスクール・ソーシャルワーカーを活用し、小・中学生自身への支援や小・中学生の置かれた様々な環境に働きかける支援体制を整える。	H30以前～R8以降	1,323	学校教育課
いじめ防止対策推進事業			本市の定める「いじめ防止基本方針」に沿って各学校の実情に応じた組織的・総合的ないじめ防止の取組を推進するため、心の支援室の職員や少年安全サポーターが各校のいじめ対策委員会への支援・助言や学校訪問等を実施する。	H30以前～R8以降	156	学校教育課
いじめ・不登校に対する支援事業	2－（3）	知守	適応指導教室（ふれあい相談室）において、いじめの解消や不登校児童生徒の学習保障や学校復帰に向けた支援を行うため、臨床心理士や学校教員OBなどの専門的な知識や経験を有する者で構成する「心の支援室」を設置する。	H30以前～R8以降	20,508	学校教育課
心の支援室リース車更新事業			心の支援室の職員がふれあい相談室、学校等への移動のために使用する公用車のリース契約を更新する。	H30以前～R8以降	406	学校教育課
不登校児対策事業	2－（3）		いじめ等の理由で不登校の児童・生徒及びその家族からの相談、学習支援等を行うことにより、学校復帰を図るため、専門的な職員のいる社会福祉法人小野田陽光園に業務を委託する。	H30以前～R8以降	2,033	学校教育課
少年安全サポーター配置事業	2－（3）		学校内外の更なる安心・安全な環境を整え、いじめへの対応や生徒指導上の困難な事例に適切に対応していくため、警察OBの少年安全サポーターを配置する。	H30以前～R8以降	3,026	学校教育課

（5）市内の高等学校・山口東京理科大学との連携の推進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
山口東京理科大学連携事業			市と山口東京理科大学は、地域の発展を目的として、平成28年4月に新たに連携協定を締結している。また、平成30年4月に薬学部が開設されており、今後も様々な連携・協力が予想されるところ、現在実施されている事業数が多数にのぼり、かつ、窓口が一元化されていないことから、連携の対象とする事業や連携の仕組みについて整理し、大学の研究機関・教育機関としての役割を踏まえつつ、地域の活性化につながる連携事業を実施する。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	企画課
私立高等学校振興事業			私立学校が公教育の推進に重要な役割を果たしていることに照らし、私立学校振興助成法に基づき、学校法人が設置する私立学校の教育条件の維持向上を図るため、私立学校を設置する学校法人に学校の運営費と施設整備費を助成する。	H30以前～R8以降	1,800	教育総務課

基本施策33　社会教育の推進

（1）社会教育活動の推進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
社会教育関連事業			学校支援等社会教育関連事業の情報提供、県からの派遣社会教育主事の経費負担、通信料等、その他個別の事業を除く社会教育に係る活動及び経費を位置づけているもの。	H30以前～R8以降	4,175	社会教育課

5 教育・文化・スポーツ ～意欲と活力を育む学びのまち～

学習機会の整備充実		知守	高齢者への学習機会の提供のため、しあわせ学級を開催してきたが、高齢者対象の講座は各公民館での実施が望ましいため、小野田公民館の主催講座として実施する。 連合女性会主催の「女と男のいきいき市民カレッジ」への支援は引き続き行う。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	社会教育課
社会教育委員会議開催事業			社会教育に関する協議のほか、教育委員会の指針に基づき、調査・研究を行う。 年2回～3回程度開催。	H30以前～R8以降	248	社会教育課
成人式実施事業			成人の日を記念し、新成人を祝福するとともに、大人としての自覚を促す。 式は、式典、記念行事、小学校校区ごとの記念写真撮影で構成している。	H30以前～R8以降	671	社会教育課
成人式実施事業（臨時分）			令和3年成人式は、新型コロナウィルス感染症の影響により、令和3年度に延期した。延期開催に係る経費と令和4年成人式の感染予防対策のための設営経費及び衛生用品等を購入する。	H30以前～R8以降	815	社会教育課
花いっぱい運動事業			苗の無料配布により花壇づくりを奨励、春と秋に花壇コンクールを実施し、優秀な団体、個人を表彰する。また、市内で取り組まれている「アサギマダラおいでませ作戦」と連携し、本市がアサギマダラの飛来地になるように取り組んでいる。	H30以前～R8以降	821	社会教育課
社会教育関係団体等の育成・支援事業		交流	社会教育関係団体の事業費等を補助し、各団体の自主的な事業活動を支援している。（対象団体：市連合女性会、校区女性会・婦人会、青年団体連絡協議会等）その他スポーツ少年団、ボーイスカウト・ガールスカウトへ教育文化振興助成金を交付している。	H30以前～R8以降	1,547	社会教育課
宿泊研修施設きらら交流館管理運営事業		交流	トロン温泉、レストラン、宿泊、売店、貸館等において、サービスの向上、適切な施設保守管理・設備更新を行う。	H30以前～R6	37,097	社会教育課
宿泊研修施設きらら交流館施設改修			開館後19年が経過し、耐用年数をこえた箇所のみならず、突発的な故障において、修繕対応する。指定管理者との契約において、修繕対応する。【建築年月：平成13年4月】	H30以前～R8以降	2,596	社会教育課
宿泊研修施設きらら交流館トロン温泉設備管理運営事業			トロン温泉の管理運営に係る、必要な設備の修繕や消耗品の購入を年次的に行う。	H30以前～R8以降	2,637	社会教育課
宿泊研修施設きらら交流館指定管理者選定委員会事業			山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館の指定管理者による管理の期間が令和4年3月31日をもって終了するため、次の指定管理者を指定するための選定を行う。	H30以前～R3	12	社会教育課
青年の家管理運営事業			スポーツ拠点施設として活用している体育館、グラウンド、テニスコート等の管理運営を行う。	H30以前～R8以降	7,363	社会教育課
公民館管理運営事業（11公民館）		知守 運動 交流 食事	公民館では、地域住民へ安全で利用しやすい快適な生涯学習の地域拠点を提供するため、各種主催事業や公民館クラブを展開、施設の管理を行っている。また、学校・家庭・地域の連携融合をすすめるため、地域住民と関係団体とのつなぎ役を担っている。	H30以前～R8以降	66,441	社会教育課
津布田会館管理運営事業			公民館類似施設である津布田会館は、校区の生涯学習の拠点であり、ふるさとづくり協議会に管理運営を委託している。主催講座の開催、またクラブ・サークル・貸館などで年間8千人程度の利用者がある。	H30以前～R8以降	3,405	社会教育課
公民館運営審議会事業			公民館の管理・運営等、市全体の公民館のあり方について調査審議を行うため、公民館運営審議会を設置している。各校区の代表者と学識経験者15名で構成し、年2回、審議会を開催している。	H30以前～R8以降	112	社会教育課
公民館管理運営事業			中央公民館では、館（長）に対して館運営全般の統括を行っており、各館が抱える問題や共通課題の解決を図るため、連絡会議を開催している。また、各館の修繕対応も中央公民館が行っている。	H30以前～R8以降	4,515	社会教育課

5 教育・文化・スポーツ ～意欲と活力を育む学びのまち～

公民館施設屋上改修事業			公民館施設の屋根や屋上が老朽化し、軽易な修繕では直せないため改修する。令和3年度は、赤崎公民館及び有帆公民館を実施する。	R3～ R8以降	25,057	社会教育課
公民館施設自家用電気工作物改修事業			各館に設置されている自家用電気工作物の老朽化が進んでいるため、計画的に更新する。令和3年度は、須恵公民館自家用電気工作物の設計を行う。	R3～ R8以降	545	社会教育課
公民館複写機・印刷機更新事業			11館ある施設の複写機と印刷機を、計画的に更新していく。令和3年度は、埴生公民館の印刷機を更新する。	H30以前～ R8以降	780	社会教育課
区分開閉器更新事業			公民館施設で電気事故が発生した際に、電力会社との責任分界点となる区分開閉器の老朽化が進んでいるため、計画的に更新する。 令和3年度は、高泊公民館を実施する。	R3～ R3	913	社会教育課
ワイヤレスマイク更新事業			電波関連法令である無線設備規則において、無線設備のスプリアス発射（必要周波数帯の外側に発射される不要な電波）の強度の許容値が改正されており、公民館施設の特定小電力無線機器（ワイヤレスマイク等）について該当するものを更新する。	R3～ R3	772	社会教育課
公民館施設外壁改修事業			公民館施設の外壁等が老朽化しており、簡易な修繕では直せないため改修する。令和3年度は、厚陽公民館を実施する。	R3～ R8以降	594	社会教育課
社会教育主事資格取得事業			社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う。本市の社会教育推進の推進のため、人材確保に努める。	H30以前～ R8以降	319	社会教育課
マタニティ・ブックスタート事業	2－（1）	知守	妊娠中の母親へ絵本を1冊プレゼントし、赤ちゃんがお腹の中にいる時から2歳児になるくらいまで、親が絵本の読み聞かせを行うことで、絵本への興味を喚起し、子どもの心の成長を支える。	H30以前～ R8以降	707	中央・厚狭図書館
子ども読書活動推進計画推進事業	2－（1）	知守	全ての子どもがあらゆる機会及び場所において、自主的に読書活動を行うことができる環境づくりを推進する。令和3年度は、平成30年度に策定した第三次子ども読書活動推進計画に基づき、科学を柱にした「ちっちゃなかがくのおはなし会」や「絵本で子育て出前講座」を実施する。 また、第三次計画も策定後3年を経過するので、実施方法等についても随時見直しを行い、子育て支援課等関係機関との連携をより一層深めていく。	H30以前～ R8以降	536	中央・厚狭図書館
読書会等読書普及事業		知守	読書会や図書館講座等を通して生涯学習の機会を提供する。	H30以前～ R8以降	358	中央・厚狭図書館
中央図書館管理事業		知守	市民の生涯学習や地域社会の教育力向上に資するため、資料情報の収集・提供を行い、地域の情報拠点としての機能の充実を図る。 また、学校司書や幼稚園等と連携して行う本の読み聞かせ、閲覧、貸出や、厚狭図書館、分館との相互貸借、各公民館や山口東京理科大学等へ図書の配本や回収を行う。	H30以前～ R8以降	18,407	中央・厚狭図書館
厚狭図書館管理事業		知守	市民の生涯学習や地域社会の教育力向上に資するため、資料情報の収集・提供を行い、地域の情報拠点としての機能の充実を図る。 また、学校司書や保育園等と連携して行う本の読み聞かせ、閲覧、貸出や、中央図書館との相互貸借、各公民館や児童クラブ、福祉施設等へ図書の配本や回収を行う。	H30以前～ R8以降	1,098	中央・厚狭図書館
図書資料購入事業		知守	近年、少子高齢化、高度情報化などが急速に進む中で、地域課題の増加や市民の学習意欲に対応した図書館資料の充実が求められている。また、昨年来のコロナウイルスの影響により市民の在宅時間が増えたことを読書機会が増加したと捉え、地域の情報拠点として各分野の図書資料を購入する。	H30以前～ R8以降	14,855	中央・厚狭図書館

図書館システム管理事業			図書館の資料は多種多様に渡ることから、貸出、返却、予約、蔵書検索等の業務を迅速かつ確実に行い、利用者へのサービス向上を図るため、図書館情報システムを業者から借り受ける。	H30以前～R8以降	1,832	中央・厚狭図書館
図書館システム更新事業			現行の図書館システムは平成26年度に導入したものであり、長年の使用によりシステムの老朽化が進行し、またOSのサポート終了時期も迫っている。このため、図書館システムの全面的な見直しを行い、高品質で安定した稼働、利便性の向上と業務の効率化に加え、情報セキュリティに対しても安全性に優れたシステムの導入を図る。	R3～R3	6,330	中央・厚狭図書館
電子図書館システム導入事業			コロナによって外出の自粛が増え、図書館利用者も減少した。感染対策の徹底によって客足は少しづつ戻りつつあるが、今後はコロナと共存しながら在宅でも利用できる環境を整備する必要がある。 電子図書館システムは、電子書籍を貸し出す権利を取得して、市内に在住・在勤・在学する者に電子書籍の貸出を行う新しいシステムである。 これにより、時間、場所を問わず書籍を借りることができ来館は不要となる。来館が困難な障がい者や自宅療養者も利用でき、図書館利用者層の拡充につなぐことができる。	R3～R3	11,550	中央・厚狭図書館
中央図書館トイレ改修工事			多目的トイレの修繕を行う。	R3～R3	240	中央・厚狭図書館
中央図書館椅子買替事業			中央図書館の椅子・ソファーは開館以来25年間使用しており、色あせや破れなどの劣化が激しく利用者に不快感を与えている。そのため、一般エリア・AVエリアに設置している椅子・ソファーの一部を更新する。	R3～R4	713	中央・厚狭図書館

（2）青少年健全育成活動の推進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
青少年育成協議会運営事業			協議会を通して、青少年の健全育成に関する諸事業を実施。主に体験活動を通じて、家庭や地域が子どもに積極的に関わるよう働きかけを行っている。	H30以前～R8以降	92	社会教育課
青少年問題協議会運営事業			青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立のために必要な調査審議及び施策の実施に必要な関係行政機関相互の連絡調整等を行う。 もって青少年の規範意識や自立心の醸成を図る。	H30以前～R8以降	184	社会教育課
青少年育成センター運営事業			青少年健全育成事業、相談、補導活動、環境浄化等を青少年育成センターの所掌事務とする。 地域、学校、家庭、関係機関から選出された補導員による補導を活動の中心としている。	H30以前～R8以降	2,284	社会教育課

基本施策34　次世代の学校・地域創生の推進

（1）学校・家庭・地域の連携の推進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
コミュニティ・スクール推進事業	2－（1） 2－（3）	交流	学校、保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、意見を学校運営に反映させて協働し、小・中学生の豊かな成長を支えていくため、全ての小・中学校に学校運営協議会を設置する。	H30以前～R8以降	190	学校教育課
スクールアドバイザー配置事業	2－（1） 2－（3）		各学校におけるコミュニティ・スクールにおける活動を推進するとともに充実させるため、学校運営協議会、地域協議会での助言・支援や各種マネジメントを行うスクールアドバイザーを配置する。	H30以前～R8以降	2,840	学校教育課
地域学校協働活動推進事業	2－（1） 2－（3）	交流	従来、学校支援地域本部事業として行われてきた地域による学校への一方向の「支援」から、地域と学校のパートナシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させて、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進する。	H30以前～R8以降	5,303	社会教育課

5 教育・文化・スポーツ ～意欲と活力を育む学びのまち～

放課後子供教室事業	2－(1) 2－(3)	交流	地域住民の参画による放課後や週末等における子供達のスポーツや文化活動、学習等の取組を支援する。各教室にコーディネーターを配置し、企画運営を委託。地域住民は安全管理員としてその活動をサポートする。	H30以前～ R8以降	2,337	社会教育課
家庭教育支援事業	2－(1) 2－(3)	知守	家庭教育支援チームを中心に、家庭教育や子育てに関する情報提供、相談対応のコーディネートを行う。主に、就学時健康診断時に保護者を対象として実施する「子育て講座」や「相談対応業務」を実施する。今後、公民館と連携した子育て講座の拡充に取り組む。	H30以前～ R8以降	355	社会教育課
家庭教育支援事業（中学校区分）	2－(1) 2－(3)	知守	「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、概ね中学校区で学校等と連携しながら、地域の実情に応じた家庭教育支援を行うため、小野田中学校区家庭教育支援チームを立ち上げた。小学校区ごとに行ってきたこれまでの活動を中学校区に広げ、子育てサロンや「親の学び」プログラムin小野田などを開催している。学校等との連携を生かして、幼稚園、保育所、小学校、中学校の保護者のつながりづくりをを行い家庭教育の充実に向け取り組んでいく。つながりの場は広がり続け、学校運営協議会との合同研修も開催予定である。	H30以前～ R8以降	110	社会教育課

基本施策35　山口東京理科大学の教育環境の整備・充実

(1)山口東京理科大学の教育環境の整備・充実

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
公立大学法人山口東京理科大学運営事業			地方独立行政法人法第11条の規定に基づき、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の設立団体である山陽小野田市に執行機関の附属機関として山陽小野田市公立大学法人評価委員会を設置し、同法人の業務の実績に関する評価等の事務を処理させる。評価委員会の組織及び委員その他評価委員会に関し必要な事項は、山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例で定める。	H30以前～ R8以降	192	大学推進室
公立大学法人山口東京理科大学授業料等減免補助事業			大学等における修学の支援に関する法律第8条第1項に基づき、公立大学法人山口東京理科大学が行う授業料等減免について、同法第10条第3号の規定に基づき、法人の設立団体である市が当該減免に要する費用を支弁するもの。	R2～ R8以降	94,414	大学推進室
公立大学法人山口東京理科大学運営費交付金事業			地方独立行政法人法第42条に基づき、山陽小野田市が設立した公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の業務の財源に充てるために、運営費交付金を交付する。	H30以前～ R8以降	1,645,940	大学推進室
公立大学法人山口東京理科大学薬学部校舎建設事業			山陽小野田市立山口東京理科大学に、平成30年4月に開学した薬学部の教育研究活動に必要な校舎、研究機器類などの施設、設備の整備を行う。	H30以前～ R5	5,837	大学推進室

5 教育・文化・スポーツ ～意欲と活力を育む学びのまち～

基本施策36　芸術文化によるまちづくりの推進

（1）芸術文化を育む環境づくり

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
市民館管理運営事業（文化ホール）			市民館文化ホールは、市民文化の振興を図るとともに市民の集会等の場を提供するため、利用者が快適に利用できるように適切な保守及び管理運営が必要である。耐震改修工事は終了したが、引き続き計画的な保守管理や修繕に努める。	H30以前～R8以降	16,458	文化スポーツ推進課
市民館管理運営事業（舞台照明設備保守点検）			市民館文化ホールは、市民文化の振興を図るため、利用者が快適に利用できるように適切な管理運営が必要である。舞台照明設備は平成15年に設置しており、これまで定期的な点検を実施してこなかったので、突発的な故障を防止し、安全で継続的な使用を図るため定期的な保守点検による維持管理を行う必要がある。耐震改修後の令和元年度から実施し、その後は隔年で音響設備保守点検のない年（奇数年）に実施する。	R1～R8以降	440	文化スポーツ推進課
市民館維持整備事業（市民館整備事業）			市民館の設備等の長寿命化を図るために改修工事を実施する。令和2年度は、屋外高圧受電設備等更新工事、外壁改修工事、PCB含有物処理業務委託（高圧トランス・蛍光灯用安定器）、PCB含有物運搬料、駐輪場設置工事、舞台照明設備・舞台機構設備更新工事、駐車場ライン改修工事、植栽剪定を実施した。令和3年度は、空調設備更新工事及び文化ホール、体育ホール、第1・2会議室のワイヤレスマイク、ポータブルマイク、音響機器の更新を実施する。	H30以前～R4	59,203	文化スポーツ推進課
市民館WEB会議環境整備事業			新型コロナウイルスの感染拡大により、大勢の人が一堂に会する従来型の文化・スポーツイベントが多く中止となり、形を変えたイベントの実施が課題となっており、コロナ禍においても人との交流を生み出すことができるWEBによる文化・スポーツ講座、交流イベント等を実施可能とする環境を整備することが急務となっている。 このため、所管している市民館にLAN敷設工事を実施し、WEB環境を整備することにより、コロナに負けないイベント実施が可能な環境を整備する。 ※コロナ対策として補正予算による実施	R3～R3	1,645	文化スポーツ推進課
文化会館管理運営費（経常分）			文化会館は平成6年4月の開館以来、市の芸術文化の中核施設であり大ホールの施設・舞台環境は、専門家からも高い評価を受けている。今年度も、多くの市民に利用されるよう適切に管理運営を行う。	H30以前～R8以降	38,677	文化スポーツ推進課
文化会館環境整備事業			文化芸術の拠点としての美観を損なわないように敷地の整備を実施する。 1．前庭芝生広場と敷地境界の法面の維持管理のため、エンジン式草刈機を購入し、適正な管理を行う。 2．文化会館北側の庭木（ツツジとツゲ）の管理のため、剪定作業を業者へ委託する。 3．事故防止のため、駐車場の区画線の修繕を行う。	R3～R8以降	284	文化スポーツ推進課
文化会館WEB会議環境整備事業			新型コロナウイルスの感染拡大により、大勢の人が一堂に会する従来型の文化・スポーツイベントが多く中止となり、形を変えたイベントの実施が課題となっており、コロナ禍においても人との交流を生み出すことができるWEBによる文化・スポーツ講座、交流イベント等を実施可能とする環境を整備することが急務となっている。 このため、所管している文化会館にLAN敷設工事を実施し、WEB環境を整備することにより、コロナに負けないイベント実施が可能な環境を整備する。 ※コロナ対策として補正予算による実施	R3～R3	1,611	文化スポーツ推進課

文化会館大規模設備維持管理事業			平成6年の開館から一定の年数が経過したことから、館内大規模設備の更新を行う。 1. 非常時用バッテリーの交換推奨時期を経過しているため、停電時照明設備用バッテリー及び自家発電装置用バッテリーを交換する。 2. 電気・空調・給排水・消防機器等の発停や監視などを集中管理する中央監視装置が老朽化したため、重要度、緊急度の高い端末装置から順次更新する。 3. 冷暖房空調設備の熱源機（冷温水器）の整備と更新を行う。 4. 館内エレベーターの安全性保持のため、整備と更新を行う。 5. 中央監視装置と連携し、館内の自動火災報知機器等を制御する受信機を更新する。	R2～ R5	10,540	文化スポーツ推進課
文化会館大ホール設備維持管理事業			平成6年の開館から一定の年数が経過したことから、大ホールの各種設備の更新を行う。 1. 舞台上部に設置している転幕、ボーダーライト、バトンなどを上下するためのロープは、摩擦など経年劣化により痩せて細くなり強度が落ちている。ライト等の落下事故を未然に防止するため、マニラロープの更新を行う。 2. 開館以来使用しているスタインウェイピアノとヤマハピアノは毎年保守管理をしているが、今後も快適に使用できるようオーバーホールし点検・整備を行う。	R2～ R4	1,298	文化スポーツ推進課
（主催）アウトリーチ事業（臨時）			普段コンサートホールに行くことが難しい人にも質の高い芸術文化に触れてもらうため、身近な施設に出向いてコンサートを開催し、だれもが気軽に芸術文化に親しむことができる環境づくりを進める。	R2～ R8以降	600	文化スポーツ推進課
（主催）子ども文化ふれあい事業			子ども達に多彩なアーティストによる優れた公演を間近に体験させることにより、豊かな感情や情緒を育み、創造的で個性的な価値観を養うため、各小学校や公立幼・保育園で芸術文化鑑賞会を実施する。 1. 市内各小学校での実施 　これまで文化会館に市内小学6年生が集まり実施していた事業を、会場を各小学校に変更して実施する。 　（学校ごとの実施年度は、学校教育課と協議のうえ決定する。） 2・公立幼・保育園での実施（2回）　※R3～新規 　幼児期に音楽に触れる経験が、音を聴く力、言語能力等に与える効果を期待し、未就学児を対象に実施する。	H30以前～ R8以降	1,590	文化スポーツ推進課
（主催）山口県交響楽団演奏会			市民が生のオーケストラ演奏に触れる機会を提供し、身近な芸術文化に親しむ環境づくりを推進するため、山口県交響楽団の演奏会を実施する。	H30以前～ R8以降	557	文化スポーツ推進課
（主催）NHK公開番組			NHKの公開番組を申請し、採択されれば文化会館で事業を実施する。 実施及び番組内容が内定した際には、協定書の締結、PR、出場者の募集、観覧者の募集等の業務を進める。	H30以前～ R8以降	170	文化スポーツ推進課
きららガラス未来館管理運営事業			きららガラス未来館は平成6年に開館し、平成20年度から指定管理者制度を導入し民間活力を活かした施設の効率的運営を行っている。今年度も、ガラス体験学習の場として多くの市民に利用していただけるよう、適切な施設の管理運営を図る。 （現在の指定管理期間）H31～R5年度	H30以前～ R8以降	33,182	文化スポーツ推進課
きららガラス未来館維持整備事業（溶解炉）			ガラス作品の制作に不可欠な設備である溶解炉、グローリーホール及び徐冷炉の小規模修繕を行うことで、設備の適正な維持管理を行う。	H30以前～ R8以降	600	文化スポーツ推進課

（2）芸術文化活動の推進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
（主催）ピアノマラソン大会			ピアノマラソン大会は、公募した演奏者が、スタインウェイピアノで一人一曲ずつを連続して演奏し、トータルの演奏時間を記録する催しである。文化会館が会館した翌年から継続実施している事業であり、令和3年度は第26回目となる。近隣で同様の事業を実施している自治体はなく、今後も本市の特徴ある事業として継続実施していきたい。	H30以前～ R8以降	1,064	文化スポーツ推進課

（主催）少年少女合唱祭			第21回国民文化祭・やまぐち2006「少年少女合唱祭」で得られた成果を引き継ぎ、児童合唱グループの交流及び活性化を目的として、県内の少年少女合唱団による発表会を開催する。	H30以前～R8以降	491	文化スポーツ推進課
市民文化祭			市民の自発的な芸術文化活動をさらに活性化させるため、日頃の成果発表の機会として実施する。10部門を予定する。（川柳、市民音楽祭、日本舞踊祭、邦楽、華道、展覧会、茶会、洋舞演劇、俳句、短歌）	H30以前～R8以降	380	文化スポーツ推進課
児童生徒書道展			正しい書道の理解と普及を図り、市民文化の向上に寄与するため、市内の幼稚園児、保育園児、小学生及び中学生から作品を募集する。また、入選作品は市内商業施設に展示することで、その成果を多くの人に知ってもらう機会を設ける。	H30以前～R8以降	133	文化スポーツ推進課
民間連携による文化活動の場づくり事業			活動意欲のある市内の芸術家を中心に結成された「アーティストBOX」の企画運営により、多彩な芸術のコラボレーション展覧会を開催することで、会員相互の交流を図りつつ、市民が気軽に芸術文化に触れる機会を設ける。	H30以前～R8以降	47	文化スポーツ推進課
かるた振興委員会設置事業	1－（1）		かるたの普及振興及び活用に関し、市民から意見を募るため、かるた振興委員会を設置する。 委員からの意見を聴取等しながら、効果的にかるた文化の振興を図る。（H30.4設置）	H30以前～R8以降	48	文化スポーツ推進課
文化協会の育成・支援、補助事業			文化協会への支援及び補助を行うことで、市民の幅広い芸術文化活動への参加や質の高い芸術文化に触れる機会の充実を図る。	H30以前～R8以降	990	文化スポーツ推進課
龍王伝説保存会の育成・支援、補助事業			山口きらら博で発表した創作舞踊「龍王伝説」を継承・発展させるために結成された龍王伝説保存会へ補助を行い、活動を支援する。	H30以前～R8以降	180	文化スポーツ推進課
市内学校関係の育成・支援、補助事業			市内小・中学校及び市内高等学校の芸術文化活動を支援するため、全国大会等へ出場する者へ補助金を交付するなど、支援を行う。	H30以前～R8以降	265	文化スポーツ推進課
ガラス文化推進事業	1－（1）		市内外の行事等に出張し、ガラス体験教室を開催することで、多くの人が本市ガラス文化に興味を持つきっかけとする。 また、参加者へきららガラス未来館をPRする機会とし来館を促すことで、本市のガラス文化の推進を図る。	R1～R8以降	358	文化スポーツ推進課
かるたによるまちづくり推進事業	1－（1）		市内公共施設や小学校の授業の一環としてかるた教室を開催することで、市内全域への競技かるたの普及を進める。 また、教室参加者や競技者を対象としたかるた大会を開催することにより、競技者のさらなる増加を図ることで、「かるたのまち山陽小野田」の魅力を発信し、交流人口の拡大を図る等、かるたによるまちづくりを展開する。	H30以前～R8以降	1,688	文化スポーツ推進課
芸術文化アドバイザー設置事業			芸術文化活動の活性化及び本市の特色を活かした芸術文化によるまちづくりの推進を目的として、専門的な立場からの助言を得るため、芸術文化アドバイザーを設置する。（ガラス、音楽、競技かるた：各2名）	R1～R8以降	360	文化スポーツ推進課
文化振興ビジョン新規策定事業	1－（1）		第二次山陽小野田市総合計画（H30.3策定）では、将来都市像を「活力と笑顔あふれるまち」と定め、それを実現するための基本施策として「芸術文化によるまちづくりの推進」を掲げている。 この目標を達成するため、市民の芸術文化活動の支援や本市ならではの特色ある文化事業に取り組み、文化に対する意識の向上を図る上での指針として、「山陽小野田市文化振興ビジョン」（仮称）を策定する。	R3～R3	84	文化スポーツ推進課

（3）文化財の保護・活用

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課

5 教育・文化・スポーツ ～意欲と活力を育む学びのまち～

文化財の保存・活用			指定・未指定文化財の適切な保存・活用を図るため、文化財の調査・研究を行い、必要に応じて保護措置をとるほか、所有者等への管理委託、標柱看板等の設置を行う。	H30以前～R8以降	1,368	社会教育課
「ふるさと文化遺産」登録・活用			評価が厳選される指定文化財以外にも、地域の財産として親しまれ大切にされている文化的財産は多くあり、一定の価値づけを行うことで、市民が誇りをもって広く紹介し活用を図ることが可能となる。本制度を通して、そうした価値づけを行い、市民のアイデンティティ確立とあわせ、ふるさと学習での活用を図る。	R3～R8以降	99	社会教育課
周防灘干拓遺跡高泊開作浜五挺唐樋保存修復事業			国史跡浜五挺唐樋は、近世の周防灘における萩藩による開作（干拓）の実態を示す貴重な史跡である。また切石による精緻な構造は、当時の土木技術の到達点が良く示されている。山陽小野田市のまちづくりの原点を歴史的背景から学べるこの史跡を適正に保存管理するため、定期的に招き戸やロクロの修復をし、あわせて泥土の浚渫を実施する。	R1～R5	4,825	社会教育課
県指定天然記念物「ハマセンダン」保存整備事業			ハマセンダンの適切な管理及び活用を図るため、樹木医の定期的な診断を実施する。	R2～R8以降	33	社会教育課
旦の登り窯保存事業			市指定文化財である旦の登り窯の覆屋を数年に分けて計画的に修理をする。登り窯については、有識者の意見も聞きながら、今後の保存について検討する。	R2～R7	656	社会教育課
旦の登り窯隣接地草刈等業務			「旦の登り窯」隣接地の新たな活用策が決まるまで、該当地の管理をする必要があるが、面積が広大で職員による管理が著しく困難であるため草刈業務を委託する。	H30以前～R8以降	200	社会教育課
埋蔵文化財保存事業			埋蔵文化財包蔵地内やその隣接地において、土木工事等で施工業者が掘削する場合、事前に試掘をして記録をとり、施工業者との事前協議が必要である。包蔵地内で土木工事等の届出が出される場合に、試掘をする。	R3～R8以降	138	社会教育課
歴史民俗資料館管理運営事業			施設（昭和57年開館）を適切に維持管理し、利用者が本市の歴史・文化を学習できる環境を整える。企画展が開催されていない期間にも、特設コーナーを設けて常設展示を充実させ、利用者の学習意欲に応える。また、見学やイベント、出前講座などを通して学校・地域・他機関などと連携した事業を行う。収蔵資料を適切に保存・管理し、後世へ継承する。	H30以前～R8以降	3,799	社会教育課
歴史民俗資料館管理運営事業（企画展）			常設展示には無い、様々なテーマで企画展と講演会を開催し、より多くの市民、県民、歴史愛好家に郷土の歴史への興味を持ってもらうことを目的とする。 企画展は、歴史学、民俗学、考古学の分野にわたる。講演会は、企画展と関連する内容で行うなど、企画展への来場に繋げる。	H30以前～R8以降	1,337	社会教育課

5 教育・文化・スポーツ ～意欲と活力を育む学びのまち～

基本施策37 スポーツによるまちづくりの推進

（1）スポーツ施設の充実

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
市民館管理運営事業（体育ホール）			市民館体育ホールは、市民体育（スポーツ）の振興を図るため、また大規模なイベントが開催できる施設として利用者（市民）が快適に利用できるように適切な管理運営が必要である。耐震改修工事は終了したが、引き続き計画的な保守管理や修繕に努める。	H30以前～R8以降	3,984	文化スポーツ推進課
体育施設管理事業		運動	市体育施設を適切に維持管理する。 多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とし、指定管理者による管理を実施する。	H30以前～R5	45,993	文化スポーツ推進課
施設維持管理事業		運動	体育施設に破損等が発生した際、それらに早急に対応し、利用者の安全を図り、利用を促進する。 体育施設は建設からかなりの年数が経過している施設が多く、老朽化・劣化が進んでいるため、毎年、計画的な修繕を行うことで、施設の長寿命化を図る。	H30以前～R8以降	2,000	文化スポーツ推進課
施設備品整備事業		運動 交流	体育施設の備品に破損等が発生した際、それらに早急に対応し、利用者の安全を図り、利用を促進する。 なお大型機器の購入については、臨時予算の要求により対応する。	H30以前～R8以降	301	文化スポーツ推進課
市民体育館定期報告			建築基準法に基づき、市民体育館において定期報告を実施する。 3年に1度の実施、前回は平成30年度に実施しており、令和3年度に実施する。	H30以前～R8以降	277	文化スポーツ推進課
施設備品整備事業（臨時分）		運動 交流	体育施設備品を年次計画的に配置、更新する。 安全を図るため、経年劣化のある市民体育館バスケットゴールを更新する。 ※財源として、スポーツ振興くじを活用しながら計画的な整備を進める。	H30以前～R8以降	6,193	文化スポーツ推進課
学校・民間体育施設開放・活用事業		運動	地域住民の多様なニーズに幅広く対応するため、学校施設を含む施設の開放を促進し、スポーツを「する」環境を整える。 対象となる開放学校・民間施設（小中学校を除く） ・小野田高校、小野田工業高校、厚狭高校、サビエル高校 ・山口東京理科大学 ・中国電力グラウンド	H30以前～R8以降	ゼロ予算	文化スポーツ推進課

（2）スポーツ活動の推進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
レノファ山口とのパートナーシップ事業	1－（1）		スポーツによるまちづくりと市民の一体感醸成のため、山口県唯一のプロスポーツチームであるレノファ山口を活用し、選手による小学生とのスポーツ交流事業などを実施する。選手やスタッフ等と市民が交流する場を作ることにより、市民の一体感の醸成を促し、地域活性化やスポーツによるまちづくりを推進する。 また、若者会議からの提案に基づき、練習拠点であるおのだサッカー交流公園周辺への幟旗の設置、クラブハウスへのエンブレムの掲示を行う。※消耗品費で対応	H30以前～R8以降	800	文化スポーツ推進課

5 教育・文化・スポーツ ～意欲と活力を育む学びのまち～

キャンプ誘致推進補助事業	1－(1)		東京2020オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会の競技種目に係るナショナルチームが行うキャンプの誘致を推進し、本市のスポーツ振興、地域の活性化、情報発信等を図るため、予算の範囲内において補助金を交付する。 ※令和2年度に実施予定であったが、オリンピック・パラリンピックが延期となったため、令和3年度に改めて実施。 パラリンピック終了後は、「パラサイクリングのまちPR事業」でパラサイクリング競技への支援を継続する。	H30以前～R3	1,000	文化スポーツ推進課
パラサイクリング支援の輪拡大事業	1－(1)	交流運動	パラサイクリングの主要競技の一つであり象徴的な機材であるタンデム自動車の体験会を実施し、パラサイクリングの魅力や本市とナショナルチームとの関わりの紹介を通じて、パラサイクリングを支援する人の輪を拡大する。 また小学校等での出前講座の実施により、パラサイクリングに対する市民への周知を図る。 【体験会】初心者向け　4回、中級者向け　2回	R1～R8以降	248	文化スポーツ推進課
パラサイクリングのまちPR事業	1－(1)		東京2020パラリンピック開催までに、市民等がパラサイクリングを応援する機運を最大限に高めるため、市内の様々な場所や機会を捉え、集中的にPRを行う。聖火リレー時に講演会を開催するほか、パラリンピック開催前の壮行会及び開催後の報告会を開催し情報発信を行う。また、パラリンピック会場へ職員を派遣し日々タイムリーな情報を提供することで、市のホームページやSNS、地元メディアを通じてより多くの市民に周知し、市民が一丸となって応援できる体制づくりに努める。 ※パラリンピック開催日程 トラック競技　8/25～8/28　伊豆ベロドローム ロード競技　8/31～9/3　富士スピードウェイ	R2～R3	1,748	文化スポーツ推進課
聖火リレー実施事業			オリンピック聖火は、平和や希望の象徴とされ、オリンピックムーブメントの中でも最も力強く、聖火ランナーがリレーにより全国をつなぐイベントで、本市においてもオリンピック・パラリンピックを身近に感じられる貴重な機会と捉えている。実施に向けたルート選定や諸準備、更には聖火ランナーの選出、セレモニーの開催など聖火リレーを円滑に進めていくための県実行委員会の運営に対し、県及び県内19市町で負担金を支払うもの。また、スタート時に行われるミニセレブレーション時のウェルカムプログラムの実施や会場装飾経費、当日ボランティアや沿道観客への記念品配布等は本市独自の内容のため、負担金とは別に予算計上する。 ・走行路：(スタート)山陽小野田市立サッカー交流公園～(ゴール)トヨタカローラ山口、山口トヨペット小野田店前 ・県実行委員会選出ランナー：レノファ山口、岡田栄美、川﨑幹子	R1～R3	4,473	文化スポーツ推進課
競技スポーツ推進事業		運動	体育協会に加盟しているスポーツ団体などの活動を支援し、大会を開催することなどでスポーツを振興し、スポーツ人口の増加を図る。 また、体育振興旅費補助金交付要綱に基づき、旅費を助成するなどの支援を行うとともに、懸垂幕等を掲出することで達成感や向上心を醸成し、競技力の向上を図る。	H30以前～R8以降	4,276	文化スポーツ推進課
生涯スポーツ推進事業		運動	市民が年齢・体力などに応じてスポーツに気軽に親しめるよう、ニュースポーツを普及したり、総合型地域スポーツクラブの育成や新規設立支援などを行うなど、地域のスポーツの拠点を整備し、生涯スポーツを振興する。	H30以前～R8以降	469	文化スポーツ推進課
スポーツ教室開催事業		運動	競技団体やスポーツ推進委員等と連携してスポーツ教室を開催し、スポーツ活動をする機会を充実させる。 【実施種目】 ・テニス　・バドミントン・水泳(小学生)・エンジョイスポーツ(一般水泳)	H30以前～R8以降	1,955	文化スポーツ推進課
スポーツによるまちづくり推進委員会			山陽小野田市スポーツによるまちづくり推進計画の策定、進捗管理等を行うとともに、市のスポーツ施策について意見を聴取し参考とするため、山陽小野田市スポーツによるまちづくり推進委員会を設置する。	H30以前～R8以降	64	文化スポーツ推進課

5 教育・文化・スポーツ ～意欲と活力を育む学びのまち～

スポーツ団体・指導者育成・支援事業		運動	児童がスポーツをするうえで重要な役割を持つスポーツ少年団などのスポーツ団体の指導者や地域のスポーツ活動を支えるスポーツ推進委員など、スポーツを支える「人財」を育成し、スポーツ推進する基盤をつくる。 市体育協会の運営費の補助金を支出し、活動を支援する。	H30以前～R8以降	2,435	文化スポーツ推進課
山口県スポーツ推進委員研修会			山口県スポーツ推進委員協議会が主催する研修会へ参加し、スポーツ推進委員の更なるスキルアップを図る。	H30以前～R8以降	142	文化スポーツ推進課
スポーツ推進委員ウェアー支給事業			スポーツ推進の核となる「スポーツ推進委員」に定期的（任期ごと）にウエアーを支給する。 任期は2年。現在の委員の任期は令和2年度末まで。 前回購入ウエア：ポロシャツ、ジャージ上下	H30以前～R8以降	500	文化スポーツ推進課
高校サッカーフェスティバル運営事業			競技レベルの向上と県内外からの交流人口の増加図るため、令和2年度で40回を迎える歴史ある高校サッカーフェスティバルを開催する。	H30以前～R8以降	2,298	文化スポーツ推進課
市民ふれあいスポーツ大会運営事業		運動 交流	スポーツをする機会づくり、地域間の交流を目的に、ソフトボール、ソフトバレーボール、グラウンドゴルフ、ペタンク、アジャタ（H30～）の5競技を基本種目として、市民ふれあいスポーツ大会を開催する。	H30以前～R8以降	388	文化スポーツ推進課
市民マラソン大会運営事業		運動 交流	スポーツをする機会づくり、地域間の交流を目的に、１月に厚陽地区で市民マラソン大会を開催する。 【種目】1.5km親子ペア、3km、5km、10km	H30以前～R8以降	441	文化スポーツ推進課
おのだサッカー交流公園運営業務			令和3年4月に山口県から移管される、おのだサッカー交流公園の管理運営を行います。また、スポーツ活動を通じて市民の交流及び連携を図ります。 【施設概要】 サッカー場（天然芝） 1面　多目的広場（人工芝） 2面 管理棟　1棟　※セミナールーム2室、更衣室男女各1室、シャワー設備	H30以前～R8以降	37,164	文化スポーツ推進課
おのだサッカー交流公園運営業務			おのだサッカー交流公園の移管に伴い、今後の施設管理について指定管理や委託を含め検討し、令和4年4月からの施設管理についての方針を決定する。 ◎管理方法の検討：視察（広島・岡山）、委員会の開催	R3～R8以降	43	文化スポーツ推進課
スポーツ交流施設管理・運営業務	３－（１）		スポーツによるまちづくりを推進するため、レノファ山口の練習拠点を兼ねる施設として整備したスポーツ交流施設を適切に管理運営する。	H30以前～R8以降	1,240	文化スポーツ推進課

6 行財政運営・市民参画・市政情報の発信

基本施策38　効率的で効果的な行政運営

（1）行政改革の推進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
きらら交流館検討・改修事業			平成13年に開館。青少年宿泊施設の位置づけであるため、教育委員会が所管しているが、すでに研修を伴わない宿泊も可となっているなど、観光施設としての側面が強い。また、入浴施設の給湯設備などが耐用年数を超えており、更新の必要があることから、今後の館のあり方を検討、決定する。検討に当たっては、令和2～3年度にかけて基本計画の策定及び官民連携事業導入可能性調査を実施しこの調査結果を踏まえて今後の施設の方向性を決定する。。	H30以前～R8以降	7,500	企画課
公共施設再編検討事業（個別施設計画の策定）			人口減少や少子高齢化の進行が予想される将来において、多様化、複雑化する行政サービスを適切・持続的に提供していくことができるよう、公共施設サービスに係る費用は必要最低限にする必要がある。そこで、長期的視点で市に必要な公共施設を判断し、統廃合も含めた施設再編の検討を行う。また、施設再編に伴う跡地について、サウンディング調査の実施など民間のノウハウを活用しながら、再利用を図る。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	企画課
行政改革検証事業			平成31年3月に策定した第一次行政改革プランの行動計画の各項目について、毎年度終了後に行政改革推進審議会を開催して、取組状況を検証することにより、審議会委員の意見を更なる取組推進につなげる。	H30以前～R8以降	86	企画課
権限移譲推進事業			県が行っている事務のうち、市民に身近な基礎自治体（市）が事務を行うことにより、市民サービスの向上が見込まれる事務について、事務の移譲を受ける。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	企画課
指定管理者制度運用事務			指定管理者による施設管理により市民サービスの向上や施設管理経費の節減が望める施設について、適切な指定管理者を選定し、指定管理者に施設の管理・運営をさせる。令和元年度実施のモニタリングから、管理運営上の問題点や改善に向けた取組を指定管理者と施設所管課とが共有する様式を追加するとともに、指定管理者による1次評価を実施し、施設所管課による2次評価を行った上で評価内容のフィードバックを行い、業務内容の検証と改善を繰り返すマネジメントサイクルの促進を図ることとした。また、新型コロナウイルス感染症対策に大きく起因する収入の減少について、協定書に基づきリスク分担表の見直しを検討する。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	企画課
職員提案制度の推進			行政運営全般について、所掌事務にとらわれない柔軟な視点からの職員提案を募集し、内容の優れたものを採用・実施することにより、市民サービスの向上に努める。 近年は提案件数が減少傾向にあることから、職員が提案しやすい環境をつくり、市民サービス向上・課題解決に役立つ事業、業務改善に積極的に取り組む意識が高まるよう、要綱の見直しを含め検討する。	H30以前～R8以降	10	企画課
PPP推進事業			老朽化が進む公共施設が多く、更新や大規模修繕が避けられない中、持続可能な行政運営のためには、PPP/PFIを活用した民間のノウハウの導入と行政サービスの質の向上、効率化が有効である。今後、施設の整備等を行う場合には、従来型手法に優先してPPP/PFI手法の導入を検討するとする市としての方針を示し、あわせて具体の案件について事業化検討に向けた一連の手続きを定める「優先的検討規程」を策定・運用することにより、庁内におけるPPP/PFI事業の推進を後押しし、ひいては行政サービスの質の向上、効率的な行財政運営の実現を目指す。	R2～R8以降	101	企画課
市有地利活用及びエリアマネジメント等に係る官民連携事業			老朽化により解体が避けられない商工センターの今後のあり方について、商工会議所と 建替えの検討時期にある山口銀行を官民連携による商工センター跡地利活用事業の検討パートナーとし、まちづくりの視点に立ったPPP（LABVを含む）活用による土地利活用等の検討に取組む。平成31年度は国の補助事業を活用し、調査業務を行い、今回の事業をリーディングプロジェクトとし、中長期的には他の遊休地等に連鎖的な事業を生み出すことを目指す。	R1～R8以降	17,942	企画課

6 行財政運営・市民参画・市政情報の発信

RPA及びAI-OCR導入・活用事業			他自治体においてRPA及びAI－OCRの導入による作業時間の削減効果が大きい業務と同業務に適用し、定型（単純）業務の自動化により事務処理の効率化を図る。これにより、職員の作業時間の削減、ヒューマンエラーをなくすことができるほか、事務処理の効率化により生じた時間を市民サービス向上に充てる。	R2～R8以降	1,760	デジタル推進室
スマートシティ推進事業			将来都市像「活力と笑顔あふれるまち」を実現するため、本市では「協創」によるまちづくりを進めている。また、「協創」によるまちづくりの一つとして、山口東京理科大学薬学部があることを活かし「スマイルエイジング」を進めている。この取組により、社会保障関連経費の削減や、地域コミュニティの活性化による持続可能なまちづくりを実現することになるが、人口減少を始めとした資源制約がある中、デジタル技術と融合させることで、取組の可能性を広げる。具体的には、市民や団体などの各担い手が「協創」や「スマイルエイジング」のまちづくりに主体的に参加することを促すとともに、まちづくりの質の向上を図るために、デジタル技術を活用する。なお、「スマートシティ」に取り組むに当たっては、健康やデジタル技術に係る知見を有する山口東京理科大学との連携を図る。	R2～R8以降	435	デジタル推進室
教育に関する事務の点検・評価にかかる外部識者活用事業			地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会は、教育に関する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しているが、同条により点検及び評価に際し、学識経験者に意見を聴くものとされている。	H30以前～R8以降	18	教育総務課
埴生地区複合施設整備事業			埴生地区の地域コミュニティの拠点として、埴生中学校の南側の敷地に、公民館・支所・児童クラブ室を統合した複合施設を整備する。 今年度は、移設後の埴生公民館解体工事完了後、周辺家屋の事後調査を必要に応じて実施する。 【事業期間】 平成28年度から令和4年度　鉄骨造平屋建 【延床面積】 1,297.22㎡	H30以前～R4	7,200	社会教育課

（2）適正な組織体制の確立

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
職員採用事務			地方公務員法第17条、18条に規定する市職員の採用事務。計画的な職員採用により、組織の状況に応じた人員配置を行い、組織の活性化に繋げる。また質の高い職員を採用することにより、住民サービス向上を図る。	H30以前～R8以降	1,067	人事課
職員採用事務（臨時）			地方公務員法第17条、18条に規定する市職員の採用事務。より人物重視の採用試験を実施するため、面接官の面接技術を向上させる必要があることから、定期的に面接官研修を実施し、組織の活性化に資する職員採用を行う。 山口きらめき企業の魅力発見フェア（Jobフェア）へ参加して当市の魅力を発信することにより採用試験受験者数を増加させ、優秀な人材の採用を目指す。	H30以前～R8以降	70	人事課
人事異動事務			人事評価、自己申告書、人事ヒアリング等の結果を参考に、職員の職務遂行能力や勤務実績を的確に把握することで組織の状況に応じた適正な人材配置を行う。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	人事課
定員管理計画策定事業			令和2年5月に公表した市定員管理計画（旧定員適正化計画）について、今後の公務員制度改正の状況や、地方分権の進展に伴う権限委譲等の動向、事務事業の民営化、公共施設の再編、組織・機構改革、早期退職者等の補充を行うための調整など、情勢の変化を考慮しながら、令和6年度までの間に見直しを行っていく。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	人事課
人事給与システム構築・運用事業			現行の人事給与システムは、平成27年度に更新し、更新から5年が経過しており、システムの保守期限が終了するため、国の職員給与制度の動向等を踏まえたうえで、システムの利便性、機能性に加え、コスト効率を比較検討しながら、サーバーの庁舎内設置、クラウド化等の運用方法を検討し、当該システムの構築及び安定稼働を行う	H30以前～R8以降	3,571	人事課

（3）職員の資質の向上

6 行財政運営・市民参画・市政情報の発信

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
庶務事務システム導入事業			庶務事務システムの導入を行うために令和3年度に債務負担行為を設定し、機能要件の検討、システム構築を行い、検証期間を経て令和4年10月からの運用開始を目指す。 職員の休暇を含む勤怠管理や各課から提出された特殊勤務手当、時間外勤務手当の入力・確認作業に給与担当者が毎月、多大な時間を要し事務処理を行ってる。また、紙の届出用紙への押印も事務の効率化の妨げとなっている。それらを解消する手段として、新たに庶務事務システムを導入してICT（情報通信技術）を活用し、入力の自動チェック機能、電子決裁機能等による事務処理の効率化を図り、職員の負担の大幅な軽減を図ることで働き方改革の推進を目指す行政改革に取り組むことを目的とする。	R3～R8以降	ゼロ予算	人事課
職員研修事業			地方公務員法第３９条に規定する義務事業。 職員の資質向上を図り市民サービスの向上に資するため、山口県ひとづくり財団が実施する研修へ職員を派遣するほか、庁内研修を実施する。また、市町村アカデミー、国際文化アカデミー、日本経営協会など、外部研修機関が実施する研修へ派遣する。	H30以前～R8以降	1,662	人事課
職員研修事業（臨時分）			外部講師を招聘し、「協創」によるまちづくりのため、令和3年度は課長級職員研修を実施する。 職員の意識改革を行い、協創によるまちづくりを行うためには、市役所だけでなく、市民を巻き込んだ行政運営が必要であり、そのためには過去の慣例や習慣にとらわれない柔軟な対応が求められることから、職員の意識を変えるための研修を実施する。	H30以前～R8以降	3,736	人事課
人事評価制度事業			地方公務員法の改正により、平成28年度から全職員を対象に人事評価が義務化されたことから、平成27年度から全職員を対象に試行実施しているが、今後、職員の人材育成と組織の活性化に寄与することを最大の目的として実施し、評価結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として本格的に活用していく。	H30以前～R8以降	755	人事課
不当要求行為等防止対策研修事業			不当要求行為に対する、職員研修を行う。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	生活安全課

（4）行政サービスの向上

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
山口県市町共同電子申請推進協議会負担金負担事業			本市では、山口県市町共同電子申請推進協議会による電子申請サービスを共同利用しており、国が推し進めるマイナンバーカードを用いたマイナポータルを活用した子育てワンストップサービスの導入については、この電子申請サービスに機能を追加することでサービスの提供が可能となっている。	H30以前～R8以降	819	情報管理課
行政情報オープン化事業			統計及び行政情報のオープンデータ化により、官民における新たなサービスの創出を支援する。オープンデータは、二次利用が容易に可能となるExcel形式又はCSV形式として、市ホームページと県カタログサイトに公開する。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	情報管理課
マイナンバーカード等交付関連事務委任事業（経常）			番号法の施行により、平成２７年１０月から個人番号が付番・通知され、以降、出生等の届出の際に未付番者にも新たに個人番号が通知されている。また、平成２８年１月から希望者にはマイナンバーカードを交付している。初回交付は無料であるが、紛失等した場合は手数料を徴収し再交付する。市町村の事務負担の軽減や費用の抑制の観点から、地方公共団体情報システム機構がカード発行等関連事務を一括して行い、その費用に相当する金額を支払う。	H30以前～R8以降	15,405	市民課
マイナンバーカード等交付関連事務委任事業（臨時）			番号法の施行により、平成２７年１０月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成２８年１月から申請者にマイナンバーカードを交付している。交付後は、住所や氏名等の記載事項に変更が生じた場合に、市の窓口にて記載事項の書き換えを行う必要がある。 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定している。	R2～R8以降	3,559	市民課

6 行財政運営・市民参画・市政情報の発信

マイナンバーカード申請支援事業			令和2年8月末現在、本市の個人番号カードの保有率は約16.6%である。総務省は、令和4年度中に国民の90%がマイナンバー カードを保有する指針を示しており、本市では約5万人分の個人番号カードの取得を推進することになる。申請用の写真を撮影、オンラインにて申請するまでを支援することで、番号カードの取得推進を図る。	R2～ R4	2,876	市民課
ワンストップサービス事業（有帆・本山郵便局特定の証明発行サービス事業）			平成13年12月から地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱に関する法律が施行され、市が発行する住民票等の証明書発行取次ぎ業務が指定郵便局で開始された。本市では、平成15年6月から本山郵便局、平成21年11月から有帆郵便局でこのサービスを開始し、2年ごとに取扱期間の延長についての協定を議会の承認を得て締結し、継続して事業を行っている。	H30以前～ R8以降	231	市民課
公園通出張所事務事業			市民課関係業務や市の公金収納業務、その他市の申請受付など多岐にわたる業務を取り扱っている出張所である。人口密度の高い小野田地区の中央に位置し、須恵・小野田地区の方の利用が多く、総合窓口的な業務を行っている。	H30以前～ R8以降	179	市民課
厚陽出張所事務事業			公民館業務と兼ねて市の公金収納業務と市民課関係の証明書交付業務を行う出張所である。	H30以前～ R8以降	317	市民課
証明書コンビニ交付事業			マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアや一部のスーパーマーケット等に設置されているキオスク端末で各種証明書（住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、税証明等）の取得が可能となる交付サービスを令和2年2月25日から実施している。	R1～ R8以降	12,563	市民課
コンビニ交付システムのバージョンアップ事業			2021年5月移行に向けて、キオスク端末新機種設置に伴う試験および現在接続を予定している証明書交付センターシステム更改による次期証明書交付センターシステムとの接続を可能とするためには、サーバ側のバージョンアップが必要なため、この改修を行い、接続試験を行うための試験支援を委託する。	R2～ R3	384	市民課
証明書等自動交付事業			市民課では、令和2年度になってから通常の異動・証明発行等の手続きのほかに、マイナンバーカードの手続きでの来庁者が増え、窓口でいわゆる3密の状態になることが多い。 窓口での混雑緩和や対面による手続きを低減させる方法のひとつとして、マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付の利用促進が考えられる。コンビニ交付は本市において令和2年2月25日から取扱いを開始している。 地域未来構想20に掲げられる3密対策、行政IT化、防災IT化等社会的な環境整備を進めていくうえで、マイナンバーカードの普及促進は必要不可欠であり、カードの取得を促すためにもその利便性を市民に周知するための取組みを早急に進めていかなければならない。 そこで、コンビニ交付で利用するキオスク端末を庁舎内に設置し、職員が操作方法等を案内することにより、市民が操作に慣れるための環境を整備し、コンビニ等を利用した証明書の発行へとつなげていく。	R3～ R5	8,995	市民課
申請書作成支援事業			市民課では、令和2年度になってから通常の異動・証明発行等の手続きのほかに、マイナンバーカードの手続きでの来庁者が増え、窓口でいわゆる3密の状態になることが多い。 現在、窓口での申請は、目的ごとにそれぞれ申請書等を記入しなければならず、これも混雑の一因と考えられる。申請書作成支援システムは、マイナンバーカードや運転免許証に格納されている情報を利用して申請書に氏名、住所等の情報を入力することができ、様々な様式にも対応可能である。今後、マイナンバーカードの普及に伴い、このシステムを利用できる市民の方が増加し、市民負担の軽減や庁舎滞在時間の短縮により市民サービスの向上が見込まれることから本システムを導入する。	R3～ R5	3,592	市民課
南支所運営事業			南支所は市の南部に位置し、特に本山・赤崎・須恵（南部）地区の身近な市行政窓口として、市民の利便性の向上を図るため、各種の証明発行・収納・申請・届出等の窓口業務を行っている。	H30以前～ R8以降	969	南支所

6 行財政運営・市民参画・市政情報の発信

埴生支所運営事業			埴生支所は市の西部に位置し、特に埴生・津布田地区の身近な市行政の窓口として、市民の利便性の向上を図るため、各種の証明発行・収納・申請・届出等の窓口業務を行っている。	H30以前～R8以降	918	埴生支所
支所等運営事業			市民の利便性確保のため、総合窓口としての行政サービスを提供する。また、災害時等には情報収集に当たり、被災状況の把握を行う。	H30以前～R8以降	1,643	地域活性化室
旅券の発給に関する事務			旅券事務は、一般旅券の発給の申請受理、申請者の身分上の事実確認、一般旅券の交付、記載事項の変更、査証欄の増補、一般旅券の紛失及び焼失の届出受理、旅券の返納等を行う。	H30以前～R8以降	361	パスポートセンター
IC旅券用交付窓口端末機更新事業			現在使用しているIC旅券用交付窓口端末機は耐用年数5年を超過し、保守契約延長は出来ないため更新する。	R3～R3	614	パスポートセンター
総合事務所窓口業務			主に山陽地区の行政ニーズに対応するため、各種の申請・届出等の受付や各種税（料）の収納などの業務を行う。 また、山陽地区全域の地籍図分間図を申請により閲覧を行う。	H30以前～R8以降	994	市民窓口課
マイナンバーカード申請支援事業			総務省は、令和4年度中に国民の90%がマイナンバー カードを保有する指針を示しており、本市では約5万人分の個人番号カードの取得を推進するため、申請時の写真撮影、オンライン申請支援などによりマイナンバーカードの申請・交付の増加を図る。	R1～R8以降	3,607	市民窓口課

基本施策39　健全な財政運営

（1）財政の効率的運営

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
実施計画策定事業			平成30年3月に策定した第二次山陽小野田市総合計画において、基本構想と基本計画を定めている。基本計画で示した施策を具体的に達成する手段として、3年間を計画期間とする実施計画を定め、具体的事業を示し、評価を行う。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	企画課
行政評価実施事業			個別の事務事業についてPDCAサイクルにおけるチェック・確認作業として行政評価を行うことにより、事業内容・事業手法又は事業そのものを見直すとともに、翌年度以降へ向けた効率的かつ効果的な事業運営を行い、総合計画における将来都市像の実現へつなげていく。 また、行政評価を公表することにより透明性の高い行政運営を行う。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	企画課
実施計画及び行政評価改良事業			第二次山陽小野田市総合計画の将来都市像の実現に向けて、計画的な行政の推進と効果的な事業の選択が必要である。そのため、実施計画及び事務事業評価を行う仕組みについて、他市の事例を研究するとともに研修に参加し、実施計画や行政評価の研鑽を深め、改良していく。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	企画課
予算編成事務			実施計画に基づき事業の選択と集中に努め、「最少の経費で最大の効果を挙げる」予算編成を行う。 また、健全財政を堅持するため、各種財政指標の推移を注視し、長期的な視野に立った計画的な予算編成に努める。	H30以前～R8以降	292	財政課
地方債償還事業			実質公債費比率の推移を注視しながら、地方債の発行に際しては、交付税算入額を考慮し、単年度の公債費が過大とならないよう努める。	H30以前～R8以降	3,412,825	財政課
基金積立事業			健全な財政運営を行うため、財政調整基金・減債基金については、最終的な積立目標額を50億円（標準財政規模の概ね30%）とし、財政基盤の強化に努めることとしている。なお、短期的には、大型事業の推進状況や、工場設置奨励金の支給、新型コロナウイルス感染症防止対策などに一般財源の支出が予想され、限られた予算の範囲内で積立を行っていきたい。	H30以前～R8以降	46,215	財政課

6 行財政運営・市民参画・市政情報の発信

一時借入金利子償還事業			日々の資金繰りの中で、歳計現金の不足を補うため、一時借入を行っており、借入日数に応じ、その利息を支払うものである。	H30以前～R8以降	3,000	財政課
公金総合保険加入事務			市で取り扱う公金について、火災・盗難等の損害に備え、公金総合保険に加入するものであり、保険への加入にあたり、毎年度「2月末の住基人口数×1.96円」を保険料として支払っている。	H30以前～R8以降	122	財政課
補助金交付の見直し事務			団体運営補助を中心に、その補助金の有用性・必要性を見極め、統一的な基準に基づく審査・検証を行い、補助金交付の適正化を図る。 （平成20年1月に統一的な基準を策定）	H30以前～R8以降	ゼロ予算	財政課
新地方公会計推進事業			平成27年1月、総務省から「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」により、平成29年度までに固定資産台帳整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成を要請された。これに基づき、平成29年度中に統一的な基準による財務書類の作成、公表に向けて取り組むとともに、平成30年度以降は作成した財務書類を活用し、説明責任の履行や財政の効率化・適正化に取り組む。	H30以前～R8以降	785	財政課
市有財産評価事業			公共事業用地の取得や市有地の売却等を円滑に進めるため、市内の土地価格等の均衡を図り、適正な土地評価を行うため、市有財産評価審議会を開催し、価格を決定する。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	土木課

（2）自主財源の確保

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
法人市民税申告納付事務			地方税法・市条例に則した適切な賦課を行うため、事業年度終了後2ヶ月以内に提出される法人市民税の申告書を精査し、申告納付額の調定を行う。また県税事務所からの通知に基づき更正決定を行う。	H30以前～R8以降	255	税務課
軽自動車税賦課事務			地方税法・市税条例に則した適正な賦課を行うため、随時提出される軽自動車申告書を精査し、当該年度の4月1日現在の所有者を確認し、軽自動車それぞれの税率に応じて賦課決定を行う。	H30以前～R8以降	551	税務課
市たばこ税申告納付事務			地方税法・市条例に則した適切な税額決定を行うため、売り渡した月の翌月末までに提出される市たばこ税申告書を精査し、申告納税額の調定を行う。	H30以前～R8以降	68	税務課
入湯税申告納付事務			地方税法・市税条例に則した適正な賦課を行うため、特別徴収義務者である鉱泉浴場の経営者から毎月15日までに提出される入湯税納入申告書を精査し、申告納税額の調定を行う。	H30以前～R8以降	68	税務課
固定資産税・都市計画税賦課事務（土地）			原則として基準年度（3年ごと）に評価替えを行う。分合筆等異動のあったものについては、土地の現況調査を賦課期日（1月1日）に向けて10月から1月にかけて実施し、その成果及び所有権異動のデータ入力を行い、3月末に評価額を決定し、賦課する。	H30以前～R8以降	879	税務課
固定資産税・都市計画税賦課事務（家屋）			原則として基準年度（3年ごと）に評価替えを行う。ただし、新築・滅失等の異動のあったものについては、家屋の現況調査を賦課期日（1月1日）に向けて6月から1月にかけて実施し、その成果及び所有権異動のデータ入力を行い、3月末に評価額を決定し、賦課する。	H30以前～R8以降	481	税務課
固定資産税・都市計画税賦課事務（償却資産）			償却資産の所有者から、毎年賦課期日（1月1日）現在の償却資産の状況について1月末日までに申告があり、提出された申告書に基づき増加資産、減少資産のデータ入力を行い、3月末日に価格を決定し、賦課する。	H30以前～R8以降	469	税務課
固定資産（土地）総合鑑定評価業務			3年に1度の固定資産（土地）評価替えに伴う標準宅地の不動産鑑定士による鑑定評価・路線価の算定及び地価の変動に伴う毎年度の時点修正業務を行う。	H30以前～R8以降	9,911	税務課

6 行財政運営・市民参画・市政情報の発信

GIS固定資産データ更新事業			平成18年度に導入した地理情報システム（GIS）は、平成24年度以降毎年土地の分合筆のデータ更新を行っており、毎年の異動に応じて情報を更新する。これにより市内全域の土地・家屋情報の把握が迅速かつ容易になっている。なお、航空写真と重ねることにより、資産の位置関係の把握、立ち入りの難しい土地の推測、実際の使用状況に応じた区分けの目安、滅失建物の同一性確定等、非専門職である事務職員が少人数で事務を遂行するにあたり、適切で公正な賦課業務を遂行するにあたり不可欠な資料兼ツールである。また、窓口における市民の自己財産に関する問合せにおいて、市民の理解をスムーズに得ることが出来、市民に対する課税説明の満足度においても貢献している。	H30以前～R8以降	1,994	税務課
山陽小野田市限定ナンバープレート事業	3－（1）		市限定ナンバープレートを原動機付自転車につけてもらうことで「走る広告塔」として多方面へのアピールを行う。また、希望者に本市の特色あるナンバープレートを交付することで、更なるシビックプライドの醸成を図る。	R1～R8以降	51	税務課
帳票類アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならず、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバースターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達（やまぐち自治体クラウド）において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2～R8以降	7,748	税務課
収納管理業務			納税環境を整備し、市税の納期内納付を推進し、滞納発生の抑制を図る。また、滞納発生後の迅速な財産調査・滞納処分（差押）の執行、正確な担税能力の把握により、早期の滞納解消を目指す。	H30以前～R8以降	86,787	税務課
差押財産公売事業			市税滞納者所有で、市が差押えている動産、不動産を公売し、公売代金を滞納額に充てる。公売にあたっては、ヤフー㈱が運営するインターネット公売を活用する。これにより、広く公売の情報を知らしめ、差し押さえた不動産の落札額がより高価になることが期待できる。公売を実施するには、公売価格を算定する必要があるため、不動産の鑑定を依頼する。また、ヤフー㈱にシステム利用料（落札額×0.03×1.1）を支払う。	H30以前～R8以降	498	税務課
地方税共通納税システム対応事業			納税者は、複数の地方団体の地方税を一括して納税でき、地方団体は、納入済通知書の代わりに納付情報を電子データで受け取ることができるシステムに対応する事業。このシステムは、eLTAXの電子申告等システムの一機能として位置づけられている。このシステムが導入されると、①納入済通知書ではなく、データファイルの形式で届く。②金融機関の口座に入金されている税金が口座振込形式で入金されるようになる。	H30以前～R8以降	314	税務課
企業版ふるさと納税PR事業			平成28年の地域再生法の改正により、市が申請し、内閣府の認定を受けた地域再生計画で計画している事業について企業から寄附を受けることができる（地方創生応援税制）。地方創生の取組充実を目指し、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用するため、計画認定を受けるとともに、企業訪問を行い、対象事業をPRし、寄附の受入による自主財源の確保を目指す。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	企画課
ふるさと山陽小野田創生事業			「山陽小野田市ふるさと支援基金」に積み立てているサポート寄附金（ふるさと納税）を寄附者の寄附目的に応じた事業の財源として活用する。	H30以前～R8以降	155,170	企画課
クラウドファンディング事業			寄附金の使用目的を明確にすることで、寄附をしようとする方に本市の事業により共感を持っていただき、寄附を促す手法として「クラウドファンディング」を導入する。	R2～R8以降	ゼロ予算	企画課
広告掲載推進事業			自主財源を確保するため、市有財産に民間企業等の広告を掲載する。現在本庁舎の広告付き庁舎案内板のほか、市民課前、山陽総合事務所、市民病院、子育て総合支援センター（スマイルキッズ）に広告モニターを設置している。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	企画課
使用料・手数料の見直し事務			公共施設における利用者負担の適正化や自主財源の確保を目的として、施設の維持管理経費等を踏まえた使用料となるよう、単価等の見直しを行う。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	財政課

6 行財政運営・市民参画・市政情報の発信

公用車広告掲載事業			公用車を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図る。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	財政課
市有財産売却事業			市有財産管理運用指針に基づき、遊休資産として利用見込みのない普通財産の売却や貸付等により自主財源の確保を図るとともに必要な整備を行う。また、将来的に未利用となることが想定される公共施設についても、発生が想定される時点から活用方針の検討など対応に取組む。	H30以前～R8以降	800	財政課
ふるさと山陽小野田応援事業			本市では、平成20年7月からサポート寄附金（ふるさと納税）を募り、自主財源の確保に努めている。平成28年度から更なる自主財源の確保及び地域経済の活性化等を目的として、寄附者に対して返礼品を送付するとともに、納付方法の簡素化（クレジット払い）を行い、寄附者の意欲増進や利便性の拡大に努めている。 寄附注文件数及び寄附金額が大幅に伸びてきており、令和3年度は、前年度に引き続き、受発注業務を専門事業者に委託するとともに、複数のポータルサイトに掲載し、更なる寄附金額の増額を目指す。なお、総務省告示第179号（令和元年6月施行）において、募集に係る経費の上限額が規定されたため、事業者への手数料が増加する分、展示会やイベントへの出展及びパンフレットの製作は行わない。	H30以前～R8以降	131,111	シティセールス課
ふるさと支援基金（サポート寄附）積立事業			サポート寄附金（ふるさと納税）について、翌年度以降、寄附者の目的に応じた事業に充当するため、当該寄附金をふるさと支援基金に積み立て、受け入れたサポート寄附金を適切に管理する。	H30以前～R8以降	260,000	シティセールス課

基本施策40　市政への市民参画の推進

（1）市民参画の機会づくり

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
市民意見公募（パブリックコメント）制度の活用			市の基本的な計画や条例などの策定に際し、その目的、内容、市の考え方などを公表して、広く市民等から意見を募り、その内容を考慮して意思決定を行うとともに、寄せられた意見等の概要とこれに対する市の考え方を公表する。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	企画課
まちづくり懇談会業務			市政に広く市民の意見を取り入れ、今後の市政執行の参考とするため、市内の団体からの申込を受けて、テーマに沿って意見や情報を交換する。	H30以前～R8以降	13	生活安全課
要望・苦情処理業務			市民・団体から本市の行政に関わる要望・苦情等を積極的に受け入れ、業務改善や行政施策に反映させるとともに、回答が可能な相手方に対しては、市長名で回答している。	H30以前～R8以降	12	生活安全課
市民相談業務			市民を対象に、職員による市民生活相談を行う。相談内容によって、担当課・他の機関・弁護士相談等を紹介し、紹介できないものについても、可能な範囲で支援に努める。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	生活安全課
法律相談業務（弁護士）			市民の抱える法律問題の解決への糸口とするため、弁護士による無料の法律相談事業を実施する。	H30以前～R8以降	528	生活安全課
法律相談業務（司法書士）			最近の弁護士・司法書士相談の傾向として、相続、土地問題が多く、最終的に登記に繋がる案件が多数を占めるため、弁護士による法律相談とは別に司法書士による法律相談を実施することによって、市民のニーズへの対応が可能となっている。	R3～R8以降	72	生活安全課

（2）市政情報の発信

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課

6 行財政運営・市民参画・市政情報の発信

ホームページを活用したまちの魅力発信事業		知守	ホームページ稼働に必要なシステムを、保守契約によって技術的支援を得るとともに、日進月歩のこの業界においてバージョンアップ等に対応する。利用しやすい、役に立つホームページとなるようその機能を最大限に活用し、発信情報の充実を図る。また、スマホ世代にあった情報発信を考え、SNSと連携するなどして、若い世代が市政情報に目を向ける機会を増やす。迅速な情報提供や情報更新によって、まちの魅力を積極的に継続的に発信し、シティセールスを推進する。	H30以前～R8以降	623	シティセールス課
広報紙発行事業		知守	市政情報発信において、広報紙は本市の基幹的な広報媒体である。市政情報を適切かつ効率的に提供するとともに、一方的なお知らせにならないよう、市民の「知りたい」に応える広報、正しく伝わる広報を目指す。市の魅力を発信するなど、本市に対する誇りや愛着の喚起・誘発に取り組み、シティセールスを推進する。	H30以前～R8以降	14,527	シティセールス課
広報紙発行事業（臨時分）		知守	市政情報発信において、広報紙は本市の基幹的な広報媒体である。近年、製紙代、インク代などの印刷コストが高騰しており、平成25年度からページ単価が増加している。今後もコストの高騰が予想されるが、広報紙はまちの「今」を市民に届ける貴重な伝達ツールで、市民と行政の協働によるまちづくり基盤の構築という重要な役割がある。分かりやすく読みやすい広報紙となるようページ内容を精査したうえで、臨時的経費として広報印刷製本費を計上する。	H30以前～R8以降	4,241	シティセールス課
広報活動記録事業			ネットワークハードディスクは、広報編集用のデータ共有機材として使用するほか、市内外で行われるイベント等の写真・映像データを後世に残す保存用機材としても使用している。保存方法については、R3年度から、保存容量に制限があるハードディスクから制限のないクラウドサービスに変更する。	H30以前～R8以降	88	シティセールス課
広報活動アンケート事業			シティセールスを推進していく上で情報発信は重要であるが、情報発信に伴う広報効果を測る方法として、定点観測となる市民アンケート調査を実施する。市広報媒体に接触している人だけでなく、接触していない人に対しても調査しなければ意味がないため、郵送調査を行うことが最も簡単な調査であり、高齢者層まで調査が可能である。市民の関心事、市政情報の入手経路、広報活動の評価等を調査し、今後の広報活動に反映させる。 また、ホームページやフェイスブックについては、Googleアナリティクスやフェイスブックインサイトといった無料解析ツールを活用し、ページへのアクセスや投稿への反応等を分析する。	H30以前～R8以降	160	シティセールス課
市政情報発信事業		知守	市政情報を伝える手段として主に広報紙やホームページを活用しているが、より多くの人や広域へ市政情報を伝えるため、報道機関（テレビ、ラジオ、新聞等）を通じた情報発信を行う。地域に密着した情報を提供する地方紙は、市民、特に高齢者層からの支持を多く得ており、大きな影響力を持っている。よって、市民向けの情報をシティインフォメーションとして地方紙に掲載し、情報発信の効果を増幅させ、報道機関を活用した効果的・効率的な情報発信を行っている。	H30以前～R8以降	327	シティセールス課
市政情報発信事業（コミュニティFM）			市政情報を伝える手段として主に広報紙やホームページを活用しているが、より多くの人や広域へ市政情報を伝えるため、コミュニティFM局スマイルウェ～ブを活用し、主にイベント、募集などをパーソナリティーが読み上げるシティインフォメーション（1回10分週7回）を放送する。また、市職員とパーソナリティーがスタジオに入り、トーク形式で伝えるオリジナル番組（1回30分週1回）を放送する。	H30以前～R8以降	4,650	シティセールス課
広報紙編集用機器リース事業			広報紙の編集について、DTP（デスクトップパブリッシング）等をリースにて導入し、シティセールス課において編集する。文章や写真、イラストなどのレイアウトを職員が考え、DTPソフトを使ってデザインし、印刷データを作成する。複合機は、記者発表のFAX送信や報道機関との連絡調整などの市政情報発信に活用するほか、広報紙の試し刷りをカラー印刷で行っている。これらの機種は、業務時間の短縮を実現し、業務効率化に寄与するものである。	H30以前～R8以降	1,101	シティセールス課

6 行財政運営・市民参画・市政情報の発信

県央連携都市圏域「ナナシマチ」魅力発信事業			県央連携都市圏域における「圏域情報発信プロジェクトチーム」として実施する事業。7市町のイベントや地域資源の魅力を、市ホームページや地域情報誌「サンデー山口」や「サンデー宇部・山陽小野田」を活用して情報を発信し、交流を促進する。 FM山口のラジオ番組を活用した情報発信では、交流促進に資する圏域情報を圏域内外に発信するとともに、山陽小野田観光協会が認定した名産品をリスナープレゼントとして提供することによって、市の魅力発信を行う。	R1～ R8以降	16	シティセールス課
フェイスブックを活用したまちの魅力発信事業		知守	フェイスブックの特性である拡散性、即時性を生かし、市政情報やイベント情報、災害時の緊急情報、取材現場からの話題、旬の情報、美しい風景などを効率的、効果的に発信して、より多くの人へ本市の魅力を知ってもらい、「本市のファン」を増やす。平成31年3月、職員が利用する際のルールを定めた「市ソーシャルメディア・ガイドライン」を、対外的に示す市の運用方針を定めた「市ソーシャルメディア・ポリシー」を策定した。今後もSNSを積極的に活用した情報発信を行う。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	シティセールス課
市政説明会運営事務			市の将来や市民生活に重大な影響のある事項について、市民に情報を提供し、共有するため、事前に各地区に出向き、市の方針を説明する市政説明会（開催主体が市。担当課で行う説明会を含む。）を開催する。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	生活安全課
出前講座運営事務		知守	市民が行政に対する理解と関心を深め、市民参加による市民本位の開かれた市政を目指すため、市民（団体）からの申し出により、職員を講師として出前講座を実施する。	H30以前～ R8以降	12	生活安全課
みんな de スマイルトーク運営事務			協創によるまちづくりを展開していくために、まちづくりに繋がる専門的知識や経験に基づく幅広い意見を把握する必要があることから、市長と対象団体が対話をする。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	生活安全課

基本施策41　広域連携の推進

（1）広域連携の推進

事業名	重点施策	スマイルエイジング	事業概要	事業期間	令和3年度事業費（単位：千円）	担当課
広域圏連携事務事業（山口県央連携都市圏域推進協議会）			連携中枢都市（山口市・宇部市）と近隣5市町で構成する山口県央連携都市圏域（平成29年3月協定締結）は、定住人口の増加・維持を図り、地域全体の活性化につなげるため、山口県央連携都市圏域ビジョンに基づき、広域連携の下、事業に取り組んでいる。この取組のため、山口県央連携都市圏域推進協議会、同幹事会において協議を行っている。	H30以前～ R8以降	6	企画課
広域圏連携事業（宇部・美祢・山陽小野田市広域連携協議会）			3市で構成する宇部・美祢・山陽小野田市広域連携協議会において、行政の広域的な取組を図るため協議会を開催し、会長及び事務局を2年度ずつ持ち回りしてきたが、近年は休止状態である。一方で、平成29年3月に本市は山口市・宇部市と連携協約を締結し、7市町による山口県央連携都市圏域が発足しており、3市はいずれも参加している。よって、今後の3市での協議会の取扱いについて、関係市で協議する必要がある。	H30以前～ R3	ゼロ予算	企画課

施 策 体 系 外 ・ 繰 出 金

事業名	事業概要	事業期間	令和3年度 事業費 （単位：千円）	担当課
情報公開事業	○ 市情報公開条例に基づき、市の保有する公文書を公開する。 ○ 情報公開及び個人情報保護に関する専門的知識を有する弁護士と委託契約を締結する。	H30以前～ R8以降	66	総務課
個人情報保護事業	市個人情報保護条例に基づき、市民に対して、自己情報の開示請求権及び訂正請求権を保障し、市においては、個人情報の収集、利用、管理という一連の過程における適正な取り扱いについて基本的なルールを定める。	H30以前～ R8以降	36	総務課
特定個人情報保護事業	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき個人番号利用事務及び個人番号関係事務の実施者は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止等の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとされている。これを受けて、市では山陽小野田市特定個人情報の取扱いに関する管理規程を定め、保有特定個人情報を適切に管理するための安全管理措置を講ずることとしている。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	総務課
市議会対応事務事業	市の議決機関である市議会との間において、議会の招集や議案の提出について様々な事務を行っている。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	総務課
例規関係事務事業	○ 各課が起案する例規について指導・助言を行うとともに審査を行う。 ○ 公布・告示・公告等の公告式を統括する。 ○ 市の例規をデータベース化し、管理するとともに、ホームページで公開する。	H30以前～ R8以降	8,612	総務課
その他法制関係事務	○ 訴訟、和解及び不服申立ての総括事務 ○ 行政手続法及び行政手続条例に基づく総括事務 ○ 住民投票条例に基づく総括事務　○ 直接請求（条例制定改廃等）の事務 ○ 法令等の運用・解釈の助言・指導　○ 法令集・解釈書等の整備	H30以前～ R8以降	1,566	総務課
文書管理事務事業	○ 文書事務の総括 ○ 郵便物等の受取及び差出並びに支所等への文書逓送 ○ 文書事務に係る消耗品の一括購入　○ 印刷機・圧着機・裁断機等の管理	H30以前～ R8以降	25,453	総務課
公印管理事業	○ 公印規則による適正な公印の管理 ○ 公印の新調・廃止 ○ 公印台帳の整備	H30以前～ R8以降	20	総務課
行政区域関係事業	○ 市の境界の確認等に関する事務 ○ 町又は字の区域の新設等に係る告示の総括 ○ 新たに生じた土地の確認に関する事務（権限移譲）	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	総務課
文書管理システム運用事業	平成29年1月に導入した文書管理システムの安定した運用を図る。	H30以前～ R8以降	938	総務課

施 策 体 系 外 ・ 繰 出 金

文書管理システム更新事業	現在使用している文書管理システムの利用契約が終了する令和4年1月からの契約の更新。 行政手続の電子処理化を促進するために、電子決裁機能が付いている。 会計年度任用職員制度の導入及び電子決済機能の追加に伴い、システム使用者数を現在の300人から500人に増加させる。	R3～ R8以降	1,386	総務課
庁舎管理事業	○本庁舎・周辺敷地・附帯設備の適切な管理の実施 ○計画的な改修・修繕の実施	H30以前～ R8以降	48,748	総務課
庁内放送・庁内電話管理事業	○市職員等に周知を図る事項について適宜、庁内放送を通じて情報を伝達する。 ○代表電話にかかってきた外線を、電話交換手が適宜、関係部署につなぐ。	H30以前～ R8以降	3,876	総務課
庁内電話・庁内放送管理事業（臨時分）	○現在の電話交換機は、平成１９年1月に導入しているが、法定耐用年数である6年を超えて使用している。電話交換機に異常が発生した場合、交換機能の一切が使用不可能となるため、電話交換機の更新を行う。 ○庁内放送設備は、導入よりかなりの年数が経過し、一部音量の調整ができない等の不具合も発生している。庁内放送も円滑な行政運営のため更新を行う。また合わせて3階大会議室の放送設備も不具合が多いため更新を行う。	R2～ R3	19,814	総務課
表彰関係事業	○国の栄典・県の表彰に係る被表彰者の推薦 ○市の功労者一般表彰等 ○市のスポーツ文化功労者等の表彰	H30以前～ R8以降	215	総務課
連絡調整事業	○他の執行機関等との連絡調整 ○市政全般の総合調整	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	総務課
固定資産評価審査委員会事務	○固定資産の価格に関する不服の申出があった場合、固定資産評価審査委員会を開催し、不服についての審査及び決定を行う。	H30以前～ R8以降	48	総務課
他に属さない事務事業	○市史等の販売 ○儀礼式典 ○非核平和 ○共催・後援の統括 ○寄附採納の統括	H30以前～ R8以降	189	総務課
庁舎管理事業（産業廃棄物処理業務）	○産業廃棄物処理委託料 市の事業活動に伴って出た産業廃棄物については、環境衛生センターでは回収できないゴミである。そのため、産業廃棄物を処理することが可能な業者と委託契約を結び、適正な処理を実施する。	R1～ R8以降	597	総務課
本庁舎環境改善事業	令和2年度末で完了する本庁舎整備事業の後継、2期改修として実施設計済み。耐用年数を迎える空調機の更新、老朽化の著しい屋上防水の施工、外壁の改修を行いつつ、市民サービスの向上を企図した庁舎内の執務レイアウトの変更を行いたい。加えて、共済会館等の建物の解体を位置づけるとともに、外構を整備していく必要がある。また、設備更新後の本庁舎に対するLCC、BCP計画を策定し、災害時における活動等を確実なものとしたい。	R2～ R4	61,310	総務課

施 策 体 系 外 ・ 繰 出 金

行政不服審査関係事務	国民の簡易迅速な権利救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的として設けられている行政不服審査制度の全面改正がなされ、平成28年度から、審査請求の一元化、審理員制度、第三者機関への諮問制度等が導入された。審理員に関する業務については市において、第三者機関に関する業務については山口県市町総合事務組合が行う。	H30以前～R8以降	10	総務課
法律相談業務委託事業	複雑多様化する法律問題に対応するための一助とするため、弁護士と相談ができる体制を構築する。	H30以前～R8以降	993	総務課
公平委員会事務事業	職員に係る不利益処分に対する審査請求及び勤務条件に関する措置に対して、裁判・判決、職員からの苦情相談、職員団体の登録事項変更、管理職員等の範囲を定める事務及び職員団体登録事務を行う。 令和2年度より、山陽小野田市公平員会事務を山口県市町総合事務組合内山口県市町公平委員会の共同処理事務に移管したことに伴い発生する県市町総合事務組合への一般負担金を計上する。	R2～R8以降	1,004	総務課
山陽小野田市庁舎建設整備基金事業	庁舎建設時には多額の経費を必要とするが、一般財源等を活用して計画的に基金に積み立てることで、庁舎建設の財源として活用することが可能となる。このことにより庁舎建設時の財政負担軽減に資する。強いては、庁舎建設時の市民サービスの低下を防ぎ、もって市民サービスの向上と市内経済の活性化に寄与することを目的とする。	R3～R8以降	100,000	総務課
市長の秘書に関する業務	市長が職務に専念できる執務環境を確保し、市政運営を円滑に行えるよう支援する。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	総務課
庁議に関する事務	市政に関する重要事項を審議するとともに、情報・問題の共有化を図ることにより、効率的かつ円滑な行政運営を行う。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	総務課
基幹統計調査の実施に関する事務	統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査を実施する法定受託事務	H30以前～R8以降	2,725	総務課
調査員確保対策事業	山口県統計調査員確保対策事業要綱に基づき、国及び県が実施する統計調査に従事する統計調査員を確保し、その資質の向上を図る。	H30以前～R8以降	17	総務課
山口県統計協会負担金負担事業	統計の普及と統計技術の向上を図り、地方統計の発展に寄与するために、山口県統計協会の正会員として負担金（法令外）を負担する。山口県統計協会は、統計普及事業として統計大会の開催、調査員の表彰、研修、各種統計図書の刊行をしており、正会員には山口県統計年鑑等統計図書データを無償頒布している。	H30以前～R8以降	8	総務課
新型コロナウイルス等感染症対策基金事業	イベントの中止等に伴い不要となった一般財源や寄附金を活用して基金に積み立てることで、新型コロナウイルス等感染症の影響に伴う市民への生活支援、事業者への経済支援、新たな感染症の発生を想定した事前の備え等を実施するに当たって財源として活用し、もって市民の安全安心の確保と市内経済の活性化に寄与することを目的とする基金の造成等を行うもの。	R2～R8以降	1,000	総務課

施 策 体 系 外 ・ 繰 出 金

職員健康管理事務	労働安全衛生法に基づき、職員が健康的に職務が遂行できる環境を整える。平成28年からストレスチェック制度を導入し、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止、労働者自身のストレスへの気づきを促す、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげることを目的とする。また、令和2年度からは、会計年度任用職員についてもストレスチェックの対象となった。	H30以前～R8以降	7,407	人事課
公務災害事務	地方公務員法第45条、地方公務員災害補償法第69条、労働基準法第75条、労働者災害補償保険法第1条、第3条に基づく事業であり、公務中の災害を補償することで、公務に集中できる職場環境を提供する。	H30以前～R8以降	970	人事課
共済組合事務	地方公務員法第43条に基づき、各種福利厚生事業を行う。	H30以前～R8以降	792	人事課
職員共済会事務	地方公務員法第42条に基づく地方公共団体の義務業務。 各種給付金の給付事業や、人間ドッグ利用助成など福利厚生事業のほか、プロ野球観戦など、職員の元気回復事業を行う。	H30以前～R8以降	3,414	人事課
人事管理事務（臨時分）	山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例に基づき、山陽小野田市特別職報酬等審議会を2年毎に開催し、意見を聴く。ほか、人事管理上必要な事務を行う。	H30以前～R8以降	200	人事課
地籍調査成果管理事業	地籍調査に関する図面（一筆図に図根点、筆界点の座標及び求積表が入ったもの等）の閲覧、交付に対応するとともに、地籍調査の結果に誤りを認めた場合は、地図訂正や地積更正を行う。	H30以前～R8以降	2,003	税務課

施策体系外・繰出金

自治基本条例見直し事業	「市民が主役のまちづくり」の実現を目指して、その道しるべとなる市政運営の最も尊重すべき規範として、自治基本条例が平成24年1月1日から施行された。同条例第35条の規定により、5年を超えない期間ごとに自治基本条例審議会においてこの条例の見直しを検討することが定められているため、令和3年度において見直しの検討を行うための会議を開催する。	H30以前～R8以降	381	企画課
第二次山陽小野田市総合計画改訂事業	第二次山陽小野田市総合計画は、平成30年度から令和11年度までの12年間を計画期間としている。この計画期間は、前期4年、中期4年、後期4年の3期に区分される。このため、前期又は中期の最終年度とその前年度（令和2年度・令和3年度、令和6年度・令和7年度）においては基本計画の見直しを行い、次期4年間の計画を策定する必要がある。なお、中期基本計画からは、まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体化して策定する。	R1～R8以降	3,591	企画課
地方版総合戦略の効果検証事業	地方版総合戦略については、その効果を検証することが求められており、当初設定した数値目標や重要業績評価指標（KPI）の達成度合いについて、外部有識者委員も含めて検証し、その結果必要に応じて見直しや地方版総合戦略の改訂を行うもの。本市総合戦略の計画期間は、平成27年度～平成31年度の5年間となっていたが、令和3年度まで延長する予定。	H30以前～R2	63	企画課
地方財政状況調査（決算統計）事務	「地方自治法等の規定に基づく地方公共団体の報告に関する総理府令」（昭和28年）に基づき、毎年各自治体で定期的に作成されるもので、総務省より「地方財政白書」として公表されるものである。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	財政課
地方交付税事務	地方交付税算定のため、交付税算出資料を作成する。 ●普通交付税：各種基礎数値の提出（4～5月）、県へ算出資料を提出・交付額決定（7月）、翌年度基礎数値の提出（10月） ●特別交付税：各種基礎数値・資料の提出（9月）、交付額決定（3月）	H30以前～R8以降	ゼロ予算	財政課
健全化判断比率及び資金不足比率の算定事務	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、国の定める調査様式により算定する。 監査委員による審査の後、意見を付して議会へ報告する。 市民に対しては、市広報及びホームページを通じて公表する。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	財政課
財務会計システム構築・運用事業	平成14年に導入した現行の財務会計システムは、様々なカスタマイズを施し、また、サーバ機器等の更新を行うことで、長期的な運用を図ってきたが、令和3年9月に保守期限が到来するため、これに伴う新たなシステムの導入が喫緊の課題となっている。 新たなシステムでは、法令に則った財務処理が実行できることはもとより、現在、別システムとなっている起債管理システムを統合し、あわせて、統一的な基準による財務書類を作成するための仕組みを構築し、業務の効率化を図る。	R1～R8以降	13,397	財政課
財務情報システム運用事業	予算の調製やその執行については、法令等に基づき適正に事務処理を行うことはもとより、説明責任という観点では、市の判断や決定事項については、明確な根拠や説明が求められる。また、個々の職員の財務知識の向上は、行財政運営に不可欠である。 職員が共用できるオンラインによる財務情報提供サービスを導入することで、事務処理の適正化、説明責任の履行の強化及び職員の資質の向上を図る。	R1～R3	119	財政課

施 策 体 系 外 ・ 繰 出 金

管理自動車管理・運行事業	市の業務に必要不可欠な管理自動車の管理・運行・整備に関する事業であり、管理自動車の一元管理による公平な車両供給と効率化及び維持管理費の軽減を図る。	H30以前～R8以降	12,339	財政課
管理自動車更新事業	老朽化の進む市保有の管理自動車を、年次的にリース車に入れ替えることにより、新車を購入するのに比べ単年度の出費を軽減させる。 また、現在リース契約を行ってる車両についても老朽化が進んでいるため、安全性を勘案して順次更新を行う。	H30以前～R8以降	717	財政課
市有財産維持管理事業	市有財産管理運用指針に基づき、市有財産の適正な維持管理を行う。あわせて、財務規則に基づく市有財産の総括的管理を行う。	H30以前～R8以降	2,752	財政課
市有財産損害保険事業	予期せぬ損害に迅速に対応し、市有財産の損害補てん及び市の賠償責任の負担に備えるため、市民賠償責任保険、建物火災保険及び道路賠償保険への加入及び保険請求事務を行う。	H30以前～R8以降	647	財政課
情報システム管理・運営事業	住民情報系システムの安定稼働のためハードウェア及びソフトウェアの管理・運営を行う。	H30以前～R8以降	117,560	情報管理課
住民情報系システム更新事業	本市の住民情報系基幹システムは、令和元年度にやまぐち自治体クラウド（7市町）により共同調達を行っており、利用する機器類は全てリース物件である。本事業は国のガイドラインに準拠して記憶装置を安全に管理するために修理HDD返却不要サービスを利用するものである。	R2～R6	1,538	情報管理課
社会保障・税番号制度対応にかかるシステム改修事業	現行の自治体中間サーバー・プラットフォームは、平成28年度の稼働後、令和3年7月をもって保守停止となるため、次期システムの更新を地方公共団体情報システム機構（J-LIS）により、令和元年度から設計・構築を行い、令和3年8月に運用を開始する。	R1～R3	1,064	情報管理課
ハードウェア・ソフトウェア保守事業	内部情報系システムの安定稼働のためハードウェア及びソフトウェアの管理・運営を行う。	H30以前～R8以降	21,208	情報管理課
行政系端末更新事業	行政系ネットワークシステムで現行利用しているWindows8.1端末のサポートが令和5年1月11日で終了するため、令和4年度に端末550台を更新を予定している。しかしながら、現行端末は、購入後7～8年を経過しており、令和3年度は故障等の事態に備えるため中古端末を購入し延命を図る。	R3～R8以降	660	情報管理課
ウイルス対策ソフトウェアバージョンアップ事業	行政系及びインターネット系で稼働しているサーバ及び端末でウイルス対策として導入しているソフトウェアのバージョンは、令和3年度中にメーカーのサポートが終了し、ウイルスパターン更新やウイルス検索等の動作が保証されなくなる。よって、ソフトウェアのバージョンアップを実施しシステムの安定稼働を図る。	R3～R3	930	情報管理課
ネットワーク管理・運営事業	ネットワークの安定稼働のため通信基盤の管理・運営を行う。	H30以前～R8以降	31,073	情報管理課
イントラネット通信機器更新事業	平成23年度に更新した旧小野田地区のイントラネット通信機器が令和元年度に一部が保守停止となるため、 市役所本庁舎耐震改修事業に合わせて令和元年度と令和3年度に更新を行う。	R3～R8以降	5,923	情報管理課

施 策 体 系 外 ・ 繰 出 金

国道190号日の出電線共同溝設置に伴うイントラネット光ケーブル入溝事業	国が国道190号線の電線地中化に伴い、令和3年度に、共同溝設置工事費の負担金、電柱から共同溝までの連携管路設置費用、ケーブルの入線費用が必要となる。 該当：国道190号の横断1か所（共同溝施工区域内管路延長71.2m、連携部分30.4m）	R1～ R8以降	10,015	情報管理課
情報セキュリティポリシー実施事業	セキュリティポリシーの実施状況を確認していくとともに、技術の進歩等に伴う情報セキュリティを取り巻く急速な状況の変化に柔軟に対応できるよう、内容の見直しを図っていく。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	情報管理課
情報セキュリティ監査事業	情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、計画に沿った情報セキュリティ監査を実施する。	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	情報管理課
情報セキュリティ対策研修等事業	市民の個人情報等情報資産のセキュリティ確保のためには、システム面はもちろんのこと、人的面においても万全の情報セキュリティ対策を講じる必要がある。	H30以前～ R8以降	135	情報管理課
山口県情報セキュリティクラウド更新事業	平成29年4月に運用開始した山口県情報セキュリティクラウドは、令和3年度末に更新時期を迎えるが、仕様検討部会において、これを1年程度延長利用し、令和5年度に更新することを前提に検討が進められている。	H30以前～ R8以降	4,276	情報管理課
WEB会議環境整備事業(市役所)	WEB会議の需用増に対応するため、令和2年度に整備したWEB会議環境を拡張整備する。	R3～ R3	2,004	情報管理課
戸籍事務事業	出生、婚姻等の届出を受けて、その親族的身分関係を登録、削除、創設、公証するために戸籍に記載して管理する。地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務である。	H30以前～ R8以降	852	市民課
住民基本台帳事務事業	住民の利便の増進、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するための住民基本台帳法に基づく自治事務である。 住民異動届の提出を受け、住民基本台帳へ登録することにより居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務処理の基礎としている。	H30以前～ R8以降	1,842	市民課
特別永住許可事務及び市区町村在留関連事務事業	平成24年7月に外国人登録法が廃止され、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となったため、居住関係が明確になり、在留管理に必要な情報を把握することができるようになった。 市では、出入国管理及び難民認定法に基づき中長期在留者と特別永住者に係る住居登録、特別永住者証明書の交付事務、法務省端末との情報連携処理を行う。	H30以前～ R8以降	22	市民課
印鑑登録事務事業	本人からの印鑑登録申請に基づき、厳密な登録資格要件審査、本人確認、登録意思確認を行い登録印の印影を磁気ディスクに取込み印鑑登録原票を作成し、印鑑登録証を発行する。その登録証を提示していただくことにより印鑑登録証明書を発行する。	H30以前～ R8以降	66	市民課
臨時運行許可事務事業	道路運送車両法の運行要件を満たしていない車両を新規登録又は継続検査等の目的で陸運局等まで運行する必要がある際、要件を審査のうえ5日間を限度として臨時運行の許可を与える。道路運送車両法、山陽小野田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則に基づき実施。	H30以前～ R8以降	11	市民課

施 策 体 系 外 ・ 繰 出 金

船員事務事業	船員は、船員手帳を受有しなければならないため、地方運輸局で手帳の交付申請等を行う必要がある。しかしながら、地方運輸局の窓口は少なく不便であるため、国土交通大臣の指定を受けた港に隣接する地域の市町村が事務を代わりに行うこととなっている。本市も平成18年に船員法第109条第1項の指定（告示）を受け、市民を含む関係者の方の利便性の向上に努めている。	H30以前～ R8以降	18	市民課
戸籍情報システム改修事業	戸籍法及びデジタル手続法の一部を改正する法律に係る戸籍情報システムの改修を行い、戸籍副本データ全件を戸籍サーバへ送信し、各市区町村間で連携運用を行い、総合運用試験支援までの工程を委託するものである。この改修は、戸籍、附票、住民基本台帳と3分野に分かれている。	R2～ R5	14,431	市民課
水道事業会計繰出金（児童手当）	地方公営企業繰出基準に基づき、水道局職員に係る児童手当の支給に要する経費の一部を繰出す	H30以前～ R8以降	3,391	環境課
水道事業会計操出金（統合事業）	鋳物師屋・西山地区簡易水道について、清浄で豊富低廉な水を供給し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的に、上水道事業に統合する。 令和元年度：上水道統合事業に必要な資料作成及び設計業務委託等。 令和2年度：既設配水池への送水管布設及び受水槽並びにポンプ場の建設工事。 令和3年度：上水道事業に統合し、簡易水道事業を廃止。 事業は、すべて水道局が実施するため、市は地方公営企業操出基準に基づき、出資を行う。	R1～ R8以降	9,705	環境課
介護保険特別会計繰出金	一般会計の負担となる介護給付費に係る法定負担割合分及び地域支援事業に係る一部を除く費用について、介護保険特別会計へ繰り出すもの。	H30以前～ R8以降	1,048,136	高齢福祉課
国民健康保険　特別会計繰出金事業	国民健康保険基盤安定及び負担軽減対策等の一般会計から国民健康保険会計への繰出金	H30以前～ R8以降	582,319	国保年金課
後期高齢者医療　特別会計繰出金事業	保険基盤安定等の一般会計から後期高齢者医療特別会計への繰出金	H30以前～ R8以降	279,705	国保年金課
病院事業会計繰出金	地方公営企業法に基づき、毎年度総務省より通知される「地方公営企業の繰出金について」に定められた基準の範囲内で繰出金を支出する。	H30以前～ R8以降	420,811	健康増進課
石油基地自治体協議会負担金事業	国に対し石油備蓄施設立地対策等補助金の意見陳述や災害時における相互応援体制を構築するために石油基地自治体協議会に加入し、石油化学ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄが所在する自治体と連携を図る。	H30以前～ R8以降	13	商工労働課
工業用水道事業会計繰出金	水道局（工業用水道事業会計）職員に係る児童手当の給付に要する経費を負担する。	H30以前～ R8以降	336	商工労働課
山陽小野田市山陽有線放送電話共同設置協会本部局舎撤去事業	山陽小野田市山陽有線放送電話共同設置協会の解散に伴い、JAから使用貸借している本部局舎用地を早急に原形に復し土地を返還する必要が生じた。これにより、電源立地促進対策交付金によって昭和53年に建設した有線放送協会本部局舎を解体する。	R3～ R3	21,831	農林水産課

施 策 体 系 外 ・ 繰 出 金

下水道事業会計繰出金（農業集落排水事業）	一般会計と公営企業会計の経費区分の原則に基づいて一般会計が負担すべき経費の繰出金。	H30以前～R8以降	24,235	農林水産課
津布田一丁田地区かんがい排水施設（保守・維持管理）	津布田一丁田かんがい排水施設は、石炭採掘を終了した昭和46年頃から古洞水の上昇により下流農地に発生しはじめた湿田被害を解消するため、平成6年度に設置されたポンプ施設である。当該施設には、地下水位を低下させるために2台のポンプが設置されている。時限立法である臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法が平成13年で廃止されるため、排水施設については旧山陽町の時に財産譲与を受けており、平成11年3月18日付けにかんがい排水施設維持管理費契約締結後に、運営基金として59,132,000円交付されている。（平成30年度末残高　56,838千円）	H30以前～R8以降	400	農林水産課
津布田一丁田地区かんがい排水施設（修繕）	津布田一丁田かんがい排水施設は、石炭採掘を終了した昭和46年頃から古洞水の上昇により下流農地に発生しはじめた湿田被害を解消するため、平成6年度に設置されたポンプ施設である。当該施設には、地下水位を低下させるために2台のポンプが設置されている。時限立法である臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法が平成13年で廃止されるため、排水施設については旧山陽町の時に財産譲与を受けており、平成11年3月18日付けにかんがい排水施設維持管理費契約締結後に、運営基金として59,132,000円交付されている。（平成30年度末残高　56,838千円）	H30以前～R8以降	900	農林水産課
オートレース運営事業	オートレース事業のうち、施行者の固有事務を除く、競走の実施に関する事務を包括的民間委託することにより、事業継続を図る中で、市の収益保証を確保し、累積赤字及びリース料残額の累積債務の解消を図っていく。	H30以前～R8以降	15,538,196	公営競技事務所
ミッドナイトオートレース開催事業	更なる累積債務の早期解消及び地域公益事業などの地域福祉への貢献を更に充実させるため、収益性の高いミッドナイトオートレースを実施する。	H30以前～R8以降	6,294,275	公営競技事務所
山陽オートレース場スタンド棟等整備事業	○鉄筋コンクリート造 ○一部鉄骨構造5階地下1階 ○延床面積14,390㎡ ○基本構想・基本計画に基づき、新築・減築に向けた基本設計・実施設計を令和2年度中の完成を目指していたが、詳細設計を終えることができなかった。したがって、施設改修中における施設の使い方や営業方法を含め、施設整備に係る全体的な見直しを行う。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	公営競技事務所
選手退職金支給制度一部補助事業	一般社団法人全日本オートレース選手会共済会の退職金制度は財政状況の悪化から新規の積立を受け付けておらず、H27年度以降入所の選手については、退職時に同会からの退職金支給が全くない状況である。このような中、選手会山陽支部では、退職後の選手の生活の安定を図るため、独自の退職金制度の創設を企図している。同制度は、各選手が毎年一定額（現時点の案：20万円程度×所属選手70人）を積み立てることを想定している。本事業は、レースの主役として公営競技事業運営に多大な貢献を果たしてきた選手の処遇改善ため、市としても同制度に対し予算の範囲内で一部補助を行い、ひいては優秀な選手の確保とそれによる売上の向上を図るもの。	R3～R8以降	2,000	公営競技事務所

施 策 体 系 外 ・ 繰 出 金

共有化ZTSリプレイスに伴う情報サービス操作卓等更新事業	2014年度に導入された共有化TZSシステム（日本トータ所有）は、投票集計・オッズ計算・帳票データ集計等を行う基幹的システムで、7年で更新が必要なためR3年度が更新時期にあたっている。このシステムに接続するため、レース場側には情報サービス操作卓等を設置しているが、現在の設備は共有化TZSシステム初期導入以来更新しておらず2020年度で機器保守（無償）が切れ、故障した場合には対応が困難で開催に支障をきたすことから、これを未然に防止するためR3年度に更新するもの。なお、今度のスタンド改修の動向によって接続する機器の台数に変動が生じる可能性があることから、買取でなくリースでの運用とする。	R3～ R7	2,053	公営競技事務所
第5駐車場用地確定測量事業	本レース場の来場者のために確保している駐車場のうち第5駐車場（賃借地）は、レース場から最も離れており、グレードの高いレースの開催中においてもファンの駐車がない現状である。このため、返還について地権者と協議を行っている。なお、当該地を水田から駐車場用地にするにあたっては、市が盛土と砂利敷を行い土地の状態を改変しており、各地権者の所有地間の境界が確認できない状態となっていることから、当該地の返還にあたり、用地の確定測量を実施する。	R3～ R3	3,751	公営競技事務所
地域公益事業	売上金の一部を地域福祉、体育等の振興に寄与することを目的とし、周辺対策事業の一環として、市内全域を対象に公共施設の改修を行う。	H30以前～ R8以降	17,000	公営競技事務所
市有財産維持管理事業	国から譲与された法定外公共物の適正な維持管理を行う。	H30以前～ R8以降	402	土木課
公共下水道事業繰出事業	公営企業会計の経費負担区分の原則に基づいて、一般会計が負担すべき経費を支出する。	H30以前～ R8以降	1,179,660	都市計画課
契約・入札事務	地方自治法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の関係法令、山陽小野田市財務規則等に基づき入札を執行する。	H30以前～ R8以降	113	監理室
検査事務	地方自治法第２３４条の2に基づき、契約の適正な履行を確保するため、又はその受ける給付の完了を確認するため、必要な検査を行う。	H30以前～ R8以降	75	監理室
出納審査事務	会計管理者の権限に属する事務を補助し、円滑な予算執行と健全な財政運用を推進するため、収入に関しては、速やかに財務会計システムへの読込作業を行い収納処理するとともに、支出に関しては、支出伝票を厳正に審査し、適正かつ正確な出納審査事務を行う。	H30以前～ R8以降	1,965	出納室
決算書作成事務	出納閉鎖後3ケ月後以内に決算書を調整し、法令に定める書類とあわせて市長へ提出する。	H30以前～ R8以降	241	出納室
公金管理事務	公金の適正かつ安全な管理を行い、関係各課の現金出納の検査を実施する	H30以前～ R8以降	ゼロ予算	出納室
厚狭地区複合施設維持管理業務	山陽総合事務所、保健センター、厚狭公民館及び厚狭図書館で構成する厚狭地区複合施設の管理を一元的に行い、安定した施設運営、維持管理を行う。	H30以前～ R8以降	27,476	地域活性化室

施 策 体 系 外 ・ 繰 出 金

保健センター空調機器更新事業	保健センターの空調機器は設置から25年が経過しており、修理部品の調達も困難となっている。また、老朽化に伴う故障も発生していることから、空調機器を更新する。	R2～R3	28,190	地域活性化室
保健センター2階集団指導室ワイヤレスマイク更新事業	2005年に電波法関連法令である無線設備規制において、無線設備のスプリアス発射（必要周波数帯の外側に発射される不要な電波）の強度の許容値が改正された。このため、規則に適合するよう、保健センター2階集団指導室のワイヤレスマイクを更新する。	R3～R3	95	地域活性化室
厚狭地区複合施設トイレ改修工事事業	厚狭地区複合施設のトイレについて、施設利用者が快適にトイレを利用できるように暖房・洗浄機能つき便座に取り替える。	R3～R3	2,365	地域活性化室
教育委員会事業	教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置されている。教育長と委員4人で組織し、定例会議を毎月1回開催（必要に応じ、別途、臨時会を開催）し、委員の合議により、教育に関する一般方針等を決定する。	H30以前～R8以降	3,179	教育総務課
教育委員会事務局事業	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会に事務局を置き、教育委員会の方針・決定の下に、教育長が事務の統括と職員の指揮監督を行い、具体の事務を行う。	H30以前～R8以降	2,364	教育総務課
教育長会議参加事業	都市教育長会は教育行政間の連携・協調を深めるために設立された、市教育長で構成する団体で、本市の教育長が全国・中国地区・山口県の各都市教育長会会議に参加し、共通の課題に解決の知恵を出し合い、最新動向や先進事例を学ぶ。	H30以前～R8以降	232	教育総務課
教育委員の資質・能力向上事業	教育長及び教育委員が、全国研修大会への参加や他自治体の視察等を行い、地域の実情や特性に応じた特色ある優れた施策についての意見交換や教育委員会のあり方等について研究協議等を行い、その職務遂行に必要な見識を深め資質・能力を向上させる。	H30以前～R8以降	252	教育総務課
学校施設等管理事業（産業廃棄物処理業務）	市の事業活動に伴って出た産業廃棄物については、環境衛生センターでは回収できないゴミである。そのため、産業廃棄物を処理することが可能な業者と委託契約を結び、適正な処理を実施する。	H30以前～R8以降	2,902	教育総務課
山陽小野田市教育振興基本計画策定事業	平成18年12月に教育基本法が改正され、地方公共団体は国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じた教育振興基本計画の策定に努めるよう規定された。本市においても、本計画を策定し山陽小野田市教育の方針を示す。	H30以前～R8以降	ゼロ予算	教育総務課
監査委員事務事業	事務事業全般にわたり、予算及び法令等に照らし、財務や管理、経営について適正かつ効率的、効果的な行政運営が図られているか、またその運営において、住民の福祉の増進と最少の経費による最大効果及び組織、運営の合理化が図られているかについて監査を実施する。	H30以前～R8以降	2,662	監査委員事務局
議会運営事務	議員報酬の支給、備品の管理、消耗品の購入、設備の修繕、公用車の維持管理など議会の運営に必要な事務を行う。	H30以前～R8以降	171,307	議会事務局
本会議、委員会運営事務	定例会と臨時会の本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会の運営を行い、議事録を作成する。	H30以前～R8以降	2,068	議会事務局

施 策 体 系 外 ・ 繰 出 金

議員活動支援事務	議員提出議案、意見書の作成支援や各種調査、研究に関する情報や資料の提供等議員の活動を支援する。	H30以前～R8以降	6,364	議会事務局
議長会等参画事務	市議会議長で構成する山口県市議会議長会や中国市議会議長会、全国市議会議長会等に加盟し、相互間の連絡、共通する問題協議及び処理を行う。	H30以前～R8以降	1,880	議会事務局
議会広報事業	議案に対する質疑や一般質問など、議会内での議論を市民に分かりやすく伝えるため、議会だよりを発行する。また、情報技術の発達も踏まえた多様な広報手段を活用し、議会の持つさまざまな情報を積極的に公開、発信する。	H30以前～R8以降	4,255	議会事務局
議会広聴事業	市民の多様な意見を的確に市政に反映させるため、さまざまな形で市民の意見を聞く機会を設け、実践する。	H30以前～R8以降	51	議会事務局
選挙管理委員会運営事業	選挙管理委員会の運営及び選挙人名簿、在外選挙人名簿の調製並びにこれに関係ある事務を管理する。	H30以前～R8以降	1,846	選挙管理委員会事務局
衆議院議員選挙事業	永久選挙人名簿により投票所入場券を有権者に配布する。公示日の翌日から期日前投票（3か所）及び不在者投票（市内・外病院等）を、選挙期日に投票（31か所）及び開票を行い、開票結果を県選挙管理委員会に報告する。	H30以前～R8以降	36,811	選挙管理委員会事務局
山口県知事選挙事業	永久選挙人名簿により投票所入場券を有権者に配布する。告示日の翌日から期日前及び不在者投票を、選挙期日に投票及び開票を行い、開票結果を県選挙管理委員会に報告する。	H30以前～R8以降	31,337	選挙管理委員会事務局
山陽小野田市長選挙事業	永久選挙人名簿により投票所入場券を有権者に配布する。告示日の翌日から期日前及び不在者投票を、選挙期日に投票、開票及び選挙会を行い、当選人を決定する。 公職選挙法の改正により、平成19年3月22日から市長選挙における選挙運動のために使用するビラの頒布が可能となっていたが、作成費の公費負担は見送っていた。平成31年3月1日から市議会議員選挙においても、選挙運動のために使用するビラを頒布することができるようになった。令和3年執行の市議会議員選挙が法改正後の初めての選挙であり、候補者のマニフェストを選挙人に広く確実に知らせるため、ビラを作成することが見込まれる。そのため、条例を改正し、この度の市長選挙からビラ作成費についても公費負担の対象とする。他の公費負担の基準額についても、国の法令の基準額に合わせ候補者の選挙運動費用の軽減を図り選挙運動の活性化を促す。	H30以前～R8以降	22,164	選挙管理委員会事務局
山陽小野田市議会議員選挙事業	永久選挙人名簿により投票所入場券を有権者に配布する。告示日の翌日から期日前及び不在者投票を、選挙期日に投票、開票及び選挙会を行い、当選人を決定する。 公職選挙法の改正により、平成31年3月1日から市議会議員選挙において、選挙運動のために使用するビラを頒布することができるようになった（市長選挙においては平成19年3月22日から頒布が可能）。令和3年執行の市議会議員選挙が法改正後の初めての選挙であり、候補者のマニフェストを選挙人に広く確実に知らせるため、ビラを作成することが見込まれる。そのため、条例を改正し、ビラ作成費についても公費負担の対象とする。他の公費負担の基準額についても、国の法令の基準額に合わせ候補者の選挙運動費用の軽減を図り選挙運動の活性化を促す。	H30以前～R8以降	57,888	選挙管理委員会事務局

施 策 体 系 外 ・ 繰 出 金

期日前投票所増設事業 （赤崎公民館）	投票率が低迷している小野田地区南部の選挙人の利便性を高めるため、期日前投票所を赤崎公民館に増設する。当地区への設置については、山陽地区の期日前投票所2か所に対し小野田地区が1か所である公平化を図る目的もある。 ※R１年参議院議員通常選挙選挙平均投票率45.96%、小野田地区南部の投票率43.20% 地元市民からの要望もあり、公民館内のネットワークが使用でき初期設置費用も抑えられるため、令和3年の市議会議員選挙から開設する。	R2～ R8以降	1,847	選挙管理委員会事務局
期日前投票所増設事業 （大型商業施設）	全国的に、選挙人の利便性を高めるため、人が多く集まる大型商業施設等に期日前投票所を開設する自治体が増えている。本市においても、投票率が低い若年層が多く集まる大型商業施設（おのだサンパーク）に期日前投票所を増設し、選挙人の利便性を高める。開設時期は、事業費の９分の5を国会議員選挙費国庫委託金での補塡が見込まれ、選挙執行時期が確定している令和４年参議院議員通常選挙からとする。	R3～ R8以降	300	選挙管理委員会事務局
投票所入場券印刷アウトソーシング事業	投票所入場券の印刷・封入作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならず、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバースターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内５市２町による住民情報系システムの共同調達（やまぐち自治体クラウド）において、帳票印刷・封入サービスの委託を行う。	R2～ R8以降	1,272	選挙管理委員会事務局

第二次山陽小野田市総合計画
令和３年度実施計画

山陽小野田市企画部企画課
〒756-8601
山口県山陽小野田市日の出一丁目１番１号